

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の趣旨に基づいて、洪水又は、雨水出水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する目的をもって、また、地震による堤防等の損傷又は津波が発生した場合における水災による被害を軽減する目的をもって、徳島県下の各河川、海岸並びに港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防機関等の活動、水防管理団体相互間の協力応援並びに水防に必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退に関する事項を定め、これらの調整及び円滑な実施を図ろうとするものである。

指定水防管理団体は、この計画に応じて、水防計画を定めなければならない。

第2節 用語の定義

徳島県水防本部	県内における水防を統括するために、第2章第1節1（1）に定める場合に県土整備部内に設置される機関（以下「水防本部」という。）をいう。
水防管理団体	法第2条第2項の規定により、水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
指定水防管理団体	法第4条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。（昭和61年12月12日県告示第876号）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長等をいう。
水防団	消防組織法第9条に規定する消防機関及び法第5条、法第6条に規定する水防団をいう。
水防団長	水防機関のそれぞれの長（消防本部をおく市町村にあつては消防長、その他の市町村にあつては消防団の長、水防団にあつては水防団長）をいう。
水防協力団体	法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又は特定非営利活動法人であつて、水防管理者が指定したものをいう。
洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位又は流量（国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周

	<p>知らせるために行う発表（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報）をいう。</p>
水防警報	<p>国土交通大臣又は都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波又は高潮によって重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう。</p>
洪水浸水想定区域	<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する、当該河川の想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。</p>
洪水予報河川	<p>法第10条第2項又は法第11条第1項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう。</p>
水位周知河川 (水位情報周知河川)	<p>法第13条第1項又は第2項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう。</p>
水防警報河川	<p>法第16条第1項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう。</p>
水防団待機水位 (通報水位)	<p>洪水又は高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるとときに水防管理者又は量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり、水防警報河川において水防警報（水防団の準備）を発表する基準となる水位をいう。</p>
氾濫注意水位 (警戒水位)	<p>水防団待機水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるとときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり、洪水予報河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発表する基準となる水位をいう。</p>
避難判断水位	<p>氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。</p>

氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお、水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
水防体制	水防団の活動について、次の4段階の体制をいう。 ア 待機 水防団の足留めを行う体制 イ 準備 水防資器材の点検、水門等の開閉の準備、水防団の幹部等の出動を行いうる体制 ウ 出動 水防団が出動する体制 エ 解除 水防活動の終了

第3節 水防の責任と義務

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の水防責任（法第3条の6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。
具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 県水防計画の作成（法第7条第1項）
- (2) 水防信号の制定（法第20条第1項）
- (3) 洪水等により危険が切迫した場合における立退きの指示（法第29条）
- (4) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
- (5) 指定水防管理団体における水防団員の定員の基準の規定（法第35条）
- (6) 洪水予報の実施（法第11条第1項）
- (7) 氾濫警戒情報の通知及び周知（法第13条第2項）
- (8) 水防警報の実施（法第16条第1項）
- (9) 水防上緊急を要する際の水防管理者等への指示（法第30条）
- (10) 水防に関し必要な報告の聴取（法第47条第2項）
- (11) 水防に関し必要な勧告・助言（法第48条）
- (12) 水防倉庫の設置及び水防資器材の備蓄
- (13) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

2 市町村の水防責任（法第3条）

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、水防法の規定に従い、水防組織を整備し、水防施設、器具、資材等を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為に加え、具体的な水防活動等水防全般に関し、その責任を有する。

3 地元住民の水防義務（法第24条）

水防管理者、水防団長等は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水又は、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際にも、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・隊長又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・隊長は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・隊長は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防体制

第1節 県の水防体制

1 水防本部

(1) 設置時期

県は、気象業務法第15条及び法第10条第2項の規定により、徳島地方気象台長若しくは徳島地方気象台長と国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所（以下「徳島河川国道事務所」という。）所長及び国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「那賀川河川事務所」という。）所長の共同による気象状況の通知を受けて、「洪水等による危険があると知事が認めたとき」は、水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

水防本部が設置されるまでの間は、河川整備課において連絡業務を行う。

県土整備部関係各課長は別に定めるところに基づき、気象状況による判断により、課員を待機させ、非常配備体制を整えるものとする。

(2) 解散時期

災害対策本部が設置されたとき（災害対策本部に統轄される。）及び統監が状況判断し解散を命じたときとする。

(3) 設置及び解散の連絡系統

水防本部が設置及び解散されたときは、河川整備課（水防本部設置後は河川班，以下同じ。）は県土整備部関係各課（水防本部設置後は水防本部各班）及び危機管理部とくしまゼロ作戦課に連絡するとともに、徳島地方気象台，徳島河川国道事務所，那賀川河川事務所，及び水防下部組織に連絡するものとする。

連絡を受けた水防下部組織は、市町村に連絡するものとする。

連絡系統は、第4章第1節3に準ずる。

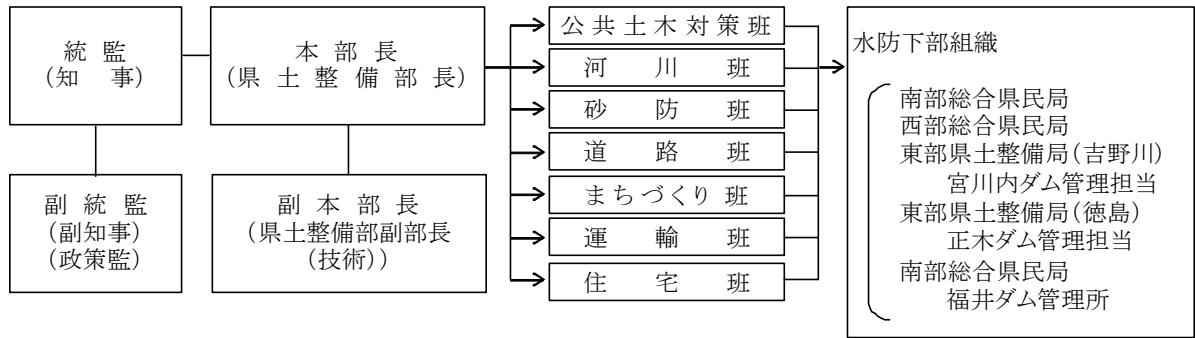
2 水防本部の組織

(1) 水防本部の編成

水防業務の統括業務処理にあたり水防本部を県庁（県土整備部内）におくものとし、その編成は次のとおりとする。

なお、統監不在のときは副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

水防本部の編成（班長＝関係各課長）



(2) 各班の任務

水防本部各班員は気象状況に注意し、水防本部の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。

水防本部各班は各関係課員をもって充て、本部長の指揮を受け水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

水防本部各班の任務

班名	班長	任務
公共土木対策班	砂防防災課長	部内の連絡調整に関する事項 各班相互の協力、応援に関する事項 連絡用自動車の配車に関する事項 他の班に属さない事項
河川班	河川整備課長 流域水管理課長	河川、海岸施設の水防に関する事項 水位雨量等観測資料の収集連絡に関する事項 水防警報等の受報発報に関する事項 水防無線に関する事項 ダムからの情報收受、分析集計等に関する事項 ダムへの各種連絡等に関する事項
砂防班	砂防防災課長	砂防施設、地すべり及び急傾斜地関係の水防に関する事項 被害状況のとりまとめに関する事項
道路班	道路整備課長	道路、橋梁の水防に関する事項 水防時における通行路線の決定、交通不能箇所調査に関する事項
まちづくり班	都市計画課長	都市計画施設の水防に関する事項
運輸班	運輸政策課長	港湾、海岸施設の水防に関する事項 港湾区域の潮位、風向、風速、波高（推定）の資料収集連絡に関する事項 災害輸送用船舶の確保に関する事項
住宅班	営繕課長 住宅課長	応急仮設住宅の建築に関する事項

(3) 水防下部組織及び任務

総合県民局，東部県土整備局（以下「総合県民局等」という。）においてはそれぞれの地域の特性，規模及び任務に応じた水防体制を編成し，あらかじめ県土整備部長に報告しておくものとする。

水防下部組織は常に気象，水位の状況等に注意して水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

水防下部組織の名称・位置及び担当区域

事務所名		位置	担当区域
南 部 総 合 県民局	阿南庁舎 0884-24-4210	阿南市富岡町あ王谷 4 6	阿南市
	那賀庁舎 0884-62-0069	那賀郡那賀町吉野 字弥八かへ6 4 - 1	那賀郡
	美波庁舎 0884-74-7411	海部郡美波町奥河内 字弁財天1 7 - 1	海部郡
西 部 総 合 県民局	美馬庁舎 0883-53-2211	美馬市脇町猪尻 字建神社下南7 3	美馬市，美馬郡つるぎ町
	三好庁舎 0883-76-0603	三好市池田町字マチ 2 4 1 5	三好市，三好郡東みよし町
東部県土整備局(徳島) 088-653-8811		徳島市南末広町6 - 3 6 総合土木庁舎	徳島市，鳴門市，小松島市，名東郡， 勝浦郡，名西郡神山町，板野郡松茂町 ・北島町・藍住町・板野町，徳島小松 島港，今切港，長原漁港
東部県土整備局(吉野川) 0883-26-3711		吉野川市川島町宮島 字7 3 6 - 1	吉野川市，阿波市，名西郡石井町， 板野郡上板町
東部県土整備局(吉野川) 宮川内ダム管理担当 088-695-2035		阿波市土成町宮川内字 平間 5 8	宮川内谷川のみ（阿波市，板野郡 板野町，上板町）
東部県土整備局(徳島) 正木ダム管理担当 08854-5-0311		勝浦郡上勝町正木字藤 ノ内	勝浦川のみ（徳島市，小松島市，勝浦 郡勝浦町，上勝町）
南部総合県民局福井ダム 管理所 0884-34-2100		阿南市福井町鉦打	福井川のみ（阿南市）

3 非常配備

水防本部各班は、常時勤務から非常配備体制への切換を确实迅速に行うとともに勤務員を適当に交代休養させ、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

総合県民局等は水防本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて水防本部と協議の上、非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは、すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。

非常配備の要領

配備区分	配備時期	配備内容
第1非常体制	1. 大雨注意報等が発表され相当な災害の発生が予想される時又は、台風が本県に接近する恐れがある時。 2. 徳島県に津波注意報が発表された時。	必要最小限の職員を配備
第2非常体制	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいた時 4. 徳島県に津波警報が発表されたとき	必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備
第3非常体制	事態が切迫し、危険性が大で第2非常体制では処理しかねると認められたとき。	県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員に準じ配備

第2節 水防管理団体の水防体制

1 水防管理団体の水防組織

水防管理団体（市町村）の水防組織は県の水防組織に準じて市町村水防計画に定めなければならない。

第一線の水防団の活動については、4段階の水防体制（待機、準備、出動及び解除）によるものとする。各段階の体制につく時期は、第5章第4節による。

水防管理団体（市町村）の水防計画については、第12章による。

2 県内の水防管理団体（◎指定水防管理団体）

平成31年4月1日現在

関係土木 事務所名	水防管理 団体名	分団 班数	水防 (消防) 団員数	想定される危険河川、海岸、港湾				指定年月日
				河川数	海岸・ 港湾数	計	危険 箇所数	
南 部 総合県民局	◎阿南市	69	1,456	6		6	36	S61.12.12
	那賀町	34	613	11		11	15	
	◎牟岐町	8	192	3		3	4	S61.12.12
	◎美波町	16	291	6		6	13	H18.03.31
	◎海陽町	24	473	8		8	21	H18.03.31
小計	◎ 4 1	151	3,025	34	0	34	89	
西 部 総合県民局	◎美馬市	24	714	21		21	42	H17.03.01
	◎三好市	54	1,277	9		9	18	H18.03.01
	◎つるぎ町	18	273	4		4	11	H17.03.01
	◎東みよし町	17	389	5		5	13	H18.03.01
小計	◎ 4	113	2,653	39	0	39	84	
東部県土 整備局 (徳島)	◎徳島市	19	627	9	1	10	30	S61.12.12
	◎鳴門市	46	976	6		6	16	S61.12.12
	◎小松島市	22	410	12	1	13	33	S61.12.12
	◎勝浦町	11	247	1		1	3	S61.12.12
	◎北島町	5	100	2		2	13	S61.12.12
	◎神山町	6	344	1		1	3	S61.12.12
	◎藍住町	7	99	2		2	7	S61.12.12
	佐那河内村	8	159	4		4	4	
	上勝町	6	211	0		0	0	
	◎板野町	4	109	3		3	5	S61.12.12
	◎松茂町	5	99	3	1	4	8	S61.12.12
小計	◎ 9 2	139	3,381	43	3	46	122	
東部県土 整備局 (吉野川)	◎吉野川市	34	677	25		25	37	H16.10.01
	◎阿波市	31	564	11		11	26	H17.04.01
	◎石井町	5	340	5		5	7	S61.12.12
	◎上板町	6	117	3		3	4	S61.12.12
小計	◎ 4	76	1,698	44	0	44	74	
合計	◎ 21 3	479	10,757	延べ数 160	3	延べ数 163	369	

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等

1 重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所，及び県管理河川において定める重要水防区域（以下「重要水防区域等」という。）は，堤防の決壊，漏水，川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり，洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は，各管理河川における重要水防区域等を定め，これを水防管理団体に周知徹底することにより，水防活動に対し一定の指針を与えることとする。

2 重要水防区域等の活用

水防管理団体は，各重要水防区域等に係る関係区域（地区名〔戸数，住民数〕等）を把握し，また危険な場合における措置（担当水防団〔人数〕，避難場所〔収容能力〕等）を適正に定めることにより，洪水時における水防活動，住民の避難等対応方法を明確にし，もって被害発生抑制に努めること。

また，随時重要水防区域等の巡視を行うとともに，特に出水期前においては河川管理者及び水防団等と合同で巡視を行い，重要水防区域等の実態の把握に努め，洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資すること。

3 重要水防区域の管理等

総合県民局及び東部県土整備局は，管内の県管理河川における重要水防区域について台帳を作成し，適正に管理すること。

特に，出水期を経過したのちは当該年度における河川改修の進捗状況や被災状況等を調査し，この結果に基づき最新の内容に更新することとする。

第2節 重要水防区域等設定の基準

1 国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成18年10月16日 国河治第97号

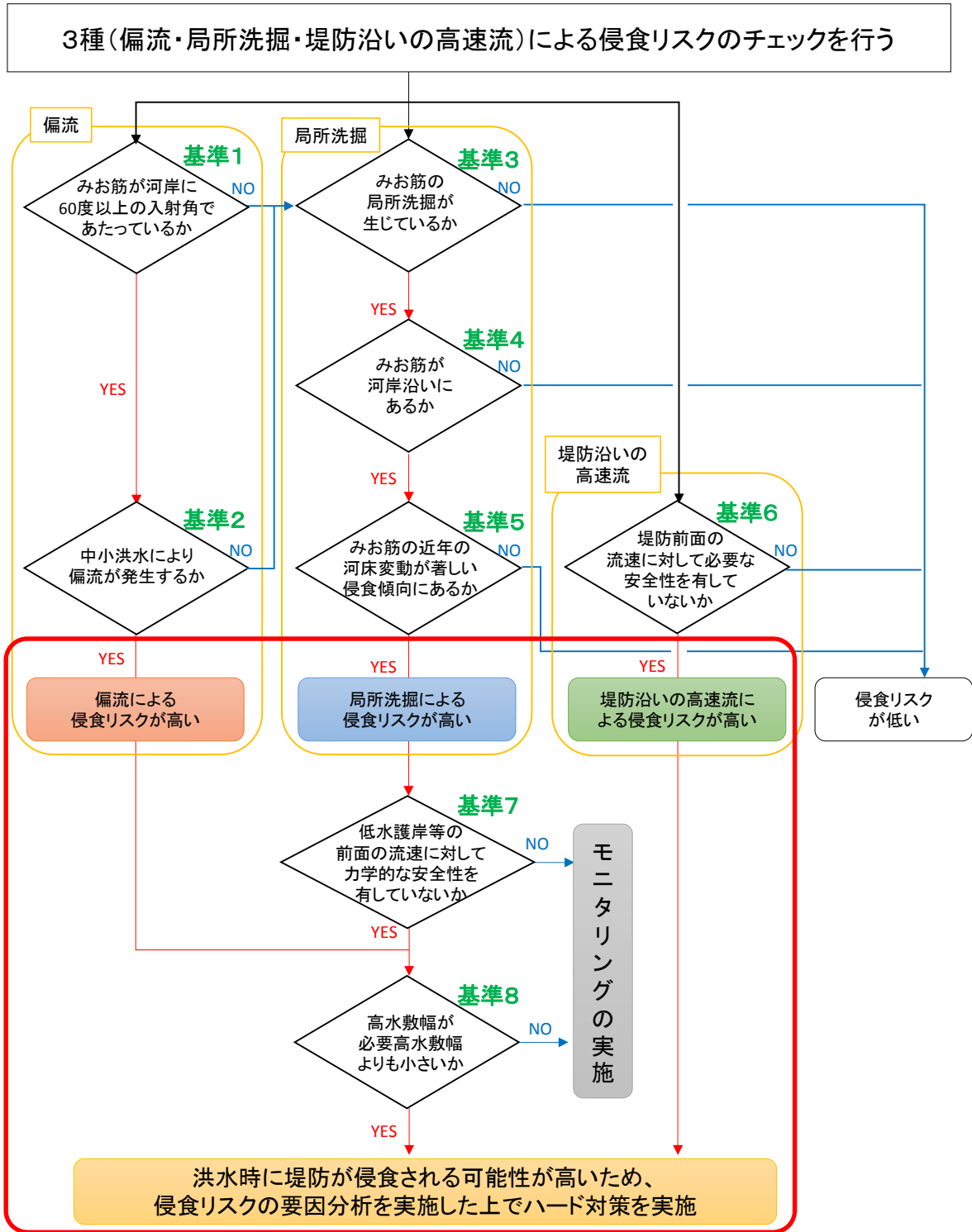
種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

侵食リスクが高い箇所における重要水防箇所認定方法の補足

水衝部であり、洗掘が確認されている箇所については重要水防箇所評定基準の水衝・洗掘の重要度AまたはBに該当する。

このうち、下記のフローに従い河道管理検討会において洪水時に堤防が侵食される可能性が高く、ハード対策を実施すべきと位置づけた箇所についてはAランクとする。



2 県管理河川

徳島県管理河川重要水防区域評価基準

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知
最終改正：平成18年11月2日 河第398号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。</p> <p>-----</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p> <p>-----</p> <p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。</p>	
堤 防 断 面	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</p>	
洪 水 痕 跡	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間においては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。</p>	
法 崩 れ ・ す べ り	<p>法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</p>	
漏 水	<p>漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。</p> <p>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第3節 重要水防区域等総括表

1 河川別重要水防区域総括表

(平成31年4月1日現在)

主なる河川、 海岸、港湾別	事務所名	箇所数	重要水防区域 の延長 (m)	水防上最も重要な 区間の延長 (m) A
吉野川	東部県土整備局 (徳島)	9	19,367	2,400
	東部県土整備局 (吉野川)	18	29,708	3,890
	西部総合県民局 (美馬)	15	14,139	4,724
	西部総合県民局 (三好)	9	10,951	10,951
	小計	51	74,165	21,965
那賀川 (派川那賀川含む)	南部総合県民局 (阿南)	15	25,535	7,517
	南部総合県民局 (那賀)	6	1,616	1,206
	小計	21	27,151	8,723
桑野川	南部総合県民局 (阿南)	12	12,692	1,674
旧吉野川	東部県土整備局 (徳島)	28	34,354	29,549
	東部県土整備局 (吉野川)	1	200	0
	小計	29	34,554	29,549
今切川	東部県土整備局 (徳島)	15	11,904	4,526
園瀬川	東部県土整備局 (徳島)	7	4,570	1,300
鮎喰川	東部県土整備局 (徳島)	7	3,000	800
宮川内谷川	東部県土整備局 (徳島)	1	2,400	1,500
	東部県土整備局 (吉野川)	2	1,100	500
	小計	3	3,500	2,000
新池川	東部県土整備局 (徳島)	1	100	0
穴吹川	西部総合県民局 (美馬)	7	3,700	1,800
貞光川	西部総合県民局 (美馬)	7	2,600	1,600
勝浦川	東部県土整備局 (徳島)	6	1,518	630
天王谷川	東部県土整備局 (徳島)	2	200	200
立江川	東部県土整備局 (徳島)	5	520	120
田野川	東部県土整備局 (徳島)	2	868	868
撫養川	東部県土整備局 (徳島)	1	130	0
井口谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	150	0
高瀬谷川	西部総合県民局 (美馬)	1	1,400	0
三谷川	西部総合県民局 (美馬)	2	600	0
半田川	西部総合県民局 (美馬)	1	200	200
その他河川	各総合県民局 東部県土整備局	179	177,482	76,623
海岸・港湾	東部県土整備局 (徳島)	4	3,170	0
合計		364	364,174	152,578

2 局別重要水防区域総括表

国は国土交通省管理
 県は徳島県管理
 市町村は市町村管理

事務所名		重要水防区域						関係区間		危険な場合の措置					
		箇所数	延長 (m)	水防上最も 重要な区間 A (m)	水防上 重要な区間 B (m)	要注意 区間 (m)	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防 団員数	収用能力 (人)					
南 部 総 合 局 民 局	阿南庁舎	国	23	37,927	8,891	25,787	3,249	12,364	29,512	1,041	14,450				
		県	13	4,453	2,250	1,983	220								
	那賀庁舎	国	1	200	0	0	200								
		県	13	5,106	3,906	1,170	30								
		市町村	1	150	0	150	0					479	1,407	237	2,780
	美波庁舎	県	38	14,500	9,100	5,400	0					1,985	4,067	467	6,338
	西 部 総 合 局 民 局	美馬庁舎	国	15	14,139	4,724	6,827					2,588	2,745	7,563	742
県			29	12,393	4,643	7,750	0								
市町村			10	5,240	2,840	2,400	0								
三好庁舎		国	9	10,951	10,951	0	0								
		県	20	10,450	2,100	8,350	0	3,060	6,758	667	9,140				
東 部 土 整 備 局	徳島庁舎	国	52	65,625	36,475	29,150	0	36,880	88,145	2,214	48,600				
		県	65	31,229	10,588	18,643	1,998								
		市町村	1	1,000	1,000	0	0								
	吉野川庁舎	国	19	29,908	3,890	25,599	419								
		県	46	116,883	49,780	67,103	0								
		市町村	9	4,020	1,440	2,580	0					19,069	59,560	1,439	27,510
合 計	国	119	158,750	64,931	87,363	6,456	76,582	197,012	6,807	121,863					
	県	224	195,014	82,367	110,399	2,248									
	市町村	21	10,410	5,280	5,130	0									
	計	364	364,174	152,578	202,892	8,704									

(平成31年4月1日現在)

3 重要水防区域一覧表

付表－5 参照

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する警報及び注意報

(種類及び発表基準について)

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を徳島河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報、注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 津波警報	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。 (なお、「大津波警報」の名称で発表する)
	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

(注) 発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

*1 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報は下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表する。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm(※2)以上となった格子のみをカウント対象とする)。

土壌雨量指数(※1)：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm(※2)：1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。

*2 台風等を要因とする特別警報の指標

指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

雨に関する徳島県の50年に一度の値一覧（平成30（2018）年10月1日現在）

注1）略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)，R03：3時間降水量(mm)，SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2）「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3）R48，R03，SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注4）特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5）特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	市町村等 (二次細分区域)	R48	R03	SWI
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市	728	211	360
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	鳴門市	568	166	308
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	小松島市	711	227	345
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	松茂町	578	180	317
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	北島町	606	183	329
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	藍住町	624	187	336
徳島県	徳島県	北部	徳島・鳴門	板野町	612	189	331
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	吉野川市	701	195	355
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	阿波市	574	180	317
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	美馬市脇・美馬・穴吹	608	162	317
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	石井町	659	197	348
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	上板町	632	195	340
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	つるぎ町半田・貞光	638	158	322
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	美馬市木屋平	1026	229	445
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	佐那河内村	950	228	429
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	神山町	932	220	419
徳島県	徳島県	北部	美馬南部・神山	つるぎ町一字	837	184	386
徳島県	徳島県	北部	三好	三好市	660	162	323
徳島県	徳島県	北部	三好	東みよし町	540	140	278
徳島県	徳島県	南部	阿南	阿南市	716	228	345
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	勝浦町	1038	235	443
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	上勝町	1212	249	490
徳島県	徳島県	南部	那賀・勝浦	那賀町	1122	249	465
徳島県	徳島県	南部	海部	牟岐町	875	257	385
徳島県	徳島県	南部	海部	美波町	805	262	375
徳島県	徳島県	南部	海部	海陽町	1102	270	453

大雨警報発表基準

平成 29 年 7 月 7 日現在

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	徳島・鳴門	徳島市	2.3	155
		鳴門市	1.7	143
		小松島市	1.8	155
		松茂町	2.3	—
		北島町	2.3	—
		藍住町	2.3	—
		板野町	2.3	143
	美馬北部・阿北	吉野川市	2.0	139
		阿波市	2.2	109
		美馬市脇・美馬・穴吹	1.7	113
		石井町	2.2	152
		上板町	2.5	149
		つるぎ町半田・貞光	1.7	113
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	2.0	162
		佐那河内村	1.8	152
		神山町	1.8	142
		つるぎ町一字	1.8	146
三好	三好市	1.6	110	
	東みよし町	1.6	110	
南部	阿南	阿南市	2.2	149
	那賀・勝浦	勝浦町	2.4	174
		上勝町	2.4	152
		那賀町	2.5	172
	海部	牟岐町	2.7	200
		美波町	2.7	169
海陽町		3.0	197	
<p>【備考】 *基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p>				

大雨注意報発表基準

平成 30 年 5 月 30 日現在

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北部	徳島・鳴門	徳島市	1 3	124
		鳴門市	1 1	114
		小松島市	1 2	120
		松茂町	1 0	124
		北島町	1 3	124
		藍住町	1 3	127
		板野町	1 3	114
	美馬北部・阿北	吉野川市	7	111
		阿波市	9	87
		美馬市脇・美馬・穴吹	7	90
		石井町	1 3	121
		上板町	1 0	119
		つるぎ町半田・貞光	7	90
	美馬南部・神山	美馬市木屋平	1 5	129
		佐那河内村	1 3	121
		神山町	1 2	113
		つるぎ町一字	1 3	116
	三好	三好市	1 0	88
東みよし町		8	88	
南部	阿南	阿南市	1 5	119
	那賀・勝浦	勝浦町	1 5	139
		上勝町	1 7	121
		那賀町	1 8	137
	海部	牟岐町	1 8	160
		美波町	1 5	135
海陽町		2 1	157	
<p>【備考】 *基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p>				

洪水警報発表基準

平成 30 年 9 月 6 日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報による基準
北部	徳島・鳴門	徳島市	今切川流域=8.8, 鮎喰川流域=38.7, 飯尾川流域=22.1, 八多川流域=13.3, 園瀬川流域=19.2, 新町川流域=9.6	鮎喰川流域=(8, 33.1), 飯尾川流域=(8, 19.4), 八多川流域=(8, 11.9), 園瀬川流域=(8, 17.2), 新町川流域=(8, 8.6)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十] 勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
		鳴門市	旧吉野川流域=34.9, 撫養川流域=9.8	— 撫養川流域=(10, 4.9)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		小松島市	太田川流域=10.4, 立江川流域=13.7	—	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
		松茂町	旧吉野川流域=36.3, 今切川流域=10.4	旧吉野川流域=(8, 34)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		北島町	旧吉野川流域=34.2, 今切川流域=8.3	— 今切川流域=(8, 7.8)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		藍住町	旧吉野川流域=33.5	—	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		板野町	旧吉野川流域=28.7, 宮川内谷川流域=25.9	宮川内谷川流域=(10, 23.3)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
	美馬 北部・阿北	吉野川市	江川流域=6.4, ほたる川流域=5.8, 川田川流域=25.5, 飯尾川流域=11.8, 三谷川流域=6.9	ほたる川流域=(5, 3.2), 川田川流域=(5, 22.9), 飯尾川流域=(5, 7.9), 吉野川流域=(7, 113.8)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤) ・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		阿波市	熊谷川流域=6.5, 九頭宇谷川流域=9.9, 柿ノ木谷川流域=6.8	熊谷川流域=(7, 5.7), 吉野川流域=(7, 114.1)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤) ・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		美馬市脇・美馬・穴吹	曾江谷川流域=22.7, 穴吹川流域=39.1, 大谷川流域=4.2, 井口谷川流域=8, 中島川流域=5.6,	—	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
		石井町	飯尾川流域=22	— 飯尾川流域=(6, 19.2)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		上板町	宮川内谷川流域=20.2, 大山谷川流域=8, 泉谷川流域=9.7	—	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		つるぎ町半田・貞光	貞光川流域=23, 半田川流域=11.7	貞光川流域=(5, 20.7) 半田川流域=(13, 10.5) 吉野川流域=(5, 105.3)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
		美馬 南部・神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=23.5	—
	佐那河内村	嵯峨川流域=15, 園瀬川流域=15.6	—	—	
	神山町	鮎喰川流域=35.7	—	—	
	つるぎ町一字	貞光川流域=23.6	—	—	
	三好	三好市	河内谷川流域=10.8, 井ノ内谷川流域=7.9, 鮎苦谷川流域=13.1, 馬路谷川流域=11.4, 銅山川(伊予川)流域=50.3, 白川谷川流域=11.8, 松尾川流域=17.9	吉野川流域=(5, 57.5)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
		東みよし町	山口谷川流域=6.5, 加茂谷川流域=9.6, 小川谷川流域=13.6, 大藤谷川流域=7	大藤谷川流域=(5, 6.3), 吉野川流域=(5, 58)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]

洪水 注意 報発 表基 準	阿南	阿南市	桑野川流域=25.2, 打樋川流域=13.7, 南川流域=9.8, 福井川流域=17.8, 椿川流域=8.8 岡川流域=10.2	那賀川流域=(10, 59.5), 桑野川流域=(10, 23.5), 福井川流域=(18, 9.9), 椿川流域=(10, 7.9)	那賀川 [古庄(上流)・古庄(下流)]	
	那賀・勝浦	勝浦町	坂本川流域=12, 勝浦川流域=41.1	坂本川流域=(12, 10.8)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]	
		上勝町	旭川(北谷川)流域=18.1, 杉地川流域=11	—	—	
		那賀町	那賀川流域=63, 坂州木頭川流域=45.8, 丈ヶ谷川流域=13.7, 海川谷川流域=20, 出原谷川流域=8.4, 南川流域=24.5, 摺谷川流域=13	那賀川流域=(12, 56.7), 南川流域=(12, 22)	—	
	海部	牟岐町	橋川流域=20.4	—	—	
		美波町	赤松川流域=19.4, 日和佐川流域=31.2	日和佐川流域=(12, 31.1)	—	
		海陽町	海部川流域=46, 相川流域=17.8, 王余魚谷川流域=9.8, 宍喰川流域=23.3, 母川流域=14.1	— 海部川流域=(12, 41.4), 宍喰川流域=(12, 20.9)	—	
	*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表しています。					
	【備考】					
	*基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の市内町村等の基準値は空欄としている。					
*基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。						
*欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数基準〇〇以上」を意味する。						
*欄中、「〇〇川流域=△△, 〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。						
*「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。						
*基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。						

洪水注意報発表基準

平成 30 年 9 月 6 日現在

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報による基準
徳島 ・ 鳴門	徳島市	徳島市	今切川流域=7, 鮎喰川流域=30.9, 飯尾川流域=17.6, 八多川流域=10.6, 園瀬川流域=15.3, 新町川流域=7.6	今切川流域=(5, 7), 鮎喰川流域=(5, 29.8), 飯尾川流域=(5, 17.5), 八多川流域=(5, 10.6), 園瀬川流域=(8, 15.3), 新町川流域=(5, 5.5), 勝浦川流域=(9, 31.4)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十], 勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
		鳴門市	旧吉野川流域=27.9, 撫養川流域=7.8	旧吉野川流域=(9, 27.9), 撫養川流域=(5, 4.4)	—
		小松島市	太田川流域=8.3, 立江川流域=10.9	太田川流域=(6, 7.7), 立江川流域=(6, 8.7), 勝浦川流域=(9, 31.5)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
		松茂町	旧吉野川流域=29, 今切川流域=8.3	旧吉野川流域=(5, 29)	—
		北島町	旧吉野川流域=27.3, 今切川流域=6.6	旧吉野川流域=(9, 21.8), 今切川流域=(5, 6.6)	—
		藍住町	旧吉野川流域=26.8	—	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]

北部		板野町	旧吉野川流域=22.9, 宮川内谷川流域=20.7	旧吉野川流域=(6, 22.9), 宮川内谷川流域=(6, 20.7)	—
	美馬 北部 ・ 阿北	吉野川市	江川流域=5.1, ほたる川流域=4.6, 川田川流域=20.4, 飯尾川流域=9.4, 三谷川流域=5.5	江川流域=(5, 5.1), ほたる川流域=(5, 2.9), 川田川流域=(5, 20.4), 飯尾川流域=(5, 7.1), 三谷川流域=(6, 4.4), 吉野川流域=(7, 72.9)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤) ・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		阿波市	熊谷川流域=5.2, 九頭字谷川流域=7.9, 柿ノ木谷川流域=5.4	熊谷川流域=(5, 5.1), 柿ノ木谷川流域=(5, 5.4), 吉野川流域=(7, 73.1)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)・岩津(無堤) ・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		美馬市脇・美馬 ・穴吹	曾江谷川流域=18.1, 穴吹川流域=31.2, 大谷川流域=3.3, 井口谷川流域=6.4, 中鳥川流域=4.4	—	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
		石井町	飯尾川流域=17.6	飯尾川流域=(5, 17.3)	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		上板町	宮川内谷川流域=16.1, 大山谷川流域=5.6, 泉谷川流域=6.8	—	吉野川 [岩津(無堤)・岩津(有堤)・中央橋・第十]
		つるぎ町半田・ 貞光	貞光川流域=18.4, 半田川流域=9.3	貞光川流域=(5, 14.7), 半田川流域=(5, 7.4), 吉野川流域=(5, 67.1)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
	美馬 南部 ・ 神山	美馬市木屋平	穴吹川流域=18.8	—	—
		佐那河内村	嵯峨川流域=10.5, 園瀬川流域=12.4	園瀬川流域=(10, 9.9)	—
		神山町	鮎喰川流域=28.5	鮎喰川流域=(6, 28.5)	—
		つるぎ町一字	貞光川流域=18.8	—	—
	三好	三好市	河内谷川流域=8.6, 井ノ内谷川流域=6.3, 鮎苦谷川流域=10.4, 馬路川流域=9.1, 銅山川(伊予川)流域=40.2, 白川谷川流域=9.4, 松尾川流域=14.3	吉野川流域=(5, 51.8)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
		東みよし町	— 山口谷川流域=5.2, 加茂谷川流域=7.6, 小川谷川流域=10.8, 大藤谷川流域=5.6	加茂谷川流域=(5, 7.6) 大藤谷川流域=(5, 5.6) 吉野川流域=(5, 52.2)	吉野川 [池田(無堤)・池田(有堤)]
	南部	阿南	阿南市	桑野川流域=20.1, 打樋川流域=9.3, 南川流域=7.8, 福井川流域=10.4, 椿川流域=7, 岡川流域=7.1	那賀川流域=(10, 27.4), 桑野川流域=(6, 20.1), 打樋川流域=(10, 7.4), 南川流域=(6, 7.8), 福井川流域=(6, 8.9), 椿川流域=(10, 5.6)
那賀 ・ 勝浦		勝浦町	— 坂本川流域=9.6, 勝浦川流域=28.8	坂本川流域=(12, 7.7)	勝浦川水系勝浦川 [横瀬・江田]
		上勝町	旭川(北谷川)流域=12.7, 杉地川流域=7.7	—	—
		那賀町	那賀川流域=50.4, 坂州木頭川流域=36.6, 丈ヶ谷川流域=10.9, 海川谷川流域=16, 出原谷川流域=6.7, 南川流域=19.6, 榎谷川流域=10.4	那賀川流域=(12, 40.3), 南川流域=(12, 15.7)	—

海部	牟岐町	橘川流域=16.3	橘川流域=(7, 16.3)	—
	美波町	赤松川流域=15.5, 日和佐川流域=20.2	赤松川流域=(7, 15.5), 日和佐川流域=(12, 16.2)	—
	海陽町	海部川流域=36.8, 相川流域=14.2, 王余魚谷川流域=7.8, 穴喰川流域=18.6, 母川流域=9.9	海部川流域=(7, 36.8), 相川流域=(12, 11.4), 王余魚谷川流域=(7, 7.8), 穴喰川流域=(7, 16.4)	—
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。				
<p>【備考】</p> <p>基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の市内町村等の基準値は空欄としている。</p> <p>*複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。</p> <p>*基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p> <p>*欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。</p> <p>*欄中、「○○川流域=△△, ○○」は、「○○川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数○○以上」を意味する。</p> <p>*欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、「○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。</p> <p>*基準が設定されていない市内町村等については、その欄を“—”で示している。</p>				

高潮警報・注意報発表基準

平成 22 年 5 月 27 日現在

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位基準		
			警報	注意報	
北部	徳島・鳴門	徳島市	1.9m	1.4m	
		鳴門市	(瀬戸内側)	2.0m	1.4m
			(紀伊水道側)	2.0m	1.4m
		小松島市	1.8m	1.4m	
		松茂町	1.8m	1.4m	
北島町	1.9m	1.4m			
南部	阿南	阿南市	2.0m	1.4m	
	海部	牟岐町	2.0m	1.4m	
		美波町	1.8m	1.4m	
		海陽町	2.4m	1.4m	
<p>【備考】</p> <p>*基準値における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p> <p>*潮位は一般の高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。</p>					

< 参考 >

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には，現在降っている雨だけでなく，これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており，土壌雨量指数は，降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを，タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は，各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。土砂災害発生危険度を判定した結果は「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で確認できます

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数は，地面の被覆状況や地質，地形勾配などを考慮して，降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを，タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は，気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により，どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し，さらに河川に沿って流れ下る量を，タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は，各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。浸水害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できます。

大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、特別警報，警報，注意報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布，洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである

種 類	概 要
土砂災害警戒判定 メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の 危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値
- ・洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については、気象庁ホームページを参照のこと。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

2 津波に関する予報及び警報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

その種類と内容は次のとおり。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(ア)の「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値~~を~~は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表

（イ）津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します）。

津波予報発表される場合の内容

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行いません。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあります。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象で、具体的には次のとおりです。

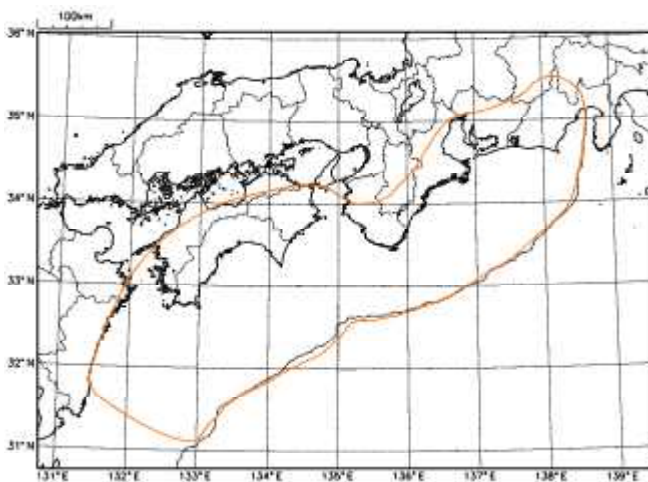
気象庁が調査を開始する対象となる現象

- ・ 想定震源域（※2）内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- ・ 想定震源域（※2）内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）

地震が発生し、ひずみ計（※3）で当該地震に対応するステップ状の変化（※4）以外の特異な変化を観測

- 1カ所以上のひずみ計（※3）で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計（※3）で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- その他、想定震源域（※2）内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；下図に示す南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議，2013）。



※3：ひずみ計；当面，東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化。

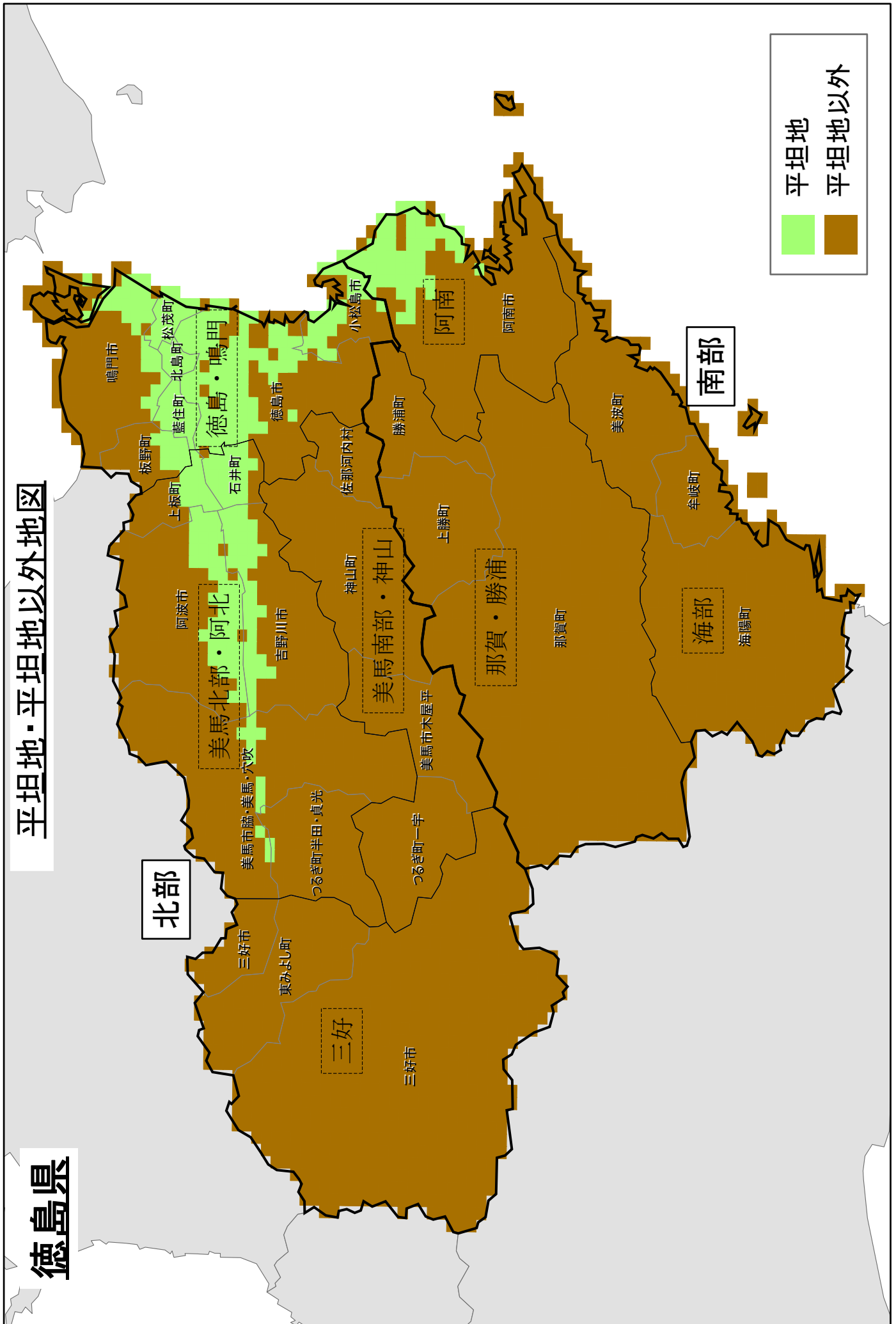
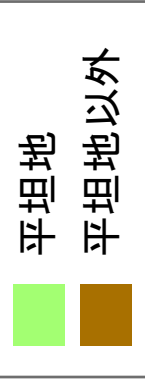
上記は、今後の検討により見直されることがある。

徳島県

平坦地・平坦地以外地図

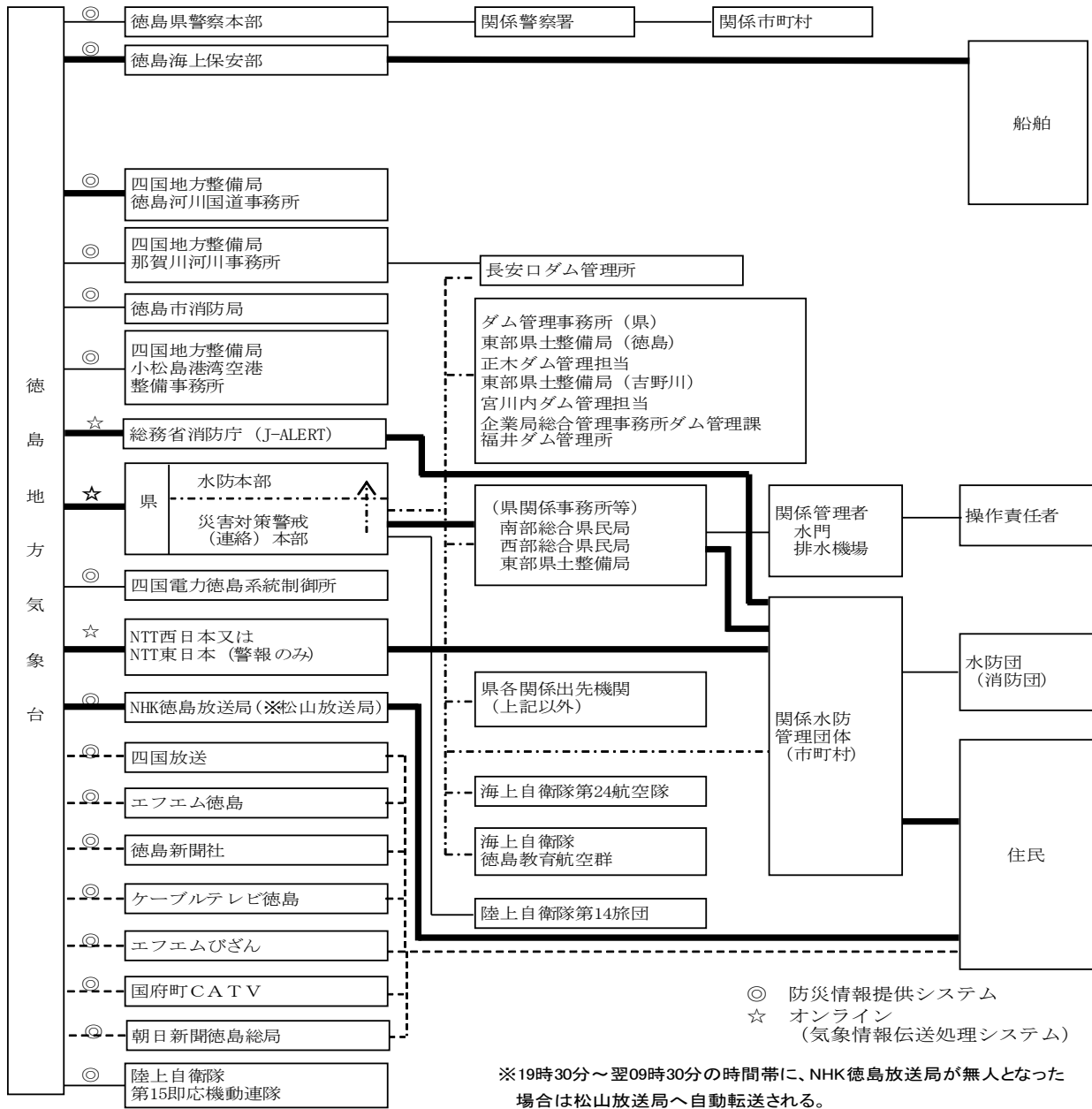
北部

南部



3 警報等の伝達経路及び手段

(ア) 洪水等の場合



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
- 地域防災計画，行政協定による伝達系統

注1 障害等により，通常の通信経路が途絶した場合は，あらかじめ定めた障害時用加入FAXへ伝達する。このFAXも途絶した場合は，状況により可能な範囲で県防災行政無線，加入電話，その他機関の相互協力により伝達に努める。以下，各図とも同じ。

注2 - - - - は，徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。以下，各図とも同じ。

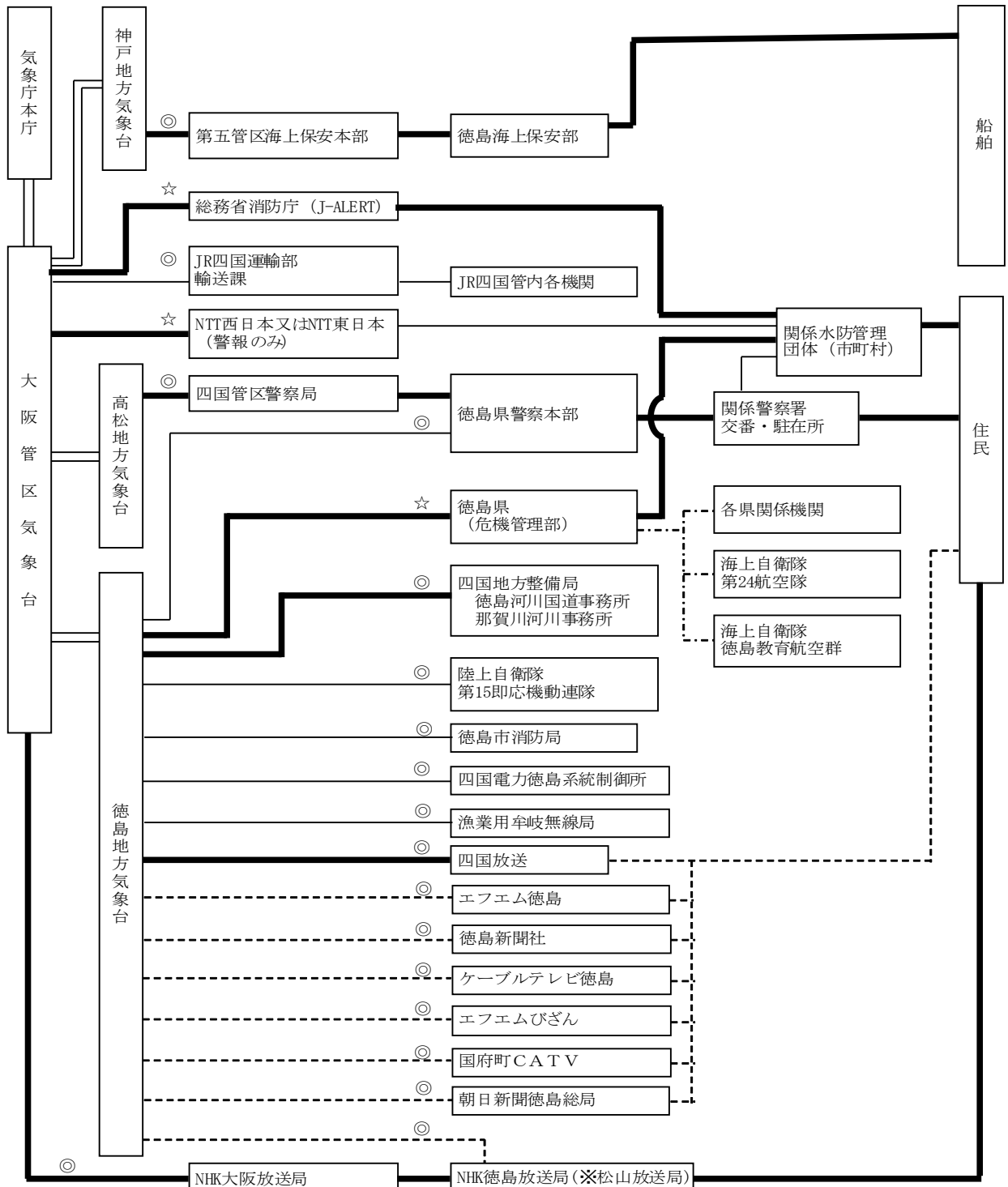
注3 水防体制前は，水防本部を河川整備課と読み代えるものとする。以下，各図とも同じ。

注4 陸上自衛隊第14旅団へは必要により警報とその解除を通知する。

注5 災害配備体制前は，災害対策警戒（連絡）本部を危機管理部とくしまゼロ作戦課と読み替えるものとする。以下，各図とも同じ。

注6 水資源機構池田総合管理所は，（財）日本気象協会を通じて気象庁より情報を受けている。

(イ) 津波警報・注意報の場合

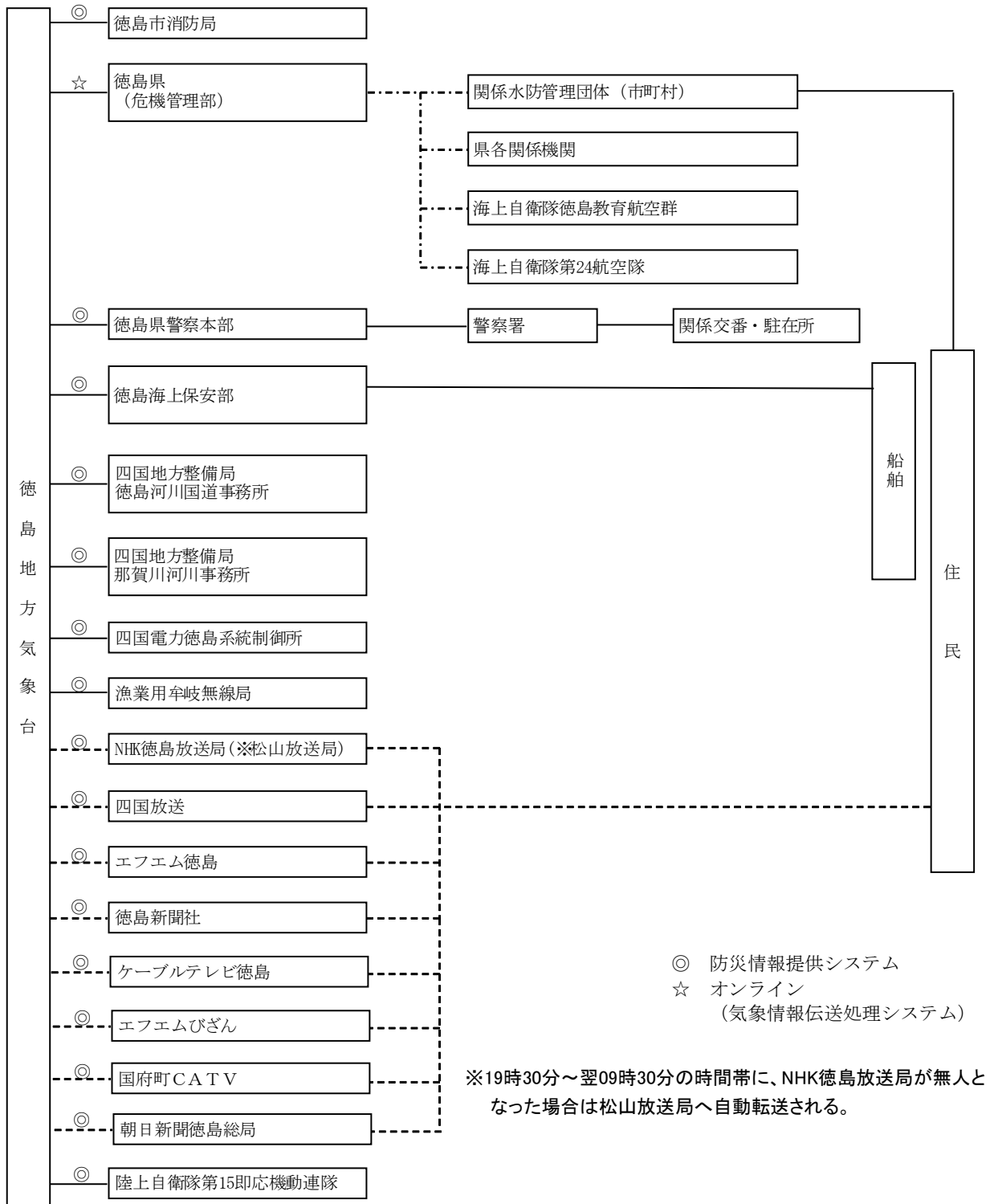


※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

◎ 防災情報提供システム
 ☆ オンライン
 (気象情報伝送処理システム)

- 法令 (気象業務法等) による通知系統
- - - - 法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼
- 地域防災計画, 行政協定による伝達系統

(ウ) 津波予報・津波情報の場合



第2節 洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官の共同）

1 実施区域，基準地点及び担当官署

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
吉野川	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで	池田(無堤) 池田(有堤) 岩津(無堤) 岩津(有堤) 中央橋 第十	徳島河川国道事務所 徳島地方気象台
那賀川	左岸 徳島県阿南市十八女町から河口まで 右岸 徳島県阿南市加茂町から河口まで	古庄(上流) 古庄(下流)	那賀川河川事務所 徳島地方気象台

2 吉野川洪水予報発表の基準・運用

- ① 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）・中央橋・第十のいずれかの基準地点の水位が，氾濫注意水位（警戒水位）に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- ② 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）のいずれかの基準地点の水位が，水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき，あるいは避難判断水位に達し，さらに水位の上昇が見込まれるときに，徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- ③ 池田（無堤）・池田（有堤）・岩津（無堤）・岩津（有堤）のいずれかの基準地点の水位が，氾濫危険水位に到達したときに，徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- ④ 洪水予報区間内で氾濫が発生した時に，徳島地方気象台と徳島河川国道事務所が共同して吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。
- ⑤ ①～④のほか，予報区域内における降雨，水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めるときは，いずれかの一方の申し出により，担当官署両者は協議して吉野川氾濫注意情報（洪水注意報），吉野川氾濫警戒情報（洪水警報），吉野川氾濫危険情報（洪水警報），吉野川氾濫発生情報（洪水警報）のいずれかを発表する。

河川名	観測所名		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	—
吉野川	池田 (無堤)	いけだ (むてい)	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	11.872m
	池田 (有堤)	いけだ (ゆうてい)	4.10m	6.70m	8.00m	9.70m	11.872m
	岩津 (無堤)	いわづ (むてい)	3.30m	5.30m	6.50m	6.80m	12.937m
	岩津 (有堤)	いわづ (ゆうてい)	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	12.937m
	中央橋	ちゅうおう ばし	3.40m	4.90m	—	—	8.795m
	第十	だいじゅう	3.70m	5.30m	—	—	9.064m

3 那賀川洪水予報発表の基準・運用

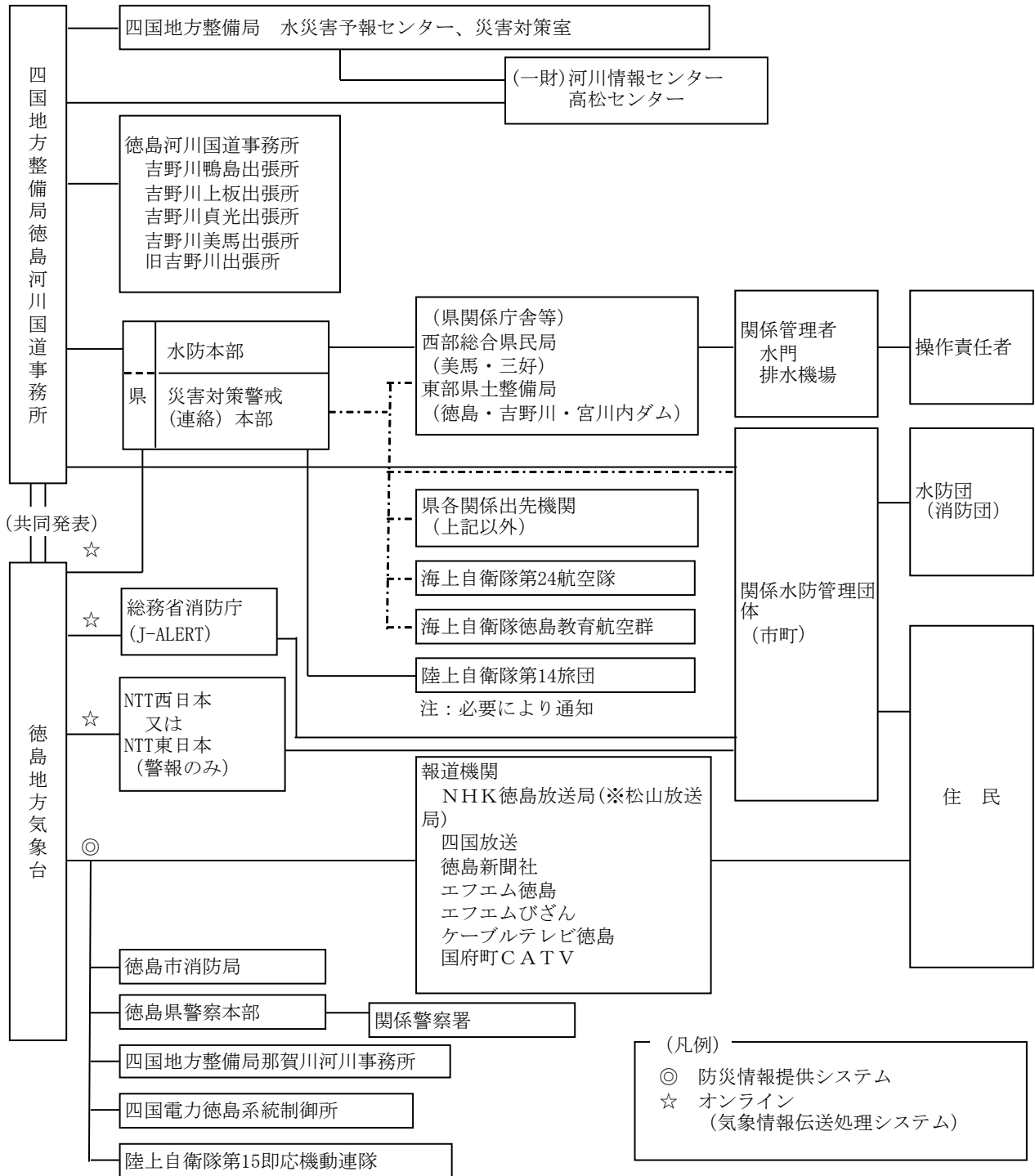
- ① 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- ② 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- ③ 古庄（上流）・古庄（下流）のいずれかの基準点の水位が氾濫危険水位に到達したときに、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- ④ 洪水予報区間内で氾濫が発生した時に、徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。
- ⑤ ①～④のほか、予報区域内における降雨、水位等の状況から洪水予報を行う必要を認めるときは、いずれかの一方の申し出により、担当官署両者は協議して那賀川氾濫注意情報（洪水注意報）、那賀川氾濫警戒情報（洪水警報）、那賀川氾濫危険情報（洪水警報）、那賀川氾濫発生情報（洪水警報）のいずれかを発表する。

河川名	観測所名		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	—
那賀川	古庄(上流)	ふるしょうじょうりゅう	3.50m	5.00m	5.40m	5.80m	8.823m
	古庄(下流)	ふるしょうかりゅう	3.50m	5.00m	7.90m	8.80m	8.823m

4 発表様式

付表－8（1）又は（2）の用紙による。

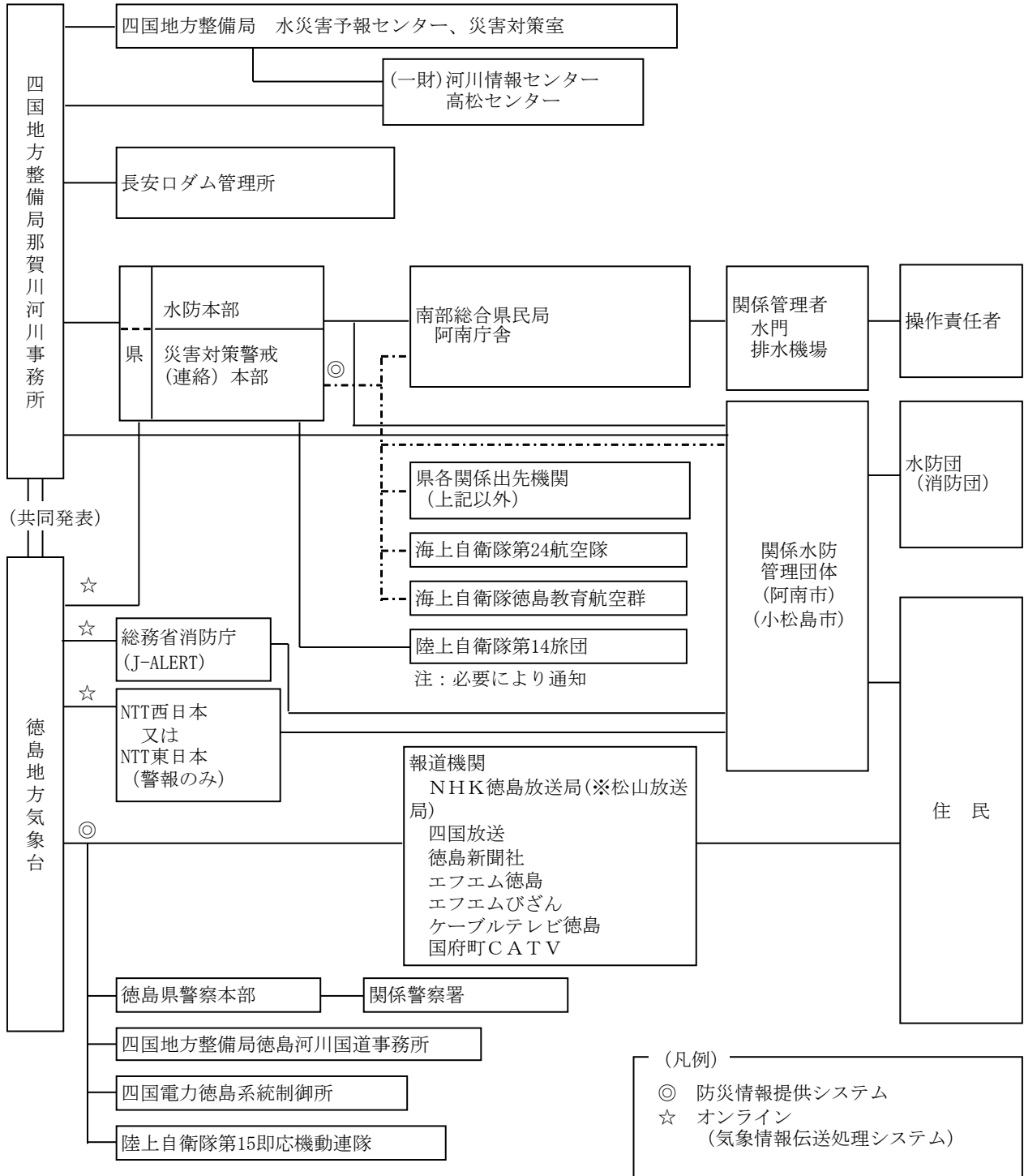
5 連絡系統
(1) 吉野川



※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人的な場合は松山放送局へ自動転送される。

(連絡先)	
徳島河川国道事務所河川調査課 (通常時) TEL 088-654-9611 088-654-9613 (災害体制時) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512 マイク 721-560 (休祭日等) TEL 088-654-2211 FAX 088-654-5512	徳島地方気象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

(2) 那賀川



※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人的な場合は松山放送局へ自動転送される。

(連絡先)	
那賀川河川事務所調査課 (通常時) TEL 0884-22-6562 FAX 0884-22-7062 (災害体制時) TEL 0884-22-6461 FAX 0884-22-6919 マイク (TEL) 723-560~561 (FAX) 723-299 (休祭日等) TEL 090-4509-0143	徳島地方気象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

第3節 洪水予報（徳島県知事と気象庁長官の共同）

1 実施区域，基準地点及び担当官署

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
勝浦川	左岸 徳島県勝浦郡勝浦町三溪から河口まで 右岸 同上	横 瀬 江 田	徳島県河川整備課 徳島地方気象台

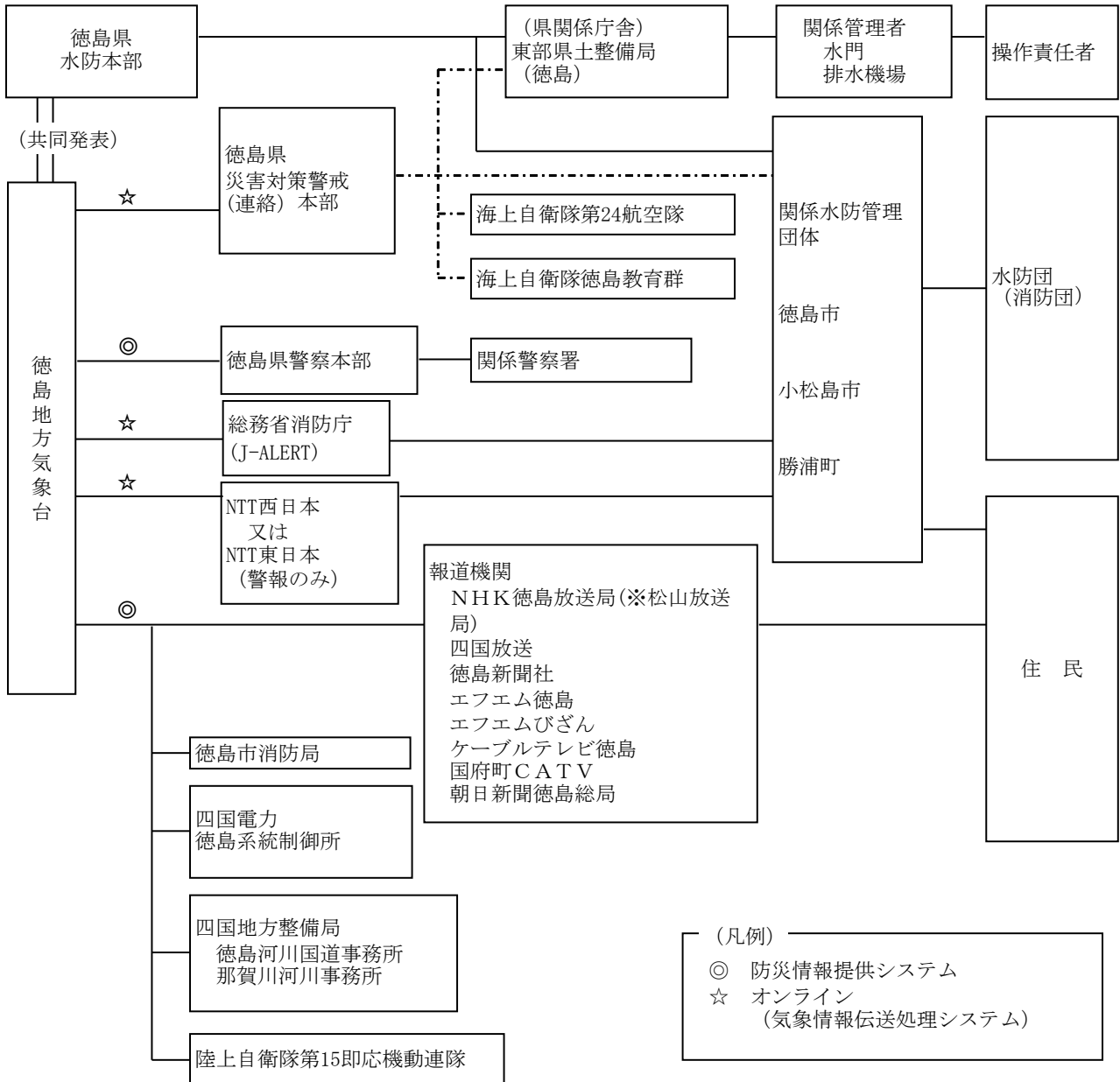
2 発表の基準

河川名	基準水位観測所	洪水予報発表の基準			
		氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)
勝浦川	横 瀬	氾濫注意水位 (警戒水位) 3.0 mに到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	避難判断水位 3.6 mに到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、氾濫危険水位4.2 mに到達することが見込まれるとき	氾濫危険水位 4.2 mに到達したとき	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき
	江 田	” 3.40 m ”	” 4.1 m ” 4.7 m ”	” 4.7 m ”	”

3 発表様式

付表－8（3）の用紙による。

4 連絡系統



※19時30分～翌09時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(連絡先)	
徳島県水防本部 (河川整備課) TEL 088-621-2570 FAX 088-621-2870	徳島地方気象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407

第4節 氾濫警戒情報(国土交通大臣)

1 実施区域及び担当官署

河川名		実施区域	担当官署名
旧吉野川	上流	吉野川からの分派点から今切川との分派点まで	徳島河川国道事務所
	下流	今切川との分派点から河口まで	
今切川		旧吉野川からの分派点から河口まで	那賀川河川事務所
派川那賀川		幹川分派点から河口まで	
桑野川		左岸 徳島県阿南市長生町諏訪の端28番の2地先から派川那賀川合流点まで 右岸 徳島県阿南市長生町権現池5番の1地先から派川那賀川合流点まで	

2 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名		基準水位観測所	地先名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)※	計画高水位(m)	対象水防管理団体名
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
旧吉野川	上流	大寺橋	板野郡板野町川端	1.25	2.15	—	2.85	4.827	鳴門市・北島町・藍住町・板野町・上板町
	下流	鍋川	板野郡松茂町広島	—	—	—	2.50	3.953	鳴門市・松茂町・北島町
今切川		今切川河口堰上流	板野郡北島町鯛浜	—	—	—	1.80	3.331	徳島市・北島町・松茂町
桑野川派川那賀川		大原(無堤)	阿南市長生町諏訪の端	3.40	4.15	—	4.70	6.275	阿南市
		大原(有堤)		3.40	4.15	5.30	6.10	6.275	

※ 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

3 氾濫警戒情報の発表実施基準

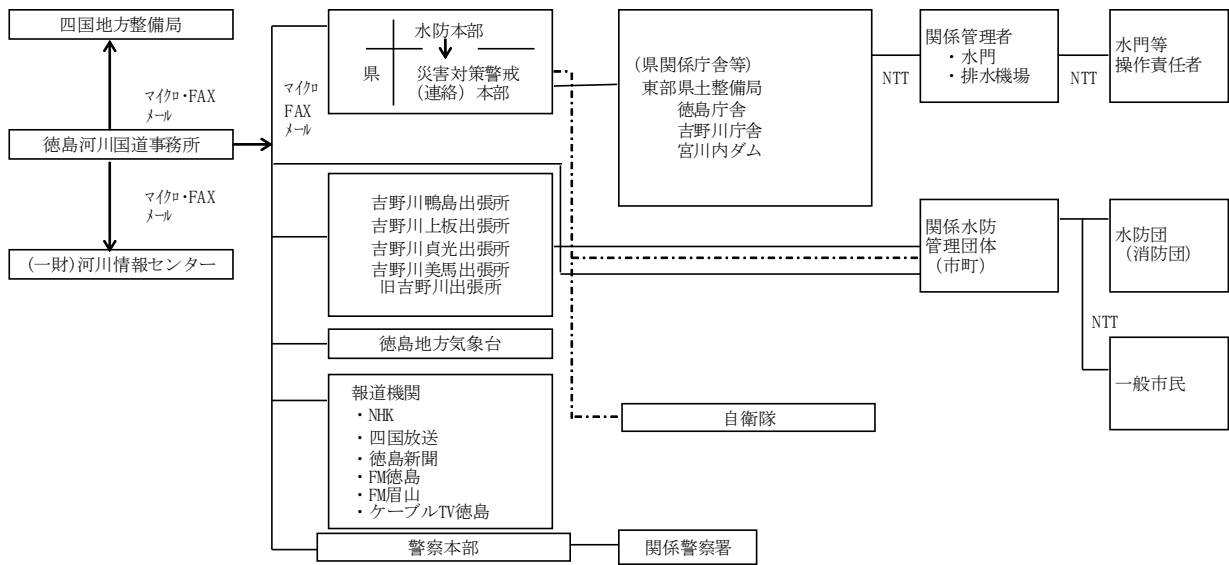
対象水位観測所の水位が洪水特別警戒水位に到達したとき、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

4 発表様式

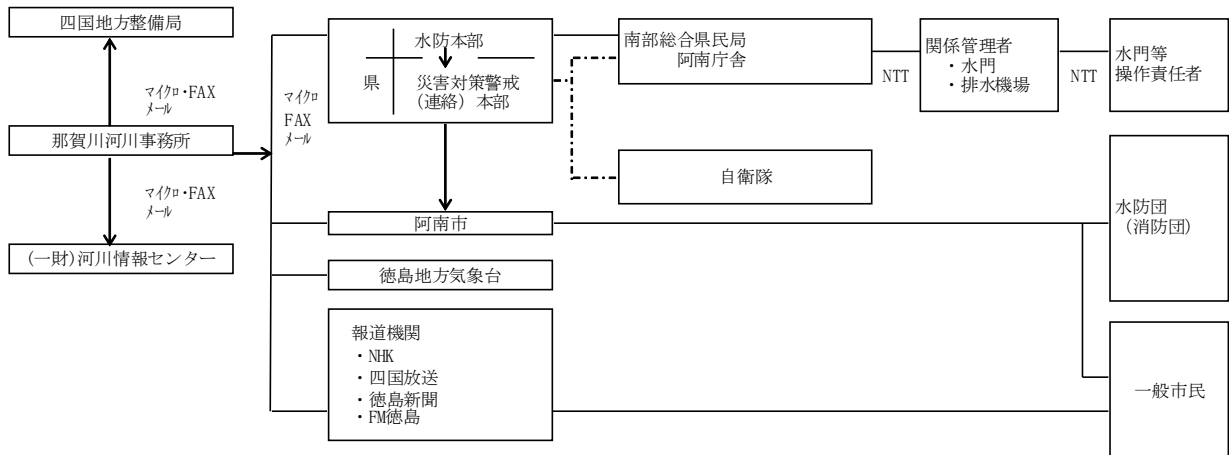
付表-8(4)又は(5)による。

5 連絡系統

(1) 旧吉野川・今切川氾濫警戒情報



(2) 桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報



第5節 水防警報(国土交通大臣)

1 洪水時の水防警報の種類及び内容

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡，水防資器材の整備，水門機能等の点検等に努めるとともに，水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情 報 (適 宜)	水位の上昇下降，最高水位，水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間，適宜通知する。)

2 実施区域及び担当官署

河川名	実 施 区 域		担当官署名
吉 野 川	左岸	徳島県三好市池田町から河口まで	徳島河川国道事務所
	右岸	徳島県三好市池田町から河口まで (77.69km)	
		池田から岩津まで	
		岩津から中央橋まで 中央橋から第十まで 第十から河口まで	
旧吉野川	吉野川からの分派点から河口まで (24.80km)	(今切川は旧吉野川と同時に水防警報を行う。)	
今切川 ※旧吉野川と同時に実施	旧吉野川からの分派点から河口まで (11.65km)		
那 賀 川	左岸 徳島県阿南市十八女町から河口まで 右岸 徳島県阿南市加茂町から河口まで (18.04km)	阿南市十八女町から河口まで	那賀河川事務所
派川那賀川 ※桑野川と同時に実施	幹川分派点から河口まで(3.63km)	長生橋から河口まで	(派川那賀川は桑野川と同時に水防警報を行う。)
桑 野 川	左岸 徳島県阿南市長生町諏訪の端28番の2地先から派川那賀川合流点まで 右岸 徳島県阿南市長生町権現池5番の1地先から派川那賀川合流点まで(7.00km)		

3 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	位置(km)	水防団待機水位(m)	氾濫意水位(m)	避難断水位(m)	氾濫危険水位(m)※	計画高水位(m)	対象水防管理団体名	備考
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			
吉野川	池田(無堤)	三好市井川町西井川	河川距離標 74.8	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872	三好市東みよし町 つるぎ町美馬市	西部 総合局 (美馬) (三好)
	池田(有堤)			4.10	6.70	8.00	9.70	11.872		
	岩津(無堤)	阿波市阿波町岩津	40.2	3.30	5.30	6.50	6.80	12.937	吉野川市阿波市	東部 土整備局 (吉野川)
	岩津(有堤)			3.30	5.30	6.80	7.50	12.937		
	中央橋	阿波市吉野町柿原	25.3	3.40	4.90	—	—	8.795	吉野川市阿波市	東部 土整備局 (吉野川)
第十	板野郡上板町第十新田	15.6	3.70	5.30	—	—	9.064	上板町石井町藍住町徳島市	東部 土整備局	
旧吉野川	大寺橋	板野郡板野町川端	18.6	1.25	2.15	—	2.85	4.827	上板町藍住町北島町松茂町板野町鳴門市徳島市	東部 土整備局 (徳島)
那賀川	古庄(上流)	阿南市羽ノ浦町古庄	7.0	3.50	5.00	5.40	5.80	8.823	阿南市	南部 総合局 (阿南)
	古庄(下流)			3.50	5.00	7.90	8.80	8.823		
桑野川・派川那賀川	大原(無堤)	阿南市長生町諏訪の端	9.1	3.40	4.15	—	4.70	6.275	阿南市	南部 総合 県民局 (阿南)
	大原(有堤)			3.40	4.15	5.30	6.10	6.275		

※ 水位周知河川においては水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

4 発表基準（洪水）

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田(無堤) 池田(有堤)	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位4.10mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位6.70mに到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	岩津(無堤) 岩津(有堤)	〃	〃 3.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃
	第十	〃	〃 3.7m 〃	〃 5.3m 〃	〃
旧吉野川(今切川)	大寺橋	〃	〃 1.25m 〃	〃 2.15m 〃	〃
那賀川	古庄	〃	〃 3.5m 〃	〃 5.0m 〃	〃
桑野川(派川那賀川)	大原	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.15m 〃	〃
上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。					

5 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準

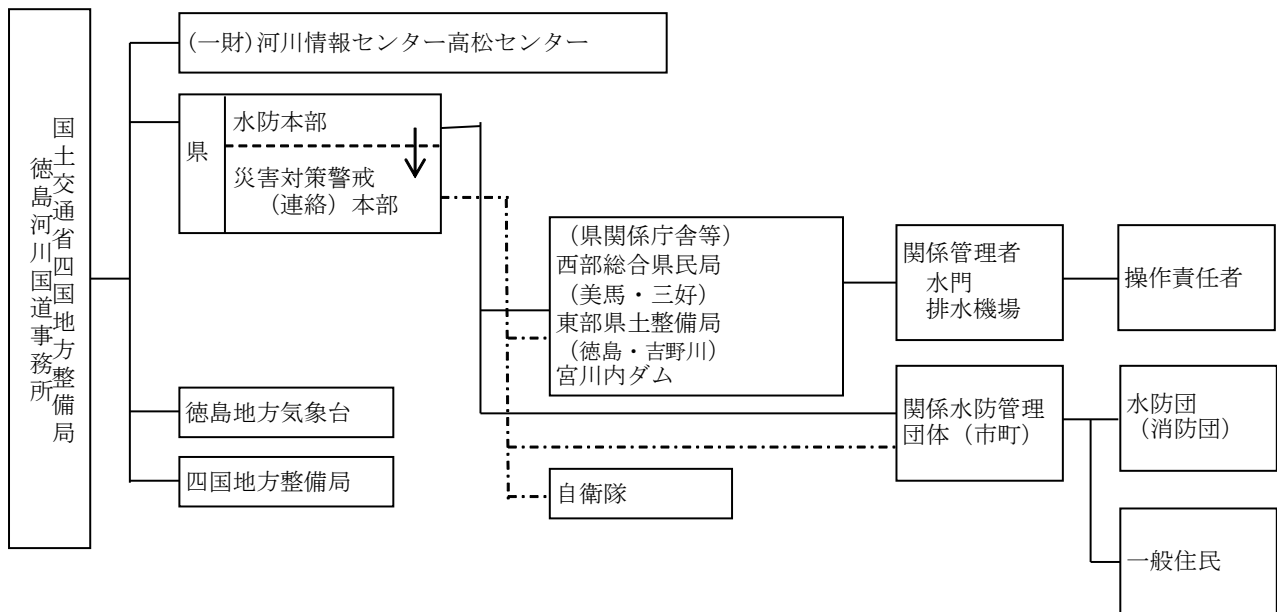
種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
<p>・津波到達までに水防警報を発表できない場合（県からの伝達が間に合わない場合も含む）の措置 担当官署からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、 気象庁の津波警報が発表されている場合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。</p>		

6 発表様式

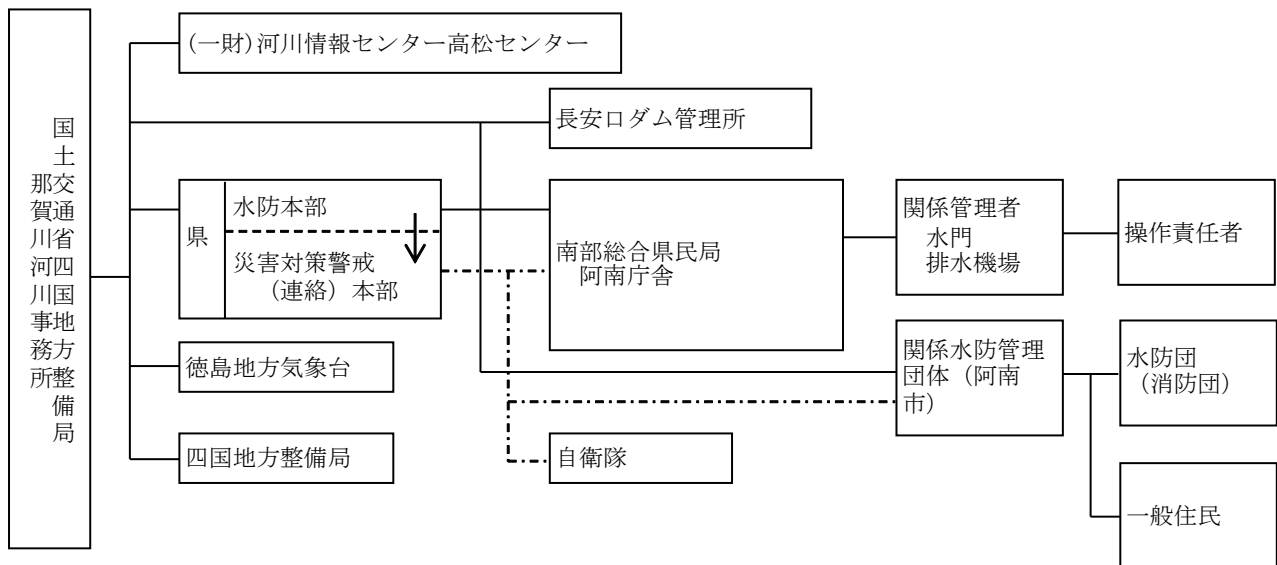
付表－8（7）、（8）、（9）又は（10）の用紙による。

7 連絡系統

(1) 吉野川水防警報



(2) 那賀川水防警報



第6節 水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）

水防法第16条第1項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第13条第2項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）について、次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

1 実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署
宮川内谷川	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から 旧吉野川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (吉野川) (徳島)
飯尾川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から 鮎喰川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島) (吉野川)
新池川	鳴門市撫養町木津（中山谷川合流点）から 撫養川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島)
川田川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から 吉野川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (吉野川)
江川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から 吉野川合流点まで	
ほたる川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から 吉野川合流点まで	
鮎喰川	徳島市国府町延命（鮎喰川水管橋）から 吉野川合流点まで	
園瀬川	徳島市上八万町西地（西地橋）から 新町川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島)
勝浦川 ※水防警報 のみ実施	勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から 河口まで	
桑野川	阿南市新野町安行（安行橋）から 国管理区間境界まで	南 部 総 合 県 民 局 (阿南)
福井川	阿南市福井町実用（羽広橋）から 河口まで	
那賀川 (県管理区間)	那賀郡那賀町百合字石橋（細渕橋）から 市町境まで	南 部 総 合 県 民 局 (那賀)
日和佐川	海部郡美波町西河内字はりま（庄瀬床止め）から 河口まで	南 部 総 合 県 民 局 (美波)
海部川	海部郡海陽町吉野字十王堂（吉野橋）から 河口まで	
貞光川	美馬郡つるぎ町貞光字別所（木綿麻橋）から 吉野川合流点まで	西 部 総 合 県 民 局 (美馬)
宍喰川	海部郡海陽町尾崎（坂瀬川合流点）から 河口まで	南 部 総 合 県 民 局 (美波)

2 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団機位	氾濫意位	避難断位	氾濫危険位	対象水防管理団体名
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
宮川内谷川	七条	板野郡上板町七条	1.5	2.5	2.5	3.5	阿波市 上板町 藍住町
飯尾川	春日	徳島市春日町字宝野	2.4	3.1	3.1	3.4	徳島市
	加茂野	名西郡石井町高川原字加茂野	1.5	2.0	2.1	2.3	徳島市 石井町
	上浦	名西郡石井町高川原字関	1.5	2.0	2.3	2.6	徳島市 吉野川市 石井町
新池川	吉永	鳴門市大津町吉永	1.0	1.3	1.3	1.5	鳴門市
川田川	川田	吉野川市山川町字村雲	1.8	2.6	3.1	3.7	吉野川市
江川	牛島	吉野川市鴨島町大字牛島	1.3	1.7	2.1	2.8	吉野川市 石井町
ほたる川	ほたる	吉野川市山川町堤外	1.3	1.7	1.7	2.2	吉野川市
鮎喰川	上鮎喰	徳島市鮎喰町2丁目	4.1	5.8	5.8	6.5	徳島市
園瀬川	法花	徳島市八万町式丈	2.5	3.2	4.4	4.8	徳島市
	山上	徳島市上八万町上中筋	1.3	2.0	2.0	3.3	徳島市
勝浦川	江田	小松島市江田町中須賀	2.4	3.4	4.1	4.7	徳島市 小松島市
	横瀬	勝浦郡勝浦町棚野	2.0	3.0	3.6	4.2	徳島市 小松島市 勝浦町
桑野川	内田橋	阿南市山口町前山田	2.8	3.7	4.0	4.7	阿南市
	新野	阿南市新野町秋山	1.3	2.0	2.0	3.1	
福井川	大西	阿南市福井町大西	2.1	2.7	2.7	3.3	阿南市
那賀川 (県管理区間)	和食 (下流)	那賀郡那賀町和食字町	T.P. 46.3	T.P. 47.8	T.P. 47.8	T.P. 49.3	那賀町
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	2.6	3.3	3.3	3.7	美波町
海部川	多良	海部郡海陽町多良	2.7	3.3	5.1	5.5	海陽町
貞光川	貞光	美馬郡つるぎ町字前田	2.2	3.0	3.0	3.8	つるぎ町
宍喰川	日比原	海部郡海陽町日比原	2.1	2.3	2.6	3.1	海陽町

※ T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

3 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

(2) 洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡，水防資器材の整備，水門機能等の点検等に努めるとともに，水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適 宜)	水位の上昇下降，最高水位，水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間，適宜通知する。)

(3) 洪水・高潮時の水防警報の発表の基準

河 川 名	基 準 水 位 観 測 所	発 表 基 準			
		第 1 段階 待 機	第 2 段階 準 備	第 3 段階 出 動	第 4 段階 解 除
宮川内谷川	七 条	氾濫注意水位以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位 1.5m に到達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位 2.5m に到達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
飯 尾 川	春 日 加 茂 野 上 浦	〃	〃 2.4m 〃	〃 3.1m 〃	〃
		〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃
		〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃
新 池 川	吉 永	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.3m 〃	〃
川 田 川	川 田	〃	〃 1.8m 〃	〃 2.6m 〃	〃
江 川	牛 島	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃
ほたる川	ほたる	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃
鮎 喰 川	上鮎喰	〃	〃 4.1m 〃	〃 5.8m 〃	〃
園 瀬 川	法 花	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.2m 〃	〃
	山 上	〃	〃 1.3m 〃	〃 2.0m 〃	〃
勝 浦 川	江 田	〃	〃 2.4m 〃	〃 3.4m 〃	〃
	横 瀬	〃	〃 2.0m 〃	〃 3.0m 〃	〃
桑 野 川	内田橋	〃	〃 2.8m 〃	〃 3.7m 〃	〃
	新 野	〃	〃 1.3m 〃	〃 2.0m 〃	〃
福 井 川	大 西	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.7m 〃	〃
那 賀 川 (県管理区間)	和 食 (下流)	〃	〃 T.P.46.3m 〃	〃 T.P.47.8m 〃	〃

河川名	基準水位観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
日和佐川	月輪	〃	〃 2.6m 〃	〃 3.3m 〃	〃
海部川	多良	〃	〃 2.7m 〃	〃 3.3m 〃	〃
貞光川	貞光	〃	〃 2.2m 〃	〃 3.0m 〃	〃
宍喰川	日比原	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.3m 〃	〃

※ T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

(4) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

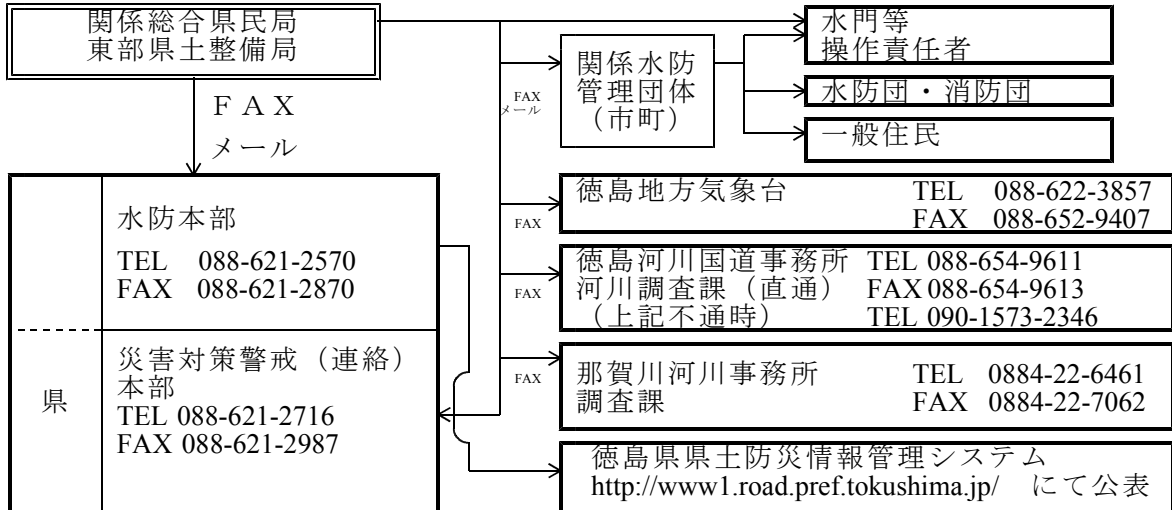
種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されるときは、津波警報が解除されるまで、水防活動は継続する。また、津波警報が解除された場合、水防活動は必要に応じて行われる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなくなったとき、または応急復旧等が完了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

- ※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。
- ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。
- ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
- ※次の内容について、事前に定めておくこと。
 - ・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
 - ・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
 - ・水防活動内容の精査・重点化
 - ・水防団員の避難手段や退避経路の確認

(5) 発表様式

付表－8（11）又は（12）の用紙による。

(6) 連絡系統



4 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報

(1) 実施の基準

(i) 氾濫警戒情報

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

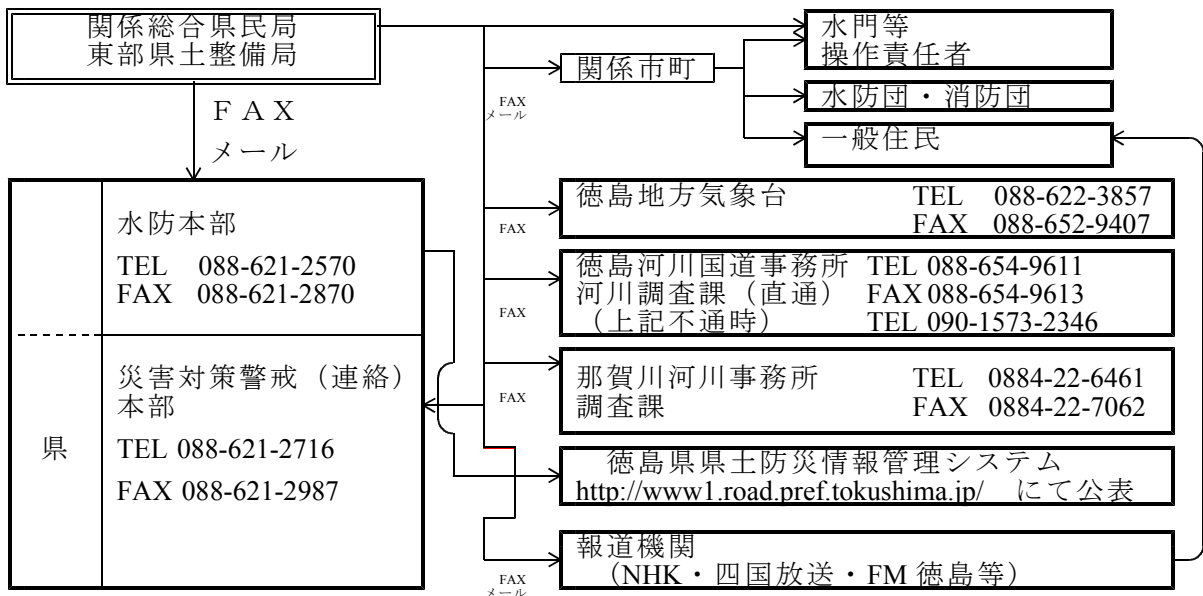
(ii) 氾濫危険情報

対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

(2) 発表様式

付表-8 (6) の用紙による。

(3) 連絡系統



第7節 水防信号

1 法第20条第1項に基づく水防信号（昭和25年県規則第2号）

第1信号 警戒水位（氾濫注意水位）に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○――
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○――
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○――
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○―― 休止 ○――

（備考）

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- ③ 危険が去った時は口頭伝達又は町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

2 地震による堤防の漏水，沈下等の場合，津波の場合は，上記に準じて水防信号を発する。

第5章 水防活動

第1節 観測及び通報

1 雨量の観測通報

(1) 雨量の観測

総合県民局長及び東部県土整備局長は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、その所管する雨量観測所について監視を強化させるとともに、徳島県水防情報伝達システムの雨量・水位テレメータ施設（以下「水防情報施設」という。）等により次のとおり雨量観測を実施する。

ア 次に定めるとき以降は、10分毎の雨量

(ア) 時間雨量が20ミリメートル以上のとき。

(イ) 雨が降り始めてからの雨量が70ミリメートルに達したとき。

イ 雨がやんだときは、その時刻及び雨量

(2) 雨量の通報

(1) の情報については、総合県民局長及び東部県土整備局長は関係市町村に、河川整備課は徳島地方气象台、徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所及び報道機関等に、必要に応じ連絡するものとする。

(3) 雨量観測所

付表－1 参照

(4) 連絡系統

「3 観測通報の連絡系統」参照

2 水位の観測通報

(1) 水位の観測

総合県民局長及び東部県土整備局長（量水標管理者）は、洪水のおそれがあると認めるときは、その所管する水位観測所について監視を強化させるとともに、水防情報施設等により次のとおり水位観測を実施する。

ア 水防団待機水位に達したときから、減水後同水位に復するまでの10分毎の水位

イ 水防団待機水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻

ウ 氾濫注意水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻

エ 最高水位に達し減水に向かうときは、その水位と時刻

(2) 水位の通報

(1) の情報については、総合県民局長及び東部県土整備局長は関係市町村に、河川整備課は徳島地方气象台、徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所及び報道機関等に、必要に応じ通報するものとする。

なお、法第12条第1項の規定による（水位観測所の水位が水防団待機水位を超える場合における、関係機関に対する水位状況の）通報は、基本的にインターネットを通じて行うものとするが、水防警報河川以外の河川において水防団待機水位若しくは氾濫注意水位を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため電話又はファクシミリによりその旨を関係機関に通報するものとする。

(3) 水位の公表

国・県が設置している水位観測所における水位が氾濫注意水位を超えるときは、法第1

2条第2項の規定により、原則として氾濫注意水位を超えたときから再び氾濫注意水位を下回るまでの間、その水位状況を主にインターネットを通じて一般に対し公表するものとする。

(4) 関連ホームページアドレス

「徳島県県土防災情報管理システム」 <http://www1.road.pref.tokushima.jp/>

市町村向け「川の防災情報」 <http://city.river.go.jp/>

独立行政法人水資源機構池田総合管理所ダム管理情報提供サービス

<http://www.ikesou.jp/>

国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

(5) 欠測等発生時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る水位観測所等において欠測等が生じ、水位の通報、或いは水位の公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因の究明及び早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。また、欠測等が生じた水位観測所等を代替する水位観測所等がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

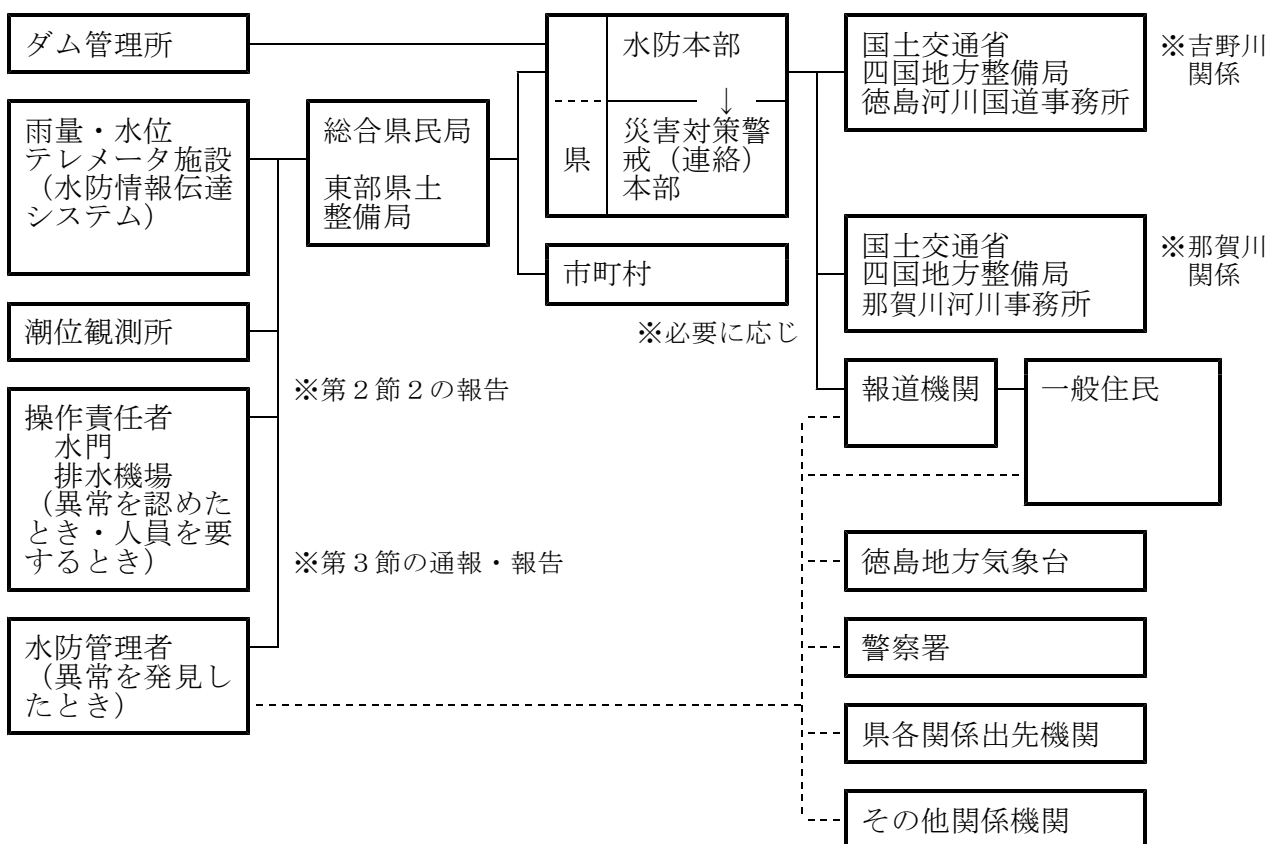
(6) 水位観測所及び設定水位

付表－2（1）及び（2）参照

(7) 連絡系統

「3 観測通報の連絡系統」参照

3 観測通報の連絡系統



(注) -----は地域防災計画に定める異常な現象発見時の通報系統である。ダム管理所から県へは、通報流量以上に達したときに連絡し、その後の流量報告は水防情報伝達システムにより行うものとする。

(注) 水位に関する連絡系統を除く。

4 ダム流量の通報

(1) 流量の通報

南部総合県民局<阿南>施設管理担当，企業局総合管理事務所川口ダム管理所，東部県土整備局<徳島>正木ダム管理担当及び東部県土整備局<吉野川>宮川内ダム管理担当は，流入量が通報流量に達したときは，必要に応じ次のとおり流域市町へ通報するものとする。

ア 通報流量に達したとき，及び減水し同流量に復したときの時刻

イ 警戒流量に達したとき，及び減水し同流量に復したときの時刻

ウ 警戒流量を超えたときは，同流量に復するまでの毎時毎の流量

エ 最高流量に達し，減水に向かうときはその流量と時刻

(2) 早明浦ダム及び池田ダムの状況

早明浦ダム，池田ダムの状況は，河川整備課が必要な都度，独立行政法人水資源機構池田総合管理所に問い合わせるものとする。

(3) 長安ロダムの状況

長安ロダムの状況は，河川整備課が必要な都度，国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所に問い合わせるものとする。

(4) 流量を通報すべきダム

付表－3 参照

(5) 連絡系統

付表－9 参照

5 潮位の観測通報

(1) 潮位の観測

南部総合県民局長及び東部県土整備局長は，異常高潮の恐れがあると予想されるときは，次のとおり潮位観測をしなければならない。

ア 風向及び風速の概要

イ 潮位

ウ 波高（推定）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

(2) 潮位の通報

観測の結果異常高潮を認めた場合は，河川整備課及び運輸政策課に通報しなければならない。

(3) 潮位観測所

付表－4 参照

(4) 連絡系統

「3 観測通報の連絡系統」参照

第2節 水門・排水機場等の操作

1 管理者

水門・排水機場等の管理者は，水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは，直ちに水門・排水機場等の操作責任者に連絡しなければならない。

2 操作責任者

水門・排水機場等の操作責任者は、気象等の状況通知を受けた後は、安全を確保した上で、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門・排水機場等及び付近に異常を認めるとき、操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

3 点検整備

水門・排水機場等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

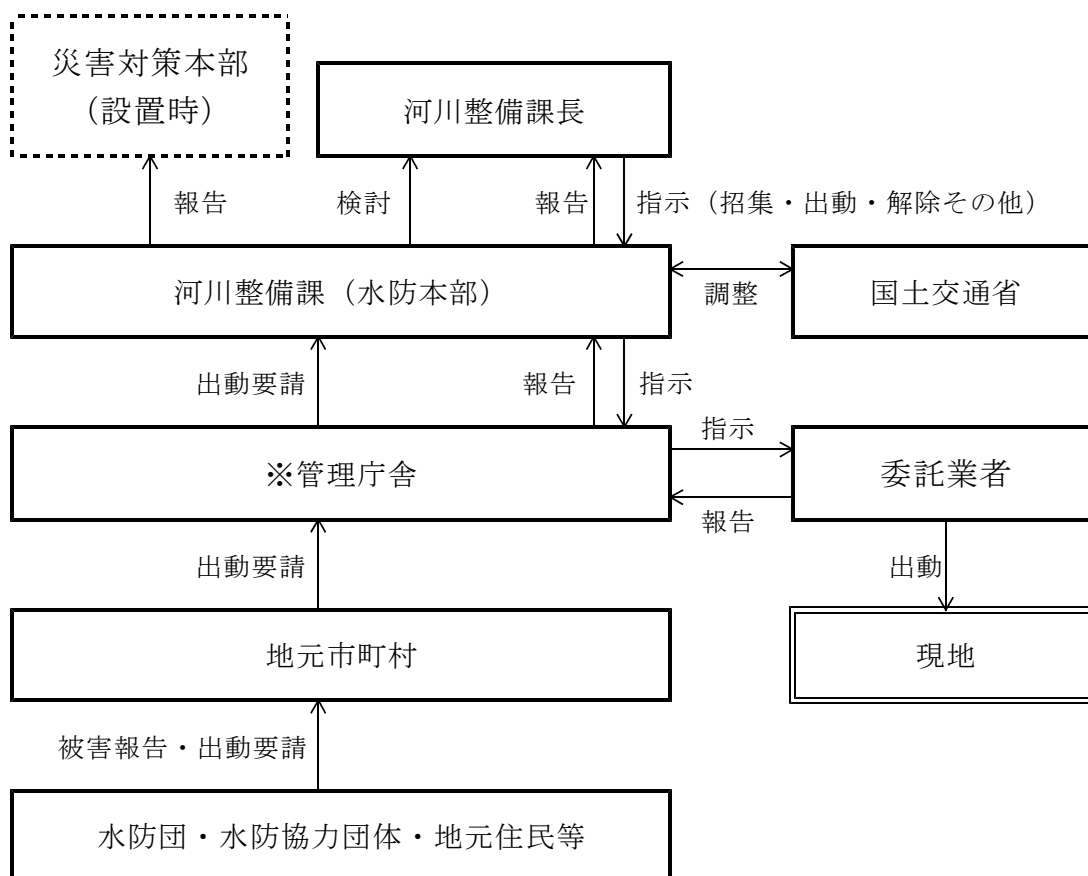
4 水門・排水機場等の箇所

付表－6（1）及び（2）参照

5 排水ポンプ車の保管場所及びその要請連絡系統

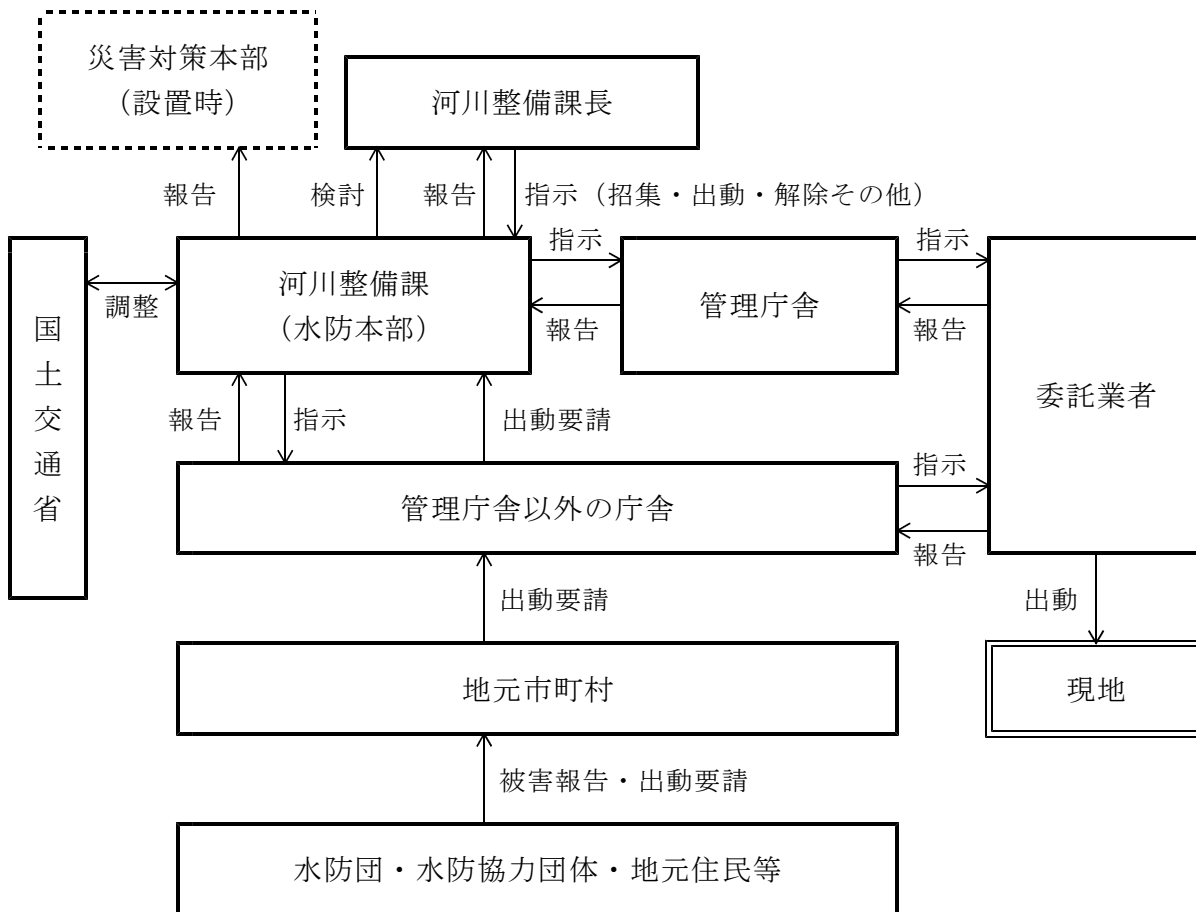
保管場所については付表－6（3）参照

（1）出勤地が東部県土整備局徳島庁舎・吉野川庁舎及び南部総合県民局阿南庁舎・美波庁舎管内の場合



※管理庁舎：東部県土整備局（徳島庁舎・吉野川庁舎），南部総合県民局（阿南庁舎・美波庁舎）

(2) 出動地が管理庁舎管外の場合



第3節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者又は水防団長は、関係河川・海岸堤防について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、総合県民局及び東部県土整備局へ通報するものとする。

総合県民局長及び東部県土整備局長は、必要に応じ河川整備課に通報するものとする。

2 非常警戒

水防管理者又は水防団長は、水防体制が発令されたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既存の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の3班に分かれて巡視し、又は通報水位に達したとき堤防延長500m～1,000mに監視員1人、連絡員2人の基準で監視にあたり特に次のことに注意し、異常を発見した場合は、自身の安全及び避難を優先して、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況及び見とおしを総合県民局及び東部県土整備局に報告する。総合県民局長及び東部県土整備局長は、河川整備課にその内容を報告する。

- ア 裏法の漏水又は、飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第4節 水防団の出動体制

水防管理者は、次に示す基準により、水防団にあらかじめ定められた計画に従って待機、準備、出動又は解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団が出動したとき、また水防を解除したときには、総合県民局、東部県土整備局及び地元住民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下又は津波の場合も、これに準ずるものとする。

指令の区分及び基準

区分	指令の基準
待機	<p>ア 水防警報河川にあつては、「待機」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあるとき。</p> <p>ウ 水防管理において必要と認めるとき。</p> <p>エ 津波警報が発表され、水防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。</p>
準備	<p>ア 水防警報河川にあつては、「準備」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位に到達する恐れがあるとき。</p> <p>ウ 潮位通報、気象通報等により高潮の危険が予想される時。</p> <p>エ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の恐れがあるとき。</p> <p>オ その他水防上必要と認められるとき。</p>
出動	<p>ア 水防警報河川にあつては、「出動」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位に到達し、なお上昇の恐れがあるとき。</p> <p>ウ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害が予想される時。</p> <p>エ 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。</p> <p>オ その他水防上必要と認められるとき。</p> <p>カ 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。</p>
解除	<p>ア 水防警報河川にあつては、「解除」の発表を受けたとき。</p> <p>イ ア以外で県水防計画に定められた河川にあつては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ危険がなくなったとき。</p> <p>ウ 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。</p> <p>エ 堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。</p> <p>オ 津波等による被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</p>

第5節 水防作業

1 水防工法

工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することもあるから、当初施工の工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明及び水防作業上の心得については、資料第7のとおりである。

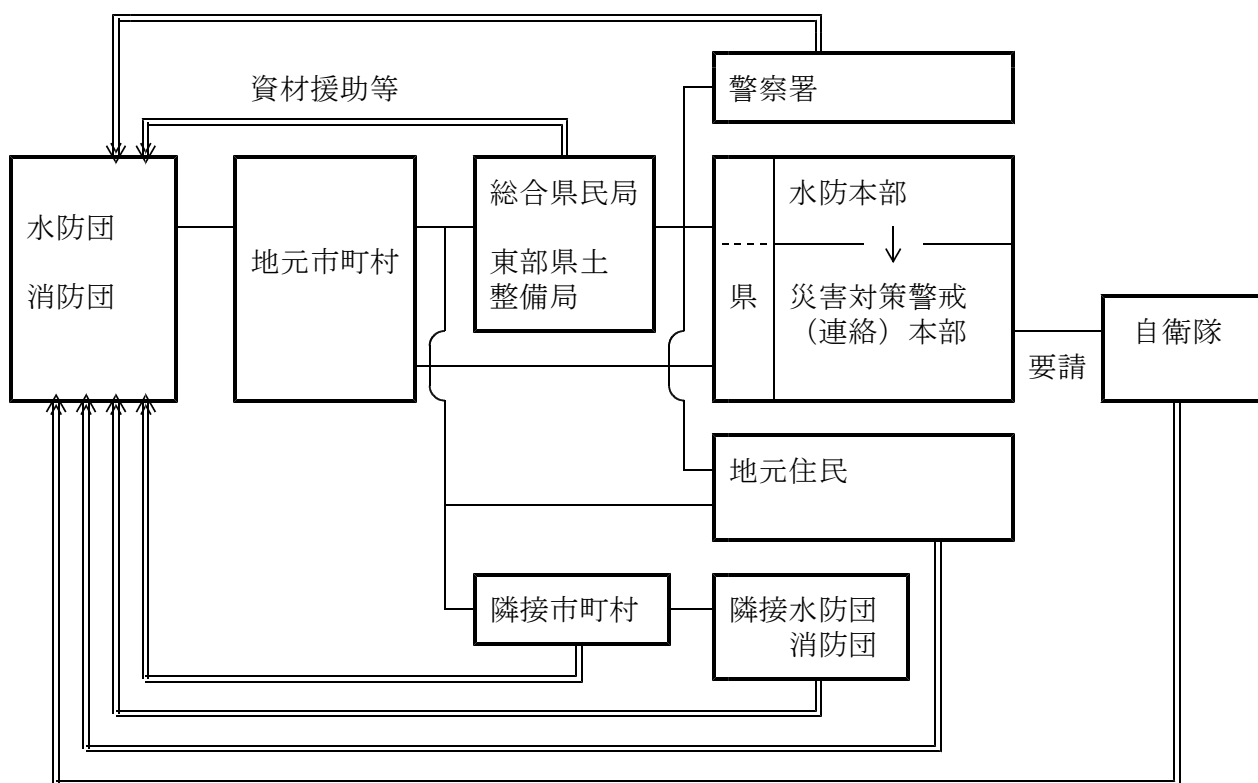
2 水防資器材の補充

各水防管理団体は自己の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予測される場合は、近くの購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時には、総合県民局及び東部県土整備局備蓄資材の応援を求めることができる。

水防倉庫及び備蓄資器材については、第7章による。

資器材購入先については、付表-7(3)に示すとおりである。

3 水防作業等応援の連絡系統



(注) 二重線は応援協力の動きを示す。

4 警戒区域及び住民の協力

(1) 警戒区域

水防団長又は水防団員（これらの者が不在のときは警察官）は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（法第21条）

(2) 居住者の水防義務

水防管理者、水防団長及び河川管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、管内の住民又は現場にある者を水防に従事させることができる。(法第24条、河川法第22条第2項)

5 公用負担

(1) 緊急時における公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は河川管理者は次の権限を行使することができる。(法第28条、河川法第22条第1項)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車馬、その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
〇〇水防団〇〇部長 何 某	
上記の者に 委任したことを証明します。 年 月 日	区域における水防法第28条第1項の権限行使を
	〇〇市(町、村)長 何 某 (印)

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

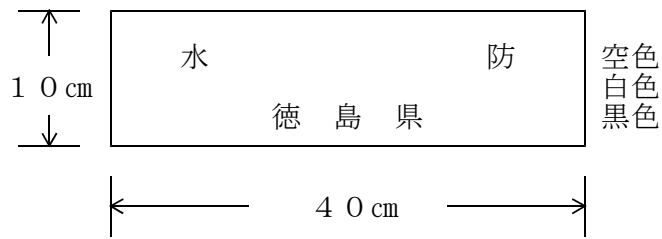
公 用 負 担 証	
目的物種類 負担内容	使用, 収用, 処分等
年 月 日	
〇 〇 殿	〇〇市(町、村)長 何 某 (印) 事務取扱者 何 某 (印)

6 水防用の標識等

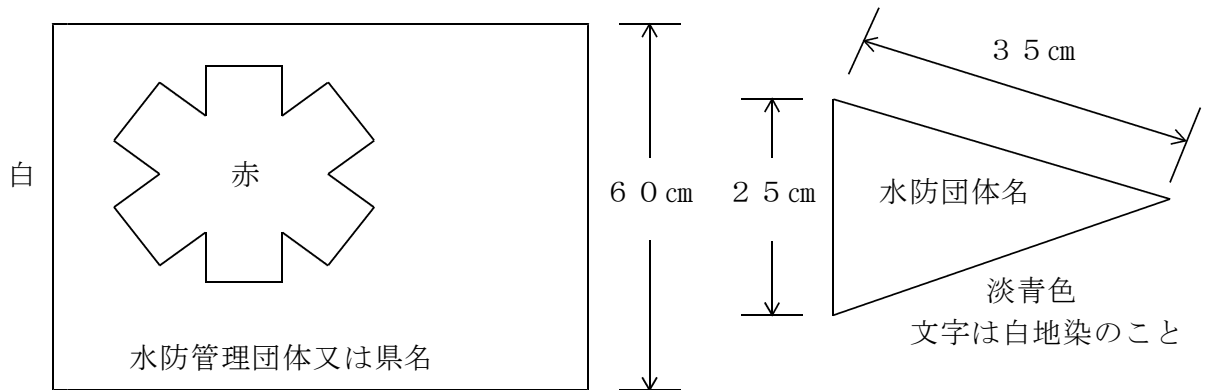
水防活動を正確迅速かつ規則正しい団体行動をとらせるために次の標識を定める。

(1) 水防用県庁職員腕章

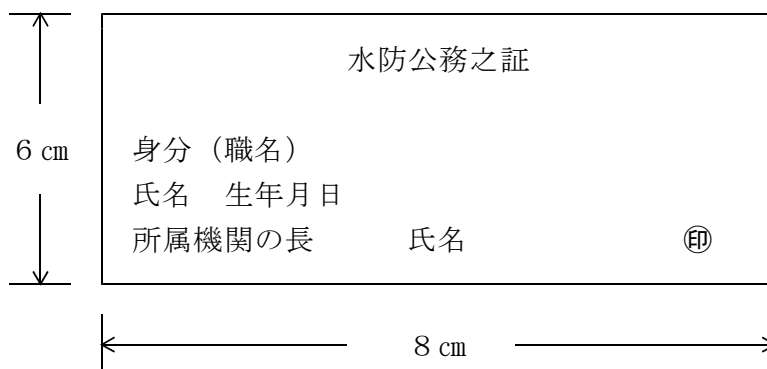
県庁職員が水防のため現場に赴くときは、次の腕章を左腕につけるものとする。



(2) 標識



(3) 身分証明



第6節 決壊の通報及び避難のための立ち退き

1 決壊の通報

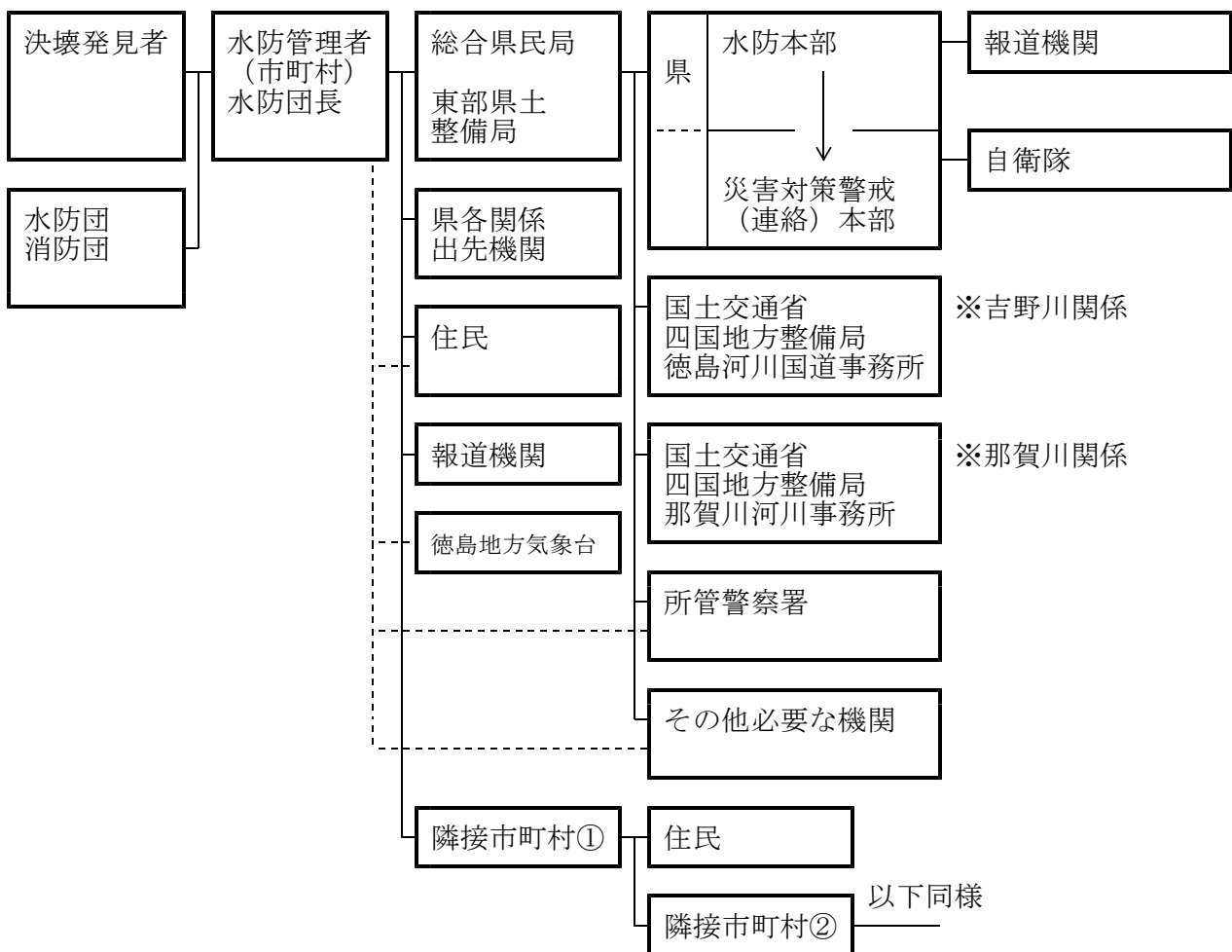
堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所轄総合県民局長、東部県土整備局長、氾濫の及ぶ恐れのある隣接水防管理者等に通報しなければならない。（法第25条）

この通報を受けた総合県民局長及び東部県土整備局長は河川整備課、当該河川の水防警報を行う徳島河川国道事務所長、那賀川河川事務所長、所轄警察署長等関係機関に、また隣接水防管理者は、更に次の氾濫の及ぶ恐れのある隣接関係水防管理者に、その旨通報するものとする。

河川整備課は、報道機関及び危機管理部とくしまゼロ作戦課に通報するものとする。

なお、自衛隊の派遣を要請する必要がある場合については次章のとおりとする。

2 決壊通報の連絡系統



(注) ----- は、地域防災計画に定める異常な現象発見時の通報系統である。

3 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第26条）

4 避難

(1) 水防管理者（市町村）が行う場合

ア 水防管理者は、みずから防御する堤防等が破堤した場合、又は破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

イ 水防管理者は、アの立ち退き又は準備を指示した場合は、当該区域を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 水防管理者は、アの立ち退きを指示した場合はその状況を河川整備課に速やかに報告するものとする。

エ 水防管理者は、当該区域を所管する警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先連絡等に必要な措置を講じておくものとする。

(2) 知事又はその命を受けた職員が行う場合

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険区域の居住者に対し知事又はその命を受けた県職員は立ち退きを勧告又は指示をすることができる。（法第29条）

この場合、職員は速やかに水防管理者に連絡をとり、事後の措置は（1）イ、ウに準ずるものとする。

(3) 応急避難場所

重要水防区域における応急避難場所は、付表－5による。

第6章 協力及び応援

第1節 隣接県との協力及び相互協定

国土交通大臣が行う吉野川の水防警報については、高知県及び愛媛県と相互に連絡を行うものとする。

なお、協定事項は次のとおりとする。

<協定事項>

高知県及び愛媛県との境界における関係水防管理団体は水防については互いに協力応援するものとする。

- (1) 他の水防管理者から応援を求められたときは自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で水防作業員あるいは必要な資材及び器具類をもって応援するものとする。
- (2) 前項の各水防管理者は相互の状態を通報する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め情報連絡をとる。

第2節 応援及び相互協定

1 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められたときは、警察署長に対して警察官の出勤を求めるものとする。（法第22条）また、水防管理者、総合県民局長及び東部県土整備局長はあらかじめ次の事項について協定しておくものとする。

- (1) 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
- (2) 法第22条に規定する警察官、警察署員の援助要求について
- (3) 法第29条に規定する退避について
- (4) 一般被害、土木被害の情報交換について
- (5) 災害等におけるダンプカー協力要請について
- (6) その他水防について必要な事項

2 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

- (2) 隣接する水防管理団体は協力応援等水防事務に関して相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

3 自衛隊の応援

知事は、大規模の応援が必要とする緊急事態の生じたときは、「県地域防災計画」の定めるところにより自衛隊の派遣を要請するものとする。

応援のため派遣せられた自衛隊の誘導並びに現地における作業の打ち合わせについては現地責任者（水防本部員，関係水防管理者，総合県民局員及び東部県土整備局員）がこれにあたるものとする。

4 河川管理者の協力

河川管理者（国土交通省四国地方整備局長、徳島県知事、準用河川を所管する市町村長）は、それぞれが管理する河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（河川管理者四国地方整備局長の協力事項）

- （１）河川に関する情報の提供
- （２）重要水防箇所の合同点検の実施
- （３）水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- （４）水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- （５）洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- （６）水防活動状況の写真等の記録及び広報

（河川管理者徳島県知事の協力事項）

- （１）河川に関する情報の提供
- （２）重要水防箇所の合同点検の実施
- （３）水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- （４）水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- （５）洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と徳島県間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣

（河川管理者市町村長の協力事項）

- （１）河川に関する情報の提供
- （２）重要水防箇所の合同点検の実施

- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

第3節 水防連絡会議

この会議は水防体制の強化拡充を図り水防実施が円滑に行われることを目的とし、総合県民局及び東部県土整備局各庁舎単位に各管内の関係諸団体で組織する。

事務所は総合県民局及び東部県土整備局各庁舎内におき、必要に応じ召集する。

<連絡会における協議事項>

- (1) 気象状況の予報連絡事項
- (2) 水位、雨量の通報事項
- (3) 水防器具資材の調達事項
- (4) 相互協力応援事項
- (5) 水防訓練事項
- (6) 水防啓蒙宣伝事項
- (7) その他水防に必要な事項

第4節 特定緊急水防活動

洪水、津波又は高潮による著しい激甚な災害が発生し、国土交通大臣が、当該災害の発生に伴い浸水した水の排除及び高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う場合、県は、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保する。

第7章 水防倉庫及び資器材

第1節 水防倉庫及び資器材の整備

1 県

県は、水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄し、水防管理者の要請があった場合、総合県民局及び東部県土整備局において状況を勘案判断し使用せしめるものとする。

2 水防管理団体

水防管理団体は、その重要水防区域内堤防延長1,000mないし、2,000m毎に1棟の割合で水防倉庫を設置し、必要な資器材を備え付けるよう努めなければならない。

設置倉庫は、国土交通省建設基準、間口9.1m、奥行3.64m、面積33㎡とし、設置箇所は水防活動に便利な場所を選び、適当な場所のないときは堤防法肩その他支障のない箇所に設置するものとする。

3 水防倉庫及び備蓄資器材の状況

(1) 県の水防倉庫及び備蓄資器材の状況は、付表－7(1)に示すとおりである。

(2) 市町村の水防倉庫及び備蓄資器材の状況は、付表－7(2)に示すとおりである。

4 資器材購入先及び能力

県内における資器材購入先及び能力については、付表－7(3)に示すとおりである。

第2節 非常輸送

1 県水防本部(道路班)は、警察の協力を得て総合県民局、東部県土整備局及び市町村等からの情報に基づき水防本部と総合県民局、東部県土整備局間の通行路線を定め、水防時における輸送路の確保に努める。

2 総合県民局及び東部県土整備局は、市町村からの情報に基づき、総合県民局及び東部県土整備局と各市町村間の通行路線を定め、水防時における輸送路の確保に努める。

通行路線を定めたとき、変更したときは、その状況を水防本部(道路班)に報告するものとする。

3 避難のため人員輸送及び水防資器材輸送等については、その能力を明確にしておくとともに所轄警察署に依頼し、ダンプトラック(舟艇等)の応援を求めるための連絡方法及び能力を確保しておくものとする。

4 第5章第5節6に定める標識を掲げ、水防に出動する車等は、一般通行に優先して通行することができ、緊急の必要がある場合に赴くときには、一般道路でない通路、空地及び水面を通行することができる。(法第18, 19条)

第 8 章 通信連絡体制

1 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、県庁内に設置された統制局を中心として、総合県民局・合同庁舎等主要県出先機関、市町村並びに防災関係機関等を総合的に結んだ無線回線である。災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保、迅速な応急処理ができる。

2 非常通話及び電報

(1) 電話の非常通話

知事、水防管理者、水防団長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる。(法第 27 条) 洪水、津波又は高潮に際して水防上緊急を要する市外通話はあらかじめ電話する相互局を記入の上、各団体は所轄の N T T 支店とあらかじめ利用上の細部について文書にて協定しておくものとする。

(2) 電報の特別取扱

洪水予報その他水防上緊急を要する事項を内容とするものについては、申し込みの際、非常電報緊急電報として申し込めば至急取り扱われる。

(3) その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

ア 地方整備局無線施設	カ 四国電力株式会社通信施設
イ 警察通信施設	キ 徳島海上保安部通信施設
ウ 気象台通信施設	ク 海上自衛隊通信施設
エ 四国旅客鉄道株式会社通信施設	ケ NHK・四国放送通信施設
オ 電気通信施設	

(4) 報道機関の活用

水防本部各種災害対策事項については、放送局及び新聞社の全面的協力により、これを報道するものとする。

(5) その他非常連絡

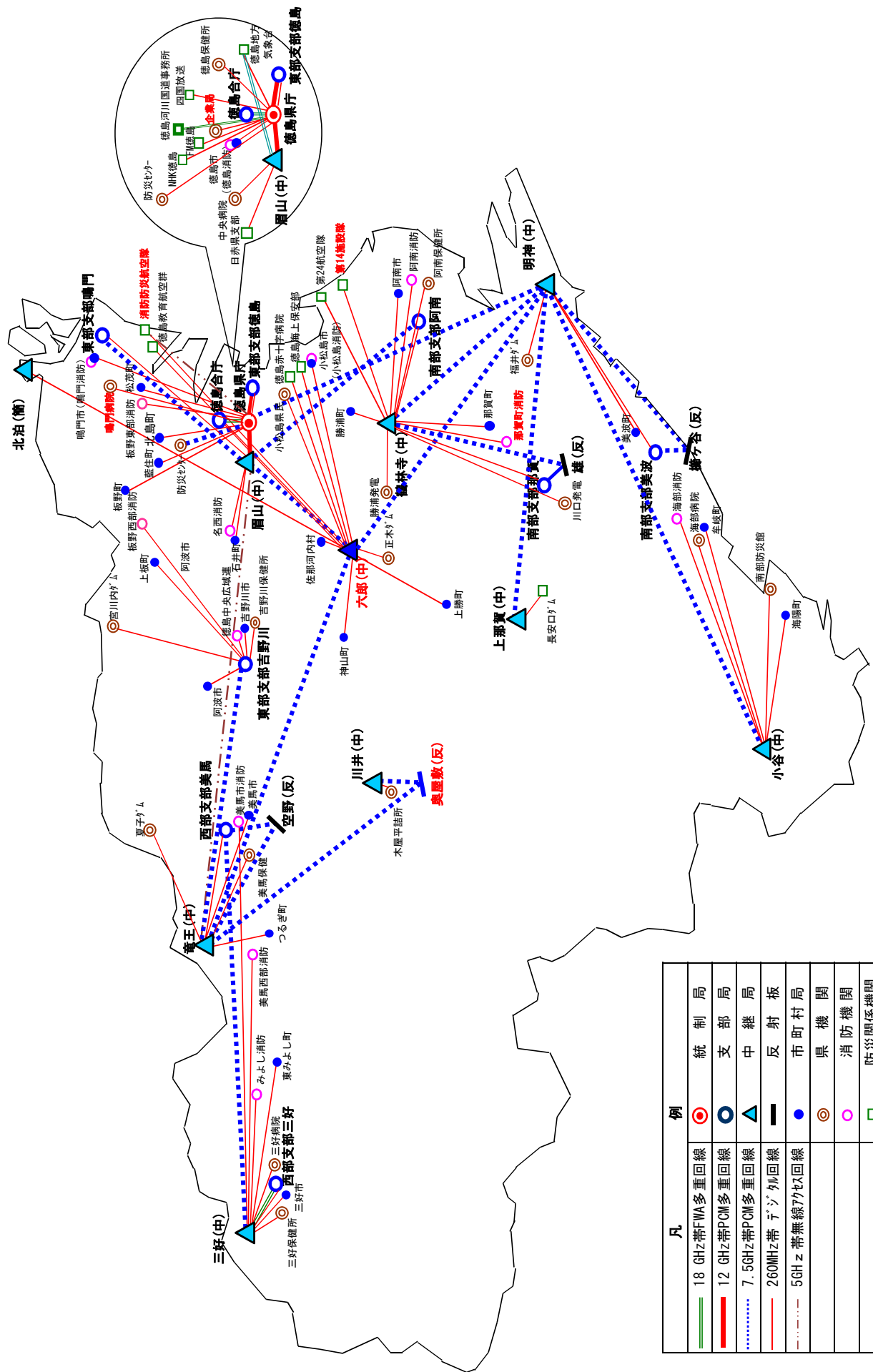
各水防管理団体は、各部落等との連絡のため、一般加入電話所有者又は有線放送等の管理者とその施設を水防時に使用することを協定し、非常連絡のできる措置をしておくものとする。

3 水防に関する予警報の通信連絡

水防に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、関係機関は上記の通信施設等の適切な利用を図るものとする。

なお、気象通報(気象庁)並びに洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報(いずれも国土交通省及び県)の連絡系統は第 4 章に、観測通報、決壊通報及び水防作業等応援の連絡系統は第 5 章に、ダム放流警報通信の連絡系統は、付表-9 に示す。

徳島県総合情報通信ネットワークシステム全体回線構成図



凡	例
18 GHz帯FWA多重回線	●
12 GHz帯PCM多重回線	○
7.5GHz帯PCM多重回線	▲
260MHz帯7x7x7回線	■
5GHz帯無線7x7x7回線	●
	◎
	○
	□

第9章 水防費用

1 費用負担

(1) 水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。(法第41条)ただし、他の水防管理団体の応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。(法第23条第3項、第4項)

(2) 水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。(法第42条)

2 損失補償

公用負担権限(第5章第5節5)行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条第2項、河川法第22条第3項～第5項)

3 災害補償

法第24条及び河川法第22条第2項の規定により、住民等を水防に従事させ(第5章第5節4)たことによって、死亡し、傷病にかかり、廃疾になった者に対しては、その損害を補償しなければならない。(法第45条、河川法第22条第6項)

第10章 水防記録及び報告

1 水防速報

総合県民局長及び東部県土整備局長は、水防速報を次の様式に準じ無線にて水防本部長（県土整備部長）に報告するとともに、水防解除後速やかに様式1、2を2部作成して総合報告すること。
 様式1 一般被害

河川・海岸線名	被害箇所			被害状況				備考	
	郡市	町村	大字	田 (ha)	畑 (ha)	家屋 (戸)	交通関係		通信関係

様式2 土木被害

河川・海岸線名	被害箇所			被害災害状況				被害概算額		備考
	郡市	町村	大字	被害の種類	長さ	幅	高さ	計	復旧見込処置方針 (応急措置等)	
										応急及び復旧見込日数

2 てん末書

- (1) 水防を解除したときは、関係水防管理者は活動実績を遅滞なく次の様式により3部を作成し総合県民局長又は東部県土整備局長に提出すること。
 (2) 総合県民局長及び東部県土整備局長は、遅滞なく管内水防管理団体の報告をとりまとめ2部を県土整備部長に提出すること。
 (3) 水防本部長（県土整備部長）は、水防管理者からの報告について国（四国地方整備局）に報告する。
 様式3 水防活動実績表

管理団体及び府県名	指定 非指定別	水防活動延人数		水防活動費			使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を行なった時間	備考
		水防団及び消防団	その他	計	出当	動当	その他	小計 (A)	主要資材			
	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	

3 水防記録

水防管理者は、水防てん末報告による水防活動実績の記録を作るとともに次の事項について水防記録を作成して保管するものとする。

- (1) 出水の概況
- (2) 水防活動を実施した個所（〇〇川，〇〇町〇〇字〇〇地先〇〇メートル）
- (3) 水防活動開始の日時及び終結の日時
- (4) 出動人員（水防団〇人，消防団〇人，その他〇人）
- (5) 水防作業の概況
- (6) 水防の結果，及び土木被害の概況
- (7) 人件費（〇〇円），物件費（〇〇円）
- (8) 功労者の氏名，年齢，所属及び功績の概略
- (9) 水防法第23条第1項の応援を求めた理由
- (10) 水防法第25条の堤防その他施設の決壊の状況
- (11) 水防法第29条の立退指示の事由
- (12) 水防法第34条第1項の水防協議会の設置
- (13) 水防法第32条の2の水防訓練の概要
- (14) 水防法第24条により従事させたもの，又は備入させたものの住所，氏名及び出務時間並びにその事由
- (15) 収用又は購入の器具，資材及びその事由並びに使用場所
- (16) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却場所
- (17) 土地を一時使用した場合は，その箇所及び所有者氏名並びにその事由
- (18) 防御作業中死傷又は疾病に罹った者の職，氏名及びその手当
- (19) 水防作業に使用した材料及び数量
- (20) 破損器具資材の数量

第 1 1 章 水防訓練

1 県の水防総合訓練

県の水防工法，避難立ち退き，通信連絡及び応急救護等の総合訓練を県防災計画により実施される場合は，これに協力し実施するとともに水防訓練として特に水防工法，通信連絡を中心とし実施するものとする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は，次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし，でき得れば一般市民を参加させ水防思想の高揚に努めるものとする。

水防訓練の実施にあたっては，県の指導を努めて受けること。

- ア 観測（水位，潮位，雨量，風速）
- イ 通報（水防団の動員，居住者の応援）
- ウ 輸送（資材，器材，人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 樋門，角落しの操作
- カ 避難，立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施は，最も効果のある時期を選び毎年 1 回以上単独又は関係団体と連合あるいは合同で実施するものとする。

イ 非指定の水防管理団体においても前項に準じて実施するよう努めるものとする。

3 災害通信連絡訓練

水防無線による非常無線通信訓練については，徳島地区非常無線通信協議会に所属し，毎年定期的に行うものとする。

4 情報伝達訓練

出水時等の迅速かつ適確な伝達及び連絡については，国土交通省四国地方整備局との連携の下，毎年 1 回出水期前に洪水対応演習を開催し，洪水時における水位，雨量の観測等の関係機関との連携を図るものとする。

第 1 2 章 水防管理団体の水防計画

1 水防管理団体の水防計画

(1) 水防計画の作成及び毎年検討

指定水防管理団体は、徳島県水防計画及び(2)に示す基準により水防計画を定めなければならない。また、毎年度における変更事項を的確に反映するため、その内容について毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。(法第33条第1項)

なお、新たに水防計画を作成し、及び変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定管理団体の水防協議会(または市町村防災会議)に諮らなければならない。(法第33条第2項)

非指定の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を定め、これを総合県民局及び東部県土整備局に提出しておくものとする。

(2) 水防計画の作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するために必要となる組織、人員、資器材、設備等を整備し、これらの人的物的施設の総合的かつ合理的な運営及び活用を図るとともに、特に実際活動に適合するよう、現地に即してより具体的かつ詳細にあらゆる事態を想定した計画を策定するものとする。

なお、主な内容は次のとおりとする。

ア 水防本部の設置及び組織

イ 水防団担任区域及び動員計画

ウ 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者

エ 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援の計画並びに責任分担

オ 水防協力団体の活動内容並びに水防団及び消防機関との連携方法

カ 居住者を水防に従事させる場合の計画

キ 水防資材、設備等の整備、備蓄、点検並びにその運用計画

ク 避難計画

ケ 水防訓練計画

コ 河川の巡視

(3) 要旨の公表

洪水時における住民の理解と協力を得て迅速かつ円滑な水防活動や避難を確保するほか、水防活動に対する一般住民の啓発及び意識の向上を図るため、水防計画を策定及び変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。(法第33条第3項)

2 留意すべき事項

(1) 危険箇所の把握及び被害想定

水防は、その対象がある程度特定されており、被災箇所もある程度予想されることから、洪水に備えて平時から対応しうるように企図することが可能である。このため、危険箇所の把握及び被害想定が極めて重要な要素であるので、その的確な把握に努めなければならない。

特に、国及び県が定める重要水防区域等については十分留意し、第3章第1節2に記載のとおり、各箇所における対策等について詳細に検討すること。

(2) 関係機関との応（受）援体制の確立

複雑な行政組織の中にあってもその地域に起り得る災害の事態に対処できるよう、常に関係機関との間における物的人的応（受）援体制を周到に検討し、確立しておくこと。

(3) 避難計画

次の事項について留意検討することがあること。

- ア 立退指示の時期（時期の基準）
- イ 指示の方法及び避難の範囲
- ウ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- エ 水防管理者、警察、県知事の立退指示に関する調整
- オ 水防管理者と立退避難の指示権の委任
- カ 現場指揮体制の確立

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等	備考
トクシマチヨウシヤ 徳島庁舎	東 部 県 土 整備局(徳島)		徳島市南末広町6-36	東 部 県 土 整備局(徳島)	
シヨウホウジヤ 正法寺	吉野川	正法寺川	板野郡藍住町奥野東中須125地先	〃	
ヒロノ 広野	〃	鮎喰川	名西郡神山町阿野字広野154-1	〃	
ヨリイ 寄井	〃	〃	名西郡神山町神領字川北2-1	〃	
ミヤマエ 宮前	〃	園瀬川	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	〃	
ホツク 法花	〃	〃	徳島市八万町式丈5-1	〃	
タヱ 立江	立江川	立江川	小松島市立江町字清水189-1	〃	
オチアイ 落合	勝浦川	勝浦川	勝浦郡上勝町落合	〃	(ダム)
マキ 正木	〃	〃	勝浦郡上勝町正木字藤の内18-2	〃	(ダム)
オホノボラ 雄中面	〃	〃	勝浦郡上勝町大字生実字百合出尾	〃	(ダム)
トノカワチ 殿川内	〃	〃	勝浦郡上勝町殿川内	〃	(ダム)
ヨコセ 横瀬	〃	〃	勝浦郡勝浦町大字久国鴻畑地	〃	
ヤヱジ 八重地	〃	旭川	勝浦郡上勝町大字旭字西中29-2	〃	(ダム)
ナトチヨウシヤ 鳴門庁舎	東 部 県 土 整備局(鳴門)		鳴門市撫養町立岩字七枚128	〃	
オオタニカワ 大谷川	吉野川	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外15-9	〃	
アナンチヨウシヤ 阿南庁舎	南部総合 (阿南)		阿南市富岡町あ王谷46	南部総合 (阿南)	
アヲタノ 新野	那賀川	桑野川	阿南市新野町秋山350-5	〃	
フクイダム 福井ダム	福井川	福井川	阿南市福井町鉦打	〃	(ダム)
カモダニ 加茂谷	那賀川	那賀川	阿南市加茂町野上22-6	徳島県	
ナカチヨウシヤ 那賀庁舎	南部総合 (那賀)		那賀郡那賀町吉野字弥ハカヘ64-1	南部総合 (那賀)	
ヤト 槍戸	那賀川	坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字シモアレ28-9	国交省	
ナコノ 名古ノ瀬	〃	〃	那賀郡那賀町掛盤字保木山7	〃	
ナガノヤスガチ 長安口	〃	那賀川	那賀郡那賀町長安字向イ22-1	〃	
カガチ 川口	〃	〃	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	企業局	
コチ 小谷	宍喰川	広岡川	海部郡海陽町小谷字落合106	徳島県	

ミナチヨウシヤ 美波庁舎	南部総合 (美波)		海部郡海陽町奥河内字弁財天 1 7 - 1	南部総合 (美波)	
ツキノ 月輪	日和佐川	日和佐川	海部郡海陽町西河内字大久保	〃	
ムギ 牟岐	牟岐川	牟岐川	海部郡海陽町中村字本村 4 7 - 2	〃	
カンカセ 寒ヶ瀬	海部川	海部川	海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬 1 1 5	〃	
コウノ 神野	〃	〃	海部郡海陽町神野字七川 1 - 1	〃	
オウラ 奥浦	〃	〃	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷 3 - 1	〃	
シクイ 宍喰	宍喰川	宍喰川	海部郡海陽町大字宍喰浦中角 1 - 1	〃	
ヨシガワチヨウシヤ 吉野川庁舎	東 部 県 土 整備局(吉野川)		吉野川市川島町大字宮島字南中須	東 部 県 土 整備局(吉野川)	
タイ 平	吉野川	川田川	吉野川市美郷字張 4 1 0 - 7	〃	
ノタバ 野田原	〃	日開谷川	阿波市市場町日開谷字野田原	〃	
シジヨウ 七条	〃	宮川内谷川	板野郡上板町西分字溝尻 8 - 3 地先	〃	
ミヤガワウチ 宮川内	〃	〃	阿波市土成町宮川内字平間	〃	(ダム)
カミタ 上畑	〃	〃	阿波市土成町宮川内字上畑 7 5 - 1 6	〃	(ダム)
ミチヨウシヤ 美馬庁舎	西部総合 (美馬)		美馬市脇町大字猪尻建神社下南	西部総合 (美馬)	
ミヨチヨウシヤ 三好庁舎	西部総合 (三好)		三好市池田町字マチ 2 4 1 5	西部総合 (三好)	
カ 加茂	吉野川	加茂谷川	三好郡東みよし町加茂 1 6 2 1 - 3 地先	〃	

付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所(テレメーター)一覧表

1 / 4

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
カスカ 春日	飯尾川	徳島県	徳島市春日町字宝野2 7-1	東 部 県 土 整備局(徳島)	2.4	3.1	3.1	3.4	4.1
イガワ 飯尾川	〃	〃	徳島市不動北町	〃					
イガワ 飯尾川第二種門	〃	〃	徳島市春日町宝野地先	〃					
スミヤ 角ノ瀬	〃	〃	徳島市国府町東黒田字 鍵場	〃					
ヒロノ 広野	鮎喰川	〃	名西郡神山町阿野字広 野154-1	〃	2.6	3.9			7.0
ヨイ 寄井	〃	〃	名西郡神山町神領字川 北2-1	〃	3.7	4.7			7.2
ニュータ 入田	〃	〃	徳島市入田町春日13 7-1	〃					
カミアイ 上鮎喰	〃	〃	徳島市鮎喰町2丁目1 18-2	〃	4.1	5.8	5.8	6.5	9.4
キヤウ 北矢三	〃	〃	徳島市北矢三町3丁目 1232番2地先	〃					
ラタニ 寺谷	嵯峨川	〃	佐那河内村下寺谷	〃					
ショウホウ 正法寺	正法寺川	〃	板野郡藍住町奥野東中 須125	〃	1.2	1.8			2.9
キナマ 沖ノ島	榎瀬江湖川	〃	徳島市川内町鈴江西 金岡排水機場	〃					
ミヤエ 宮前	園瀬川	〃	名東郡佐那河内村下字 中辺71-1	〃					
ヤマカミ 山上	〃	〃	徳島市上八万町上中筋 953-1	〃	1.3	2.0	2.0	3.3	3.8
ホクケ 法花	〃	〃	徳島市八万町式丈5- 1	〃	2.5	3.2	4.4	4.8	6.7
ツメカワ 冷田川	冷田川	〃	徳島市八万町沖須賀6 3	〃					
ジョウロク 丈六円橋	多々羅川	〃	徳島市丈六町小谷20 番地の11	〃					
タラカワ 多々羅川	〃	〃	徳島市新浜本町2丁目 3-57-2地先	〃					
シンマチ 新町	新町川	〃	徳島市新町橋1丁目4 番地先	〃	2.2	2.5			4.2
カンダセ 神田瀬	神田瀬川	〃	小松島市小松島町字馬 場本12-1	〃					
シホウカ 芝生川	〃	〃	小松島市金磯町8	〃					
シンボリ 新堀川	〃	〃	小松島市小松島町字馬 場ノ本12-3地先	〃					
トヨモト 豊ノ本川	〃	〃	小松島市中郷町字大瀬 町1-19地先	〃					
タツエ 立江	立江川	〃	小松島市立江町字清水 184-1	〃					
タツエ 立江川	〃	〃	小松島市赤石町浜ノ町 40	〃					

付表-2 (1) 徳島県水防情報伝達システム接続 水位観測所 (テレメーター) 一覧表

2 / 4

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ケンジバシカミ 源氏橋上	田野川	〃	小松島市田野町字赤石 北53-4	〃					
タカガリ 田野川	〃	〃	小松島市金磯町14	〃					
オカガリ 太田川	太田川	〃	小松島市和田島町松田 新田37-14	〃					
トクメ 徳命	前川	〃	板野郡藍住町徳命字前 須東10-4	〃					
ヨコエ 横瀬	勝浦川	〃	勝浦郡勝浦町棚野字北 川原	〃	2.0	3.0	3.6	4.2	7.2
キノ 沖野	勝浦川	徳島県	徳島市飯谷町2-1	東部県土 整備局(徳島)					
エダ 江田	〃	〃	小松島市江田町中須賀 地先	〃	2.4	3.4	4.1	4.7	6.7
オアイ 落合	〃	〃	勝浦郡上勝町落合	〃					
カヤ 多家良	〃	〃	徳島市多家良町小路地 10番地	〃					
ウチガリ 打樋川	〃	〃	徳島市論田町新開66 -122地先	〃					
ヨシガ 吉永	新池川	〃	鳴門市大津町吉永4番 地越地先	〃	1.0	1.3	1.3	1.5	2.2
シンガリ 新池川	〃	〃	鳴門市撫養町南浜字東 浜番外28番地先	〃					
オシ 大代	大代谷川	〃	鳴門市大津町大代字大 道572-6	〃					
オカガニ 大坂谷	大坂谷川	〃	板野郡板野町大寺字王 子57-5	〃					
クロタ 黒谷	黒谷川	〃	板野郡板野町大寺字苅 辺裏190-2	〃					
オカガリ 大谷川	大谷川	〃	板野郡松茂町中喜来字 中瀬堤外15-9	〃					
オカ 大谷	〃	〃	鳴門市大麻町大谷字東 山谷41-9	〃					
セト 瀬戸	明神川	〃	鳴門市瀬戸町明神字上 本城252	〃					
モリノ 下ノ庄	宮川内谷川	〃	板野郡板野町下庄字栄 寿44-1地先	〃					
ウチガハシ 内田橋	桑野川	〃	阿南市山口町前山田5 8-1地先	南部総合 (阿南)	2.8	3.7	4.0	4.7	6.5
アヲノ 新野	〃	〃	阿南市新野町秋山35 0-5	〃	1.3	2.0	2.0	3.1	3.9
ウヅキケン 和食(県)	那賀川	〃	那賀郡那賀町大字和食 字町144-2	〃	T.P. 46.3	T.P. 47.8	T.P. 47.8	T.P. 49.3	
オニシ 大西	福井川	〃	阿南市福井町大西42 -2	〃	2.1	2.7	2.7	3.3	6.0
デジマカ 出島川	〃	〃	阿南市那賀川町中島1 558-1地先	〃					
ウチ 打樋	打樋川	〃	阿南市津ノ峰町長浜地 先	〃					

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
カモエダニ 加茂前谷	椿川	〃	阿南市椿町黒田49番地7	〃					
カヤカワ 苺屋川	苺屋川	〃	阿南市那賀川町芳崎494番地	〃					
ツキノ 月輪	日和佐川	〃	海部郡美波町西河内字大久保	南部総合 (美波)	2.6	3.3	3.3	3.7	6.0
ノボリ 登り	北河内谷川	〃	海部郡美波町北河内字登り226-3	〃					
センバクチバシ 千羽口橋	奥潟川	〃	海部郡美波町奥河内字弁才天186-8	〃					
オカタ 奥潟	〃	〃	海部郡美波町奥河内字櫛ヶ谷	〃	ポンプ操作条件による				
ムギ 牟岐	牟岐川	〃	海部郡牟岐町中村字本村47-2	〃	〃				
シクイ 宍喰	宍喰川	〃	海部郡海陽町大字宍喰浦中角1-1	〃	〃				
ムギバシ 牟岐橋	牟岐川	〃	海部郡牟岐町大字河内字東川又1748-1	南部総合 (美波)					
コノ 神野	海部川	徳島県	海部郡海陽町神野字七川1-1	南部総合 (美波)	2.7	4.1			7.6
タ 多良	〃	〃	海部郡海陽町多良	〃	2.7	3.3	5.1	5.5	7.0
アカマツユウカ 赤松中央	赤松川	〃	海部郡美波町赤松字野田72番2	〃					
センソウカワ 善蔵川	善蔵川	〃	海部郡海陽町大里字下中洲26-7	〃					
ヒビハラ 日比原	宍喰川	〃	海部郡海陽町日比原	〃	2.1	2.3	2.6	3.1	
ヒカダニ 日開谷	日開谷川	〃	阿波市市場町市場字岸ノ下	東 部 県 土 整備局(吉野川)	2.0	2.8			3.8
クマニ 熊谷	熊谷川	〃	阿波市吉野町柿原字シノ原382-5	〃					
カヲ 川田	川田川	〃	吉野川市山川町字村雲171-1	〃	1.8	2.6	3.1	3.7	5.4
クムラ 桑村	桑村川	〃	吉野川市川島町桑村字風呂谷	〃					
ウシノマ 牛島	江川	〃	吉野川市鴨島町大字牛島字中開東	〃	1.3	1.7	2.1	2.8	3.1
カウラ 上浦	飯尾川	〃	名西郡石井町高川原字関147-5	〃	1.5	2.0	2.3	2.6	
カノ 加茂野	〃	〃	名西郡石井町高川原字加茂野	〃	1.5	2.0	2.1	2.3	
ミシ 角ノ瀬	〃	〃	徳島市国府町東黒田字鑓場	〃					
アハ 相坂	宮川内谷川	〃	阿波市土成町宮川内字相坂	〃					
シカミヤ 下上畑	〃	〃	阿波市土成町宮川内字上畑	〃					
シチヨウ 七条	〃	〃	板野郡上板町七条字挽木	〃	1.5	2.5	2.5	3.5	5.9

観測所	河川名	所属	所在地	量水標 管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
カシマ 鴨島	江川	〃	吉野川市鴨島町鴨島字 知恵島境 8 7 3 - 4	〃					
カクマ 学島	学島川	〃	吉野川市川島町学字辻	〃					
ほたる	ほたる川	〃	吉野川市山川町堤外	〃	1.3	1.7	1.7	2.2	3.1
サダミツ 貞光	貞光川	〃	美馬市つるぎ町字前田 5 3 - 1 4	西部総合 (美馬)	2.2	3.0	3.0	3.8	4.8
アブキ 穴吹	穴吹川	〃	美馬市穴吹町字市の下 8 番	〃	1.9	2.9			4.0
クヤマ 口山	〃	〃	美馬市穴吹町口山字丸 山 4 5 0 番地先	〃					
タダ 棚田	曾江谷川	〃	美馬市脇町字赤谷 2 2 5 - 1 8	〃	1.0	1.3			3.8
ハンダ 半田	半田川	〃	美馬市つるぎ町半田田 井	〃					
カモ 加茂	加茂谷川	〃	三好郡東みよし町加茂 1 6 2 1 - 2 地先	西部総合 (三好)	1.7	2.4			4.3
ウマジ 馬路	馬路川	〃	三好市池田町馬路陰ノ 前 8 番 3	〃					
イノチダニ 井ノ内谷	井ノ内谷川	〃	三好市井川町垢射 6 1 5 0 - 4	〃					

付表－２（２） （１）以外の水位観測所

河川名	所 属 観 測 所	所 属	通報責任者	水 位 (m)				計画高水位
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険※	
吉野川	池田 (無堤)	国	国土交通省	4.10	6.70	7.40	8.00	11.872
〃	池田 (有堤)	〃	〃	4.10	6.70	8.00	9.70	11.872
〃	岩津 (無堤)	〃	〃	3.30	5.30	6.50	6.80	12.937
〃	岩津 (有堤)	〃	〃	3.30	5.30	6.80	7.50	12.937
〃	瀬詰	〃	〃					
〃	江口	〃	〃					
〃	中央橋	〃	〃	3.40	4.90			8.795
〃	第十	〃	〃	3.70	5.30			9.064
〃	中藪	〃	〃					
〃	西条大橋	〃	〃					
〃	高瀬橋	〃	〃					
旧吉野川	鍋川	〃	〃				2.50	3.953
〃	旧吉野川	水 資源 機構	〃					
〃	旧吉野川河 口堰上流	水 資源 機構	〃					
〃	大寺橋	水 資源 機構	〃	1.25	2.15		2.85	4.827
〃	大正橋	国	〃					
〃	牛屋島大橋	〃	〃					
宮川内谷川	矢武大橋	〃	〃					
今切川	北島応神橋	〃	〃					
〃	今切川河 口堰上流	水 資源 機構	〃				1.80	3.331

※水位周知河川においては水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

河川名	所 属 所 属	所 属	通報責任者	水 位 (m)				計画高水位
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険※	
那 賀 川	古庄(上流)	国	国土交通省	3.50	5.00	5.40	5.80	8.823
〃	古庄(下流)	〃	〃	3.50	5.00	7.90	8.80	8.823
那 賀 川	加 茂 谷	国	国土交通省					
〃	和 食	〃	〃					
派川那賀川	豊 益	〃	〃					
桑 野 川	明 谷	〃	〃					
〃	大原(有堤)	〃	〃	3.40	4.15	5.30	6.10	6.275
〃	大原(無堤)	〃	〃	3.40	4.15		4.70	6.275
坂州木頭川	名 古 ノ 瀬	〃	〃					

付表－３ 流量を通報すべきダム

河川名	観測所	位 置	通報流量 m ³ /s	警戒流 量, m ³ / s	計画流量 m ³ /s	管理者	備 考
宮川内谷川	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内	20	100	364	徳島県	
那賀川	川口ダム	那賀郡那賀町吉野	600	2,400	8,000	徳島県 企業局	
勝 浦 川	正 木 ダ ム	勝浦郡上勝町大字正木	100	300	1,500	徳島県	
福 井 川	福 井 ダ ム	阿南市福井町鉦打		70	540	〃	

付表－４ 潮 位 観 測 所

港湾海岸名	設 備 箇 所	型 式	取 扱 機 関	連絡方法	所 轄
折 野 港	鳴門市北灘町折野	超 音 波 式	東部県土整備局 (徳島庁舎)	インター ネット	県
撫 養 港	鳴門市撫養町	水 圧 式	四国地方整備局 (小松島港湾・ 空港整備事務所) 東部県土整備局 (徳島庁舎)	〃	国 県
徳島小松島港	小松島市小松島町外開 地先	電 波 式	徳島地方气象台	インター ネット	气象台
〃	徳島市万代町	超 音 波 式	東部県土整備局 (徳島庁舎)	〃	県
橘 港	阿南市橘町中浦	水 圧 式	南部総合県民局 (阿南庁舎)	〃	〃
由 岐 漁 港	海部郡美波町西由岐字 西地先	精密型電波式津波計	徳島地方气象台	〃	气象台
浅 川 港	海部郡海陽町浅川	超 音 波 式	南部総合県民局 (美波庁舎)	〃	県
日 和 佐 港	海部郡美波町弁財天	水 圧 式	〃	〃	〃

付表－5 局別重要水防区域一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 1 / 9

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種別
1	吉野川	左	国	徳島市	川内町	1,775	800	975		堤防高 水衝・洗掘	積土の工 現状監視 捨てブロック工
2	〃	〃	〃	〃	応神町	3,994		3,594 (379) 400 (1,200)		法崩れ 漏水 水衝・洗掘	月の輪工 シート張り工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
3	〃	〃	〃	〃	吉野川橋	1箇所		吉野川橋		工作物(橋梁)	積土の工 捨土の工
4	〃	右	〃	〃	北沖洲 金沢	1,199		1,199		堤防高	積み土の工
5	〃	〃	〃	〃	住吉	305		305		法崩れ	木流し工 シート張り工
6	〃	〃	〃	〃	春日町 不動東	3,546		3,546		〃	五徳縫い工 土のう羽口工
7	〃	〃	〃	〃	国府町	4,331		4,331 (4,331) (800) (200)		法崩れ 漏水 水衝・洗掘 洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工 捨てブロック工
8	今切川	左	〃	〃	川内町 中島	1,396 20箇所 4箇所 1箇所	1,085 (1,085)	(255) 311 (723)	陸閘 開口部	堤防高 堤防断面 洗掘 法崩れ 〃 工作物(陸閘) 開口部 工作物(橋梁)	積土の工 捨土の工
9	〃	右	〃	〃	川内町 米津	725 3箇所 5箇所		193 532	開口部 陸閘	洗掘 漏水 開口部 工作物(陸閘)	捨土の工 シート張り工 月の輪工 角落し
10	〃	〃	〃	〃	〃	810 3箇所		(140) 609 (201) (467) 201	陸閘	堤防断面 堤防高 〃 洗掘 漏水 工作物(陸閘)	現状監視 積土の工 捨土の工 シート張り工 月の輪工 バラベット部 角落し
11	〃	〃	〃	〃	川内町 加賀須野～ 中島	1,280	400 (400)	880 (200) (89) (14)		堤防高 堤防断面 洗掘 漏水	捨土の工 シート張り工 月の輪工 積土の工
12	〃	〃	〃	〃	川内町 吉成	200		200		堤防高	〃
13	〃	〃	〃	〃	応神町	2,625 2箇所 6箇所	365 (365)	2,260 (2,260)	陸閘 樋門 開口部	堤防高 堤防断面 工作物(陸閘) 工作物(樋門) 開口部	積土の工 捨てブロック 角落し

()は重複距離

関係区域 地区名	区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
小松西 小松東	62 38	172 98	川内・応神 86	川内南小学校	470	
東 貞 方	450	1,119	// 86	応神小学校 応神中学校	360 368	
古 川	909	1,745	// 86	四国大学 徳島市立スポーツセンター	1,000 466	
金沢1～2 北沖洲2	607 424	1,328 1,059	沖洲渭東 48	徳島市立高校	1,160	
住吉1丁目 ～ 住吉6丁目	3,597	7,491	// 48	徳島商業高校 城東小学校	791 226	
春 日 不動東4丁目 不動東5丁目	9 374 65	24 748 158	加 茂 26 不 動 27	不動文化会館 徳島科学技術高校 加茂コミュニティセンター 不動小学校 不動中学校	33 764 170 220 250	
東 黒 田 西 黒 田 佐 野 塚	233 239 90	661 646 253	国府・不動 70(70)	JA徳島市北井上支所 北井上小学校 北井上中学校 北井上コミュニティセンター	50 400 240 80	
中 島 大 松	145 750	406 1,853	川内・応神 (86)	川内北小学校	310	
米 津 加 賀 須 野	201 607	567 1,379	// (86)	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立スポーツセンター	(310) 360 398 (470) (466)	
米 津 加 賀 須 野	(201) (607)	(567) (1,379)	// (86)	川内北小学校 川内中学校 川内町民会館 川内南小学校 徳島市立スポーツセンター	(310) (360) (398) (470) (466)	
中 島 加 賀 須 野	(145) (607)	(406) (1,379)	// (86)	〃	〃	
榎 瀬	1,149	2,404	// (86)	川内町民会館 JA徳島市川内支所 川内中学校	(398) 70 (360)	
中 吉 原 成	100 848	253 1,912	// (86)	四国大学 応神中学校 応神小学校 生光学園 応神コミュニティセンター 市立応神公栄会館	(1,000) (368) (360) 500 100 285	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

①東部県土整備局(徳島)管内 2/9

付図番号	河川名別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策	
					場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要種別		
14	吉野川	左	国	藍住町	小塚	3,859		2,259 (1,600) (3,859)		法崩れ 漏れ水	月の輪工 シート張り工 五徳縫い工 土のう羽口工
15	"	"	"	"	東中富	358		1,600	212 146	法崩れ 洗掘 旧川跡 (90)	木流し工 シート張り工
16	旧吉野川	"	"	"	乙瀬	950 1箇所	950 (950)		(221)	洗掘 堤防高 堤防断面 開口部	捨土のう工 シート張り工
17	"	"	"	"	東中富	1,030 3箇所	1,030 (1,030) 藍園橋 旧吉野川橋 (徳島自動車道)		中富大橋	堤防高 堤防断面 工作物(橋梁)	—
18	"	右	"	"	富吉 乙瀬	3,360 1箇所	3,360 (3,360)			堤防高 堤防断面 開口部	—
19	"	"	"	"	東中富	575 1箇所	575 (575)			開口部	—
20	"	左	"	北島町	新高 喜来 房	40 2箇所 2箇所	40 (40)			堤防高 堤防断面 工作物(橋梁) 開口部	—
21	"	"	"	"	新高 喜来 房	40	40 (40)			堤防高 堤防断面	—
22	"	"	"	"	新高 喜来 房	1箇所 109 1箇所	109 (109)		開口部	開口部 堤防高 堤防断面 開口部	—
23	"	右	"	"	北村	200 2箇所	200 (200)			堤防高 堤防断面 開口部	—
24	"	"	"	"	新高 喜来 房	560		560 (400)		洗掘 堤防高	捨土のう工 シート張り工 積土のう工
25	"	"	"	"	新高 喜来 房	830 1箇所	830	(830)	開口部	堤防高 堤防断面 開口部	積土のう工
26	今切川	左	"	"	中江 村 尻	708	610 (610)		98	堤防高 堤防断面 法崩れ	— 現状監視
27	"	"	"	"	江尻	192		(130) 192		堤防高 法崩れ	積土のう工 現状監視

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
小徳前 塚命須	1,579	3,623	第15,16,17 分団 42	藍住中学校 藍住町町民体育館 藍住町体育センター 藍住南小学校	1,516 2,133 700 1,010	
東中富	115	276	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1,010) 825	
乙瀬	0	0	第12,13 分団 28	藍住北小学校	1,169	
東中富	4	10	第15分団 (14)	藍住南小学校 藍住西小学校	(1,010) (825)	
富乙 吉瀬	1,161	2,885	第11,13,14 分団 42(14)	藍住西小学校 藍住北小学校 藍住中学校	(825) (1,169) (1,516)	
東中富	303	670	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1,010)	
新喜来 字南八村 字八丁野 高房 字八丁野東	245	570	第7分団 19	北島中学校 北島町役場	1,378 128	
中村 字八丁野 高房 字八丁野東 字八丁野西	(155)	(334)	第7分団 (19)	〃	(1,378) (128)	
高房 字八丁野西 村 字八丁野	(64)	(173)	〃 (19)	〃	(1,378) (128)	
新喜来 字北古田 字西久保	110	292	〃 (19)	北島北小学校	927	
新喜来 字南古田 高字東堤下	103	273	第7分団 (19)	北島中学校 北島町役場	(1,378) (128)	
高字勝瑞 字居内上 字川ノ	404	937	第10分団 (19)	北島中学校 北島町役場	(1,378) (128)	
中字本 字前須 字牛飼原 字井利ノ口	283	748	第8分団 19	北島小学校	1,099	
江字松ノ 字川中 字東堤ノ内	206	483	〃 (19)	〃	(1,099)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 3/9

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)		水 防 対 策 工 法
28	今切川		左	国	北島町	中村 川久保	30	30 (30)	(29)		法崩れ 堤防高 堤防断面	現状監視 積土のう工
29	〃		〃	〃	北島町 徳島市	鯛浜	1,250	1,250 (1,250)			堤防高 堤防断面	—
30	〃		〃	〃	北島町	高房	262		262		洗掘	捨土のう工 シート張り工
31	〃		〃	〃	〃	中村	1箇所	三合橋			工作物(橋梁)	積土のう工 捨土のう工
32	〃		右	〃	〃	高房	585	585 (585)			堤防高 堤防断面	—
33	勝浦川		右	県	徳島市	沖野	450	450			堤防高 堤防断面	積土のう工
34	園瀬川		〃	〃	〃	上八万町 下中筋 ～ 上中筋	570		570		漏水	〃
35	〃		〃	〃	〃	上八万町 川西	600	600			〃	月の輪工
36	〃		〃	〃	〃	上八万町 西地橋の上	700	700			〃	—
37	榎瀬江湖川		右	〃	〃	川内町鈴江 樋門の上	200	100	100		〃	〃
38	〃		〃	〃	〃	川内町 沖島	90	90			〃	〃
39	田宮川		〃	〃	〃	北佐古町 1番	40		40		〃	〃
40	小松海岸		—	〃	〃	川内町	540		540		〃	〃
41	鮎喰川		左	〃	〃	南環状線 の上	600			600	〃	〃
42	鮎喰川		左右	県	徳島市	JR高德本線	1箇所		鉄橋		工作物(橋梁)	積土のう工
43	〃		〃	〃	〃	不動橋	1箇所		不動橋		〃	〃
44	鮎喰川		〃	〃	〃	JR徳島本線	1箇所		JR 徳島本線 鉄橋		工作物(橋梁)	積土のう工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
鯛字外野 徳島市中島	108 *北島町分のみ	187 *北島町分のみ	第8分団 (19) 徳島市消防 団川内応神 (86)	北島南老人憩いの家 北島南小学校	81 985	
鯛字大西 字西ノ須	859	1,949	第6分団 19	北島南小学校 北島中学校 北島町武道館	(985) (1,373) 272	
高字房北 字百北	16	41	第10分団 (19)	北島南小学校	(985)	
中字村口 字江口	150	352	第10分団 (19)	北島中学校	(1,373)	
高字房上 字川ノ上	(5)	(17)	第10分団 (19)	北島中学校	(1,373)	
沖野	34	81	多家良、勝占 82	天理教勝浦分教会	100	
上中筋 下中筋	185 248	492 566	上八万 48	上八万小学校 JA徳島市眉山支所 明善会館	272 (65) (65)	
川西	35	90	// 48	//		
西地	41	111	上八万 48	しらすぎドーム	95	
上別宮 金岡	180 310	417 613	川内、応神 (86)	川内中学校 徳島市立スポーツセンター 川内町民会館	(360) (466) (398)	
沖島	579	1,496	// (86)	//	(360) (466) (398)	
北佐古一 北佐古二	123	278	加茂、佐古 (54)	JA会館	167	
旭野	172	429	川内、応神 86	川内南小学校	(470)	
延命	138	369	国府、加茂名 (81)	西矢野会館	40	
春日町 春日一丁目 春日二丁目	8 892	24 2,319	加茂、佐古 (54) // (54)	不動文化会館 城北高校 千松小学校 城西中学校 徳島科学技術高校 加茂コミュニティセンター	(33) 662 465 744 (764) (170)	J R 高徳本線鉄橋
不動本町 不動西町 北島田町 中島田町	423 1,930	1,056 3,947	不動、加茂名 (66) 加茂名、佐古 (66)	不動小学校 不動中学校 不動文化会館 加茂名中学校 加茂名小学校 島田会館 徳島県立総合看護学校	(220) (250) (33) 938 280 15 200	不動橋
鮎喰町 南島田町 南岩延	1,631 582	3,473 1,292	加茂名、佐古 (66) 国府、加茂名 (81)	加茂名中学校 加茂名小学校 城西高校 加茂名コミュニティセンター 加茂名中央会館 国府中学校 国府小学校 国府コミュニティセンター	(938) (280) 478 142 35 500 330 74	J R 徳島本線鉄橋

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 4/9

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策 水防対策工
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
45	八 多 川	右	〃	〃	八 多 町 金 堂	200	200			堤 防 高	〃
46	神 田 瀬 川	左右	〃	小松島市	田 浦 町	600		600		〃	〃
47	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 近 里 ～ 岩 金	930		930		〃	〃
48	〃	〃	〃	〃	小 松 島 町 菖 蒲 田	1箇所		橋梁		工作物（橋梁）	－
49	〃	〃	〃	〃	日 開 野 町 勝 久	1箇所		樋門		工作物（樋門）	－
50	〃	〃	〃	〃	日 開 野 町 加 々 松	1箇所		橋梁		工作物（橋梁）	－
51	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 近 里	1箇所		橋梁		〃	－
52	〃	〃	〃	〃	〃	1箇所		橋梁		〃	－
53	〃	〃	〃	〃	田 浦 町 岩 金	1箇所		橋梁		〃	－
54	〃	〃	〃	〃	〃	1箇所		橋梁		〃	－
55	芝 生 川	〃	〃	〃	芝 馬 洗 町 か 上 堰 流	1,700		1,700		堤 防 高	積土のう工
56	〃	〃	〃	〃	横 須 町 芝 生 町 赤 石	2,000	2,000			〃	〃
57	芝 生 川	右	県	小松島市	金 磯 町	450	450			堤 防 高	積土のう工
58	〃	左右	〃	〃	芝 網 生 町 干	1箇所	橋梁			工作物（橋梁）	－
59	勝 浦 川	右	〃	〃	前 原 町	180	180			漏 水	月の輪工
60	〃	〃	〃	〃	田 浦 町	38			38	〃	〃
61	天 王 谷 川	左右	〃	〃	田 野 町 奥 角	200	200			堤 防 高	積土のう工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
金 堂	49	139	多家良、勝占 (82)	八多分校 八多保育所 多家良中央コミュニティセンター	94 35 61	
田 浦 町 日 開 野 町 小 松 島 町	291	622	第5、9、11 分団 57	児安小学校 小松島高等学校 小松島中学校	(1,062) (1,460) (3,078)	
田 浦 町	182	436	第5分団 20	児安小学校	(1,062)	
小 松 島 町	49	96	第1、7分団 32	小松島中学校 児安小学校	(3,078) (1,062)	
日 開 野 町	12	31	第5、9分団 (40)	児安小学校	(1,062)	
〃	79	134	〃 (40)	〃	(1,062)	
田 浦 町	151	361	第5分団 (20)	児安小学校	(1,062)	
〃	(151)	(361)	〃 (20)	〃	(1,062)	
〃	31	75	第5、11分団 (37)	〃	(1,062)	
〃	(31)	(75)	〃 (37)	〃	(1,062)	
芝 生 町 日 開 野 町 田 浦 町 新 居 見 町	172	407	第3、5、9、11 分団 (77)	芝田多目的研修センター 小松島高等学校 小松島中学校	123 (1,460) (3,078)	
横 須 町 芝 生 町	366	983	第3、13分団 (38)	小松島市総合福祉センター 芝田多目的研修センター	452 (123)	
金 磯 町	433	983	第4分団 17	小松島市総合福祉センター コミュニティ金磯会館	(452) 84	
日 開 野 町 芝 生 町	112	275	第3、9分団 (40)	小松島高等学校 芝田多目的研修センター	(1,460) (123)	
前 原 町	161	436	第2分団 19	児安小学校 小松島中学校	(1,062) (3,078)	
田 浦 町	793	2,001	第5分団 (20)	児安小学校	(1,062)	
田 野 町	31	82	第6分団 18	芝田小学校	697	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 5/9

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種 別
62	〃	〃	左	〃	〃	田 野 町 奥 角	3箇所			陸 閘	工作物（陸閘）	—
63	田 野 川	〃	〃	〃	〃	田 野 町	800	800			堤 防 高	積土のう工
64	〃	〃	〃	〃	〃	金 磯 町	68	68			〃	〃
65	立 江 川	〃	〃	〃	〃	立 江 町 小 田 ノ 浦	200			200	〃	〃
66	〃	〃	左右	〃	〃	立 江 町 清 水	1箇所			橋 梁	工作物（橋梁）	—
67	〃	〃	〃	〃	〃	立 江 町 ノ 上	1箇所			橋 梁	〃	—
68	〃	〃	右	〃	〃	赤 石 町	200			200	堤 防 高	積土のう工
69	〃	〃	〃	〃	〃	立 江 町 赤 石	120	120			〃	〃
70	石 見 川	〃	左右	〃	〃	赤 石 町 大 林 町	480	480			〃	〃
71	中 津 川	〃	〃	〃	〃	大 林 町 赤 石 ノ 本	460			460	〃	〃
72	北 馬 川	〃	〃	〃	〃	大 林 町 赤 石 ノ 岡	500			500	〃	〃
73	豊 ノ 本 川	〃	左右	〃	〃	中 郷 町 豊 ノ 本 川	650	650			堤 防 高	積土のう工
74	太 田 川	〃	右	県	小松島市	和 田 島 町 元 開	1,300			1,300	〃	〃
75	〃	〃	左右	〃	〃	坂 野 町 高 塚 町 和 田 島 町	1,200			1,200	〃	〃
76	政 所 谷 川	〃	〃	〃	〃	田 野 町 本 村	1箇所			橋 梁	工作物（橋梁）	—
77	徳島小松島港 海 岸	〃	—	〃	〃	港 口 地 区	1,100			1,100	法 崩 れ	積土のう工 シート 張り工
78	〃	〃	—	〃	〃	赤 石 ・ 坂 野 地 区	1,400			1,400	〃	〃

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
〃	(31)	(82)	〃 (18)	〃	(697)	
田野町 金磯町	277	634	第4,6分団 (35)	芝田小学校 コミュニティ金磯会館	(697) (84)	
金磯町	78	155	第4分団 (17)	小松島市総合福祉センター コミュニティ金磯会館	(210) (67)	
立江町	14	33	第14分団 18	立江小学校	172	
〃	111	290	〃 (18)	〃	(172)	
〃	34	78	〃 (18)	〃	(172)	
赤石町	67	128	第16分団 19	小松島南中学校	3,897	
立江町	0	0	第14分団 (18)	〃	(3,897)	
立江町 赤石町 大林町	256	557	第14,16、 18分団 53	〃	(3,897)	
大林町	120	301	第18分団 (16)	新開小学校 コミュニティセンター新開会館	1,019 110	
〃	148	402	〃 (16)	〃	(1,019) (110)	
中郷町	217	397	第7分団 (12)	泰地総合センター	241	
和田島町	7	15	第20分団 20	和田島小学校 和田島公民館	1,090 124	
坂野町	1	1	第23分団 15	坂野小学校	1,147	
田野町	104	265	第6分団 (18)	芝田小学校	(697)	
南小松島町	243	517	第1分団 20 第13分団 18	南小松島小学校 小松島高等学校 小松島市総合福祉センター	240 (900) (210)	
赤石町	521	1,151	第6分団 第16分団 37	坂野小学校 新開小学校	(1,147) (1,019)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 6 / 9

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策 水 防 対 策 工 法
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
79	勝 浦 川	右	〃	〃	勝 浦 町	中 角	400		400		堤 防 高	積土のう工
80	〃	〃	〃	〃	〃	沼 江	250		250		〃	〃
81	〃	〃	〃	〃	〃	中 角	200		200		漏 水	月の輪工
82	鮎 喰 川	左	〃	〃	神 山 町	上 分	1,200		1,200		堤 防 高	積土のう工
83	〃	〃	〃	〃	〃	阿 野	800	800			〃	〃
84	〃	右	〃	〃	〃	〃	400		400		〃	〃
85	園 瀬 川	左	〃	〃	佐那河内村	高 樋	400		400		〃	〃
86	〃	〃	〃	〃	〃	井 関	300		300		〃	〃
87	〃	〃	〃	〃	〃	根 郷	700		700		〃	〃
88	〃	〃	〃	〃	〃	戎 浦	1,300		1,300		〃	〃

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
中角	182	432	第6分団 30	農村婦人の家 生比奈小学校 生比奈小学校体育館 中角集会所 玉の木・五十田公会堂	804	
掛沼石 谷江原	244	653	第9分団 22	掛沼集会所・善入寺 胎蔵寺 沼江集会所 石原集会所	100	
中角	(182)	(432)	第6分団 (30)	農村婦人の家 生比奈小学校 生比奈小学校体育館 中角集会所 玉の木・五十田公会堂	(804)	
川又	61	112	上分分団 28	上分小学校 上分公民館	170	
五反地	62	175	広野分団 60	広野支所	90	
広野	37	104	// (60)	旧広野小学校体育館 広野小学校体育館	300	
高樋	11	28	第3分団 15	保健センター	100	
井関	10	25	第7分団 25	公民館	100	
根郷	11	28	第4分団 23	保健センター	(100)	
戒浦	5	14	第3分団 (15)	保健センター	(100)	

付表－5 局別重要水防区域一覧表

①東部県土整備局（徳島）管内 7 / 9

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)		水防対策 工 法
89	旧吉野川	左	国	鳴門市	里浦町 恵美寿	1,040 10箇所	1,040 (1,040)		陸閘	堤防高 堤防断面 工作物(陸閘)	—
90	"	"	"	"	大津町 徳長	791 1箇所 2箇所		700 (91) 91 大津橋	開口部	堤防高 漏水 工作物(橋梁) 開口部	月の輪工 現状監視 土のう羽口工 バラベツト部
91	"	"	"	"	大麻町 牛屋島等	1,865 2箇所 1箇所	965 (965) 牛屋島橋	900 馬詰橋	開口部	堤防高 堤防断面 工作物(橋梁) 開口部	現状監視
92	"	"	"	"	大麻町 中馬詰等	20 1箇所 1箇所	20 (20) 共栄橋		開口部	堤防高 堤防断面 工作物(橋梁) 開口部	現状監視 積土のう工
93	"	"	"	"	"	1,820 4箇所 4箇所	1,820 (1,820) 東市場橋 川崎橋	JR高徳線鉄橋 大正橋	開口部	堤防高 堤防断面 工作物(橋梁) 開口部	—
94	"	"	"	"	大津町 麻慈	579 2箇所	北岸用水 取水樋門 新松橋	579 (150) (200)		洗掘 崩れ 法 工作物(樋門) 工作物(橋梁)	五徳縫い工 土のう羽口工 積土のう工 捨土のう工 シート張り工
95	"	"	"	"	"	1,690 (1,690)				堤防高 堤防断面	—
96	"	右	"	"	大津町 大津橋南	200 1箇所		200	陸閘	堤防高 工作物(陸閘)	積土土糞工
97	"	"	"	"	"	670 1箇所		(600) 670	開口部	堤防高 堤防断面 開口部	"
98	"	"	"	"	大東町 馬詰	2,285 1箇所	2,285 (2,285)		陸閘	堤防高 堤防断面 工作物(陸閘)	—
99	"	"	"	"	大麻町 市場・川崎	1,920 3箇所	280 (280) 1,640 (1,640)	(108)	開口部	堤防高 堤防断面 堤防高 堤防断面 掘 開口部	積土のう工 シート張り工 捨土のう工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
里浦 栗津	(1,195)	(3,483)	里浦北 18 里浦仲 24 里浦南 25	里浦公民館 アミノバリューホール 里浦南防災センター 里浦北集会所	56 945 27 15	
木津野 矢倉長 徳吉永	(2,019)	(5,885)	木津野 17 矢倉 16 徳長 14 吉永 14	第一中学校 アミノバリューホール 鳴門渦潮高校撫養グラウ ンド(クラブハウス) 市民会館 鳴門市学校給食センター	422 (945) 77 569 (103)	
姫田 大幸段 牛屋島 東馬詰 松村	(886)	(2,582)	姫田 21 大幸 16 段関 13 堀江南 15	大津中央公民館 堀江北小学校 大津西小学校 堀江公民館 堀江南小学校	13 140 203 76 117	
高三 中西 東馬 馬詰 馬詰 市場	652	1,902	堀江南 (15) 堀江中 24 市場 23	堀江南小学校 人権福祉センター 板東南ふれあいセンター	(117) 84 110	
萩原、板 川崎、津 三市 慈 俣場	(1,644)	(4,793)	板東 43 板東南 17 市場 (23)	板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東小学校 板東公民館 人権福祉センター	(110) 19 163 72 (84)	
板津 東 慈	(883)	(2,574)	板東 (43) 板東南 (17)	板東南ふれあいセンター 板東小学校 板東公民館 板東連絡所	(110) (163) (72) (19)	
津板 慈 東 桧	1,631	4,756	板東 (43) 板東南 (17) 桧 37	板東南ふれあいセンター 板東小学校 板東公民館 板東連絡所	(110) (163) (72) (19)	
徳長	(191)	(556)	徳長 (14)	第一中学校 アミノバリューホール 市民会館 鳴門市学校給食センター	(422) (945) (569) (103)	
矢徳 倉長	792	2,308	矢倉 (17) 徳長 (14)	第一中学校 アミノバリューホール 市民会館 鳴門市学校給食センター	(422) (945) (569) (103)	
東馬詰	(129)	(376)	堀江南 (15)	堀江南小学校	(117)	
市場・川崎	(426)	(1,031)	市場 (23) 板東南 (17)	板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東小学校 板東公民館	(110) (19) (163) (72)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 8 / 9

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域						対 策
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別	
100	旧吉野川	左	国	板野町	西中富 川端	3,395	3,395 (2,745) 川端橋 板野大橋 大寺橋 高樹大橋	(650)		堤防高 堤防断面 工作物(橋梁)	—
101	〃	〃	〃	〃	〃	1,950 3箇所	1,950 (1,950) 西中富橋 西中富自歩道橋 栄橋			堤防高 堤防断面 工作物(橋梁)	—
102	〃	右	〃	〃	新田	2,265	2,265 (2,265)			堤防高 堤防断面	—
103	〃	〃	〃	藍住町	日出家 東中富	1,870	1,870 (1,870)			〃	—
104	〃	〃	〃	松茂町	中喜来 稲本	80		80		堤防断面	現状監視 バラベツト部
105	〃	〃	〃	松茂町	長岸 中喜来群 島恵	2,165 1箇所	1,140	(1,630) 1,025		堤防高 堤防断面 開口部 開口部	現状監視 積土のう工 バラベツト部 角落とし 積土のう工
106	〃	左	〃	〃	長喜岸 中広島	2,055 3箇所 3箇所	(735) 2,055 長岸橋	(930)		堤防高 堤防断面 工作物(橋梁) 〃 開口部 開口部	現状監視 積土のう工 バラベツト部 積土のう工
107	今切川	〃	〃	〃	笹住野 豊吉 中岡	1,441		960 (400) 481 (118)		堤防高 堤防断面 漏水 〃	現状監視 バラベツト部 月の輪工
108	〃	〃	〃	〃	広島	400		400 (20)		堤防高 洗掘 〃	現状監視 バラベツト部 捨土のう工
109	樋殿谷川	左右	県	鳴門市	大三 麻町 俣	1,200	1,200			堤防断面	積土のう工
110	新池川	〃	〃	〃	撫養 大津 町	100		100		堤防断面	積土のう工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
一才 希望ヶ丘 大寺南 高寺南 荒蒔	377	954	第1分団 16 第2分団 18 第4分団 32	板野町南公会堂 板野町町民センター 川端老人憩の家	210 202 31	
”	(377)	(954)	第1分団 (16) 第2分団 (18) 第4分団 (32)	”	(210) (202) (31)	
大寺新田 川端新田	308	751	第1分団 (16)	板野町町民センター 川端老人憩の家	(202) (31)	
東中富	(58)	(137)	第15分団 (14)	藍住南小学校	(1,010)	
中喜来 稲本	303	793	第5分団 19	松茂町総合体育館 松茂町第2体育館	260 610	
長岸 広島 中喜来群 恵	(832)	(1,896)	第1分団 21 第2分団 18 第5分団 19	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町総合体育館 松茂町老人福祉センター 松茂町保健相談センター 松茂町第2体育館 松茂町地域子育て支援センター 春叢園	108 968 (260) 115 394 (610) 209 27	
長岸 広島 中喜来	(521)	(1,341)	第1分団 (21) 第2分団 (18)	喜来小学校 JA大津・松茂長岸梨選果場 (株)ルルヤ 本社工場	445 60 243	
笹木野 住吉中 豊岡	(793)	(1,826)	第3分団 20 第4分団 19	松茂小・中学校 長原小学校 松茂町津波防災センター 特別養護老人ホーム和光園	1,937 241 315 165	
広島	(270)	(668)	第2分団 (18)	松茂町保健相談センター 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町地域子育て支援センター 津波防災センター・中央庁舎	(394) (968) (115) (209) (108)	
市場 三俣	(407)	(1,188)	三俣 19 市場 (23)	板東小学校 板東南ふれあいセンター 板東連絡所 板東公民館	(163) (110) (19) (72)	
南吉木 木備前 木津野	(3,160)	(9,212)	南浜 18 吉永 (14) 備前島 17 木津野 (17)	徳島県立鳴門渦潮高校 (クラブハウス) 鳴門市立第一中学校 木津元村集会所 大津中央公民館 大津西小学校 市民会館 鳴門市学校給食センター	(77) (422) 23 (13) (203) (569) (103)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表
 ①東部県土整備局（徳島）管内 9/9

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種 別
111	明 神 川	川	左右	県	鳴 門 市	瀬 戸 町 明 神	900		900		〃	〃
112	撫 養 川	川	〃	〃	〃	大 津 町 長 里 粟 浦 江 津	130		130		堤 防 高 漏 水	〃
113	泉 福 寺 谷 川	川	〃	〃	板 野 町	羅 漢	353		353		堤 防 高	積 土 の う 工
114	宮 川 内 谷 川	川	〃	〃	〃	下 唐 庄 古 民 富 園 町 地	2,400	1,500	900		洪 水 痕 跡	〃
115	鍋 川	川	右	〃	松 茂 町	広 島	400		400		堤 防 高	積 土 の う 工
116	〃	〃	左	〃	〃	〃	1,100		1,100		〃	〃
117	長 原 漁 港	港	－	〃	〃	長 原	130		130		洗 堀	〃
118	中 内 谷 川	川	左右	準	鳴 門 市	大 麻 町 高 松 畑 村	1,000	1,000			〃	〃
小 計	国土交通省			52	10		65,625	36,475	29,150	0		
	徳 島 県			65			31,229	10,588	18,643	1,998		
	市 町 村			1			1,000	1,000	0	0		

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
明神	997	2,908	明神 30	瀬戸中学校 瀬戸公民館	310 45	
長里栗	江浦津 1,235	3,602	長江 14 里浦南 (23)	アミノバリューホール 第一中学校 里浦南防災センター 市民会館	(945) (422) (27) (569)	
羅漢	232	543	第3分団 17	板野町町民センター 町民ふれあいプラザ	(202) 178	
下唐古民	庄園町地 富 566	1,447	第4分団 32	板野町町民センター 板野町南公会堂	(202) (210)	
広島	(222)	(486)	第2分団 (18)	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町子育て支援センター 松茂町保健相談センター	(108) (968) (115) (209) (394)	
〃	(270)	(668)	〃 (18)	津波防災センター・中央庁舎 松茂町総合会館 松茂町老人福祉センター 松茂町子育て支援センター 松茂町保健相談センター	(108) (968) (115) (209) (394)	
長原	(150)	(200)	第4分団 (19)	長原小学校 松茂町津波防災センター	(241) 315	
高池	畑谷 (193)	(733)	池高 24	堀江北小学校 堀江公民館	(140) (76)	
	36,880	88,145	2,214		48,600	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局(阿南)管内 1/3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域				種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)		
1	那 賀 川	左	国	阿 南 市	那 賀 川 町 中 島	1,620	32 440 200	348 (382) (698)	600	堤防高 // 堤防断面 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
2	〃	〃	〃	〃	那 賀 川 町 赤 池	640	400		240	法崩れ 洗堀	— シート張工
3	〃	〃	〃	〃	那 賀 川 町 大 京 原 西 原	905		(96) 270		法崩れ 漏水 洗堀	— 月の輪工 シート張工
4	〃	〃	〃	〃	羽 ノ 浦 町 古 岩 庄 脇	4,020 1箇所	100 2,000	880 (530) 260 (70) 780 (780)		法崩れ // 漏水 // 堤防高 堤防断面 洗堀 橋梁	対 策 // 月の輪工 // 積み土のう工 せき板工 シート張工
5	〃	〃	〃	〃	羽 ノ 浦 町 古 上 大 野 町 萱 野 原	720	107 (107) 400		140 73	堤防高 堤防断面 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
6	〃	〃	〃	〃	楠 根 町	1,794		544 (31) (508)	240	堤防高 // 法崩れ 漏水 //	積土のう工 // — 月の輪工 //
7	〃	〃	〃	〃	深 瀬 町	589 1箇所			(589) 589	新堤防 堤防高 橋梁	— 積土のう工
8	〃	右	〃	〃	辰 巳 町	1,000 152			1,000 152	洗堀 新堤防	シート張工 —
9	〃	〃	〃	〃	住 吉 町	1,902		842 (842) 1,060 (340)		堤防高 堤防断面 洗堀	積土のう工 せき板工 シート張工
10	〃	〃	〃	〃	柳 島 町 上 中 町 下 大 野 町 中 大 野 町	5,560 840	310 1,600	440 (1930)	3,210 (130)	法崩れ // 漏水 洗堀 旧川跡 //	— // 月の輪工 シート張工 — //
11	〃	〃	〃	〃	上 大 野 町	485	100		385	法崩れ 漏水	— 月の輪工
12	〃	〃	〃	〃	吉 井 町	1,563 1箇所 1箇所	100 吉井樋門	1,463 (100) (650)		堤防高 // 法崩れ 漏水 樋門 橋梁	積土のう工 // — 月の輪工 シート張工 捨土のう工
13	〃	〃	〃	〃	加 茂 町	950	950 (950)			堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工

()は重複距離

関係区域 危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
那賀川町 中島	796	2,001	那賀川1班 21	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
那賀川町 赤池	479	1,140	那賀川1班 (21)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
大京原 西原	302 105	636 257	那賀川3班 17	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
古庄 岩脇	611 797	1,534 2,182	羽ノ浦3・4班 36	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160	
古毛 萱原	126 11	319 27	羽ノ浦5班 17 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
楠根町	165	433	加茂谷1班 20	吉井小学校	252	
深瀬町	45	108	加茂谷 1, 2班 34 (20)	加茂谷総合センター	258	
中島	—	—	富岡4, 5, 6班 64	—	—	
住吉町	167	398	富岡4, 5, 6班 (64)	富岡小学校	550	
柳島町 上中町 下大野町 中大野町	394 761 533 244	819 1,929 1,371 580	中野島1, 3班 52 大野1, 3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	238 310 (310) 41	
上大野町	157 (11)	465 (27)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263	
吉井町	188	513	加茂谷5, 6班 53	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
加茂町	169	425	加茂谷6, 7班 63 (34)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 2 / 3

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)		水 防 対 策 工 法
14	派川那賀川	左	国	阿南市	辰 巳 町	121			121	堤防高 堤防断面 新堤防	積土のう工 せき板工 －
15	桑 野 川	〃	〃	〃	横 見 町 宝 田 町	2,240 1箇所		1,561 (200) 679 (1,551) (800) 岡川橋梁		堤防高 法崩れ 漏水 〃 堤防断面 橋梁	積土のう工 － 月の輪工 〃 せき板工
16	〃	〃	〃	〃	宝 田 町 長 生 町	2,919 5箇所		2,919 新町橋 富岡新橋 富岡新橋水管橋 宝橋 会下橋	(140)	堤防高 旧川跡 橋梁	積土のう工 せき板工
17	〃	〃	〃	〃	長 生 町	675 2箇所		675 (110) 津乃峰橋 長生橋		堤防高 洗堀 橋梁	積土のう工 シート張工
18	〃	〃	〃	〃	長 生 町 宝 田 町	455		455		堤防高	積土のう工 せき板工
19	派川那賀川	右	〃	〃	原ヶ崎町 黒津地町 向 原 町	538 1箇所 2,136 7箇所	538 (538) 原ヶ崎第1樋門		2,136 豊益陸開(第1) 豊益陸開(第2) 豊益陸開(第3) 豊益陸開(第4) 豊益陸開(第5) 豊益陸開(第6) 豊益陸開(第7)	堤防高 堤防断面 樋門 新堤防 陸開	積土のう工 せき板工 捨土のう工
20	桑 野 川	〃	〃	〃	原ヶ崎町	372		372 (372)		堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工
21	〃	〃	〃	〃	住 吉 町 富 岡 町 宝 田 町	3,680		2,570 420 (172) 690 (1,998) (1,398) (50)		堤防高 堤防断面 〃 法崩れ 〃 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 〃 － 〃 月の輪工 シート張工
22	〃	〃	〃	〃	長 生 町	1,374	1,374 (1,374)			堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工
23	〃	〃	〃	〃	長 生 町	677		677		堤防高	積土のう工 せき板工

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
辰己町	—	—	富岡4, 5, 6班 (64)	—	—	
横見町 宝田町 住吉町	861 1, 224 (167)	1, 938 3, 031 (398)	中野島1, 2班 53 (25) 宝田1班 26	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	
宝田町 長生町	(1, 224) 1, 297	(3, 031) 2, 957	宝田1, 2班 54 (26) 長生1, 2, 3, 4, 5班 91	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ホーム	310 310 387 212 160 1, 070 44	
長生町						
長生町 宝田町						
原ヶ崎町 黒津地町 向原町	60 118 226	129 250 503	富岡4, 5班 (47)	富岡小学校 スポーツ総合センター 老人ホーム福寿荘	(550) 1, 519 101	
住吉町 富岡町 宝田町 領家町	(167) 1, 604 (1, 224) 468	(398) 3, 266 (3, 031) 1, 214	宝田1, 2班 (54) 長生1, 2, 3, 4, 5班 (91)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中等学校 富岡西中等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
長生町	(1, 297)	(2, 957)	長生1, 2, 3, 4班 (91)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
長生町	(1, 297)	(2, 957)	長生1, 2, 3, 4, 5班 (91)	〃	〃	

()は重複距離

付表－5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内 3 / 3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域				種 別	対 策 水 防 対 策 工 法		
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)			要 (m)	
24	福	井	川	左	県	阿南市	福井町	600	600			堤防高	積土のう工
25	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	100		100 (100)		堤防断面 漏水	〃
26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃
27	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				4箇所	陸 閘	〃
28	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	900	550	300	50 (50)	堤防高 新堤防	〃
29	〃	〃	右	〃	〃	〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃
30	椿	地	川	左右	〃	〃	〃	353	0	183	170 (170)	堤防高 新堤防	積土のう工
31	桑	野	川	左	〃	〃	桑野町				3箇所	陸 閘	〃
32	〃	〃	〃	右	〃	〃	新野町	300	300 (300)			堤防高 堤防断面	〃
33	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				4箇所	陸 閘	〃
34	〃	〃	〃	〃	〃	〃	桑野町				1箇所	〃	〃
35	椿	〃	〃	左右	〃	〃	椿町	800	800			洪水痕跡	〃
36	〃	〃	〃	右	〃	〃	〃				1箇所	陸 閘	〃
小 計	国土交通省		23	1	〃	〃	37,927	8,891	25,787	3,249	〃	〃	〃
	徳島県		13				4,453	2,250	1,983	220			
	市町村		0				0	0					

()は重複距離

関係区域		危険な場合の措置				備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
元西吉 の 末前谷	20 23 31	54 54 75	福井分団 1, 2, 3, 4班 60	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
湊 土井ヶ崎	51 10	129 30	福井分団 1, 2, 3, 4班 (60) 橘分団 2班 16	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
羽中 長古平	12 24 2 38 0	25 56 3 80 0	福井分団 1, 2, 3, 4班 (60)	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
大中 宮平	17 17 11 0	36 54 24 0	福井分団 1, 2, 3, 4班 (60)	福井中学校	488	
大地	37	67	桑野分団 1～5班 93	桑野小学校	252	
重友	31	91	新野分団 1～7班 111	新野公民館 新野小学校	108 310	
馬場	65	142	〃 (111)	新野公民館 新野小学校	(108) (310)	
落合	12	37	桑野分団 1～5班 (93)	桑野小学校	(252)	
黒加高 田前岸	6 31 13	19 67 34	椿分団 1, 2, 3, 4, 班 94	椿小学校	242	
地藏ヶ谷	5	10	〃 (94)	椿会館	206	
	12,364	29,512	1,041		14,450	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

③南部総合県民局（那賀）管内

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重 要 水 防 区 域					対 策	
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		種 別
1	那賀川	左右	県	那賀町	仁 宇	130		130		堤 防 高	積土のう工
2	那賀川 中山川	右	〃	〃	和喰字町 和食郷字南 川、字八幡 原、字北地	2,556	2,556			〃	〃
3	白ヶ谷川	左右	準	〃	小 浜	150		150		水 衝	捨土のう工 木流し工 シート張り工
4	坂州木頭川	右	県	〃	名古ノ瀬	400		400		堤 防 高	積土のう工
5	藤ヶ内谷川	左右	〃	〃	川 成	100		100		洗 掘 堤防高	積土のう工 シート張り工 木流し工
6	那賀川	左	〃	〃	木頭出原字 クララ	180		180		洪水痕跡	〃
7	〃	〃	〃	〃	木頭出原 和無田	500	500			堤防断面	積土のう工
8	〃	〃	〃	〃	木頭助字 冬口	100		100		堤 防 高	〃
9	宮ヶ谷川	左右	〃	〃	平 谷	300	300			〃	〃
10	海川谷川	〃	〃	〃	海 川	80		80		洪水痕跡	〃
11	丈ヶ谷川	〃	〃	〃	御 所 谷	180		180		〃	〃
12	成瀬川	左	〃	〃	府 殿	200	200			〃	〃
13	坂州木頭川	〃	国	〃	木 頭 下	200			200	〃	〃
14	棚谷川	〃	県	〃	木頭折字 棚谷口	30			30	〃	〃
15	那賀川	右	〃	〃	木頭出原 クボヲ	350	350			堤 防 高	〃
小計	国土交通省		1	1		200	0	0	200		
	徳島県		13			5,106	3,906	1,170	30		
	市町村		1			150	0	150	0		

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
仁小 阿仁 宇井	110	320	鷺敷第3,4 分団 40	阿井公民館 小仁宇集会所 阿井体育館	100 20 450	
八幡 北原 南地 川町	260	880	鷺敷第2分団 28	中央公民館 デイサービスセンター 鷺敷体育館 地域交流センター	950	那賀川分延長356m
小浜 下	7	7	上那賀 第2分団 18	山村開発センター	100	
名古ノ 瀬	18	52	木沢第3分 団1班 9	名古ノ瀬公民館	50	
川成	6	11	横谷、岩倉、川 成地区 木沢第3分団 3	最寄民家	30	
クラ ラ	1	1	木頭第2分団 15	出原集会所	50	
出和 無原 田	6	6	木頭第2,3分団 26	出原集会所 木頭文化会館	(50) 300	
冬口	3	5	木頭第1分団 9	旧 助小学校講堂	100	
下ノ内 下ノ内 向	15	31	上那賀 第5分団 22	那賀町福祉センター	100	
ナツ キリ	2	6	上那賀 第8分団 17	上海川消防詰所	10	
半御 所名 谷	7	18	上那賀 第7分団 20	御所谷集会所	40	
大バ リ	1	2	”(20)	府殿集会所	20	
木頭 下	6	20	木沢 第1分団 17	木沢防災センター	300	
棚谷 口	1	1	木頭 第6分団 13	棚谷集会所	10	
クボ ヲ	36	47	木頭 第2分団 (15)	川切集会施設 出原集会施設	150	
	479	1,407	237		2,780	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

④南部総合県民局（美波）管内 1 / 2

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要種別 (m)		水防対策工
1	伊座利川	左	県	美波町	伊座利山 字片ヶ浦	1箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
2	志和岐川	〃	〃	〃	志和岐浦 字田井ヶ谷 字中ノ	3箇所			〃	〃	〃
3	日和佐川	右	〃	〃	奥河内前 字河内	300	300			漏水	シート張り工
4	〃	〃	〃	〃	〃	3箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
5	〃	左	〃	〃	奥河内上 字井ノ	1箇所			〃	〃	〃
6	〃	右	〃	〃	西河内瀬 字庄瀬	500	500			堤防高	〃
7	〃	左	〃	〃	西河内木 字馬木	300	300			〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	西河内野 字原ヶ	400	400			〃	〃
9	北河内谷川	右	〃	〃	北河内村 字本村	1箇所			樋門	工作物（陸開）	〃
10	〃	左	〃	〃	北河内分 字北分	800	800			堤防高	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	1,100	1,100			〃	〃
12	西谷川	右	〃	〃	〃	400	400			洪水痕跡	〃
13	奥濁川	左右	〃	〃	奥河内字 弁財天ヶ谷 字櫛ヶ	800	800			堤防高	〃
14	牟岐川	左右	〃	牟岐町	中村字清水 （川長字山戸 ～川長字関）	2,000		2,000		堤防高	積土のう工
15	〃	左	〃	〃	河内	250	250			〃	堆積物 除去作業
16	橘川	右	〃	〃	〃	550	550			〃	〃
17	瀬戸川	左	〃	〃	牟岐浦崎 字浜崎	1箇所			樋門	工作物（陸開）	〃
18	善蔵川	左	〃	海陽町	大字浜崎	1箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
19	海部川	右	〃	〃	相川野 字中野	250		250		洪水痕跡	積土のう工
20	〃	〃	〃	〃	小川字尻 三ヶ	550	550			堤防高	〃
21	〃	〃	〃	〃	小川字瀬 櫛ノ	350		350		〃	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
伊 座 利	34	89	由岐第8分団 20	にぎわいの館 伊座利校	30 150	
志 和 岐	92	171	由岐第1分団 14	志和岐公民館	200	
桜 町	251	540	日和佐 第4分団 19	日和佐公民館 美波町役場	540 900	
〃	(251)	(540)	〃 (19)	〃	(540) (900)	
西 天 町 神 町	117	220	日和佐 第1分団 20	日和佐隣保館 美波町役場	60 (900)	
西 河 内 字 中 村	2	4	日和佐 第7分団 14	西河内公民館	90	
西 河 内 字 馬 木	6	12	〃 (14)	〃	(90)	
西 河 内 字 原 野	10	26	〃 (14)	〃	(90)	
北 河 内 字 本 村	149	234	第6分団 15	北河内公民館 美波町役場	30 (900)	
北 河 内 字 北 分	0	0	〃 (15)	深瀬集会所	20	
〃	4	11	〃 (15)	〃	(20)	
〃	8	17	〃 (15)	〃	(20)	
奥 河 内 字 奥 湯	14	28	日和佐 第4分団 (19)	日和佐公民館	(540)	
清 水 川 関 長	175	370	第5,6分団 26 25	皆の谷団地駐車場 三崎神社 山戸地区高台1	965	
平 野	50	100	第3分団 34	平野コミュニティーセンター	30	
〃	(50)	(100)	〃 (34)	〃	(30)	
西 の 西	64	125	第2分団 29	大谷避難広場	633	
浜 崎	5	8	川東第1分団 19	大里集落センター	60	
中 野	22	46	川上第3分団 25	相川健康管理センター	100	
三 ヶ 尻	1	3	川上第1分団 13	川上小学校	300	
檜 ノ 瀬	9	23	川上第4分団 21	檜ノ瀬分館	40	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

④南部総合県民局（美波）管内 2 / 2

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策	
					場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要種別 (m)		水防対策工
22	相川	〃	〃	〃	相川字 惣ヶ瀬	150		150		洪水痕跡	〃
23	〃	〃	〃	〃	相川 字日浦	800		750 50		堤防高 法崩れ	〃
24	〃	左	〃	〃	相川 字柱野	1,100		1,100		堤防高	〃
25	〃	〃	〃	〃	相川 字室津	550	550			〃	〃
26	〃	〃	〃	〃	相川 字大又	200	200			〃	〃
27	善蔵川	左右	〃	〃	大里 字ノ鼻 尾ノ鼻	300		300		洪水痕跡	〃
28	海部川	右	〃	〃	浦山下 字奥浦 脇ノ宮	750	750			漏水	シート張り工
29	〃	〃	〃	〃	吉田 字川原	1箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
30	〃	左	〃	〃	大井 字元ノ	250		250		漏水	シート張り工
31	〃	〃	〃	〃	大井 字師前 薬ノ井	350	350			漏水	シート張り工
32	宍喰川	左	〃	〃	宍喰 字宍喰	1箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
33	宍喰川	左	県	海陽町	日比 字大原	7箇所			樋門	工作物（陸開）	積土のう工
34	〃	右	〃	〃	尾崎 字尾崎	200		200		洪水痕跡	〃
35	広岡川	〃	〃	〃	尾崎 字附安 芥附	500	500			堤防高	〃
36	〃	左右	〃	〃	芥附 字芥附 (字安井)	450	450			〃	〃
37	〃	右	〃	〃	広岡 字岡岡	300	300			〃	〃
38	野根川	左	〃	〃	船津 字船津 宮前 (船津橋)	50	50			工作物	流下物 除去作業
小計	国土交通省		0	3		0	0	0	0		
	徳島県		38			14,500	9,100	5,400	0		
	市町村		0			0	0	0	0		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
惣ヶ瀬	0	0	川上第3分団 (25)	相川健康管理センター	(100)	
日 浦	4	8	〃 (25)	岡本分館	50	
柱 野	9	22	〃 (25)	〃	(50)	
室 津	10	22	〃 (25)	相川健康管理センター	100	
大 又	5	6	〃 (25)	相川大内生活改善 センター	20	
尾ノ鼻 ～ 竹ノ鼻	90	178	川東第2分団 25	海南庁舎 西方寺	60 (300)	大里字松ノ本、尾ノ鼻 片山、 多良字片山、高橋
鞆 ～ 奥	525	1,058	海部 第1,2分団 47	海部庁舎・町公民館	1,000	
吉 田	25	48	海部 第5分団 13	吉田公民館	30	
大 井	43	85	〃 (13)	阿弥陀寺	50	
姫 能 山	8	9	〃 (13)	能山薬師寺 姫能山公民館	50 30	
穴喰浦 字 穴喰	62	179	穴喰第1,4 分団 59	町民センター	500	
大 野	26	54	穴喰第3分団 29	日山会館	100	
尾 崎	9	20	穴喰第3分団 (29)	八山集会所	30	
〃	(9)	(20)	穴喰第3分団 (29)	〃	(30)	
芥 附	7	17	穴喰第5分団 (29)	中里農耕センター	120	
広岡芥附	27	80	穴喰第5分団 (29)	〃	(120)	
船 津	4	6	穴喰第5分団 (29)	船津公民館	50	
	1,985	4,067	467		6,338	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 1 / 5

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
1	吉野川	右	国	吉野川市	知恵島	2,868		1,000 (1,768) 1,868		水衝・洗掘 法崩れ 漏 水	捨てブロック工 月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 シート張り工
2	〃	〃	〃	〃	川島	592		173	419	漏水 (漏水) 旧川跡 工作物(橋梁)	月の輪工
3	〃	〃	〃	〃	鍛冶屋敷 三軒須	1,995	174	1,821 (174)		漏 水	月の輪工
4	〃	〃	〃	〃	三ツ島 学	2,235	1,000 学島橋	1,235 (1,000) (2,235)		法崩れ 漏 水 水衝・洗掘 工作物(橋梁)	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
5	〃	〃	〃	〃	瀬詰	2,922		2,922		漏 水	月の輪工
6	〃	〃	〃	〃	川田	3,352		3,352 (3,352) (1,200)		漏水 法崩れ 水衝・洗掘	月の輪工 五徳縫い工 捨てブロック工 土のう羽口工
7	〃	左	〃	阿波市	大野島 香美	5,045	大野島橋	2,696 (1,199) 1,349 1,000 (400)		法崩れ 漏 水 工作物(橋梁) 水衝・洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
8	〃	〃	〃	〃		1箇所	千田橋			工作物(橋梁)	—
9	〃	〃	〃	〃		1箇所	香美橋			〃	—
10	〃	〃	〃	〃	伊勝 沢命	916	916 (916)			堤防高 堤防断面 新堤防	—
11	〃	〃	〃	〃	〃	270		270 (270)		水 衝 洗 掘	シート張り工 木流し工
12	〃	〃	〃	〃	西前 原島	1,516		316 (1,095) (1,411)		法崩れ 漏 水 水衝・洗掘	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 捨てブロック工
13	〃	〃	〃	〃	川久保	1,245		1,245 (1245)		法崩れ 漏 水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
北須賀	305	1,056	鴨島方面 第12,13分団 30	知恵島小学校 知恵島小学校体育館	300 150	
城山 城東	78	235	川島方面 第2分団 17	川島公民館	100	
鍛冶屋敷 敷地	129	382	川島方面 第4,5分団 28	川島体育館	200	
伊加々志 長塚、児島 むつみ 北久保	424	1,221	川島方面 第5,8,10分団 (15) 46	交流センター	150	
湯立北 外7自治会	568	2,042	山川方面 第1,2,3分団 74	山川中学校 山川中学校体育館 山瀬小学校 山瀬小学校体育館 瀬詰教育集会所 山川体育館	500 500 300 250 50 400	
北村 島雲	114	435	山川方面 第7分団 27	山川中学校 山川中学校体育館 川田西小学校 川田西小学校体育館 川田中小学校 川田中小学校体育館 三ヶ名ふれあいセンター	(500) (500) 200 250 300 250 30	
伊月 郷社本 江ノ島	153	612	市場方面 第1,2,3分団 56	市場小学校(体育館) 八幡小学校(体育館) 八幡公民館	300 250 100	
—	—	—	市場方面 第3分団 16	—	—	
—	—	—	市場方面 第3分団 (16)	—	—	
伊沢市 勝命外2	15 30	64 90	阿波方面 第1,2分団 35	久勝小学校(体育館) 阿波久勝公民館	250 200	
西元町 町南 元北	173	613	阿波方面 第5分団 (15)	阿波体育館 阿波農村環境改善センター	500 250	
南川組 久保	107	356	阿波方面 第6分団 20	阿波体育館 阿波農村環境改善センター	(500) (250)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 2/5

付図番号	河川名	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					種別	対策
					場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)		
14	吉野川	左	国	阿波市	西林	944		944 (944)		〃	〃
15	〃	〃	〃	〃	西乙岩津	620		620 (185)		法崩れ掘洗	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 木流し工 シート張り工
16	〃	右	〃	石井町	第藍十畑	1,930 1箇所		694 236 800		漏水掘洗水衝・洗掘工作物(堰)	月の輪工 捨てブロック工
17	〃	左	〃	上板町	第十新田塚條 佐藤六	2,658 1箇所		1,692 (558) 566 (34)	(558)	漏水掘洗旧川跡水衝・洗掘工作物(堰)	月の輪工 木流し工 シート張り工 捨てブロック工
18	〃	〃	〃	〃	瀬部	600		600		水衝・洗掘	捨てブロック工
19	旧吉野川	右	〃	〃	第十新田	200		200		堤防高	積土のう工
20	飯尾川	左右	県	吉野川市	石井町界 ～ 鳥取畑	12,520	8,360 (2,840)	4,160 (300)		洪水痕跡 堤防高	積土のう工 むしろ張工 木流し工
21	三谷川	〃	〃	〃	森藤～ 飯尾川 合流点まで	250	250			堤防高	積土のう工
22	寺谷川	〃	〃	〃	山路	960	480	480		〃	〃
23	立石谷川	左	〃	〃	上浦	300	300			〃	〃
24	江川	右	〃	〃	鴨島新橋 か吉野川 高校裏まで	1,000	1,000			〃	〃
25	〃	〃	〃	〃	石井町界 ～ 江川北橋	400 (400)		400 (400)		堤防高 洪水痕跡	〃
26	寺谷川	左	〃	〃	飯尾川 合流点～ 山路橋	480	480			堤防高	積土のう工
27	藤井川	左右	〃	〃	飯尾川合流 点～鴨島町 飯尾	1,000	1,000			〃	〃

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
枯木 外 12	337	1,267	阿波方面 第7分団 20	阿波農村環境改善センター	(250)	
岩津	141 (337)	423 (1267)	阿波方面 第7分団 (20)	阿波農村環境改善センター	(250)	
第十藍 佐東 六 (一部)	733	2,437	藍畑分団 68	藍畑小学校 高川原小学校 藍畑分館	800 1,000 100	
第十新 田藤 六 塚 條	453	1,184	第6分団 18	高志小学校 高志消防コミュニティーセンター 南老人集会所	180	
瀬部	371	987	第3分団 20	高志小学校 高志消防コミュニティーセンター 南老人集会所	(180)	
第十新 田	45	126	第6分団 (18)	高志小学校 高志消防コミュニティーセンター 南老人集会所	(180)	
上浦・牛島 山路・中島 飯尾・敷地	430	1,210	鴨島方面 第1,3,4 5,6,7,8 9,10分団 172	上浦公民館 上浦小学校 上浦小学校体育館 牛島小学校 牛島小学校体育館 森山小学校 森山小学校体育館 飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校体育館	250 500 150 600 200 400 200 500 150	
森藤	50	200	鴨島方面 第7分団 (15)	森山小学校 森山小学校体育館 森山公民館	(400) (200) 100	
山路	40	150	鴨島方面 第5分団 (14)	森山小学校 森山小学校体育館 岡野コミュニティーセンター	(400) (200) 50	
辻川 丸 山	50	200	鴨島方面 第4分団 (15)	上浦小学校 上浦小学校体育館 上浦公民館	(500) (150) (250)	
新開地 神 島	400	1,200	鴨島方面 第1分団 (30)	鴨島小学校 鴨島小学校体育館 鴨島第一中学校 鴨島第一中学校体育館 鴨島体育館 鴨島公民館 鴨島老人福祉センター	計 1,900	
牛島	3	10	鴨島方面 第3分団 (33)	牛島小学校 牛島小学校体育館	(600) (200)	
山路	40	120	鴨島方面 第5分団 (14)	森山小学校 森山小学校体育館	(400) (200)	
飯尾	70	200	鴨島方面 第8分団 (15)	飯尾敷地小学校 飯尾敷地小学校体育館	(500) (150)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 3/5

付図番号	河川名 海岸別	左右岸	区分	市町村別	場所	重要水防区域				種別	対策
						延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
28	桑村川	左右	県	吉野川市	吉野川合流点～学、桑村の字界	5,300	(1,650)	5,300		堤防高洪水痕跡	〃
29	〃	〃	〃	〃	近久戸～井	1,796		1,796		堤防高	〃
30	学島川	〃	〃	〃	吉野川合流点～山川町	7,300	(2,000)	6,000 1,300		堤防高洪水痕跡	〃
31	ほたる川	〃	〃	〃	〃	5,600	3,400	2,200		洪水痕跡	〃
32	源光寺谷川	〃	〃	〃	桑湯浅フサ子西宅	100		100		堤防高	〃
33	岩谷川	〃	〃	〃	吉野川合流点～上流	5,000	5,000			洪水痕跡	〃
34	〃	〃	〃	〃	JR橋から川田川合流点まで	(1,265)		(1,265)		法すべり	積土のう工 木流し工
35	大藤谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町川田	3,200	3,200			洪水痕跡	〃
36	船戸谷川	〃	〃	〃	大藤谷川合流点～上流	1,400		1,400		〃	〃
37	中川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～上流	2,200	2,200			〃	〃
38	風呂の谷川	〃	〃	〃	岩屋谷川合流点～山川町井上	2,000		2,000		〃	〃
39	川田川	右	〃	〃	庄司橋～田橋	237		237		法すべり	積土のう工 せき板工 シート張り工
40	ほたる川	左右	〃	〃	季～前川	1,910	1,910			洗堀	積土のう工 木流し工
41	学島川	〃	〃	〃	忌～部山路	2,100	2,100			堤防高	積土のう工 木流し工 シート張り工
42	願成寺谷川	〃	〃	阿波市	東原	150		150		洗堀	むしろ張工
43	市場谷川	〃	〃	〃	香美	1,000		1,000		堤防高	積土のう工
44	〃	〃	〃	〃	吉野川合流点～鳴池 県道境	200		200 (1000)		洪水痕跡	〃

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
宮 島 桑 村	84	252	川島方面 第4,5分団 (28)	川島公民館 川島体育館	(100) (200)	
近 久 第 一 近 久 第 二 近 久 第 三	76	189	川島方面 第6分団 13	こだま会館	100	
児 三 島 三 ツ 島 学	55	165	川島方面 第8,10分団 (32)	東児島老人憩いの家 川島老人福祉センター	30 50	
諏 訪 川 ほ た る 地 宮	141	436	山川方面 第1,2,8分団 (54) 76	西久保地区コミュニティセンター 山瀬小学校 山瀬小学校体育館	30 (300) (250)	
南 寺 中 央 南 寺 ノ 島 江	71	176	川島方面 第3分団 20	川島公民館	(100)	
北 村 島 片 雲 岸	164	682	山川方面 第6,7分団 (27) 49	中部農業構造改善センター 三ヶ名ふれあいセンター 川田中小学校 川田中小学校体育館	50 (30) (300) (250)	
北 町 外 4 自治会	306	1,104	〃 (49)	中部農業構造改善センター 川田中小学校 川田中小学校体育館	(50) (300) (250)	
瀬 津 貞 田	68	210	山川方面 第7分団 (27)	舟戸農業改善センター 川田西小学校 川田西小学校体育館	50 (200) (250)	
舟 戸 西 舟 戸 東	14	45	〃 (27)	〃	(50) (200) (250)	
町	12	38	山川方面 第6分団 (22)	川田中小学校 川田中小学校体育館 中部農業構造改善センター	(300) (250) (50)	
〃	(4)	(15)	〃 (22)	〃	(300) (250) (50)	
恵 下 外 6 自治会	409	1,445	山川方面 第3,4,8分団 (42) 64	山川地域総合センター 吉野川市アネティセンター	200 100	
季 邦 外 4 自治会	100	300	山川方面 第1,2,3分団 (74)	山川地域総合センター 吉野川市アネティセンター 山川体育館	(200) (100) (400)	
西 久 保 外 11 自治会	539	2,015	山川方面 第1分団 (24)	山瀬小学校 山瀬小学校体育館 西久保地区コミュニティセンター	(300) (250) (30)	
東 原	25	93	阿波方面 第4分団 15 第5分団 (27)	伊沢小学校 阿波伊沢公民館	(1,000) (200)	
香 美	115	400	市場方面 第3分団 16	市場小学校	(600)	
香 美	84	275	市場方面 第3分団 (16)	市場小学校	(600)	

()は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

⑤東部県土整備局(吉野川)管内 4/5

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					対 策	
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)		水 防 対 策 工 法
45	柿ノ木谷川	左右	県	阿波市	大野島	1,000		1,000		堤防高	積土のう工
46	〃	〃	〃	〃	吉野川合流点 ～ 鷺谷川合流点	1,120		1,120		洪水痕跡	〃
47	宮ノ内谷川	〃	〃	〃	水田	300		300		堤防高	〃
48	鷺谷川	〃	〃	〃	山野上	730		730		洗掘	木流し工 シート張り工
49	〃	〃	〃	〃	柿ノ木谷川 合流点～大野 島・江ノ島	3,200		3,200		洪水痕跡	積土のう工
50	九頭宇谷川	〃	〃	〃	伊月	300	300			法すべり	シート張り工
51	熊谷川	〃	〃	〃	鳴門池田線 下流	730		730		堤防高	積土のう工
52	〃	〃	〃	〃	土成	2,000	2,000			〃	積土のう工 シート張り工 木流し工
53	〃	右	〃	〃	吉野川合流点 ～ 柿原シノ原	600	600			洪水痕跡	積土のう工
54	蛇池川	左右	〃	〃	吉野川上流点 ～ 上流端	2,000		2,000		堤防高	〃
55	九頭宇谷川	〃	〃	〃	土成 成当	3,000	3,000			〃	積土のう工 シート張り工 木流し工
56	指谷川	〃	〃	〃	水田 秋月	100	100			〃	〃
57	〃	右	〃	〃	吉野川合流 点～間谷川 合流点	750	750			洪水痕跡	積土のう工
58	五明谷川	〃	〃	〃	吉野川合流点 ～第二中坪橋 中河原橋～ 五明谷橋	450		330 120			
59	飯尾川	左右	〃	石井町	徳島市界 ～ 吉野川界	18,800	10,800 (1350)	8,000 (17450)		堤防高 洪水痕跡	積土のう工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
大野島一松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校(体育館)	(100) (250)	
大野島	224	680	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
八幡 伊月	60	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
山野上二 山野上三	15	40	市場方面 第2分団 (16)	市場小学校(体育館)	(300)	
大野島	120	380	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
伊月四 伊月五	30	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡小学校(体育館) 八幡公民館	(250) (100)	
西二条昭和 南北二条	277	895	吉野方面 第6,7分団 30	阿波高等学校(体育館) 柿原小学校(体育館)	(550) 200	
土成	(60)	(350)	土成方面 第5,6分団 (31)	土成中学校(体育館)	500	
シノ原南 南二 一丁目	97	256	吉野方面 第6,7分団 (30)	柿原小学校(体育館)	(200)	
亀折 田口	12	37	吉野方面 第3分団 (15)	吉野中学校(体育館)	550	
土成 成郡	150	800	土成方面 第5,6,7分団 48	土成小学校(体育館)	350	
水秋 田月	50	250	土成方面 第8分団 15	土成小学校(体育館)	350	
秀清 六反田	31	91	市場方面 第1分団 (24) 土成方面 第5分団 (15)	八幡小学校(体育館)	(250)	
池田 五明	91	333	阿波方面 第6分団 20	阿波農村環境改善センター	(250)	
石井・城内 重松・下浦 上浦・諏訪 国実・大万 天神・南島 高川原 天神	5,794 (3,906)	17,020 (11,273)	石井分団 88 高川原分団 68 浦庄分団 68	石井小学校 石井中学校 浦庄小学校 高浦中学校 石井町中央公民館 石井分館 石井町地域防災交流センター 浦庄分館 名西高校 フジグラン石井	1,300 2,600 700 1,800 500 100 100 100 800 1,000	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑤東部県土整備局（吉野川）管内 5 / 5

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					対 策	
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)		水 防 対 策 工 法
60	渡 内 川		左右	県	石 井 町	飯 尾 川 合 流 点 ～ 上 流 端	10,800	1,700	9,100		堤 防 高	積土のう工
61	神 宮 入 江 川		〃	〃	〃	吉 野 川 合 流 点 上 流 端	10,800		10,800		〃	〃
62	立 石 谷 川		右	〃	〃	上 浦	1,000	350	650		堤 防 高	〃
63	〃		左右	〃	〃	飯 尾 川 合 流 点 ～ 浦 庄 字 下 浦	1,700		1,700		洪水痕跡	〃
64	宮 川 内 谷 川		左右	〃	上 板 町	上板橋上流 100mから 七条橋まで	800	200	600		法すべり 水 衝	月の輪工 積土のう工 シート張り工 木流し工
65	〃		左	〃	〃	上板町界 から松島橋 まで	300	300			漏 水	釜段工
66	湯 吸 谷 川		左右	準	吉野川市	川島町界から 麻名用水合 流点まで	500		500		堤 防 高	積土のう工
67	鳶ヶ巣谷川		〃	〃	〃	桑 池 村 ノ 内 西 秀 治 宅	30		30		〃	〃
68	吉 本 東 谷 川		〃	〃	〃	吉 本 野 麻 義 光 宅 西	100		100		〃	〃
69	湯 吸 谷 川		〃	〃	〃	山 阿 部 田 阿 俊 仁 宅 下 流	400		400		〃	〃
70	祇 園 谷 川		〃	〃	〃	祇 園	500	150	350		洗 掘	積土のう工 木流し工
71	旗 見 谷 川		〃	〃	〃	旗見から川 田川合流点 まで	1,150	450	700		法すべり	積土のう工 木流し工 シート張り工
72	八 幡 谷 川		〃	〃	〃	宮谷から風 呂ノ谷川の 合流点まで	1,000	800	200		〃	〃
73	翁 喜 台 谷 川		〃	〃	〃	川 ～ 東 季 邦	300		300		〃	〃
74	王 子 谷 川		〃	普	〃	王 子	40	40			〃	〃
小 計	国土交通省			19	4		29,908	3,890	25,599	419		
	徳 島 県			46			116,883	49,780	67,103	0		
	市 町 村			9			4,020	1,440	2,580	0		

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
城ノ内 白ノ鳥	1,743	5,142	石井分団 (88)	石井小学校 徳島県立農林水産総合技術支援センター	(1,300) 700	
市桜下 加茂ノ 城内	(1,109)	(3,244)	高川原分団 (68) 浦庄分団 (68)	浦庄小学校 浦庄分館 高川原小学校 高川原分館 社会福祉法人有誠福祉会	(700) (100) (1,000) 100 100	
関 中平高	761	2,472	高原分団 48 藍畑分団 (68)	高原小学校 藍畑小学校 藍畑分館	(900) (800) (100)	
上浦	(50)	(200)	浦庄分団 (68)	浦庄小学校	(700)	
〃	(250)	(681)	〃 (68)	浦庄小学校 浦庄分館	(700) (100)	
七西 条分	1,432	3,925	第1,2,3,4 分団 (20) 59	上板町役場 農村環境改善センター 婦人健康管理センター 松島小学校 東光小学校 上板町文化センター 馬道会館	520	
門田	23	54	第1分団 20	上板町役場 農村環境改善センター 婦人健康管理センター 松島小学校	(300)	
新田	50	150	鴨島方面 第11分団 30	西麻植小学校 西麻植小学校体育館	400 150	
鳶ヶ巢	17	39	川島方面 第6分団 (13)	こだま会館	(100)	
吉本	81	247	川島方面 第7分団 15	学島小学校 学島小学校体育館	200 200	
山田北部	25	80	川島方面 第1分団 16	川島公民館山田西分館	20	
祇園	27	106	山川方面 第2分団 (30)	八坂会館	100	
旗川 見東	67	233	山川方面 第4分団 (22)	川田小学校 川田小学校体育館	300 300	
西南 山町	146	520	山川方面 第6分団 (22)	川田小学校 川田中小学校体育館	(300) (250)	
翁喜台 外2自治会	156	539	山川方面 第4,8分団 (44)	吉野川市立アミティセンター 山川地域総合センター	(200) (100)	
王子	38	126	川島方面 第9分団 14	学島小学校 学島小学校体育館	(200) (200)	
	19,069	59,560	1,439		27,510	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 1 / 3

付図番号	河川名	川名	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域					対策
						場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要種別	
1	吉野川	左	国	美馬市	拝原	267		267		法崩れ	五徳縫い工 土のう羽口工
2	〃	〃	〃	〃	〃	262			262	新堤防	—
3	〃	〃	〃	〃	拝猪原尻	2,824		2,824		法崩れ (720) 流下能力不足	五徳縫い工 土のう羽口工 積み土嚢工
4	〃	〃	〃	〃	猪尻	1,785 1箇所	脇町潜水橋	1,785 (1,785)		法崩れ 漏水 工作物(橋梁) 流下能力不足	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工 積み土嚢工
5	〃	〃	〃	〃	木の内	1,325		1,325 (1,325)		堤防高 堤防断面	—
6	〃	〃	〃	〃	東原	252 1箇所		252 (252)	美馬橋	堤防高 堤防断面 工作物(橋梁)	—
7	〃	〃	〃	〃	沼宗ノ田分	1,600		1,600 (1,600)		法崩れ 漏水	—
8	〃	〃	〃	〃	西村中島	935 1箇所			青石橋	850 85 流下能力不足 旧川跡 工作物(橋梁)	積み土嚢工 —
9	〃	右	〃	〃	穴吹 字九反地	405		405 (405)		法崩れ 漏水	月の輪工 五徳縫い工 土のう羽口工
10	〃	〃	〃	〃	舞中島	717 1箇所			19 穴吹自歩道橋	698 流下能力不足 堤防高 工作物(橋梁)	積土のう工
11	〃	〃	〃	〃	〃	141				141 旧川跡	現状監視
12	〃	〃	〃	〃	小島	1,527 1箇所		1,527	小島橋	漏水 工作物(橋梁)	月の輪工
13	〃	〃	〃	つるぎ町	半田	1,016		1,016 (1,016)		堤防高 堤防断面	—
14	〃	〃	〃	〃	半田	1,083		531		552 堤防高 堤防断面 流下能力不足	— 積み土嚢工
15	〃	〃	〃	〃	貞光				美馬中央橋	工作物(橋梁)	—
16	井口谷川	〃	県	美馬市	別所浜	150		150		洗掘	木流し工
17	大谷川	〃	〃	〃	西大谷	100		100		〃	木流し工 積土のう工
18	東俣川	〃	〃	〃	古屋敷	100		100		水衝	木流し工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
拝原東	344	842	脇町方面隊 第1分団 43	江原南小学校	600	
拝原中西 猪尻	521	1,357	脇町方面隊 第1,5分団 (43) 24	江原南小学校 脇町小学校	(600) 1,000	
猪尻	114	271	脇町方面隊 第5分団 (24)	脇町小学校	(1,000)	
木の内	139	443	脇町方面隊 第10分団 40	岩倉中学校	450	
東原	133	442	第4分団 15	美馬中学校 福祉センター	200 200	
沼宗ノ田分	207	621	// (15)	重清東小学校	200	
西中村島	125	348	第5分団 (20)	竹ノ内公会堂 西村公会堂	20 20	
九反地	57	158	穴吹方面隊 第2分団 45	穴吹小学校 穴吹中学校 穴吹スポーツセンター	1,150	
舞中島	26	116	穴吹方面隊 第1分団 35	三島会館	150	
〃	181	548	// (35)	〃	(150)	
宮原	37	143	// (35)	三島中学校	1,000	
小野西旭	64	144	第7分団 15	小野コミュニティーセンター 小野老人憩いの家	80	
松生	62	139	第7分団 (15)	うらら荘	100	
小山北	0	0	第17分団 (15)	太田公民館	60	工業団地
別所浜	25	60	脇町方面隊 第9分団 27	岩倉中学校	500	
西大谷	10	30	脇町方面隊 第7分団 37	西大谷集会所 脇町体育館	500	
古屋敷	25	50	脇町方面隊 第4分団 28	東俣ふれあいの里	100	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 2 / 3

付 図 番 号	河 川 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
19	曾江谷川	左	県	美馬市	宮井	100	100			洗掘	木流し工 積土のう工
20	吉田谷川	左右	〃	〃	小長谷	500		500 (500)		堤防高掘 洗掘	積土のう工 木流し工
21	嫁坂谷川	〃	〃	〃	沼田	543	543 (543)			〃	〃
22	高瀬谷川	〃	〃	〃	西村	1,400		1,400 (1,400)		堤防高	積土のう工
23	一の谷川	左	〃	〃	小島	150		150		堤防断面	月の輪工
24	〃	右	〃	〃	〃	150		150		〃	〃
25	三谷川	左	〃	〃	三谷	300		300		洪水痕跡 工作物	積土のう工
26	〃	右	〃	〃	〃	300		300		〃	〃
27	穴吹川	左	〃	〃	土場	500		500		堤防高	積土のう工
28	〃	〃	〃	〃	初草	300		300		水洗 衝堀	〃
29	〃	〃	〃	〃	宮内	500		500		〃	築き廻し工
30	〃	右	〃	〃	知野	200		200		洪水痕跡	積土のう工
31	内田谷川	左	〃	〃	古宮	1,000	100	900		水洗 衝堀	木流し工
32	〃	右	〃	〃	〃	1,000	100	900		〃	〃
33	穴吹川	左右	〃	〃	川上	1,000	1,000			〃	〃
34	〃	〃	〃	〃	谷口	800	800 (800)			堤防高 洗掘	積土のう工 捨土のう工
35	〃	〃	〃	〃	檜原谷	400		400		洗掘	捨土のう工
36	半田川	〃	〃	つるぎ町	東久保	200	200			堤防高	積土のう工
37	井川谷川	〃	〃	〃	蔭名	100		100		洗堀	木流し工
38	貞光川	左	〃	〃	長橋付近	350		350		洪水痕跡	積土のう工 木流し工

()は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
宮井	7	20	脇町方面隊 第3分団 49	江原北小学校	(500)	
東宗重南 東宗重中島	27	101	第1分団 20	郡里小学校	200	
西荒川 沼田	34	98	第4分団 (15)	福祉センター 重清東小学校	(200) (200)	
西宮村北	16	49	第5分団 (20)	西村公会堂	50	
東分	5	18	穴吹方面隊 第1分団 (33)	小島公会堂	50	
〃	4	15	〃	〃	(50)	
谷谷西東	6	24	〃	観音寺	30	
〃	9	36	〃	八幡神社	30	
土井場端	35	120	穴吹方面隊 第2分団 (48)	穴吹小学校 穴吹中学校 穴吹町スポーツセンター	(1, 150)	
初草	12	30	穴吹方面隊 第3分団 29	初草ふれあい館	700	
宮内瀬 皆	15	40	穴吹方面隊 第4分団 49	宮内交流の里 口山集落センター	800	
知野	3	10	〃 (49)	徳成寺	10	
内小田 長谷尾	23	50	穴吹方面隊 第5分団 31	古宮中学校 古宮出張所 生活改善センター	450	
〃	16	35	〃 (31)	〃	(450)	
川上	5	11	木屋平方面隊 第1分団 33 木屋平方面隊 特設分団 17	川上集会所 民家	140	
滝ノ宮 谷口	87	185	〃 (33) 〃 (17)	つるぎの里 谷口公民館 天徳寺	330	
檜原谷	6	15	木屋平方面隊 第2分団21 〃 (17)	三ツ木集会所	150	
東久保	17	28	第8分団 24	東久保老人憩いの家	30	
陰名	3	10	第9分団 12	日浦小学校	200	
東浦	5	20	第15分団 22	中央公民館	100	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑥西部総合県民局（美馬）管内 3 / 3

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					種 別	対 策 工 法
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
39	貞 光 川		左	県	つるぎ町	木綿麻橋流 下	200		200		洗 堀	木流し工
40	〃		右	〃	〃	〃	1,000	1,000			洪水痕跡	積土のう工
41	〃		〃	〃	〃	宅熊橋流 下	250		250		洗 堀	木流し工
42	〃		〃	〃	〃	吉良橋近 付	300	300			洪水痕跡	積土のう工
43	〃		〃	〃	〃	宮平橋近 付	300	300			〃	〃
44	〃		〃	〃	〃	切越	200		200		洗 堀	木流し工
45	日野谷川		左右	準	美馬市	山 路	100	40	60		〃	〃
46	梶山谷川		左	〃	〃	口 山	1,000	200	800		漏 水	〃
47	〃		右	〃	〃	〃	1,000	200	800		〃	〃
48	太合谷川		左	〃	〃	太 合	1,000	1,000			〃	〃
49	内川地谷川		左右	〃	〃	下 名	200	200			洗 堀	捨土のう工
50	川井谷川		〃	〃	〃	川 井	1,000	1,000			〃	〃
51	瀬開谷川		右	〃	つるぎ町	川 又	700		700		〃	〃
52	山彦谷川		左右	普	美馬市	曾 江	40		40		堤防断面	積土のう工
53	塩水谷川		〃	〃	〃	藤 川	100	100			〃	〃
54	広棚谷川		左	〃	〃	谷 口	100	100			洗 堀	木流し工 積土のう工
小 計	国土交通省			15	2		14,139	4,724	6,827	2,588		
	徳島県			29			12,393	4,643	7,750	0		
	市町村			10			5,240	2,840	2,400	0		

()は重複距離

関 係 区 域			危 険 な 場 合 の 措 置			備 考
地 区 名	戸 数 (戸)	住 民 数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避 難 場 所	収容能力 (人)	
別 所	3	9	〃 (22)	木綿麻会館	25	
岡、岡北 宮内北	50	190	第16分団 15	川東集会所 ハイツ和光	90	
井 折	4	14	第18分団 15	皆瀬小学校	150	
広 瀬	8	18	第20分団 19	端山住民センター	200	
長 瀬	9	23	〃 (19)	長瀬集会所	50	
切 越	51	82	第21分団 24	一字公民館 一字中学校体育館	600	
山 路	60	200	脇町方面隊 第5分団 (25)	脇町中学校	500	
梶 山	2	8	穴吹方面隊 第4分団 (48)	最寄民家	20	
〃	3	12	〃 (48)	〃	(20)	
寺 内 太 合	34	81	木屋平方面隊第1分団 (34) 木屋平方面隊特設分団 (19)	太合集会所 民家 天徳寺	120	
内 川 地	10	21	〃 (34) 〃 (19)	内川地公会堂	40	
川 井 奥	43	100	木屋平方面隊第2分団 (21) 木屋平方面隊特設分団 (19)	川井体育館 川井集会所	450	
川 又	13	18	第24分団 10	錦谷小学校	200	
曾 江	30	100	脇町方面隊 第2分団 43	江原中学校	500	
藤 川	10	30	脇町方面隊 第3分団 (44)	江原北小学校	500	
谷 口	10	30	〃 (44)	〃	(500)	
	2,745	7,563	742		13,045	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑦西部総合県民局（三好）管内 1 / 2

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市 町 村 別	重 要 水 防 区 域					対 策 工 法
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 種 別 (m)	
1	吉野川	左	国	三好市	中津	1,817 1箇所	1,817 (1817)	四国中央橋		工作物(橋梁) 堤防高 堤防断面	—
2	〃	右	〃	〃	辻	1,386	1,386 (1,386)			〃	—
3	〃	〃	〃	〃	西井川	192	192 (192)			堤防高 堤防断面	—
4	〃	〃	〃	〃	ヤマダ	191	191 (191)			堤防高 堤防断面	—
5	〃	左	〃	東みよし町	足代	1,147	1,147 (1,147)			堤防高 堤防断面	—
6	〃	〃	〃	〃	昼間	1,745	1,745 (1,745)			堤防高 堤防断面	—
7	〃	右	〃	〃	毛田	706	706			堤防高 堤防断面	—
8	〃 (〃)	〃	〃	〃	稲持	3,767 1箇所	3,767 (3,287) 高島橋		(200) 三三大橋	堤防高 堤防断面 新堤防 工作物(橋梁)	—
9	〃	〃	〃	〃	中庄				角の浦大橋	工作物(橋梁)	—
10	河内谷川	〃	県	三好市	東川原園	800		800		洗掘	積土のう工 捨土のう工
11	鮎苦谷川	左	〃	〃	下ノ段	200	200			〃	〃
12	馬路川	〃	〃	〃	北天名神	350		350		〃	〃
13	松尾川	〃	〃	〃	宮石	400		400		〃	〃
14	弥十柳川	左	〃	三好市	島堤南南新親柳 宮新町南新親柳 西下南新ハヤシ 宮新町南新親柳 西下南新ハヤシ 宮新町南新親柳	1,500	700	800		堤防高	積土のう工

()は重複距離

地区名	関係区域		危険な場合の措置			備考
	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
中津	87	186	池田第3分団 35	箸蔵小学校 体育館	210	
旭町・浜東・浜西・新町・仲ノ町・本町・西新町東・中村東・中村西・女法師	404	909	井川第1,2,3分団 80	辻高校 池田高校辻校 体育館 井川中学校 体育館	500	
森	59	162	井川第4分団 32	西井川保育所	50	
島東 島南 供養地西	266	541	池田第1分団 43	三好市役所 公民館供養地分館 三好市池田総合体育館	720	
伊月・東原 宮ノ岡	154	381	第12,13分団 66	足代小学校 足代公民館	613	
中屋・荒 天神・京伝 宮内・重田 光下・光西	203	540	第14,15分団 68	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	1,531	
毛田	12	28	第2分団 14	毛田小学校 毛田公民館	818	
稻持	27	98	第10,11分団 30	稻持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	127	
角	80	201	第3分団 36	三加茂公民館	226	
東川原 花園団地 花園上新町 花園下新町	245	574	三野第6,11分団 31	東川原集会所 花園集会所 芝生小学校太刀野分校 三野体育館	290	
下ノ段	151	215	池田第3分団 (35)	箸蔵小学校 体育館	(210)	
北天神 名丁	65	137	池田第11分団 37	白地小学校 体育館	160	
宮石	4	4	池田第9分団 35	公民館出合分館	40	
島堤宮西 南新町南 南新町ハヤシ 親愛会東 柳川	308	684	池田第1・2分団 76 (43)	池田小学校 体育館 池田中学校 体育館	400	

()は重複人数

付表－5 局別重要水防区域一覧表

⑦西部総合県民局（三好）管内 2/2

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	担 当 団 体 名	水 理 の 場 所 の 称	重 要 水 防 区 域				種 別	対 策 水防対策 工 法
							延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)		
15	弥十柳川		右	県	三好市	柳川西北 池南東1 池南東2 池南南	1,400	600	800		堤防高	積土のう工
16	井ノ内谷川		左	〃	〃	井内	300	100	200		洗掘	〃
17	白川谷川		〃	〃	〃	中野川兼 白光	1,300	300	1,000		堤防高	〃
18	〃		右	〃	〃	光兼	300		300		〃	〃
19	〃		左	〃	〃	栗山	100	100			〃	〃
20	〃		右	〃	〃	〃	100	100			〃	〃
21	銅山川		左	〃	〃	大月橋流 下	200		200		〃	〃
22	〃		右	〃	〃	信正	200		200		堤防高	積土のう工
23	小川谷川		〃	〃	東みよし町	昼間	250		250		堤防高	積土のう工 捨土のう工
24	〃		左	〃	〃	〃	150		150		洗掘	〃
25	稲持谷川		右	〃	〃	稲持	500		500		堤防高	積土のう工
26	〃		左	〃	〃	〃	500		500		〃	〃
27	加茂谷川		〃	〃	〃	古川新町 東	900		900		〃	〃
28	猪ノ谷川		〃	〃	〃	毛田	500		500		〃	〃
29	〃		右	〃	〃	〃	500		500		〃	〃
小 計	国土交通省			9	2		10,951	10,951	0	0		
	徳島県			20			10,450	2,100	8,350	0		
	市町村			0			0	0	0	0		

()は重複距離

関係区域		危険な場合の措置				備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
柳川西友北 池南東2南 池南東2南	452	928	池田第1・2分団 (76)	池田小学校 体育館 池田中学校 体育館	(400)	
吉木	30	64	井川第6分団 36	井内小学校 体育館	180	
中野川兼 白光	99	182	山城第5分団 18	河内分館 (旧河内小学校)	30	
〃	(43)	(86)	〃 (18)	〃	(30)	
栗山	15	25	〃 (18)	栗山地区集会所	15	
〃	(15)	(25)	〃 (18)	〃	(15)	
大月野	125	266	山城第4分団 30	大野地域多目的施設体育館 (旧大野小学校 体育館) 大野分館・大野体育館 (旧大野中学校 体育館)	310	
信正	74	149	山城第4分団 (30)	〃	(310)	
光北住宅 南平台東 敷地東 小川谷団地	114	256	第15分団 (32)	東みよし町役場 (三好庁舎) 中央公民館	(1,531)	
光北下西 光	72	179	第15分団 (32)	〃	(1,531)	
稲持	(10)	(38)	第10,11分団 (30)	稲持集会所 貞広集会所 滝下生活改善センター	(127)	
〃	(17)	(57)	〃 (30)	〃	(127)	
古川新町 東	(35)	(128)	第7,9分団 (53)	東みよし町役場	2,102	
毛田	8	27	第2分団 (14)	毛田小学校 毛田公民館	818	
〃	6	22	〃 (14)	〃	(818)	
	3,060	6,758	667		9,140	

()は重複人数

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	飯尾川第一 樋門	徳島市	不動	東町4丁目	上流4.00*4.00 下流2.60*2.60	1 2
"	新町 "	"	北田宮	1丁目	6.92*5.60	2
"	宮島 "	"	川内	鶴島	6.50*5.50	1
"	榎瀬川 "	"	"	金岡	6.65*5.50	2
"	正法寺 "	"	応神	東貞方	3.20*2.80	1
"	新正法寺 "	"	"	西貞方	3.60*7.75	3
"	正法寺排水 "	"	"	"	3.00*3.00	1
"	沖ノ洲 "	"	住吉	6丁目	6.45*5.55	1
"	中原 "	"	応神	中原	1.80*1.85 1.75*2.06	1 1
"	角ノ瀬 "	"	国府	東黒田	5.80*7.00	3
今切川	高良第一 "	"	応神	高良	1.55*1.65	1
"	高良第二 "	"	"	"	2.00*3.00 2.00*1.00	1 1
"	小井利 "	"	"	古川北	0.80*0.75	1
"	近藤旧 "	"	川内	米津		1 1 1
"	中島外間 "	"	"	中島	0.70*0.70 2.00*1.00	1 1
"	百間場 "	"	"	米津	1.75*1.45	1
"	戎子野 "	"	"	加賀須野	0.40*0.40 0.47*0.45	1 1
"	大塚化学横 "	"	"	"	2.80*3.40	2
"	有天只津 "	"	応神	吉成	1.50*2.00	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	油圧シリンダ [°] 式(連動) 〃 (単動)	国土交通省	吉野川鴨島出張所 (0883) 24-4334
〃	電動ワイヤーロープ [°]	〃	〃 〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	吉野川上板出張所 (088) 694-2531
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ワイヤーロープ [°]	〃	正法寺排水機場併任 徳島庁舎 (088) 653-8847
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃 〃
鋼製	電動ワイヤーロープ [°]	〃	吉野川鴨島出張所 (0883) 24-4334
アルミ製	フリップゲート スルースゲート	徳島市 (保全課)	保全課 (088) 621-5309
鋼製	電動ワイヤーロープ [°]	国土交通省	角ノ瀬排水機場併任 徳島庁舎 (088) 653-8847
〃	手動スピント [°] ル式スルースゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課 (088) 621-5258
〃	電動ラック式ローラゲート 電動ラック式スルースゲート	〃	〃 〃
〃	手動スピント [°] ル式スルースゲート	〃	〃 〃
〃	フリップゲート 電動ラック式スルースゲート 〃	川内土地改良区	川内土地改良区 (088) 665-0955
鋼製及び木製	手動スピント [°] ル式スルースゲート 〃	徳島市 (耕地課)	耕地課 (088) 621-5258
鋼 製	電動スピント [°] ル式 スルースゲート	〃	〃 〃
アルミ製・鋼製	フリップゲート スルースゲート	徳島市 (保全課)	保全課 (088) 621-5309
鋼 製	スルースゲート	〃	〃 〃
〃	電動ラック式スルースゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課 (088) 621-5258

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
今切川	高良西 樋門	徳島市	応神	中原	φ450	1
"	有天西 "	"	"	吉成	1.44*1.075	1
"	有天第二 "	"	"	吉成	2.00*3.50	1
"	富久 "	"	川内	富久	2.10*1.70	6
"	近藤新 "	"	"	米津	2.60*3.40 2.60*1.70 2.50*3.40	1 1 1
"	高良中 "	"	応神	中原	1.00*1.00	1
"	高良東 "	"	"	古川	1.50*1.0	1
"	有天 "	"	"	中原	1.50*1.50	1
"	米津第一 "	"	"	"	2.50*1.10	3
"	米津第二 "	"	"	"	2.10*1.80	2
宮島江湖川	旭野 "	"	川内	旭野	1.50*1.50 1.50*1.50	2 2
"	鴨州 "	"	"	小松北	1.50*1.20 1.70*1.50 1.60*1.90 2.10*0.90 1.45*1.70	2 2 3 2 1
"	小松西 "	"	"	小松西	1.40*1.40 1.10*1.10 1.05*1.00 0.85*1.10	1 1 2 2
"	鶴島 "	"	"	宮島本浦	1.375*1.07 0.80*0.80	1 1
"	宮島 "	"	"	宮島	1.70*1.70 2.30*2.00	3 2
"	小松東 "	"	"	小松	2.50*1.60	2
"	小松西 "	"	"	"	1.50*1.50	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
鋼 製	フラップゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
FRP製	スルースゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
鋼 製	電動ラック式ローラーゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	手動スピントル	川内土地改良区	川内土地改良区	(088) 665-0955
〃	電動ラック式ローラーゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	〃			
〃	フラップゲート			
〃	手動ラック式ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	招 戸	川内土地改良区	川内土地改良区	(088) 665-0955
〃	手動スピントル	〃	〃	〃
〃	電動ラック式スルースゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	フラップゲート			
木 製	吹 戸	川内土地改良区	川内土地改良区	(088) 665-0955
〃	差 戸			
〃	吹 戸			
〃	〃			
〃	〃			
〃	差戸及び吹戸	〃	〃	〃
鋼製・アルミ製	スルース及びフラップゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
鋼 製	電動スピントル式スルースゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	フラップゲート			
〃		川内土地改良区	川内土地改良区	(088) 665-0955
〃		〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
宮島江湖川	亀が岡 樋門	徳島市	川内	小松西		1 1
榎瀬江湖川	鈴江 "	"	"	鈴江	1.40*1.40 2.50*1.40	1 1
"	金岡 "	"	"	金岡		1 1
"	沖島川向 "	"	"	沖島	1.25*1.25 1.10*1.10	1
"	上別宮 "	"	"	上別宮	1.60*2.70 1.60*1.60 1.80*2.70	1 1 1
源九郎川	勝瑞 "	"	応神	吉成	3.50*3.00 3.50*3.00	2 1 2
新町川	東船場 "	"	東船場	2丁目	2.40*1.20	1
"	春日橋 "	"	西船場	3丁目	3.00*1.50	1
"	西船場 "	"	"	4丁目	0.80*0.80	1
"	南出来島第二 "	"	南出来島	1丁目	0.70*0.72	1
沖洲川	城東町市住横 "	"	城東	2丁目	0.40*0.40	1
"	住吉東張 "	"	住吉	6丁目	1.80*1.20 2.00*1.10	1
田宮川	田宮川第一 "	"	北佐古	一番町宮古橋の上	2.00*2.00	1
"	田宮川第二 "	"	"	一番町煙硝橋の上	2.40*1.50	1
"	田宮川第三 "	"	佐古	七番町	2.00*2.00	1
"	田宮川第四 "	"	"	八番町	1.50*1.00	1
"	田宮川 "	"	南矢三	3丁目	2.00*4.00	1
"	南田宮 "	"	南田宮	4丁目	1.50*2.00	1
"	矢藏 "	"	藏本元	2丁目	1.50*1.50	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
〃 〃	手動スピントル式スルースゲート フラップゲート	川内土地改良区	川内土地改良区	(088) 665-0955
木 製 鋼 製	〃	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
鋼 製 〃	〃	〃	〃	〃
ステンレス製 〃	〃	〃	〃	〃
〃 〃 〃	手動スピントル式ローラーゲート 〃 フラップゲート	〃	〃	〃
〃 〃 〃	電動ラック式ローラーゲート 手動スピントル式スルースゲート マイターゲート	〃	〃	〃
アルミ製	スルースゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5308
ステンレス製	〃	〃	〃	〃
アルミ製	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	フラップゲート	〃	〃	〃
ステンレス製	スルースゲート	〃	〃	〃
アルミ製	手動スピントル式 スルースゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
田宮川	田宮川 樋門 No.80+28.6	徳島市	中島田	1丁目	1.60*2.00	1
"	田宮川 "	"	"	"	2.40*1.50	1
"	田宮川 "	"	北島田	"	2.00*2.00	1
"	田宮川 "	"	中島田	1丁目	1.45*1.70	1
佐古川	佐古川 "	"	西船場	5丁目	2.90*2.30	4
園瀬川	津田 "	"	新浜	1丁目	2.00*1.20	2
"	昭和第一 "	"	南昭和	7丁目	3.10*1.60	1
"	昭和第二 "	"	"	7丁目	0.98*1.25	1
"	昭和第三 "	"	"	6丁目	3.70*2.50	1
"	長谷 "	"	八万	長谷	2.68*2.95	2
"	長田堰 "	"	"	法花谷	1.05*0.80	1
"	水越 "	"	"	犬山	1.60*1.25	1
"	万松庵 "	"	"	"	1.50*1.00 1.50*1.00	1 1
"	元井 "	"	上八万	上中筋	1.50*1.20	1
"	五輛 "	"	八万	新貝	2.20*2.20	1
"	新浜 樋門 陸閘	"	新浜	1丁目	1.80*12.50	1
"	東渡場 樋門	"	山城	東浜傍示	2.55*0.90	1
"	大谷前 "	"	八万	大野	3.05*3.60 3.05*3.60 2.00*2.00	2 2 1
"	犬山 "	"	"	犬山	2.10*2.40	1
"	犬山排水機場 "	"	"	"	2.20*2.00 2.20*2.90	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
アルミ製	手動スピントル式 スルースゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 スルースゲート	徳島県 (河川整備課) 徳島市中央浄化 センターへ委託	中央浄化センター	(088) 652-9406
アルミ製	手動スピントル式 スルースゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
ステンレス製	電動ラック式 スルースゲート	〃	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃	〃
鋼 製	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	手動スピントル式 スルースゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	電動ラック式スルースゲート	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
アルミ製	フラップゲート	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピントル式スルースゲート	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	手動マイターゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
FRP製	スケルゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
鋼 製	電動ラック式ローラーゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	フラップゲート			
〃	電動スピントル式スルースゲート			
ステンレス製	電動油圧式 ローラーゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
鋼 製	スルースゲート 角落し式ゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
園瀬川	寺山 樋門	徳島市	八万	寺山	4.20*2.10	3
〃	橋北 〃	〃	〃	橋北	3.50*3.00	1
〃	川北 〃	〃	上八万	川北	2.08*3.65	1
大松川	大松川 〃	〃	大松	西奥外	3.20*2.00	1
大松川	多々羅川 水門	〃	西新浜	1丁目	3.75*19.4	2
多々羅川	雑賀開 樋門	〃	雑賀	西開	2.30*3.40 2.30*3.40	2 2
〃	東張一番 〃	〃	〃	東開	2.0*2.0 2.15*2.0	1 1
冷田川	冷田川 〃	〃	八万	沖須賀	2.95*13.31	2
鮎喰川	鮎喰川 〃	〃	鮎喰	2丁目	2.15*2.05	1
〃	西海師用水 〃	〃	一宮	西丁	1.00*0.65	2
〃	以西 〃	〃	国府	延命	1.80*1.60	1
〃	国府東部 〃	〃	〃	南岩延	2.75*4.00	1
〃	一宮 〃	〃	一宮	西丁	1.0*4.0	1
〃	不動東 〃	〃	不動東 (潜水橋北詰め)	5丁目	1.7*4.1	1
飯尾川	飯尾川第二 〃	〃	春日	宝野	5.60*7.45	4
〃	神島 樋門	〃	不動本町	3丁目	1.40*1.10	1
〃	訳分 〃	〃	〃	3丁目	0.70*0.70	1
〃	本力前 〃	〃	〃	4丁目	1.20*1.10	1
〃	宮前 〃	〃	〃	5丁目	1.40*1.80	1
〃	山本前 〃	〃	〃	〃	2.10*2.50	1
〃	飯尾川 堰	〃	不動北	1丁目	4.86*17.5	2
〃	とう原東 樋門	〃	不動東	5丁目	2.00*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
鋼 製	電動ラック式 ローラーゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピントル式スルースゲート	〃	〃	〃
ステンレス製	ステンレス製ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	電動ラック式スライドゲート フラップゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	〃	〃	〃	〃
木 製	〃	〃	〃	〃
ステンレス製	電動ワイヤーロープウィンチ式 ローラーゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
鋼 製	スルースゲート	徳島市 (保全課)	徳島市保全課	(088) 621-5309
鋼 製	手動スピントル式 スライドゲート	一宮土地改良区		
〃	〃	以西土地改良区	以西土地改良区	(088) 642-1402
〃	電動ラック式ローラーゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
アルミ合金製 小型水門	手動スピントル式スルースゲート	徳島県 (河川整備課)	上八万消防分団詰所 一宮会館	642-0582 644-0524
木 製	角落し	徳島県 (河川整備課)	徳島西消防署	(088) 632-0119
〃	電動ラック式ローラーゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
鋼 製	フラップゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
鋼 製	フラップゲート	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピントル式スルースゲート	〃	〃	〃
〃	吹 戸	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピントル式 スルースゲート	〃	〃	〃
〃	電動ワイヤー式 ローラーゲート	飯尾川堰 土地改良区	飯尾川堰土地改良区	(088) 633-5289
鋼製一部木製	両開きフラップゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
飯尾川	東原西 樋門	徳島市	不動東	5丁目	1.85*1.45	1
"	飯尾川 "	"	春日町	宝野	1.50*1.50	1
"	赤池川 "	"	不動東	4丁目	4.00*2.40	2
"	逆瀬川 水門	"	不動西	4丁目	4.25*21.5	1
角ノ瀬放水路	角ノ瀬 堰	"	国府	東黒田	4.71*24.0	1
正法寺川	正法寺川 樋門	"	応神	西貞方	2.00*3.00	1
勝浦川	津田 "	"	津田本	5丁目	2.50*1.30	1
"	沖野 "	"	飯谷	沖野	2.65*3.70	1
"	本村2号 "	"	"	本村	1.00*1.00	1
"	丈六 "	"	丈六	丈領	2.00*2.00	1
"	野上前第二 "	"	"	川縁	1.50*1.00	1
"	野上 "	"	多家良	野上	1.00*1.00	1
"	萱野 "	"	大松	緑	1.40*2.00	1
"	川添 "	"	大原	川添	1.05*0.80	1
"	多々羅吐出 "	"	新浜本	2丁目	3.50*3.60	1
打樋川	打樋川 "	"	論田	新開	6.00*15.20	1
"	" "	"	大原	籠	1.20*3.70	6
八多川	北内 "	"	多家良	北内	1.55*1.40	1
"	吉田橋 "	"	"	吉田	2.75*1.95 2.75*3.75	1 2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
鋼 製	両開ゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
〃	手動ラック式 スルスゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	両開ゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
〃	電動ワイヤーロープ 巻取式ローラゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
ゴム製	フリップ式	徳島県 (河川整備課) 徳島市へ委託	飯尾川土地改良区	(088) 633-5289
鋼 製	電動ラック式 スルスゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
ステンレス製	〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動ワイヤー巻上式 フリップゲート	〃	〃	〃
〃	フリップゲート	本村土地改良組合		
〃	ライトゲート	徳島市中央浄化センター	勝浦川土地改良区	(088) 669-0258
〃	手動ラック式スルスゲート	多家良土地改良区	多家良土地改良区	(088) 645-2074
〃	スライドゲート	多家良土地改良区	〃	〃
木 製	手動スピンドル式 スルスゲート	徳島市 (耕地課)	耕地課	(088) 621-5258
〃	差 戸	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 スルスゲート	徳島県 (河川整備課) 徳島市へ委託	中央浄化センター	(088) 652-9406
〃	スルスゲート ローラゲート	徳島県 (河川整備課) 徳島市へ委託	〃	〃
〃	電動スピンドル式 スルスゲート	徳島県 (河川整備課) 徳島市へ委託	〃	〃
〃	電動ラック式ローラゲート	多家良土地改良区	多家良土地改良区	(088) 645-2074
〃	〃	徳島市 (耕地課)	〃	〃
〃	〃			

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
千切山川	平治開 樋門	徳島市	西新浜町	1丁目	1.00*1.00	1
住吉島川	新居 "	"	城東	2丁目	0.85*0.60 0.60*0.60	1 1
神田瀬川	菖蒲田 "	小松島市	小松島	領田	1.70*2.40	2
"	神田瀬第1 "	"	神田瀬	神代橋の上	0.80*0.90	1
"	神田瀬第2 "	"	"	小松島小 学校の所	0.90*0.70	1
神田瀬川	神田瀬第3 "	"	神田瀬	逢来橋の下	1.20*1.40	1
"	大瀬 "	"	中郷	大瀬町	1.25*1.00	1
新堀川	新堀川 "	"	小松島	馬場ノ本	4.10*8.20	1
豊ノ本川	豊ノ本第1 "	"	中郷	大瀬町	3.52*12.00	1
"	豊ノ本第2 "	"	"	"	2.00*2.00	1
立江川	立江第1 "	"	赤石	11番	1.00*1.40	1
"	立江川 水門	"	"		4.25*24.0	2
"	立江川1号 樋門	"	立江	高田	1.25*1.25	1
"	立江川2号 "	"	"	"	1.25*1.25	1
"	立江川3号 "	"	"	"	2.00*1.00	1
芝生川	芝生川 "	"	金磯	8番	3.70*12.30	2
"	" "	"	横須町	10番	2.09*3.80 1.96*1.73	1 2
"	天神堰 堰	"	日開野	川村塚	10.4*24.9	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
ステンレス製	スルス・フラップゲート	徳島市 (保全課)	保全課	(088) 621-5309
ステンレス製 鋼 製	スルス・フラップゲート	〃	〃	〃
鋼 製	電動スライドゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
ステンレス製	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
ステンレス製	スライドゲート	〃	〃	〃
鋼 製	電動スライドゲート	〃	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	徳島県 (河川整備課) 小松島市へ委託	小松島市都市整備課	(0885) 32-2218
〃	電動スルスゲート	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
アルミ合金	手動セントネル	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
ステンレス製	ワイロープ式ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	油圧式スライドゲート	〃	〃	〃
〃	〃	立江協議会		
〃	〃	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
鋼 製	電動スルスゲート	〃	〃	〃
〃	電動ラック式ローラーゲート フラップゲート	小松島市	小松島市都市整備課	(0885) 32-2218
ゴム製 ステンレス製	ファブリ式 手動ローラーゲート	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
太田川	太田川 樋門	小松島市	和田島	松田新田	4.00*3.50	5
田野川	田野川3号 "	"	田野	赤石北	2.65 *4.50	1
"	月ノ輪 堰	"	"	月ノ輪	2.08*13.5	1
外開川	外開川 樋門	"	小松島	外開	2.40*2.00	2
川北排水路	元根井 "	"	"	元根井	2.50*1.20	2
天王谷川	天王谷川第1 "	"	田野	宮下	1.75*2.00	1
"	天王谷川第2 樋門	"	"	"	1.50*3.00	1
"	天王谷川第5 "	"	"	高田	1.30*1.60	2
"	天王谷川 陸閘	"	"	鳥居本	0.77*3.05	1
坂野海岸	No. 1 "	"	和田島	東浜手	1.20*3.50	1
"	No. 2 "	"	"	"	1.20*4.00	1
"	No. 3 "	"	"	"	1.30*2.00	1
"	No. 4 "	"	"	東新開	1.00*2.00	1
"	No. 5 "	"	"	"	0.80*4.00	1
"	No. 6 "	"	"	"	0.80*4.50	1
"	No. 7 "	"	"	"	1.00*1.20	1
"	No. 8 "	"	"	"	1.10*4.00	1
"	No. 9 "	"	"	明神東	1.10*4.00	1
"	No. 10 "	"	"	"	1.10*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動スライドゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (088) 653-8847 (徳島)
〃	〃	〃	〃 〃
ゴム製	ファブリ式	〃	〃 〃
ステンレス製	電動ローラーゲート	小松島市	小松島市まちづくり推進課 (0885) 32-3957
鋼 製	〃	〃	小松島市都市整備課 (0885) 32-2218
〃	手動スピンドル式スルスゲート	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (088) 653-8847 (徳島)
〃	手動ラック式スルスゲート	〃	〃 〃
〃	手動スピンドル式スルスゲート	〃	〃 〃
アルミ製	片開き式ゲート	〃	〃 〃
〃	引 戸	〃	小松島消防第20分団 (0885) 38-1425
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
坂野海岸	No. 11 陸開	小松島市	和田島	明神東	1.10*2.00	1
"	No. 12 "	"	"	"	1.10*3.50	1
"	No. 13 "	"	"	"	1.10*2.00	1
"	No. 14 "	"	"	外開	1.10*2.00	1
"	No. 15 "	"	"	"	1.10*2.00	1
"	No. 16 "	"	"	"	1.10*2.00	1
"	No. 17 "	"	"	"	1.10*3.50	1
"	No. 18 "	"	"	"	1.10*2.00	1
"	No. 19 "	"	"	"	1.10*3.00	1
"	No. 20 "	"	"	浜田	1.10*2.00	1
"	No. 21 "	"	"	"	1.00*3.50	1
"	No. 22 "	"	"	遠見	1.10*3.50	1
"	No. 23 "	"	"	"	1.10*3.50	1
"	No. 24 "	"	"	東浜手	1.20*6.00	1
"	No. 34 "	"	"	外開	1.10*6.00	1
生名谷川	中角馬越 樋門	勝浦郡	勝浦町	中角	1.20*6.70	1
今切川	百石須 "	板野郡	北島町	高房	1.00*1.00	1
"	左岸 今切川河口堰 樋門 右岸	板野郡 徳島市	北島町 川内町	鯛浜 榎瀬	6.00*25.00	7
"	水神社 "	板野郡	北島町	鯛浜	1.80*1.10	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミ製	引 戸	徳島県 (河川整備課)	小松島消防第20分団 (0885) 38-1425
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	小松島消防第25分団 (0885) 38-2039
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミ製	〃	〃	小松島消防第20分団 (0885) 38-1425
アルミ製	〃	〃	〃
鋼 製	手動セントル	勝浦町	中角区自主防災隊 勝浦町 (0885) 42-2511
〃	エンジンラック式	国土交通省	北島町 (088) 698-9808
〃	ローラーゲート	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人 水資源機構 (088) 665-1435
〃	電動セントル式 スルースゲート	北島町	北島土地改良区 (088) 698-2178

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
今切川	江尻取水 樋門	板野郡	北島町	中村	1.40*1.36	1
鍋川	鍋川第1 "	"	"	中村	2.00*2.00	3
"	鍋川第2 "	板野郡	北島町	太郎八須	1.45*1.60 1.55*1.50	3 3
"	川端 "	"	"	太郎八須	1.95*3.00	2
旧吉野川	ガリソクカン "	"	"	新喜来	2.75*4.25	1
"	中内第7 "	"	"	"	1.65*1.60	1
"	千田池 "	"	"	北村	1.00*0.90	1
"	長門 "	"	"	太郎八須	1.00*1.00	1
今切川	河原 "	"	"	"	1.25*1.25	1
"	鍛ノ先 "	"	"	"	1.25*1.25	1
旧吉野川	西高房第1 "	"	"	高房	1.80*2.60	1
"	西高房第2 "	"	"	"	1.25*1.25	1
吉野川	前川 "	"	藍住町	徳命名田	3.20*5.00	3
今切川	老門地区陸閘 "	"	北島町	老門	1.00*2.00	1
"	米津地区陸閘 (その1)	徳島市	川内町	平石夷野	1.00*1.50	1
"	米津地区陸閘 (その2)	"	"	"	1.00*2.00	1
徳島小松島港	徳島港-07 "	"	万代	3丁目	2.20*2.00	1
"	徳島港-06 "	"	"	6丁目	2.90*3.60	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
木 製	電動スピントル式 スルースゲート	北島町	北島町	(088) 698-9808
鋼 製	〃	徳島県 (河川整備課)	〃	〃
鋼 製	電動ラック式スルースゲート フラップゲート	〃	〃	〃
〃	電動ワイヤードラム式 ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	手動スピントル式 スルースゲート	〃	〃	〃
木 製	〃	〃	〃	〃
鋼 製	手動スピントル式 スルースゲート	〃	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	〃	〃	〃
〃	電動スライドゲート	〃	〃	〃
〃	電動ローラーゲート	〃	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8847
〃	〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式 (連動)	国土交通省	前川救急排水機場併任 徳島庁舎	(088) 653-8847
アルミ製	引戸 (手動)	〃	旧吉野川出張所	(088) 692-5355
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	東部県土整備局 (徳島)	(088) 653-8892
鉄 製	電動スルースゲート	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
徳島小松島港	徳島港-05 樋門	徳島市	津田浜之	1番	3.20*4.00	1
"	徳島港-01 "	"	津田海岸		6.20*10.00	1
"	徳島港-10 "	徳島市	南沖洲	5丁目	6.00*5.50	1
"	小松島港-010 "	小松島市	小松島	外開	2.40*2.00	2
"	小松島港-014 "	"	南小松島	1番	3.18*3.00	1
"	小松島港-020 " 小松島港-021	"	金磯	14番	3.00*2.50 3.00*1.80	4 6
"	小松島港-019 "	"	金磯		2.05*1.85	2
"	小松島港-025 "	"	和田津開		2.10*1.85	2
"	小松島港-026 "	"	和田津開	松田新田	4.65*2.50 4.65*2.50	5 5
"	小松島港-024-1 "	"	豊浦	1番地	2.70*3.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鉄 製	電動スルスゲート	徳島県 (運輸政策課)	東部県土整備局 (088) 653-8892 (徳島)
〃	〃	〃	津田木材田地協同組合連合会 緊急時 (088) 662-2716 (088) 662-3711
ステンレス製	〃	〃	東部県土整備局 (088) 653-8892 (徳島)
〃	電動ローゲート	徳島県 (運輸政策課) 小松島市へ委託	小松島市まちづくり推進課 (0885) 32-3957
〃	〃	〃	小松島市都市整備課 (0885) 32-2118
〃	〃	徳島県 (運輸政策課)	東部県土整備局 (0885) 32-3422 (小松島サービスセンター)
〃	手動スルスゲート	〃	東部県土整備局 (0885) 32-3422 (小松島サービスセンター)
アルミニウム製	〃	〃	東部県土整備局 (0885) 32-3422 (小松島サービスセンター)
ステンレス製 〃	半自動マイターゲート 電動ローゲート	徳島県 (運輸政策課) 小松島市へ委託	小松島市都市整備課 (0885) 32-2118
〃	電動スライドゲート	〃	小松島市産業振興課 (0885) 32-3809

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
旧吉野川	徳長 樋門	鳴門市	大津	徳長	1.75*2.00	1
〃	矢倉東 〃	〃	〃	矢倉	2.25*2.25	2
大谷川	野崎 〃	〃	〃	段関	1.80*1.60	1
撫養川	長江第三 〃	〃	〃	長江	1.00*1.00	1
旧吉野川	恵美寿 〃	〃	里浦	恵美寿	2.00*2.00	2
〃	里浦地区1号 陸閘	〃	〃	恵美寿	1.42*4.00	1
〃	里浦地区2号 〃	〃	〃	〃	1.53*15.30	1
〃	里浦地区3号 〃	〃	〃	〃	1.51*3.00	1
〃	里浦地区4号 〃	〃	〃	〃	1.54*7.00	1
〃	里浦地区5号 〃	〃	〃	〃	1.87*8.00	1
〃	里浦地区6号 〃	〃	〃	〃	1.89*13.60	1
〃	里浦地区7号 〃	〃	〃	〃	1.89*12.30	1
〃	里浦地区8号 〃	〃	〃	〃	2.08*3.00	1
〃	里浦地区9号 〃	〃	〃	〃	1.06*8.00	1
大谷川	惣ヶ渕 樋門	〃	大麻	松村	2.00*2.00	2
旧吉野川	鍛冶屋川 〃	〃	〃	板東	1.80*3.70	1
〃	川崎 〃	〃	〃	川崎	1.10*1.00	1
〃	新道地 〃	〃	〃	三俣	2.30*1.40	1
第二大谷川	堀江 〃	〃	〃	牛屋島	5.50*3.30	2
〃	松村 〃	〃	〃	松村	2.00*2.00	1
旧吉野川	大谷川 〃	〃	〃	牛屋島	3.10*4.10	1
〃	馬詰 〃	〃	〃	中馬詰	2.50*2.75	1
撫養川	立岩四枚 〃	〃	撫養	立岩	3.25*4.50	1
〃	立岩 〃	〃	〃	〃	2.30*1.10	2
旧吉野川	福泉寺裏 〃	〃	大麻	市場	3.10*2.10	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンズ製	電動式	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	手動式 電動ラック式	〃	〃
木 製	手動式	〃	〃
鋼 製	ジャッキ式	〃	〃
ステンズ製	電動ラック式	〃	〃
ステンズ製	自動起立式	国土交通省	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
〃	〃	〃	〃
アルミ製	横引き手動式	〃	鳴門市 (088) 684-1166
ステンズ製	自動起立式	〃	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
アルミ製	横引き電動ラック式	〃	鳴門市 (088) 684-1166
ステンズ製	自動起立式	〃	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	〃	〃	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	エンジンラック式	国土交通省	鳴門市 (088) 684-1166
木 製	手動式	川崎用水組合	川崎用水組合 (088) 689-1471
ステンズ製	電動式	三俣土地改良区	三俣土地改良区 (088) 689-0549
鋼 製	〃	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	電動式	〃	〃
〃	電動ラック式	国土交通省	鳴門市 (088) 684-1166
〃	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
ステンズ製	電動式	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
アルミ製	電動式	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
撫養川	立岩区画 樋門	鳴門市	撫養	立岩	4.20*5.15	1
"	内田 "	"	"	"	1.28*0.70	1
"	文化会館 "	"	"	南浜	1.00*1.00	1
"	大津東部 "	"	大津	長江	5.00*3.00 3.00*3.00	2 1
"	弁財天住宅 "	"	撫養	弁財天	1.20*1.10	1
"	林崎第一 "	"	"	林崎	3.55*4.60	1
"	西浜 "	"	里浦	粟津	1.00*1.00	2
"	大久保 "	"	"	里浦	1.80*2.00	1
"	小高塚 "	"	"	"	1.10*1.50	2
"	平松 "	"	"	"	1.20*1.10	1
"	中岸 "	"	"	粟津	0.9*1.40	2
撫養港	北浜 (M-114) "	"	撫養	北浜	1.30*2.00	1
"	北浜第三 (M-115) "	"	"	"	2.575*2.35	1
"	北浜 (M-116) "	"	"	"	1.45*3.00	1
"	藻塩橋 (M-33) "	"	"	大桑島	3.40*4.20	1
"	大桑島 (M-38) "	"	"	"	2.075*2.05	1
"	北浜第四 (M-101) "	"	"	北浜	0.50*0.50	1
"	林崎小学校樋門 "	"	"	立岩	2.00*2.00	1
"	辻岩 (M-47) "	"	"	大桑島	3.60*4.20	1
"	八千代橋 (M-64) "	"	"	"	2.60*3.50	1
"	弁財天 (M-117) "	"	"	弁財天	3.30*3.65	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動式	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	手 動	〃	〃
アルミ製	電 動	鳴門市 (土木課)	〃
ステンレス製	〃	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
木 製	手 動	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
鋼 製	電 動	〃	〃
ステンレス製	手 動	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
FFU	〃	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
木 製	〃	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
木 製	〃	〃	〃
〃	梯子式 手動式	〃	〃
ステンレス製	電 動 式	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	〃	〃	〃
〃	〃	徳島県 (徳島) (鳴門駐在) (東部県土整備局)	徳島県東部県土整備局 (088) 684-4621
〃	〃	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	〃	〃	〃
アルミ製	手 動 式	〃	〃
ステンレス製	電 動	〃	〃
〃	電 動 式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
撫養港	弁財天 樋門 (M-119)	鳴門市	撫養	弁財天	1.90*2.00	1
"	黒崎 (M-26)	"	"	黒崎	2.80*4.00	1
"	式軒家第一 (M-23)	"	"	"	4.00*2.15	1
"	明神第二 (M-10)	"	瀬戸	明神	1.50*1.63	2
"	明神第七 (M-11)	"	"	"	3.15*3.15	1
"	板屋島第二 (M-15)	"	"	"	1.47*1.54	1
"	式軒家第二 (M-21)	"	"	"	1.97*1.94	1
"	明神第一 (M-12)	"	"	"	2.60*3.15	1
"	板屋島第一 (M-14)	"	"	"	3.09*3.15	1
"	竹島 (M-147)	"	鳴門	高島	3.60*3.80	1
"	塩田公園 (M-148)	"	"	"	3.60*3.80	1
"	高島田中 (M-149)	"	"	"	3.60*4.20	1
ウチノ海	長崎 "	"	"	"	2.00*3.00	1
高島海岸	竹島 "	"	"	"	2.575*2.65 1.05*1.10	2 1
撫養港	鳴門町 (M-148-1) "	"	"	"	2.00*1.75	1
"	中島 (M-151) "	"	"	"	3.70*4.20	1
"	合の水尾川 (M-152) "	"	"	三ツ石	6.50*5.00	2
"	三ツ石 (M-153-1) "	"	"	"	1.30*1.50	1
"	高砂 (M-158, 159) "	"	"	土佐泊浦	1.60*1.50	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンレス製	電 動 式	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
〃	〃	徳島県 (運輸政策課)	〃
〃	〃	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	〃	〃	〃
〃	手 動 式	〃	〃
〃	ヒンジジャッキ手動式	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
撫養港	江尻山 樋門 (M-153)	鳴門市	鳴門	三ツ石	1.20*1.15	1
鳴門海岸	鯨越 水門	〃	〃	土佐泊浦	7.50*4.70	1
瀬戸漁港	堂の浦 樋門 (S-56)	〃	瀬戸	堂浦	2.50*3.10	1
〃	堂浦 〃	〃	〃	〃	1.52*1.60	1
〃	小島田 〃 (S-87-1)	〃	〃	小島田	4.915*4.11	1
日出漁港	日出 〃	〃	〃	日出	4.20*3.20	1
〃	日出湊谷 〃	〃	〃	〃	1.50*1.40	1
〃	日出 〃	〃	〃	〃	0.8*0.7	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	3.0*3.32	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.54*1.90	1
大代谷川	団地北 〃	〃	大津	大代	1.36*0.75	1
〃	立 〃	〃	〃	〃	1.6*1.28	1
〃	西の須 〃	〃	〃	〃	2.00*2.00	1
新池川	新池 〃	〃	〃	〃	2.15*2.15	1
〃	〃 水門	〃	撫養	南浜	13.90*4.58 2.55*3.60	3 1
スクノ海	八軒浜 〃	〃	鳴門	高島	4.00*4.00	1
新池川	斎田発 〃	〃	撫養	南浜	1.00*1.40	2
〃	西発 樋門	〃	〃	〃	1.25*1.10	1
〃	木津野 〃	〃	大津	木津野	1.25*1.00	1
中山谷川	中山 〃	〃	撫養	木津	2.08*3.65	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動式スルースゲート	徳島県 (運輸政策課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
〃	電動式	徳島県 (生産基盤課) 鳴門市へ委託	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
アルミ製	〃	徳島県 (生産基盤課)	堂浦漁業協同組合 (088) 688-0533
木 製	手動式	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
ステンレス製	電動式	徳島県 (生産基盤課)	〃
鋼 製	手動併用 電動ピンジヤッキ	鳴門市 (土木課)	〃
木 製	手動式	〃	〃
アルミ製	〃	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市 (農林水産課) (088) 684-1152
アルミ合金製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動式	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
鉄 製	〃	〃	〃
鋼 製	〃	徳島県 (河川整備課)	〃
〃	エンジンスルース式	〃	〃
〃	電動式	徳島県 (河川整備課) (鳴門市に管理委託)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156 鳴門市 (農林水産課)
〃	〃	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
木 製	手動式	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
鋼 製	〃	鳴門市 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
〃	〃	〃	〃
〃	電動式	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局 (徳島) 管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
大谷川	大津西部 樋門	鳴門市	大津	大代	3.55*1.502	2
〃	大谷川 水門	〃	〃	矢倉	16.00*5.367	3
明神川	明神第三 〃	〃	瀬戸	明神	1.10*1.20	1
〃	明神第四 (明神第7号ゲート) 〃	〃	〃	〃	1.893*1.15	1
〃	明神第五 (明神第8号ゲート) 〃	〃	〃	〃	1.80*1.50	1
〃	明神第六 (明神第10号ゲート) 〃	〃	〃	〃	1.28*1.65	1
堂の浦海岸	堂の浦 〃	〃	〃	堂浦	4.00*4.10	1
〃	明神 〃	〃	〃	明神	3.01*2.1	1
〃	明神第1 〃	〃	〃	〃	0.97*1.61	1
〃	明神第2 〃	〃	〃	〃	0.97*1.61	1
〃	明神第3 〃	〃	〃	〃	1.39*1.6	1
〃	大毛 樋門	〃	〃	〃	2.00*3.00	2
〃	大毛第二 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	2
旧吉野川	戎面第1 〃	〃	大麻	中馬詰	1.75*2.00	1
〃	戎面第2 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	1
第二大谷川	松村 樋門	鳴門市	大麻	大谷	2.50*1.9	4
三津漁港	三津 〃	〃	北灘	三津	2.15*2.60	1
折野漁港	折野 〃	〃	〃	折野	1.18*1.26	1
宮川内谷川	宮川内第1 〃	板野郡	板野町	矢武	1.55*1.63	1
〃	宮川内第2 〃	〃	〃	下庄	2.08*2.15	1
黒谷川	岡の前 〃	〃	〃	岡の前	3.10*4.0	1
〃	唐の口 〃	〃	〃	大寺	3.60*7.20	1
〃	黒谷川第3号 〃	〃	〃	大寺	1.865*2.630	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電 動	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	電動及び手動式	徳島県(河川整備課) (松茂町に管理委託)	松茂町産業環境課 (088) 699-8714 松茂町(産業観光課)
〃	手動式	鳴門市(土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
ステンレス製	電 動	徳島県(河川整備課)	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
鋼 製	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
アルミ製	片開戸	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
鋼 製	手動・電動式	鳴門市 (農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	捲揚式	〃	〃 〃
〃	電動式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
木 製	手動スルース式	徳島県(河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
ステンレス製	捲揚式	鳴門市(農林水産課)	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
〃	手動式	〃 (土木課)	鳴門市土木課 (088) 684-1166
鋼 製	〃	徳島県(河川整備課)	板野町建設課 (088) 672-5996
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動式	〃	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
黒谷川	黒谷川第4号 樋門	板野郡	板野町	古城	1.32*1.39	1
"	黒谷川第5号 "	"	"	"	1.975*3.15	1
"	黒谷川第6号 "	"	"	那東	2.325*2.15	1
"	黒谷川第7号 "	"	"	"	1.075*1.15	1
"	黒谷川第8号 "	"	"	"	1.075*1.15	1
"	黒谷川第9号 "	"	"	"	1.25*1.1	1
"	黒谷川第10号 "	"	"	矢武	1.05*1.1	1
泉福寺谷川	第1号 "	"	"	"	1.37*1.54	1
"	第2号 "	"	"	"	1.575*2.65	1
旧吉野川	旧吉野川河口堰 "	"	松茂町	中喜来	7.30*25.00	6
"	蔵野 "	"	"	"	2.00*3.50	2
旧吉野川	喜来地区第1号 樋門	板野郡	松茂町	中喜来	3.60*5.00 3.60*2.50	1 2
"	伊沢裏排水 "	"	"	"	2.40*1.60 3.60*1.60	2 1
"	豊久 "	"	"	豊久	2.50*3.00	4
"	長岸 "	"	"	長岸字上/越	1.70*1.00	1
今切川	長原 "	"	"	長原	2.08*2.30	1
"	笹木野 "	"	"	笹木野	2.75*2.50	1
旧吉野川	丸須 水門	"	"	広島丸須	6.20*5.50	1
今切川	豊岡 樋門	"	"	豊岡	1.60*2.60 1.60*1.80	1 1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動式	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土整備局 (徳島) (鳴門駐在) (088) 684-4621
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	板野町建設課 (088) 672-5996
〃	手動式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動式	〃	〃 〃
〃	ローゲート	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人 水資源機構 (088) 665-1435
〃	手動セントル	松茂町	松茂町産業環境課 (088) 699-8714
鋼 製	ローゲート スルスゲート	松茂町	松茂町 (088) 699-8718
〃	ローゲート	〃	〃 〃
〃	〃	〃	松茂町環境センター (088) 699-5934
〃	電動ラック式 (単動)	国土交通省	松茂町 (088) 699-8714
〃	ローゲート	松茂町	松茂町 (088) 699-8718
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ラック式 (連動)	国土交通省	松茂町 (088) 699-8714
〃	ローゲート	松茂町	松茂町 (088) 699-8718

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
今切川	広島 樋門	板野郡	松茂町	広島	2.00*2.00	1
鍋川	鍋川 閘門	〃	〃	広島	6.00*3.50	2
大谷川	大谷川 水門	〃	〃	中喜来	5.37*16.00	3

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	ローラーゲート	松茂町	松茂町 (088) 699-8718
〃	電動ラック式	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人 水資源機構 (088) 665-1435
〃	電動式	徳島県 (河川整備課) (松茂町へ委託)	松茂町産業環境課 (088) 699-8714

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
那賀川	富岡 水門	阿南市	住吉	本原ヶ崎	8.00*5.50	1
〃	楠根下流 樋門	〃	楠根	金石	3.20*4.00	1
〃	楠根上流 〃	〃	〃	津越	1.50*1.50	1
〃	熊谷川堤外 〃	〃	〃	南原	4.80*6.45	6
〃	熊谷川堤内 〃	〃	〃	〃	4.80*6.45	1
〃	岡崎川 〃	〃	深瀬	中洲	4.00*4.90	1
〃	那賀川南岸用水 〃	〃	上大野	久留米田	3.00*1.30	1
〃	那賀川（眉毛） 〃	〃	辰己		2.00*5.00	1
派川那賀川	福村東排水 〃	〃	向原	下ノ浜	2.65*2.35	1
桑野川	天神前 〃	〃	住吉	六反地	2.00*2.50	2
〃	前田 〃	〃	横見	前田	2.00*1.50	1
〃	井関 〃	〃	宝田	井開	2.00*3.50	1
〃	大津田堤外 〃	〃	長生	本庄	3.55*5.25	3
〃	大津田堤内 〃	〃	〃	〃	3.55*5.25	1
〃	上荒井下流 〃	〃	〃	下田尻	2.00*2.00	1
〃	長生第一 〃	〃	〃	祖ヶ谷	2.50*2.50	1
〃	長生第二 〃	〃	〃	〃	1.50*1.50	1
〃	段 〃	〃	〃	段	4.00*5.00	1
〃	明谷 〃	〃	〃	岩ノ下	0.80*0.80	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	油圧シリンダ式	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
	電動ピントル式	那賀川南岸 土地改良区	那賀川南岸土地改良区 (0884) 22-1024
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
ステンレス 鋼製ローラーゲート	電 動	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (0884) 22-1596 まちづくり推進課
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
〃	〃	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起伏式	〃	〃
鋼製ローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼製ゲート	浮体構造起伏式	〃	阿南市 農地整備課 (0884) 22-1599
鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
スライドゲート	手動ラック式	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
桑野川	大地 樋門	阿南市	桑野	車ノ口	4.00*4.00	2
〃	谷 〃	〃	〃	井ノ口原	4.00*4.00	2
〃	向地 〃	〃	長生	岩ノ脇	1.20*1.20	1
〃	北山 〃	〃	山口	前山田	2.00*2.00	1
〃	田野 〃	〃	〃	末広	1.50*3.00	1
〃	内田 〃	〃	〃	前山田	1.75*1.50	1
〃	岡本 〃	〃	住吉	南久保	2.00*3.50	1
〃	五反地 〃	〃	横見	五反地	2.60*2.29	2
〃	三田 〃	〃	〃	中川原	2.00*3.00	1
〃	高川原 〃	〃	富岡	中川原	2.50*2.00	1
〃	川原 〃	〃	宝田	川原	2.50*2.00	2
〃	石塚 〃	〃	富岡	庄境	1.80*1.80	1
〃	一の堰取水 〃	〃	〃	西仲町	1.80*1.80	1
〃	井之口 〃	〃	桑野	桑野	1.20*1.40	1
〃	戸崎 〃	〃	長生	戸崎	2.10*1.50	1
〃	大原 〃	〃	〃	うその口	1.15*1.07	1
派川那賀川	辰巳派川那賀川 〃	〃	辰己		4.20*2.00	1
岡川	岡川左岸1号 〃	〃	富岡	中川原	1.15*1.07	1
〃	岡川左岸2号 〃	〃	柳島	〃	1.00*1.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ローラーゲート	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
スライドゲート	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式	〃	〃
鋼 製	〃	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
〃	手動ハンドラック式	阿南市 (農地整備課)	阿南市 (農地整備課) (0884) 22-1599
〃	手動ラック式	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
〃	手動ハンドラック式	阿南市 (農地整備課)	阿南市 (農地整備課) (0884) 22-1599
〃	手動ラック式	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22 - 9596
〃	浮体構造起伏ゲート	阿南市 (農地整備課)	阿南市 農地整備課 (0884) 22-1599
	電動スピンドル巻揚	阿南東部 土地改良区	阿南東部土地改良区 (0884) 22-0559
	手動ラックゲート	桑野土地改良区	桑野土地改良区 (0884) 26-0888
鋼 製	浮体構造起伏ゲート	阿南市 (農地整備課)	阿南市 農地整備課 (0884) 22-1599
〃	浮体構造起伏ゲート	〃	〃
ステンレス製	電動ラック式	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 まちづくり推進課 (0884) 22-1596
鋼 製	手動ハンドラック式	阿南市 (農地整備課)	阿南市 (農地整備課) (0884) 22-1599
〃	手動ハンドルスピンドル式	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
岡川	岡川左岸3号 樋門	阿南市	柳島	中川原	2.50*1.50	1
〃	岡川左岸4号 〃	〃	柳島	〃	1.50*1.00	1
〃	岡川右岸1号 〃	〃	宝田	川原	2.00*2.00	1
〃	岡川右岸2号 〃	〃	〃	今市山ノ北	2.00*2.00	1
〃	岡川左岸5号 〃	〃	柳島	中川原	1.50*1.00	1
蛭地川	蛭地 水門	〃	桑野	蛭地	7.63*9.70	2
〃	〃 吐出樋門	〃	〃	〃	2.00*2.00	1
打樋川	打樋川 樋門 水門 樋門 〃	〃	津乃峰	長浜	3.10*5.10	1
					4.10*17.00	2
					3.80*3.00	1
					3.80*3.00	1
〃	〃	〃	〃	〃	3.20*3.40	3
〃	打樋川第一 〃	〃	〃	〃	1.70*2.50	1
〃	打樋川第二 〃	〃	〃	〃	1.70*2.20	1
〃	打樋川第三 〃	〃	〃	〃	1.45*1.90	1
〃	打樋川第四 〃	〃	〃	〃	1.35*1.25	1
鵜川	鵜川 〃	〃	橘	北新田	2.15*2.10	3
福井川	湊第一 〃	〃	〃	南新田	2.50*1.75	1
〃	湊第二 〃	〃	福井	袴	3.00*2.10	1
〃	福井 〃	〃	〃	大原	1.50*2.00	1
〃	大原 〃	〃	〃	〃	1.70*2.00	1
〃	(仮)福2 陸閘	〃	橘	土井崎	1.05*1.05	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ハンドルハンドル式	阿南市 (農地整備課)	阿南市 (0884) 22-1599 (農地整備課)
鋼 製	〃	〃	〃
〃	手動ハンドルラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラックピンジャッキ式	〃	那賀川南岸 (0884) 22-1024 土地改良区
鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ	徳島県 (河川整備課)	桑野土地改良区 (0884) 26-0888
鋼製スライドゲート	電動ハンドル式	〃	〃
ステンレス製ローラーゲート 鋼製ローラーゲート 〃 鋼製フラップゲート	電動ラック式 電動ワイヤーロープ式 電動ラック式 電動ウインチ式	〃	阿南東部土地改良区 (0884) 22-0559
アルミニウム製スライドゲート	電動ハンドル式	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ラック式	〃	南部総合県民局 (0884) 24-4230 阿南庁舎
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレスローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ピンジャッキ	〃	〃
ステンレスローラーゲート	電動ラック式	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ラック式	〃	〃
鋼製ローラーゲート	〃	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
福井川	(仮)福3 陸閘	阿南市	橋	土井崎	1.00*1.08	1
〃	(仮)福5 〃	〃	〃	〃	1.00*1.08	1
〃	(仮)福6 〃	〃	〃	土井崎	1.01*1.08	1
〃	湊その1 〃	〃	福井	湊	1.50*1.20	1
〃	湊その2 〃	〃	〃	〃	1.50*1.20	1
〃	湊その3 〃	〃	〃	〃	1.40*2.00	1
〃	湊その4 〃	〃	〃	〃	1.20*1.20	1
椿川	椿川第一 〃	〃	椿	地藏ヶ谷	1.30*1.70	2
〃	椿川第二 樋門	〃	〃	〃	1.30*1.70	1
〃	椿川第三 陸閘	〃	〃	〃	1.00*5.00	1
橋港	橋No.1 樋門	〃	津乃峰	新浜	2.20*2.70	1
〃	橋No.1-1 陸閘	〃	〃	〃	1.10*6.55	2
〃	橋No.1-2 〃	〃	〃	〃	1.10*6.55	2
〃	橋外15 〃	〃	〃	〃	0.95*0.58	1
〃	橋外58 〃	〃	〃	〃	0.60*0.90	1
〃	橋No.2 〃	〃	〃	戎山	1.96*2.39	2
〃	橋No.3 〃	〃	〃	〃	2.05*2.07	2
〃	橋No.4 〃	〃	〃	〃	2.05*2.05	2
〃	橋No.5 〃	〃	〃	〃	2.02*2.18	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼製スライドゲート	手動ラック式	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼製片引ゲート	人 力	〃	〃
ステンレス製	ローゲート(電動・手動併用)	〃	〃
アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県 (運輸政策課)	〃
〃	〃	〃	〃
木製	差し戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
橋 港	橋No. 6 陸閘	阿南市	津乃峰	戎 山	2.00*4.17	1
〃	橋No. 7 〃	〃	〃	〃	2.00*4.20	1
〃	橋No. 8 〃	〃	〃	〃	1.97*4.19	1
〃	橋No. 9 〃	〃	〃	〃	2.02*1.68	1
〃	橋No. 10 〃	〃	〃	〃	1.00*4.16	1
〃	橋No. 11 〃	〃	〃	〃	1.65*2.05	1
〃	橋No. 12 〃	〃	〃	〃	2.03*2.19	1
〃	橋No. 13 〃	〃	〃	〃	2.00*4.16	1
〃	橋No. 14 〃	〃	〃	〃	2.05*2.07	2
〃	橋No. 15 〃	〃	〃	〃	2.05*2.13	1
〃	橋No. 16 〃	〃	〃	〃	1.96*2.06	2
〃	橋No. 17 〃	〃	〃	〃	1.90*6.15	1
〃	橋No. 18 〃	〃	〃	〃	1.85*9.50	1
〃	橋No. 20 〃	〃	〃	〃	1.30*4.20	1
〃	橋No. 21 〃	〃	〃	〃	1.32*3.75	1
〃	橋No. 22 〃	〃	〃	〃	1.26*4.99	1
〃	橋No. 23 〃	〃	〃	〃	1.22*3.74	1
〃	橋No. 24 〃	〃	〃	〃	1.25*3.70	1
〃	橋No. 25 〃	〃	〃	〃	1.30*8.95	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミカム製	引 戸	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	徳島県 (河川整備課)	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸 (電動式)	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	引 戸 (電動式)	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
橋 港	橋No. 26 陸閘	阿南市	津乃峰	戎 山	1.30*4.70	1
〃	橋No. 27 〃	〃	〃	〃	1.45*1.55	2
〃	橋No. 28 〃	〃	〃	〃	1.45*1.55	2
〃	橋No. 29 樋門	〃	〃	中 分	3.00*3.20	2
〃	橋No. 30 陸閘	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橋No. 30-1 〃	〃	〃	〃	0.90*3.60	1
〃	橋No. 31 〃	〃	〃	新 浜	1.53*1.67	1
〃	橋他19 〃	〃	〃	〃	1.25*1.20	1
〃	橋No. 32 〃	〃	橋	東中浜	1.70*3.77	2
〃	橋No. 33 〃	〃	〃	〃	1.70*7.20	1
〃	橋No. 34 〃	〃	〃	〃	2.25*2.20	1
〃	橋No. 35 〃	〃	〃	〃	2.25*2.20	1
〃	橋No. 36 樋門	〃	〃	〃	1.10*1.65	1
〃	橋No. 37 陸閘	〃	〃	〃	2.20*2.20	1
〃	橋No. 38 樋門	〃	〃	〃	1.18*1.65	1
〃	橋No. 39 陸閘	〃	〃	〃	2.27*2.00	1
〃	橋No. 40 〃	〃	〃	〃	2.25*2.00	1
〃	橋No. 41 〃	〃	〃	〃	1.58*6.25	1
〃	橋No. 42 〃	〃	〃	〃	1.06*1.10	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	引 戸	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸 (電動式)	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
橋 港	橋No. 43 陸閘	阿南市	橋	東中浜	1.05*1.10	1
〃	橋No. 44 〃	〃	〃	〃	1.07*1.40	1
〃	橋No. 45 樋門	〃	〃	豊 浜	2.08*2.15	1
〃	橋No. 47 陸閘	〃	〃	〃	1.75*1.50	1
〃	橋No. 48 〃	〃	〃	〃	1.76*1.50	1
〃	橋No. 49 〃	〃	〃	〃	1.7*3.7 1.7*1.85	2
〃	橋No. 49-1 〃	〃	〃	〃	1.65*5.50	1
〃	橋No. 50 〃	〃	〃	〃	1.70*5.20	1
〃	橋No. 51 〃	〃	〃	〃	2.20*9.10	1
〃	橋No. 54-1 〃	〃	〃	〃	1.90*10.50	1
〃	橋No. 54-2 〃	〃	〃	〃	2.10*10.20	1
〃	橋No. 54-3 〃	〃	〃	〃	2.10*10.20	1
〃	橋No. 54-4 〃	〃	〃	〃	2.10*10.50	1
〃	橋No. 54-5 〃	〃	〃	〃	1.70*9.80	1
〃	橋No. 54-6 〃	〃	〃	〃	1.70*10.50	1
〃	橋No. 55 〃	〃	〃	西 浜	1.90*6.70	1
〃	橋No. 56 〃	〃	〃	〃	1.15*1.63	1
〃	橋No. 57 〃	〃	〃	〃	1.05*1.64	1
〃	橋No. 60 〃	〃	〃	〃	1.44*1.68	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
鋼 製	引 戸	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
〃	引 戸 (電動式)	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
橋 港	橋No. 61 樋門	阿南市	橋	西 浜	1.15*1.30	1
〃	橋No. 63 陸閘	〃	〃	〃	1.72*6.20	1
〃	橋No. 64 樋門	〃	〃	〃	1.78*1.85	1
〃	橋No. 65 陸閘	〃	〃	大 浦	1.25*1.75	1
〃	橋No. 67 〃	〃	〃	〃	1.53*1.57	1
〃	橋No. 68 〃	〃	〃	〃	1.55*1.50	1
〃	橋No. 69 樋門	〃	〃	〃	2.10*2.15	1
〃	橋No. 70 陸閘	〃	〃	〃	1.00*3.20	1
〃	橋No. 71 樋門	〃	〃	幸 田	1.70*2.30	1
〃	橋No. 72 陸閘	〃	〃	〃	1.25*2.65	1
〃	橋No. 73 〃	〃	〃	青 木	1.52*1.10	1
〃	橋No. 74 〃	〃	〃	〃	1.70*1.60	1
〃	橋No. 75 樋門	〃	〃	北新田	2.10*2.10	1
〃	橋No. 76 陸閘	〃	〃	〃	1.85*1.10	1
〃	橋No. 77-1 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橋No. 77-2 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橋No. 77-3 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橋No. 77-4 〃	〃	〃	〃	2.50*1.15	1
〃	橋No. 78 〃	〃	〃	袴傍示	1.05*1.14	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
アルミニウム製	引 戸 (電動式)	〃	〃
鋼 製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
橋港	橋No. 79 陸閘	阿南市	橋	袴傍示	1.05*1.10	1
〃	橋No. 80 〃	〃	〃	〃	1.06*1.10	1
〃	橋No. 81 樋門	〃	〃	〃	2.10*1.10	1
〃	橋No. 82 陸閘	〃	〃	〃	1.05*1.10	1
〃	橋No. 83 樋門	〃	〃	〃	1.05*1.15	1
〃	橋No. 84 陸閘	〃	〃	〃	1.53*4.75	1
〃	橋No. 87 〃	〃	福井	大戸	1.56*1.10	1
〃	橋No. 88 樋門	〃	〃	〃	2.20*2.20	1
〃	橋No. 88-2 陸閘	〃	〃	〃	1.75*1.00	1
〃	橋No. 89 〃	〃	〃	寒谷	1.06*1.10	1
〃	橋No. 91 〃	〃	〃	〃	1.56*1.10	1
〃	橋No. 91-1 〃	〃	〃	〃	1.73*1.10	1
〃	橋No. 92 〃	〃	〃	〃	1.55*1.14	1
〃	橋No. 93 〃	〃	〃	〃	1.55*1.39	2
〃	橋No. 94 樋門	〃	〃	赤崎	5.15*3.70	1
〃	橋No. 95 陸閘	〃	〃	〃	1.80*1.65	2
〃	橋No. 96 〃	〃	〃	〃	1.66*1.10 1.66*1.10	1
〃	橋No. 97 〃	〃	椿	香	1.50*1.15	1
〃	橋No. 98 〃	〃	〃	〃	1.50*1.15	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	スライドゲート(電動・手動併用)	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地			門扉形状	
			郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
橋 港	橋No. 99	陸閘	阿南市	椿	香	1.50*1.15	1
〃	橋No. 100	樋門	〃	〃	〃	4.10*4.25	1
〃	橋No. 100-1	陸閘	〃	〃	〃	0.73*1.10	1
〃	橋No. 101	〃	〃	〃	〃	1.50*1.05	1
〃	橋No. 102	〃	〃	〃	〃	1.46*1.05	1
〃	橋No. 103	〃	〃	〃	〃	1.41*1.81	2
大 瀉 漁 港	大瀉第1	〃	〃	大 瀉		1.38*1.55	1
〃	大瀉第2	〃	〃	〃		0.50*1.50	1
〃	大瀉第3	〃	〃	〃		1.13.*1.35	1
〃	大瀉C	水門	〃	〃		2.50×2.10	1
〃	大瀉D	〃	〃	〃		1.00*1.20	1
〃	大瀉A	陸閘	〃	〃		1.44×3.00	1
〃	大瀉B	陸閘	〃	〃		1.94×4.70	1
〃	大瀉C	陸閘	〃	〃		1.94×4.70	1
〃	大瀉D	陸閘	〃	〃		1.94×2.60	1
〃	大瀉E	陸閘	〃	〃		2.00×2.00	1
〃	大瀉F	陸閘	〃	〃		1.98×4.70	1
〃	大瀉G	陸閘	〃	〃		0.80×2.50	1
〃	大瀉H	陸閘	〃	〃		0.8×1.20	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	スライドゲート(電動・手動併用)	〃	〃
木 製	差 戸	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (阿南市まちづくり推進課) (0884) 22-1596
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
鋼製	手動スライドゲート		〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	手動スライドゲート	〃	〃
〃	両開き式ゲート	〃	〃
アルミニウム製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地			門扉形状	
			郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
大湊漁港	大湊I	陸閘	阿南市	大湊		1.61×1.53	1
〃	大湊J	〃	〃	〃		0.88×2.16	1
後戸漁港	後戸A	樋門	〃	福井	浜田	2.50×2.50	1
〃	後戸B	〃	〃	〃	〃	2.50×2.50	1
〃	後戸C	〃	〃	〃	出見	2.40×1.50	1 1
〃	後戸D	〃	〃	〃	浜田	0.80×0.90	1
〃	後戸E	〃	〃	〃	〃	0.80×0.90	1
〃	後戸F	〃	〃	〃	〃	1.10×1.10	1
〃	後戸G	〃	〃	〃	〃	0.80×0.90	1
〃	後戸H	〃	〃	〃	〃	0.80×0.90	1
〃	後戸A	陸閘	〃	〃		2.00×3.50	1
〃	後戸B	〃	〃	〃		2.00×2.00	1
〃	後戸C	〃	〃	〃		2.30×1.00	1
〃	後戸D	〃	〃	〃		2.30×2.40	1
〃	後戸E	〃	〃	〃		1.50×1.00	1
桑野川	上荒井中流	樋門	〃	長生	滝ノ下	1.65*1.65	1
派川那賀川	原ヶ崎第2	〃	〃	西路見	堤外	1.00*1.96	2
橘港	戎山	排水樋門	〃	津乃峰	戎山	2.15*2.25	2
〃	舳崎	〃	〃	〃	〃	1.00*1.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
〃	〃	〃	〃
鋼製	電動ラック式スライドゲート	〃	〃
アルミニウム製	巻上げ式フラップゲート	〃	〃
アルミニウム製 鋼製	フラップ式ゲート 手動ラック式スライドゲート	〃	〃
ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック式スライドゲート	〃	〃
〃	手動スピンドル式スライドゲート	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	手動スライドゲート	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
ステンレス製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
浮体構造起状ゲート		阿南市 (農地整備課)	阿南市 (農地整備課) (0884) 22-1599
鋼製スライドゲート	手動式	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (まちづくり推進課) (0884) 22-1596
ステンレス製ローラーゲート	電動式	〃	〃
フロートゲート		〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
橋 港	新 浜 <small>排水樋門</small>	阿南市	津乃峰	新 浜	1.64*1.75	1
〃	戎 山 樋門	〃	〃	戎 山	4.00*1.50	2
出 島 川	中島川① (水色) 〃	〃	那賀川	中 島	2.20*2.20	1
					2.00*2.20	1
〃	中島川② (緑色) 〃	〃	〃	〃	2.10*2.10	1
					2.10*2.10	1
〃	こがね① 〃	〃	〃	上福井	1.60*1.70	1
〃	こがね② 〃	〃	〃	〃	1.60*2.40	1
〃	こがね③ 〃	〃	〃	〃	1.60*1.30	2
〃	出島川 水門	〃	〃	〃	3.78*18.85	2
					5.78* 4.5	1
					3.48* 3.0	1
					3.48* 3.0	1
幾 島 川	野上排水 樋門	〃	〃	色ヶ島	2.00*2.45	4
〃	左岸下流 〃	〃	〃	〃	2.00*2.65	3
〃	今津川制水 〃	〃	〃	江野島	3.00*8.00	1
〃	江野島 〃	〃	〃	〃	2.00*4.00	3
〃	今津調整 〃 陸閘	〃	〃	〃	1.00*1.80	1
					1.00*2.00	1
					0.70*0.80	1
苺 屋 川	苺 屋 水門 閘門 〃 樋門	〃	〃	芳 崎	3.25*12.25	2
					3.75*3.00	1
					4.05*3.00	1
					2.00*1.50	1
〃	苺 屋 陸閘	〃	〃	〃	2.00*1.00	1
〃	平 島 樋門	〃	〃	苺 屋	2.10*2.20	2
〃	芳 崎 〃	〃	〃	芳 崎	1.80*3.60	1
今津地区海岸	今津浦 〃	〃	〃	今津浦	2.20*2.10	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼製スライドゲート	手 動	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (まちづくり推進課) (0884) 22-1596
〃	自動開閉	津乃峰町協議会	津乃峰町協議会 (0884) 27-0336
鉄製	フラップ式 手動ラック式	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	フラップ式 手動ラック式	〃	〃
鋼 製	手動ラック式	阿南市(土木課)	阿南市(土木課) (0884) 22-9596
〃	〃	徳島県 (運輸政策課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	フラップ式	〃	〃
鋼製ローラーゲート 〃 〃 〃	電動ワイヤロープ 巻取式 電動ワイヤロープ 巻取式 電動ラック式 自然開閉	徳島県 (河川整備課) (阿南市に管理委託) 阿南市(土木課)	上福井土地改良区 (0884) 42-3246
〃	電動捲揚式ローラーゲート フラップゲート	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合 (0884) 42-2508
ステンレス製	ローラーゲート スルゲート	〃	〃
鋼 製	油圧式自動ローラーゲート	〃	〃
〃	開閉扉	江野島土地改良区	江野島土地改良区 (0884) 42-0086
〃 アルミニウム製	手動スライドゲート フラップゲート 差し戸	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
ステンレス製ローラーゲート 〃 ステンレス製マイターゲート ステンレス製スライドゲート	電動油圧式 〃 〃 〃	〃	〃
アルミニウム製	片開き式ゲート	〃	〃
鋼 製	電動式スルゲート フラップゲート	徳島県 (生産基盤課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 農林水産部(阿南) (0884) 24-4280
ステンレス製ローラーゲート	電動油圧式	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	電動ラック式	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
今津地区海岸	今津No. 4 陸閘	阿南市	那賀川	色ヶ島	1.10*4.20	1
〃	今津No. 6 〃	〃	〃	江野島	1.20*4.00	1
〃	今津No. 7 〃	〃	〃	〃	1.45*2.00	1
〃	今津No. 8 〃	〃	〃	〃	1.25*2.00	1
〃	今津No. 9 〃	〃	〃	〃	1.20*4.00	1
〃	今津No. 10 〃	〃	〃	〃	1.10*3.00	1
〃	今津No. 10-1 〃	〃	〃	〃	1.00*1.50	1
〃	今津No. 11 〃	〃	〃	〃	1.30*4.00	1
〃	今津No. 12 〃	〃	〃	〃	1.05*1.20	1
〃	今津No. 13 〃	〃	〃	〃	1.10*3.15	1
〃	今津No. 14 〃	〃	〃	〃	1.20*2.15	1
〃	今津No. 15 〃	〃	〃	〃	1.10*1.20	1
〃	今津No. 16 〃	〃	〃	〃	1.00*3.15	1
〃	今津No. 17 〃	〃	〃	〃	1.25*4.00	1
〃	今津No. 18 〃	〃	〃	〃	0.95*3.15	1
〃	今津No. 20 〃	〃	〃	〃	1.25*4.20	1
〃	今津No. 21 〃	〃	〃	〃	1.10*4.00	1
中島港	中島港No. 1 〃	〃	〃	上福井	1.20*3.10	1
〃	中島港No. 2 〃	〃	〃	〃	1.30*3.25	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミカム製	引 戸	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	徳島県 (運輸政策課)	〃
アルミカム製	引 戸	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
〃	中島港No.3	〃	〃	〃	1.03*3.25	1
〃	中島港No.6	〃	〃	〃	1.00*4.37	2
〃	中島港No.7	〃	〃	〃	1.85*2.20	1
〃	中島港No.8	〃	〃	〃	1.27*8.60	1
〃	中島港No.9	〃	〃	〃	0.95*4.70	1
〃	中島港No.11	〃	〃	〃	0.95*9.90	1
〃	中島港No.12	〃	〃	〃	1.25*4.70	1
〃	中島港No.13	〃	〃	〃	1.85*2.20	1
〃	中島港No.14	〃	〃	〃	0.80*1.60	1
〃	中島港No.15	〃	〃	〃	1.00*1.70	1
〃	中島港No.20	〃	〃	〃	0.82*1.00	1
〃	中島港No.21	〃	〃	〃	0.78*3.00	1
〃	中島港No.23-1	〃	〃	中島	0.70*3.00	1
中島港	中島港No.23-2 陸閘	阿南市	那賀川	中島	0.80*3.00	1
〃	中島港No.24	〃	〃	〃	1.18*5.30	1
〃	中島港No.25	〃	〃	〃	1.18*5.30	1
〃	中島港No.26	〃	〃	〃	1.18*7.60	1
〃	中島港No.27	〃	〃	〃	1.13*3.15	1
〃	中島港外3	〃	〃	〃	0.84*1.12	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	両開き式ゲート	〃	〃
〃	引 戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
材フバー	差し戸	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
鋼 製	片開き式ゲート	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	〃	〃
アルミニウム製	引 戸	徳島県 (運輸政策課)	〃
鋼 製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
アルミニウム製	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	片開き式ゲート	〃	〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ②南部総合県民局（阿南）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
中島港	中島港No. 4 樋門	阿南市	那賀川	上福井	1.30*1.50	1
〃	中島港No. 10 〃	〃	〃	〃	1.92*2.15	1
〃	中島港No. 28 〃	〃	〃	中島	7.67*6.00	1
〃	中島港No. 23-4 〃	〃	〃	〃	1.22*1.64	1
〃	中島港No. 23-6 〃	〃	〃	〃	2.17*1.30	1
〃	中島港外1 〃	〃	〃	みどり台	2.90*1.65	1
見能林地区海岸	中林 陸閘	〃	中林	南林	3.00*1.00	1
那賀川	那賀川北岸水門 堰堤取水	〃	羽ノ浦	古毛	2.50*7.00	1
〃	那賀川北岸紫池 樋門	〃	〃	岩脇	1.00*1.00	1
橘港	幸野フロードゲート	〃	橘	幸野	2.50*1.50	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンレス製	手動スライダゲート	〃	徳島県南部総合県民局 (直通) 県土整備部(阿南) (0884) 24-4230
〃	手動ローラーゲート	〃	〃
〃	ローラーゲート(電動・手動併用)	〃	〃
〃	手動スライダゲート	〃	〃
アルミニウム製	スライダゲート(電動・手動併用)	〃	〃
〃	手動スライダゲート	〃	〃
〃	引 戸	徳島県 (河川整備課)	〃
鋼 製	電動式捲揚機	那賀川北岸 土地改良区	那賀川北岸土地改良区 (0884) 44-2235
〃	手動式捲揚機	〃	〃
	フロートゲート	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (0884) 22-1596 (まちづくり推進課)

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等

③南部総合県民局（那賀）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
那賀川	和食樋門	那賀郡	那賀町	和食	3.00*5.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	南部総合県民局 (0884) 62-0219 (那賀)

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
木岐川	木岐川第二 樋門	海部郡	美波町	木岐	2.00*2.20	1
〃	木岐川第三 〃	〃	〃	〃	2.50*2.59	1
田井川	田井川 〃	〃	〃	田井	3.08*9.48	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.58*1.65	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	1.55*1.65	1
〃	中田 〃	〃	〃	〃	1.40*3.10	1
〃	中田第一 〃	〃	〃	〃	1.20*2.50	1
〃	中田第二 〃	〃	〃	〃	1.60*2.30	1
日和佐川	本村 〃	〃	〃	奥河内	2.08*2.15	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.15*2.15	1
〃	月輪 〃	〃	〃	西河内	0.67*0.74	1
〃	永田 〃	〃	〃	〃	2.07*2.62	1
〃	長谷田 〃	〃	〃	〃	1.85*2.17	1
〃	張間 〃	〃	〃	〃	1.86*2.66	1
〃	梅ノ木谷 〃	〃	〃	〃	1.83*2.15	1
丹前谷川	丹前 〃	〃	〃	〃	2.30*4.35	2
北河内谷川	大久保 〃	〃	〃	〃	3.60*4.20	2
〃	大久保第1 〃	〃	〃	〃	1.00*1.00	1
〃	井ノ上 〃	〃	〃	奥河内	1.05*1.10	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)	美波町消防団 由岐第6分団 (0884) 77-3619
〃	手動コントロール式	〃	〃 〃
ステンレス製	電動ワイヤーロープ巻取式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	電動コントロール式	〃	〃 〃
アルミ合金製	自然開閉及び手巻上式	〃	〃 〃
鋼 製	手動ラック式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
ステンレス製	手動コントロール式	〃	美波町消防団 (0884) 77-3619 日和佐第1分団
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃 〃
鋼 製	手動ラック式	〃	美波町消防団 日和佐第7分団 〃
〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	手動コントロール式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動ラック式	〃	美波町消防団 (0884) 77-3619 日和佐第7分団
〃	電動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	エンジン油圧コントロール式	〃	〃 〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	美波町消防団 (0884) 77-3619 日和佐第7分団
鋼 製	手動コントロール式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
④南部総合県民局（美波）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
北河内谷川	登第1 樋門	海部郡	美波町	北河内	1.40*1.30	1
〃	登第3 〃	〃	〃	〃	1.90*3.60	1
奥潟川	奥潟第1 〃	〃	〃	奥河内	1.25*1.74	1
〃	奥潟第2 〃	〃	〃	〃	1.20*1.80	2
〃	奥潟第3 〃	〃	〃	〃	1.83*1.90	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.06*1.95	1
〃	奥潟第4 〃	〃	〃	〃	2.08*3.15	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.62*3.20	1
〃	奥潟第5 〃	〃	〃	〃	2.68*3.65	1
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.72*3.70	1
〃	奥潟第6 〃	〃	〃	〃	2.00*3.50	1
奥潟川	奥潟第6 〃	〃	〃	〃	2.00*3.50	1
〃	奥潟第7 〃	〃	〃	〃	1.50*1.60	1
〃	奥潟第8 〃	〃	〃	〃	1.80*2.00	1
日和佐港	港日－19 〃	〃	〃	〃	2.30*1.80	1
〃	港日－58 陸閘	〃	〃	恵比寿浜	2.45*6.00	1
〃	港日－50 樋門	〃	〃	奥河内	5.35*12.50	1
牟岐川	中村 〃	〃	牟岐町	中村	1.85*3.00	1
〃	川長 〃	〃	〃	川長	2.00*3.40	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	手動ラック式	徳島県 (河川整備課)	美波町消防団 (0884) 77-3619 日和佐第6分団
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動スリント式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619
〃	手動ラック式	〃	美波町消防団 日和佐六分団 (0884) 77-3619
〃	手動スリント式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃 〃
鋼 製	電動スリント式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃 〃
鋼 製	電動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃 〃
鋼 製	電動ラック式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619
アルミ合金製	内外水位差による開閉 及び手動	〃	〃 〃
ステンレス製	電動ラック式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動スリント式	徳島県 (運輸政策課)	美波町消防団 (0884) 77-3619 日和佐第4分団
アルミ合金製	電動引戸式	〃	美波町消防防災課 (0884) 77-3619
ステンレス製	電動ローラゲート	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
鋼 製	手動、エンジンラック式	〃	〃 〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
④南部総合県民局(美波)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
牟岐川	市宇谷 樋門	海部郡	牟岐町	川長	2.50*4.00	1
瀬戸川	瀬戸川 "	"	"	中村	1.10*1.00	1
内妻海岸	内妻第1 "	"	"	内妻	1.15*1.07	1
"	内妻第2 "	"	"	"	1.15*1.07	1
"	内妻第3 "	"	"	"	2.0*2.50	1
馬地地先海岸	馬地地先海岸 "	"	"	灘	1.10*1.20	1
出羽島海岸	出羽島 "	"	"	牟岐浦	1.55*1.60	1
牟岐漁港	牟岐防波水門 水門 (漁牟－42)	"	"	中村	3.30*20.30	1
伊勢田川	柳ノ内 "	"	海陽町	浅川	2.15*1.51	1
浦上川	浦上第1 "	"	"	"	1.45*1.10	1
浦上川	浦上第2 "	"	"	"	1.85*2.50	1
"	" "	"	"	"	1.85*2.50	1
"	浦上第11 "	"	"	"	2.00*2.00	1
"	稲 "	"	"	浅川	1.56*3.65	1
長泉寺川	長泉寺川 "	"	"	多良	2.68*5.15	3
善蔵川	大里 "	"	"	大里	3.2*6.50	3
"	" "	"	"	"	3.38*1.65	1
浅川港	港浅－36 "	"	"	小鯖瀬	2.00*7.60	1
"	港浅－33 "	"	"	"	2.50*3.00	1
"	港浅－32 "	"	"	粟浦口	3.10*3.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
ステンレス製	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	手動スリント式	〃	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
合成木材	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
ステンレス製	手動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
アルミ合金製	手動スリント式	〃	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
鋼 製	手動ラック式	〃	〃 〃
鋼 製	電動ローラーゲート	徳島県 (生産基盤課)	徳島県南部総合県民局農林水産部 (美波 水産振興担当 (0884) 74-7383
〃	手動、エンジンラック式	徳島県 (河川整備課)	海陽町消防団 浅川第3分団 (0884) 73-4163
木 製	手動スリント式	〃	海陽町消防団 浅川第1分団 (0884) 73-4163
鋼 製	手動ラック式	〃	〃 〃
アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	〃	〃 〃
鋼 製	手動ラック式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ワイヤーロープ巻取式	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	〃	徳島県 (河川整備課) (海陽町へ委託)	海陽町建設課 (0884) 73-4159
〃	電動ラック式	〃	〃 〃
ステンレス製	電動ローラーゲート	徳島県 (運輸政策課)	海陽町消防団 浅川第2分団 (0884) 73-4163
〃	手動式ローラーゲート	〃	〃 〃
〃	電動ローラーゲート	〃	〃 〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
④南部総合県民局(美波)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
浅川港	港浅-29 樋門	海部郡	海陽町	天神前	1.60*1.00	1
〃	港浅-01 〃	〃	〃	蛇王	4.00*4.00	1
母川	母川第1 〃	〃	〃	高園	2.05*2.13	1
〃	母川第2 〃	〃	〃	〃	2.05*1.43	1
〃	母川第3 〃	〃	〃	〃	2.06*2.16	1
〃	母川第4 〃	〃	〃	〃	1.55*1.65	1
〃	母川第5 〃	〃	〃	〃	1.57*1.65	1
〃	母川第6 〃	〃	〃	馬路	1.88*1.97	1
〃	母川第7 〃	〃	〃	野江	1.37*2.65	1
〃	母川第8 〃	〃	〃	〃	1.10*1.50	1
〃	母川第11 〃	〃	〃	〃	1.57*3.14	1
〃	母川第13 〃	〃	〃	高園	2.60*2.75	2
〃	母川第14 〃	〃	〃	中山	1.20*1.00	1
〃	母川第15 〃	〃	〃	〃	1.40*2.50	1
〃	母川第16 〃	〃	〃	高園	2.50*2.50	1
居敷川	居敷 〃	〃	〃	中山	2.90*5.20	2
海部川	富田 〃	〃	〃	富田	1.10*0.95	1
〃	大井 〃	〃	〃	〃	2.90*3.90	1
〃	姫 〃	〃	〃	大井	2.75*1.28	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
アルミ合金製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	海陽町消防団 (0884) 73-4163 浅川第2分団
ステンレス製	電動ローラーゲート	〃	海陽町危機管理課 (0884) 73-4163
鋼 製	手動エンジンラック式	徳島県 (河川整備課)	海部第3分団1班 (0884) 73-4163
〃	油圧エンジンラック式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動エンジンラック式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	海部第3分団2班 (0884) 73-4163
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動ラック式	〃	海部第4分団1班 (0884) 73-4163
〃	〃	〃	〃 〃
〃	手動エンジンラック式	〃	〃 〃
〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	手動ラック式	〃	海部第6分団1班 (0884) 73-4163
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ラック式	〃	海部第3分団2班 (0884) 73-4163
〃	〃	〃	徳島県南部総合県民局県土整備部〈美波 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461
〃	手動スライド式	〃	海部第5分団1班 (0884) 73-4163
ステンレス製	電動ラック式	〃	海部第5分団2班 (0884) 73-4163
木 製	手動スライド式	〃	〃 〃

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ④南部総合県民局(美波)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
宍喰川	中角 樋門	海部郡	海陽町	宍喰浦	3.50*1.80	2
宍喰海岸	宍喰 "	"	"	"	2.20*3.34	1
金目海岸	金目 水門	"	"	"	2.00*3.00	1
那佐港	港那－04 樋門	"	"	"	2.00*1.80	1
"	港那－01 "	"	"	"	1.50*2.00	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)	
何製扉	何 式			
鋼 製	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	徳島県南部総合県民局県土整備部 (美波) 予防保全・管理担当 (0884) 74-7461	
ステンレス製	電動スリント [®] ル式	〃	海陽町建設課 (0884) 73-4159	
鋼 製	電動ラック式	〃	〃	〃
ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	〃	〃
アルミ合金製	〃	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
 ⑤ 東部県土整備局(吉野川)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
吉野川	神宮入江川排水 樋門	名西郡	石井町	藍畑	3.10*5.60	1
〃	江川排水 〃	〃	〃	西覚円	3.10*6.05	2
	(江川) 〃	〃	〃	〃	3.10*5.55	3
〃	飯尾川排水 〃	〃	〃	〃	3.10*3.75	1
〃	神宮入江川 〃	〃	〃	藍畑	2.00*5.50	1
〃	新飯尾川排水 〃	〃	〃	西覚円	3.70*4.75	1
飯尾川	飯尾川 堰	〃	〃		1.6*18.6	
吉野川	第十 樋門	板野郡	上板町	第十新田	6.10*6.20	6
〃	六条 〃	〃	〃	下六条	4.50*3.50	2
鳶谷川	下原 〃	〃	〃	西分	5.50*2.60	4
吉野川	柿原 〃	阿波市	吉野町	柿原	1.50*1.50	1
〃	熊谷 〃	〃	〃	〃	3.00*3.00 3.00*3.70	2 1
〃	板名用水取水口 〃	〃	〃	〃	1.50*2.80	1
〃	蛇池川排水 〃	〃	〃	北須賀	3.60*5.25	2
〃	熊谷川排水 〃	〃	〃	柿原	3.00*5.20	1
〃	記念大正 〃	〃	〃	〃	3.5*2.00	1
蛇池川	蛇池川 〃	〃	〃	西条	1.80*8.50	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 (連動)	国土交通省	神宮入江川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	〃	〃	江川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ワイヤーロープ式	〃	飯尾川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式 (連動)	〃	神宮入江川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式	〃	新飯尾川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	フリップ式	徳島県 (河川整備課)	石井町 建設課 (088) 674-1117
〃	電動ワイヤーロープ	国土交通省	旧吉野川出張所 (088) 692-5355
〃	〃	上板町	上板町 (088) 694-3111
〃	〃	徳島県 (河川整備課)	徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式 (単動)	国土交通省	阿波市 (0883) 36-8703
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	電動式	板名用水 土地改良区	板名用水 土地改良区 事務所 (088) 694-2318
〃	電動ワイヤーロープ式	国土交通省	蛇池川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式 (連動)	〃	熊谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
フローラゲート	電動ラック	阿波市	記念大正 (088) 696-2464 土地改良区事務所
鋼 製	電動ワイヤーロープ	徳島県 (河川整備課)	東部県土整備局 (0883) 26-3732 (吉野川)

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

⑤ 東部県土整備局(吉野川)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
吉野川	香美第2 樋門	阿波市	市場町	渡	2.50*2.50	1
〃	香美第3 〃	〃	〃	〃	2.50*3.50	1
〃	伊月 〃	〃	〃	伊月	3.50*6.00	2
〃	市場谷 〃	〃	〃	香美	3.50*5.00	1
〃	指谷 〃	〃	土成町	郡	2.50*3.00	2
〃	柿ノ木谷川排水 〃	〃	市場町	伊月	2.50*4.30	1
〃	指谷川排水 〃	〃	土成町	郡	2.60*5.00	2
〃	鶯谷川 〃	〃	市場町	大野島	3.20*5.70	3
〃	本村 〃	〃	阿波町	元町	2.50*2.50	1
〃	西原 〃	〃	〃	西原	1.00*1.00	1
〃	川久保 〃	〃	〃	川久保	2.50*2.00	2
〃	西林 〃	〃	〃	西林	1.20*0.90	1
〃	五明谷 〃	〃	〃	南川原	3.00*3.00	4
〃	切戸 〃	〃	〃	乙岩津	2.50*3.80	1
〃	中ノ坪排水 〃	〃	〃	川久保	2.00*2.00	1
〃	五明谷排水 〃	〃	〃	三本柳	2.00*2.00	1
江川	江川 堰	吉野川市	鴨島町		2.4*22.5	

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
フローゲート	手動ヒンジャッキ	阿波市	阿波市危機管理課 (0883) 36-8703
〃	〃	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 (連動)	国土交通省	柿ノ木谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック	〃	阿波市 (0883) 36-8703
〃	〃	〃	指谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	〃	〃	柿ノ木谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ワイヤロープ	〃	指谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	油圧シリンダ式 (連動)	〃	阿波市 (0883) 36-8703
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動)	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	〃	阿波市	阿波市危機管理課 (0883) 36-8703
〃	〃	〃	〃
	フアブリ式	徳島県 (河川整備課)	吉野川市 (0883) 22-2252

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

⑤ 東部県土整備局(吉野川)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
吉野川	学島 樋門	吉野川市	川島町	伊賀々志	3.47*3.76	1
〃	学島川排水 〃	〃	〃	北中須	1.50*3.00*2段	1
〃	川島 〃	〃	〃	川島	3.64*4.25	1
〃	川島排水 〃	〃	〃	〃	上段4.00*4.00 下段4.00*3.00	1 1
〃	学島排水 樋門	吉野川市	川島町	北中須	1.55*2枚*2.90	1
〃	麻名用水 〃	〃	〃	川島	3.00*3.80	1
〃	ほたる川 〃	〃	山川町	中須賀	3.10*6.70	6
〃	ほたる川排水 〃	〃	〃	〃	2.00*2.50	1
岩谷川	岩屋谷 〃	〃	〃	川田	6.80*3.20	4

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 (連動)	国土交通省	学島排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ストローク式 (連動)	〃	学島川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式 (連動)	〃	川島排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動ラック式 (連動) 電動ラック式 (単動)	〃	〃
鋼 製	電動ラック式 (単動・連動)	〃	学島排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730
〃	電動油圧式	麻名用水 土地改良区	麻名用水 (088) 674-0037 土地改良区
〃	電動ワイヤーロープ式	国土交通省	ほたる川排水機場併任 吉野川市 (0883) 22-2252
〃	油圧シンタールワイヤーロープ式	〃	
〃	電動式	徳島県 (河川整備課)	岩屋谷川排水機場併任 徳島県東部県土 (直通) 整備局吉野川庁舎 (0883) 26-3730

付表－6 (1) 重要な水門・樋門等
 ⑥西部総合県民局（美馬）管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	城の谷 樋門	美馬市	脇町	脇町	3.18*3.10	2
〃	新町谷 〃	〃	〃	新町	3.60*5.45	2
〃	ふくろ谷 〃	〃	〃	助松	2.59*2.16	1
〃	清谷 〃	〃	〃	〃	3.60*7.69	1
〃	大楠 〃	〃	〃	岩倉	2.075*2.15	1
〃	別所 〃	〃	〃	別所	2.10*2.10	1
〃	脇町第三 〃	〃	〃	猪尻	2.05*2.02	1
〃	脇町第四 〃	〃	〃	猪尻	1.15*1.00	1
〃	土井谷 〃	〃	〃	拝原	2.80*6.30	2
〃	喜来 〃	〃	美馬町	大宮西	3.09*3.12	1
〃	郡里 〃	〃	〃	寺ノ下	2.60*3.13	1
〃	黒谷川 〃	〃	〃	谷口	2.50*4.95	2
〃	露の谷 〃	〃	〃	長畑	3.60*4.25	1
〃	中鳥川 〃	〃	〃	中鳥	5.00*3.00	3
〃	明連川 〃	〃	穴吹町	明連	4.10*5.72	4
〃	神田谷 〃	〃	〃	小島	2.55*4.10	1
〃	佐古谷 〃	〃	〃	〃	1.565*1.62	1
〃	穴吹第一 〃	〃	〃	岩手	2.07*1.64	1
〃	穴吹第二 〃	〃	〃	市ノ須賀	2.07*1.64	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 (連動)	国土交通省	城の谷排水機場併任 美馬市 (0883) 52-1677
〃	〃	〃	美馬市 (0883) 52-1677
〃	手動ラック式	〃	〃
〃	電動ラック式	〃	〃
〃	エンジンラック式	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動)	〃	〃
〃	エンジンラック式	〃	〃
SUS製	フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ワイヤロープ	〃	美馬市 (0883) 52-1677
〃	エンジンラック式	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動)	〃	〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	油圧シリンダ式 (連動)	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	電動ワイヤロープ	〃	〃
〃	電動ラック (連動)	〃	〃
アルミ製	フラップゲート	〃	操作人不要
鋼 製	電動ラック式 (単動)	〃	美馬市 (0883) 52-1677
〃	〃	〃	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横 (m)	連数
吉野川	堀の谷	美馬市	穴吹町	三島字小島	2.05*3.12	1
〃	一の谷 樋門	〃	〃	〃	3.065*2.875	2
〃	不定谷	〃	〃	〃	3.065*3.10	1
〃	西分	〃	〃	〃	2.573*2.12	1
〃	穴吹第三	〃	〃	穴吹	2.075*2.40	1
〃	穴吹 閘門	〃	〃	岩手	3.07*3.34	1
〃	宮原 樋門	〃	〃	小島	1.50*2.00	1
〃	由佐	〃	〃	〃	1.50*2.00	1
穴吹川	井口谷	〃	〃	井口	1.50*1.25	1
〃	風呂ノ谷	〃	〃	松の本	2.10*2.00	1
〃	小屋谷	〃	〃	井口	2.50*2.80	1
吉野川	太田第一～第四	美馬郡	つるぎ町	太田	1.07*1.13 1.075*1.15 2.595*2.71 2.575*2.90	1 1 1 1
〃	太田第五	〃	〃	〃	3.095*4.22	1
〃	馬出第一第二	〃	〃	大須賀	4.10*3.95 2.30*2.62	1 1
〃	吉田谷	〃	〃	小山北	4.00*5.00	2
太田川	太田第六	〃	〃	太田	3.10*4.20	1
貞光川	貞光川第一	〃	〃	大須賀	3.00*5.00	1
〃	貞光川第二	〃	〃	中須賀	1.25*1.25	1
〃	貞光川第三	〃	〃	〃	1.25*1.50	1
〃	江ノ脇	〃	〃	江ノ脇	1.25*1.25	1

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 (連動)	国土交通省	美馬市 (0883) 52-1677
〃	〃	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動)	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	エンジンラック式	〃	〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	手動エンジンジャッキ	美馬市	〃
〃	〃	〃	〃
〃	手動ラック	徳島県 (河川整備課)	徳島県西部総合県民局 (美馬) 予防保全管理担当 (0883) 53-2311
〃	電動油圧式	〃	〃
〃	電動連動ラック式	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動)	国土交通省	つるぎ町 (0883) 62-3111
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	電動ラック式 (単動) 電動ラック式 (連動)	〃	〃
〃	電動ワイヤーロープ	〃	美馬市 (0883) 52-1677
〃	電動エンジンジャッキ	徳島県 (河川整備課)	つるぎ町 (0883) 62-3111
〃	電動ラック	〃	つるぎ町環境課 (0883) 62-3112
〃	電動	〃	つるぎ町 (0883) 62-3111
〃	ディーゼルエンジンラック	〃	〃
〃	手動ラック	つるぎ町	〃

付表-6 (1) 重要な水門・樋門等

⑦西部総合県民局(三好)管内

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状	
		郡・市	町・村	字	寸法 縦*横(m)	連数
吉野川	書院谷 樋門	三好市	池田町	シマ	2.025*2.15	1
弥十柳川	弥十柳川第1 "	"	"	サラダ	1.30*1.10	1
"	弥十柳川第2 "	"	"	シマ	1.30*1.10	1
加茂谷川	横手第1 "	三好郡	東みよし町	西庄	2.00*2.00	1
吉野川	角の浦 "	"	"	中庄	2.05*2.15	1
"	末石 "	"	"	西庄	1.85*2.15	1
"	京免 "	"	"	"	2.675*2.15	1
"	芝生中島川 "	三好市	三野町	清水	3.80*5.00	3
"	大イデ川 "	"	"	太刀野	4.05*2.05	1
"	馬谷川 "	"	"	"	2.60*2.65	1
"	堂の谷川 "	"	"	"	2.60*2.65	1
"	孫十郎谷 "	"	"	"	1.80*1.90	1
"	杉の宮 "	"	"	芝生	1.00*1.00	1
"	浪打 "	"	"	"	1.00*1.00	1
"	馬場谷川 "	"	"	"	1.80*3.20	1
"	滝谷川 "	"	"	"	5.60*3.50	2
山蔭谷川	山蔭谷川 "	三好郡	東みよし町	中庄	4.00*2.50	2

機 能		管 理 者	代表連絡先 (TEL)
何製扉	何 式		
鋼 製	電動ラック式 (単動)	国土交通省	三好市 (0883) 72-7623
〃	手動ストロ	徳島県 (河川整備課)	県土整備部 (三好) (0883) 76-0616 予防保全・管理
〃	電動ラック式	〃	〃 〃
〃	ディーゼルエンジンラック式	〃	〃 〃
〃	油圧シリンダー式 (単動)	国土交通省	東みよし町 (0883) 79-5342
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	鋼製ローラーゲート 電動ラック式 (連動)	〃	三好市 (0883) 72-7623
〃	油圧シリンダー式 (単動)	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ラック式 (単動)	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	電動ラック式 (連動)	〃	〃 〃
〃	〃	〃	〃 〃
〃	鋼製ローラーゲート	徳島県 (河川整備課)	県土整備部 (三好) (0883) 76-0616

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
吉野川	加門林 排水機場	徳島市	上吉野	3丁目	
〃	金沢 〃	〃	金沢	2丁目	
〃	北沖洲 〃	〃	北沖洲	2丁目	
大松川	多々羅川 〃	〃	新浜本町	2丁目	2.20
冷田川	冷田川 〃	〃	八万	沖須賀	2.20
〃	〃 〃	〃	〃	〃	2.20
打樋川	打樋川 〃	〃	論田	新開	2.00
〃	大原 〃	〃	大原	中須	
角ノ瀬放水路	角ノ瀬 〃	〃	国府	東黒田角ノ瀬	(AP)4.20
正法寺川	正法寺川 〃	〃	応神	西貞方字前須	(AP)2.00
園瀬川	八万 ポンプ場	〃	山城西	4丁目	
〃	八万(新) 〃	〃	〃	〃	
〃	新浜 〃	〃	新浜	1丁目	
〃	新浜住宅 排水機場	〃	〃	〃	
〃	新浜(仮) 〃	〃	〃	〃	
〃	南浜 〃	〃	沖浜	3丁目	
〃	西新浜 〃	〃	西新浜	1丁目	
〃	大野 〃	〃	八万	大野	
〃	犬山 〃	〃	〃	犬山	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力		台数		
500	37KW	0.7m ³ /S	1	徳島市	小川製作所 (088) 642-1328
500	30KW	0.667m ³ /S	1		
600	45KW	0.9m ³ /S	1		
80	2.2KW	0.013m ³ /S	1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
500	30KW	0.5m ³ /S	1	〃	
400	19KW	0.333m ³ /S	1	〃	
400	22KW	0.333m ³ /S	1	徳島市	ニシテック (088) 663-9071
1,500	320HP	5.0m ³ /S	3	徳島県(河川整備課) (徳島市に管理委託)	小川製作所 (088) 642-1328
1,350	400HP	4.0m ³ /S	2	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
1,800	550HP	8.0m ³ /S	1	〃	
500	37KW	0.5m ³ /S	4	徳島市	〃
1,800	380HP	6.7m ³ /S	2	徳島県(河川整備課) (徳島市に管理委託)	〃
400	11KW	0.367m ³ /S	1	徳島市	〃
2,600	1,170KW	20.0m ³ /S	1	国土交通省 (徳島県に管理委託)	徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 (088) 653-8847
1,200	220HP	3.0m ³ /S	2	〃	〃
1,000	150HP	2.0m ³ /S	1	〃	
1,400	320HP	4.0m ³ /S	4	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
600	50KW	0.658m ³ /S	1		
1,500	450HP	4.83m ³ /S	3	〃	〃
500	45KW	0.6m ³ /S	1	〃	〃
900	160HP	1.75m ³ /S	2		
300	15KW	0.187m ³ /S	1		
300	15KW	0.25m ³ /S	1	〃	〃
300	22KW	0.25m ³ /S	1		
150	5.5KW	0.052m ³ /S	1		
500	37KW	0.75m ³ /S	1	〃	〃
500	22KW	0.5m ³ /S	1	〃	〃
500	22KW	0.5m ³ /S	5	〃	〃
600	30KW	0.75m ³ /S	2		
400	22KW	0.25m ³ /S	1	〃	〃
500	22kw	0.5m ³ /S	1		
500	37kw	0.5m ³ /S	1	〃	〃
200	7.5kw	0.075m ³ /S	1		

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局（徳島）管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名		所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
			郡・市	町・村	字	
園瀬川	山城団地	排水機場	徳島市	山城	東浜傍示	
〃	昭和	ポンプ場	〃	南昭和	5丁目	
〃	昭和東	排水機場	〃	昭和	8丁目	
〃	津田北部	〃	〃	津田	1丁目	
大岡川	大岡川(新)	〃	〃	東吉野	3丁目	
〃	大岡川(第2)	〃	〃	〃	〃	
〃	常三島	ポンプ場	〃	北常三島	3丁目	
〃	南常三島	排水機場	〃	南常三島	1丁目	
〃	住吉西	〃	〃	住吉	1丁目	
〃	住吉北	〃	〃	〃	4丁目	
新町川	佐古	ポンプ場	〃	佐古	1番町	
〃	北田宮	排水機場	〃	北田宮	1丁目	
〃	北田宮第2	〃	〃	〃	〃	
〃	久保田	〃	〃	南田宮	〃	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
500 500 150 150	37KW 0.5m ³ /S 37KW 0.583m ³ /S 6.5KW 0.053m ³ /S 6.5KW 0.053m ³ /S	1 1 1 1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
1,000 800 800 300 200	250HP 2.25m ³ /S 200HP 1.47m ³ /S 121kw 1.3m ³ /S 30KW 0.2m ³ /S 15KW 0.097m ³ /S	1 1 1 3 1	〃	〃
400	22KW 0.333m ³ /S	1	〃	小川製作所 (088) 642-1328
200 600 600	11kw 0.075m ³ /S 75kw 1.17m ³ /S 45KW 0.75m ³ /S	1 1 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
350 1,400 600 1,400	37KW 0.383m ³ /S 200HP 4.0m ³ /S 37KW 0.75m ³ /S 240HP 4.0m ³ /S	1 1 1 1	〃	〃
600	37KW 0.833m ³ /S	2	〃	〃
1,000 1,200 300	300HP 2.5m ³ /S 450HP 3.33m ³ /S 37KW 0.2m ³ /S	2 2 1	〃	(株) 東芝 (088) 625-6955
500	37KW 0.6m ³ /S	1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
300	15KW 0.233m ³ /S	1	〃	小川製作所 (088) 642-1328
150 200	6.5KW 0.047m ³ /S 11KW 0.105m ³ /S	1 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
350 700 1,500 1,200 1,500	26KW 0.233m ³ /S 150KW 1.0m ³ /S 166kw 5.0m ³ /S 225kw 3.17m ³ /S 294kw 5.0m ³ /S	2 1 2 2 1	〃	〃
100 150	2.2KW 0.014m ³ /S 7.5KW 0.038m ³ /S	2 1	〃	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	1	〃	〃
500 150 500	30KW 0.5m ³ /S 6.5KW 0.047m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 1 2	〃	〃

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局 (徳島) 管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
新町川	南田宮第2 排水機場	徳島市	南田宮	1丁目	
〃	下の瀬 〃	〃	〃	2丁目	
〃	上助任蛭子 〃	〃	上助任	蛭子	
〃	下助任4 〃	〃	下助任	4丁目	
〃	田宮北 ポンプ場	〃	北田宮	1丁目	
〃	新町橋 排水機場	〃	南内	3丁目	
〃	両国橋 〃	〃	両国橋	4丁目	
〃	寺島川 〃	〃	幸	3丁目	
〃	万代第1 〃	〃	万代	6丁目	
〃	万代第3 〃	〃	〃	7丁目	
〃	万代第4 〃	〃	昭和	8丁目	
〃	南福島 〃	〃	福島	1丁目	
〃	末広西 〃	〃	末広	1丁目	
〃	大工島 〃	〃	〃	〃	
〃	大提 〃	〃	南沖洲	4丁目	
新町川	内町 ポンプ場	徳島市	南内町	1丁目	
〃	中折 排水機場	〃	南沖洲	5丁目	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数			
150 500	6.5KW 0.047m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 3		徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
200	15KW 0.117m ³ /S	1		〃	〃
150 250 250	5.5KW 0.05m ³ /S 15KW 0.167m ³ /S 15KW 0.117m ³ /S	1 1 1		〃	〃
200	11KW 0.087m ³ /S	1		〃	〃
800 800 300	90HP 1.35m ³ /S 90HP 1.35m ³ /S 22KW 0.233m ³ /S	1 1 1		〃	〃
400	22KW 0.333m ³ /S	2		〃	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	2		〃	〃
400 200	22KW 0.333m ³ /S 22KW 0.091m ³ /S	3 1		〃	〃
500 400 500	32HP 0.59m ³ /S 22KW 0.35m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 1 1		〃	〃
300	37KW 0.367m ³ /S	1		〃	〃
500 300	22KW 0.5m ³ /S 15KW 0.217m ³ /S	1 1		〃	〃
300	15KW 0.2m ³ /S	1		〃	〃
150 500	5.5KW 0.037m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 2		〃	小川製作所 (088) 642-1328
500	22KW 0.5m ³ /S	2		〃	〃
900 1,000 300 600 900	175HP 1.92m ³ /S 295HP 2.5m ³ /S 22KW 0.25m ³ /S 45KW 0.667m ³ /S 145KW 1.92m ³ /S	1 1 1 2 1		〃	〃
800 800 800 300 350	66kw 1.42m ³ /s 85kw 1.42m ³ /s 92kw 1.42m ³ /s 22kw 0.16m ³ /s 30kw 0.25m ³ /s	2 1 1 2 1		〃	〃
300	15KW 0.233m ³ /S	1		〃	〃

付表-6 (2) 排水機場
 ① 徳島県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
住吉島川	住吉東 排水機場	徳島市	城東	2丁目	
〃	福島住宅前 〃	〃	福島	1丁目	
〃	桜の馬場 〃	〃	〃	〃	
〃	住吉橋南 〃	〃	〃	〃	
〃	東照寺裏 〃	〃	〃	2丁目	
〃	宮ノ本 〃	〃	住吉	1丁目	
〃	住吉橋 〃	〃	〃	〃	
〃	徳住橋 〃	〃	〃	〃	
〃	福島 ポンプ場	〃	安宅	2丁目	
鮎喰川	名東西 〃	〃	名東	2丁目	
田宮川	矢三東 〃	〃	南矢三	1丁目	
〃	南田宮第1 排水機場	〃	南田宮	3丁目	
〃	北佐古 〃	〃	北佐古	1番町	
〃	北佐古第2 〃	〃	〃	2番町	
〃	田宮西 ポンプ場	〃	南田宮	3丁目	
〃	矢三西雨水排水 〃	〃	北島田	1丁目	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
900 800 500 500 500 200	135HP 1.92m ³ /S 90KW 1.56m ³ /S 40KW 0.6m ³ /S 37KW 0.4m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S 15kw 0.083m ³ /S	1 1 2 1 2 1	徳島市	小川製作所 (088) 642-1328
100	5.5KW 0.01m ³ /S	1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
500 100	22KW 0.467m ³ /S 7.5KW 0.022m ³ /S	1 1	〃	〃
250	15KW 0.167m ³ /S	1	〃	〃
400 150	22KW 0.333m ³ /S 5.5KW 0.05m ³ /S	1 1	〃	小川製作所 (088) 642-1328
500 150 500	42HP 0.6m ³ /S 5.5KW 0.05m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S	1 1 2	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
350	37KW 0.383m ³ /S	1	〃	〃
500	37KW 0.6m ³ /S	1	〃	〃
1,000 800 500 350	220KW 2.33m ³ /S 150KW 1.42m ³ /S 95KW 0.56m ³ /S 50KW 0.28m ³ /S	2 2 1 2	〃	(株) 東芝 (088) 625-0410
300 3,200 3,200 2,400	22KW 0.15m ³ /S 600HP 4.0m ³ /S 720HP 4.0m ³ /S 300HP 1.67m ³ /S	2 2 4 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
3,000 3,000 1,650	220kw 3.7m ³ /S 300HP 3.7m ³ /S 75KW 0.917m ³ /S	1 2 2	〃	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	2	〃	〃
600 200	37KW 0.783m ³ /S 11KW 0.105m ³ /S	2 1	〃	〃
500	22KW 0.5m ³ /S	1	〃	〃
1,200 1,200 500	150KW 2.8m ³ /S 200HP 2.8m ³ /S 45KW 0.55m ³ /S	1 2 1	〃	〃
500 1,200	37KW 0.5m ³ /S 147KW 3.33m ³ /S	1 1	〃	〃

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
今切川	今切川 排水機場	徳島市	川内	加賀須野	
榎瀬江湖川	鈴江南 "	"	"	鈴江南	
"	久木 "	"	"	北原	
宮島江湖川	鶴島 "	"	"	鶴島	
"	下別宮西 "	"	"	下別宮西	
福島川	中徳島第1 "	"	中徳島	1丁目	
"	中徳島第2 "	"	"	"	
"	新蔵 "	"	新蔵	3丁目	
助任川	南前川第1 "	"	南前川	1丁目	
"	南前川第2 "	"	"	2丁目	
"	南前川第3 "	"	"	3丁目	
"	出来島第1 "	"	徳島	城内	
"	出来島第2 "	"	"	"	
"	北出来島 "	"	北出来島	1丁目	
沖洲川	金沢西 "	"	金沢	1丁目	
"	火薬庫横 "	"	住吉	6丁目	
"	城東 "	"	安宅	3丁目	
"	末広住宅団地 No. 1 "	"	末広	4丁目	
"	末広住宅団地 No. 2 "	"	"	"	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力		台数		
500	19KW	0.508m ³ /S	2	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
500	22KW	0.5m ³ /S	2	〃	〃
150	6.5KW	0.05m ³ /S	1	〃	〃
500	22KW	0.5m ³ /S	3		
500	30KW	0.61m ³ /S	2		
150	5.5KW	0.037m ³ /S	1	〃	〃
500	22KW	0.5m ³ /S	2		
200	11KW	0.1m ³ /S	1	〃	〃
500	22KW	0.5m ³ /S	1		
400	11KW	0.333m ³ /S	1	〃	〃
350	22KW	0.25m ³ /S	2	〃	〃
350	22KW	0.25m ³ /S	2	〃	〃
200	11KW	0.083m ³ /S	1	〃	〃
250	11KW	0.133m ³ /S	1		
350	22KW	0.267m ³ /S	1		
400	22KW	0.35m ³ /S	1	〃	〃
350	22KW	0.283m ³ /S	2	〃	〃
600	42.7KW	0.75m ³ /S	1	〃	〃
400	22KW	0.388m ³ /S	1		
350	11KW	0.25m ³ /S	2	〃	〃
350	22KW	0.25m ³ /S	2	〃	〃
400	22KW	0.333m ³ /S	2	〃	〃
400	22KW	0.45m ³ /S	1		
150	7.5KW	0.07m ³ /S	1	〃	(株)ニシテック (088) 663-9071
500	37KW	0.75m ³ /S	2		
800	90KW	1.5m ³ /S	1	〃	小川製作所 (088) 642-1328
400	22KW	0.333m ³ /S	2		
100	4.5KW	0.03m ³ /S	1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406
100	5.5KW	0.02m ³ /S	1	〃	〃
400	22KW	0.45m ³ /S	1		

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
沖洲川	末広東 排水機場	徳島市	末広	5丁目	
〃	沖洲橋北 〃	〃	北沖洲	1丁目	
〃	市立高校前 〃	〃	〃	〃	
〃	沖洲橋南 〃	〃	南沖洲	1丁目	
〃	南沖洲第1 〃	〃	〃	〃	
〃	南沖洲第2 〃	〃	〃	〃	
〃	南沖洲第3 〃	〃	〃	〃	
〃	南沖洲第4 〃	〃	〃	5丁目	
御座船入江川	眉山 ポンプ場	〃	明神	6丁目	
御座船入江川	沖浜第2 排水機場	徳島市	沖浜	北畑	
〃	中央浄化センター ポンプ場	〃	南昭和	3丁目	
勝浦川	丈六 排水機場	〃	丈六	丈領	
〃	論田 〃	〃	論田	中開	
〃	津田与茂田 〃	〃	津田	4丁目	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)		
口径φ (mm)	出 力	台数				
150 500 600	7.5KW 0.065m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S 37KW 0.75m ³ /S	1 2 1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406		
500 100	22KW 0.5m ³ /S 5.9KW 0.03m ³ /S	2 1			〃	〃
300 200	15kw 0.217m ³ /S 11KW 0.067m ³ /S	1 1			〃	〃
600 200	30KW 0.667m ³ /S 11KW 0.108m ³ /S	1 1	〃	〃		
50 300	0.4KW 0.002m ³ /S 11KW 0.192m ³ /S	1 1	〃	〃		
400 100	22KW 0.375m ³ /S 3.7KW 0.033m ³ /S	1 1	〃	〃		
150 500 600	5.5KW 0.05m ³ /S 22KW 0.5m ³ /S 37KW 0.75m ³ /S	1 2 1	〃	〃		
200	11KW 0.075m ³ /S	1	〃	〃		
1,500 400	728KW 4.9m ³ /S 37KW 0.25m ³ /S	2 2	〃	(株)小川製作所 (088) 642-1328		
50	0.4KW 0.002m ³ /S	2	〃	中央浄化センター (088) 652-9406		
800 1,000 700 500 350	163HP 1.47m ³ /S 255HP 2.42m ³ /S 95KW 1.042m ³ /S 55KW 0.521m ³ /S 30KW 0.262m ³ /S	1 4 1 2 1	〃	〃		
1,350	640HP 4.0m ³ /S	3	〃	〃		
400 400 600	37KW 0.433m ³ /S 19KW 0.367m ³ /S 37KW 0.833m ³ /S	1 1 1	〃	小川製作所 (088) 642-1328		
500 200	22KW 0.5m ³ /S 11KW 0.1m ³ /S	3 1	〃	中央浄化センター (088) 652-9406		

付表-6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
勝浦川	津田中央ポンプ場	徳島市	津田本町	5丁目	
新堀川	新堀川排水機場	小松島市	小松島	馬場の本	2.00
豊ノ本川	豊ノ本川	〃	中郷	大瀬町	2.50
川北排水路	川北	〃	小松島	元根井	
川南排水路	川南	〃	横須	1番	
太田川	太田川	〃	和田島	松田新田	1.1
田野川	田野川	〃	金磯	14番	1.4
立江川	石見川	〃	赤石	11番	
〃	立江川	〃	〃	3番	
立江川 石見川	赤石	〃	〃	11番 12番	
外開川	外開雨水ポンプ場	〃	小松島	外開	
芝生川	芝生川排水機場	〃	金磯	8番	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
800 600 400 400 200 800 800 250	100HP 1.47m ³ /S 37KW 0.75m ³ /S 30KW 0.417m ³ /S 30KW 0.417m ³ /S 11KW 0.108m ³ /S 60KW 1.33m ³ /S 110KW 1.33m ³ /S 15KW 0.133m ³ /S	1 3 1 1 1 1 1 1	徳島市	中央浄化センター (088) 652-9406
1,000	150PS 2.0m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (小松島市に管理委託)	小松島市都市整備 (0885) 32-2118
1,000	120PS 2.0m ³ /S	1	〃	〃
1,000 800 500 300	2.1m ³ /S 1.4m ³ /S 水中ポンプ 0.5m ³ /S 水中ポンプ 0.33m ³ /S	1 2 3 1	小松島市	〃
1,200 400	260HP 4.17m ³ /S 水中ポンプ 0.33m ³ /S	2 4	〃	〃
1,200	180PS 2.75m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (小松島市に管理委託)	〃
1,500	250PS 4.5m ³ /S	2	〃	〃
1,350	240KW 4.25m ³ /S	2	小松島市	〃
1,650	510PS 6.66m ³ /S	3	徳島県 (河川整備課) (小松島市に管理委託)	〃
300 300	70KW 0.2m ³ /S 70KW 0.2m ³ /S	1 1	小松島市	〃
400 700 600 800	水中ポンプ 0.3m ³ /S 水中ポンプ 1.1m ³ /S 水中ポンプ 0.8m ³ /S 120HP 1.4m ³ /S	1 1 2 1	〃	小松島市まちづくり推進課 (0885) 32-3957
1,200	170PS 3.0m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (小松島市に管理委託)	小松島市都市整備 (0885) 32-2118

付表－6 (2) 排水機場
 ① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
今切川	老門 排水機場	板野郡	北島町	江尻	
鍋川	中央 "	"	"	中村	
"	鍋川 "	"	"	太郎八須	
"	北島 "	"	"	"	
前川	前川救急 "	"	藍住町	徳命字名田	(A. P.) 3.5
徳島小松島港	豊浦 "	小松島市	豊浦	1番地	DL+1.3
川北2号					
川北3号 雨水幹線	小松島雨水 ポンプ場	"	小松島	港口	
上湯用水	勢合雨水 "	"	田野	赤石	
金磯2号 金磯3号 雨水幹線	金磯南雨水 "	"	金磯	土手町	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力		台数		
1,500 1,200 600	410PS 320HP 55KW	5.2m ³ /S 3.0m ³ /S 0.8m ³ /S	2 2 2	北島町	北島町 (088) 698-9808
1,200 800	200PS 95PS	3.7m ³ /S 1.9m ³ /S	1 2	北島町	〃
1,000 700	60PS 30PS	2.0m ³ /S 1.0m ³ /S	1 1	〃	〃
700	20PS	1.0m ³ /S	2	〃	〃
700	140KW	1.0m ³ /S	2	国土交通省 (徳島県へ管理委託)	徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 (088) 653-8847
500	37KW	0.5m ³ /S	2	小松島市	小松島市商工観光 (0885) 32-3809
1,500 700		5.4m ³ /S 1.8m ³ /S	2 1	〃	小松島市まちづくり推進課 (0885) 32-3957
700 500		1.2m ³ /S 0.5m ³ /S	2 2	〃	〃
1,350 450		4.4m ³ /S 0.5m ³ /S	2 2	〃	〃

付表－6 (2) 排水機場
 ①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
旧吉野川	徳長排水機場	鳴門市	大津	徳長	
〃	矢倉東	〃	〃	矢倉	
大谷川	矢倉西	〃	〃	〃	
撫養川	長江第三	〃	〃	長江	
大谷川	野崎	〃	〃	段関	
〃	池谷柳の本	〃	〃	池谷	
旧吉野川	大谷川	〃	大麻	牛屋島	
〃	恵美寿	〃	里浦	恵美寿	
〃	市場	〃	大麻	市場	
〃	福泉寺裏	〃	〃	〃	
〃	戎免第1	〃	〃	中馬詰	
〃	戎免第2	〃	〃	〃	
第二大谷川	堀江	〃	〃	牛屋島	
〃	松村	〃	〃	松村	
大谷川	大幸	〃	〃	大幸	
〃	大津西部	〃	〃	大代	
撫養川	平松	〃	里浦	里浦	
〃	西浜	〃	〃	〃	
〃	小高塚	〃	〃	〃	
〃	中岸	〃	〃	粟津	
〃	鳴南	〃	〃	〃	
〃	弁財天	〃	撫養	弁財天	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
500	30KW 0.533m3/S	1	鳴門市	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
700	1.0m3/S	1	"	"
800 400	125PS 1.4m3/S 22KW 0.3m3/S	2 1	"	"
400	36PS 0.3m3/S	1	"	"
250	22KW 0.133m3/S	1	"	"
500	0.667m3/S	1	"	鳴門市土木課 (088) 684-1166
1,500 1,000	240PS 5.0m3/S 110PS 2.8m3/S	2 1	"	"
900	100PS 1.67m3/S	2	"	"
350	0.417m3/S	2	"	鳴門市 (088) 684-1166
500	0.667m3/S	2	"	鳴門市土木課 (088) 684-1166
150	31.5PS 0.05m3/S	1	"	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
200	35PS 0.133m3/S	1	"	"
1,200 1,800	100PS 2.8m3/S 250PS 7.1m3/S	1 2	"	"
800	80PS 1.4m3/S	1	"	"
1,000 500	96PS 2.0m3/S 30KW 0.567m3/S	1 1	"	鳴門市 (088) 684-1166
800 350	45PS 1.25m3/S 22kw 0.25m3/S	2 1	"	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
500 200	30KW 0.6m3/S 15KW 0.133m3/S	1 1	"	"
700 200	96PS 1.03m3/S 15kw 0.125m3/S	1 1	"	"
350	37KW 0.27m3/S	1	"	鳴門市 (088) 684-1166
800 1,000 350	96PS 1.33m3/S 120PS 2.0m3/S 37KW 0.417m3/S	1 1 1	"	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
500	37kw 0.533m3/S	1	"	鳴門市 (088) 684-1166
150	0.092m3/S	3	"	鳴門市土木課 (088) 684-1166

付表-6 (2) 排水機場
①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
撫養川	北浜第三 排水機場	鳴門市	撫養	北浜	
〃	北浜第四 〃	〃	〃	〃	
〃	北浜第二 〃	〃	〃	〃	
〃	北浜第一 〃	〃	〃	〃	
〃	林崎第一 〃	〃	〃	林崎	
〃	林崎第二 〃	〃	〃	〃	
〃	立岩区画 〃	〃	〃	立岩	
〃	文化会館 〃	〃	〃	南浜	
〃	八千代橋 〃	〃	〃	大桑島	
〃	弁財天住宅 〃	〃	〃	弁財天	
〃	内田 〃	〃	〃	立岩	
〃	立岩 〃	〃	〃	〃	
〃	大久保 〃	〃	里浦	里浦	
〃	大津東部 〃	〃	大津	長江	
〃	塩田公園 〃	〃	鳴門	高島	
新池川	新池 〃	〃	撫養	南浜	
〃	斎田発 〃	〃	〃	〃	
〃	西発 〃	〃	〃	〃	
〃	宮川 〃	〃	〃	木津	
〃	木津野 〃	〃	大津	木津野	
明神川	明神第三 〃	〃	瀬戸	明神	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
350 300	0.417m ³ /S 0.28m ³ /S	2 1	鳴門市	鳴門市土木課 (088) 684-1166
150	0.092m ³ /S	1	〃	〃
150	0.092m ³ /S	1	〃	〃
100	0.03m ³ /S	1	〃	〃
350 500	0.417m ³ /S 0.667m ³ /S	2 4	〃	〃
150	0.092m ³ /S	1	〃	〃
2,800	3.0m ³ /S	3	〃	〃
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
500 350 200	0.667m ³ /S 0.4m ³ /S 0.142m ³ /S	1 1 1	〃	〃
150	0.092m ³ /S	1	〃	〃
200	0.142m ³ /S	1	〃	〃
350	0.383m ³ /S	2	〃	〃
300 400	0.3m ³ /S 0.417m ³ /S	1 1	〃	〃
1,500 1,000	190PS 5.0m ³ /S 75KW 2.2m ³ /S	2 1	〃	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
350	0.383m ³ /S	2	〃	生涯学習人権課 (088) 686-8803
1,500 1,350	300ps 4.5m ³ /S 250ps 4.0m ³ /S	2 1	徳島県 (河川整備課) <small>(鳴門市農林水産課に管理委託)</small>	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
500 500	30PS 0.5m ³ /S 22kw 0.5m ³ /S	1 1	鳴門市	〃
350	0.417m ³ /S	2	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
500	22KW 0.5m ³ /S	1	〃	鳴門市 (088) 684-1166
200	21KW 0.133m ³ /S	1	〃	〃
300	0.30m ³ /S	1	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166

付表-6 (2) 排水機場
 ①東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
明神川	明神第四 排水機場	鳴門市	瀬戸	明神	
〃	明神第五 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第六 〃	〃	〃	〃	
明神海岸	明神第一 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第二 〃	〃	〃	〃	
〃	明神第七 〃	〃	〃	〃	
撫養港	辻岩 〃	〃	撫養	大桑島	
〃	大桑島 〃	〃	〃	〃	
〃	藻塩橋 〃	〃	〃	〃	
新池川	撫養 ポンプ場	〃	〃	南浜	
撫養港	黒崎 排水機場	〃	〃	黒崎	
〃	式軒家第一 〃	〃	瀬戸	明神	
〃	式軒家第二 〃	〃	〃	〃	
〃	板屋島第一 〃	〃	〃	〃	
〃	高島田中 〃	〃	鳴門	高島	
〃	高島山路 〃	〃	〃	〃	
〃	高島 ポンプ場	〃	〃	〃	
〃	三ツ石 排水機場	〃	〃	三ツ石	
鳴門海岸	黒山 〃	〃	〃	土佐泊浦	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
350	0.417m ³ /S	1	鳴門市	鳴門市 (088) 684-1166
500	0.667m ³ /S	2	〃	〃
350	0.400m ³ /S	1	〃	〃
350	0.417m ³ /S	1	〃	〃
500	0.667m ³ /S	2	〃	〃
350	0.417m ³ /S	1	〃	〃
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
500	0.667m ³ /S	3	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
350	0.417m ³ /S	2	〃	〃
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
350	0.417m ³ /S	13	〃	〃
500	0.667m ³ /S	8	〃	〃
500	0.567m ³ /S	1	〃	鳴門市 (088) 684-1166
1,000	2.33m ³ /S	1	〃	〃
1,800	7.4m ³ /S	2	〃	〃
800	1.5m ³ /S	1	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
400	0.417m ³ /S	1	〃	〃
350	0.383m ³ /S	1	〃	〃
500	0.667m ³ /S	1	〃	〃
100	0.03m ³ /S	1	〃	〃
150	0.033m ³ /S	1	〃	〃
350	0.417m ³ /S	4	〃	〃
500	0.667m ³ /S	2	〃	〃
350	0.417m ³ /S	1	〃	〃
1,350	350PS 4.01m ³ /S		〃	鳴門市 (088) 684-1166
100	0.030m ³ /S	1	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
150	0.092m ³ /S	2	〃	鳴門市 (088) 684-1166

付表-6 (2) 排水機場
① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
土佐泊漁港	土佐泊第一 排水機場	鳴門市	鳴門	土佐泊浦	
〃	土佐泊第二 〃	〃	〃	〃	
〃	土佐泊第三 〃	〃	〃	〃	
スクノ海	横山第一 〃	〃	〃	三ツ石	
〃	横山第二 〃	〃	〃	〃	
瀬戸漁港	堂浦 〃	〃	瀬戸	堂浦	
〃	小島田 〃	〃	〃	小島田	
日出漁港	日出 〃	〃	〃	日出	
〃	日出湊谷 〃	〃	〃	湊谷	
鳴門海岸	大毛 〃	鳴門市	鳴門	土佐泊浦	
〃	大毛第二 〃	〃	〃	〃	
三津漁港海岸	三津 〃	〃	北灘	折野	
折野港	折野 〃	〃	〃	〃	
旧吉野川	伊沢裏 〃	板野郡	松茂町	中喜来	TP+0.370
〃	豊久 〃	〃	〃	豊久	TP+0.500
〃	中喜来 〃	〃	〃	中喜来	TP+0.392
〃	喜来 〃	〃	〃	〃	TP±0
今切川	豊岡 〃	〃	〃	豊岡	TP-0.200
〃	長原 〃	〃	〃	長原	TP-2.650

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
150	0.092m ³ /S	1	鳴門市	鳴門市 (088) 684-1166
150	〃	1	〃	〃
150	〃	1	〃	〃 〃
200	0.142m ³ /S	1	〃	〃
200	0.142m ³ /S	1	〃	〃
350	0.417m ³ /S	1	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
600	0.833m ³ /S	1	〃	鳴門市 (088) 684-1166
500	0.583m ³ /S	1	〃	鳴門市土木課 (088) 684-1166
200	0.133m ³ /S	1	鳴門市 (土木課)	〃
500	37KW 0.5m ³ /S	1	鳴門市	鳴門市農林水産課 (088) 684-1156
300	70PS 0.433m ³ /S	2	〃	〃
500	37KW 0.5m ³ /S	1	〃	〃
150	0.092m ³ /S	2	〃	〃
1,200	100PS 2.8m ³ /S 80PS 2.5m ³ /S	1 1	松茂町	松茂町 (088) 699-8718
400	30KW 0.417m ³ /S	3	〃	〃
1,350	160PS 2.08m ³ /S	3		
1,000	195PS 2.45m ³ /S	2		
900	65PS 1.67m ³ /S	1	〃	〃
700	22KW 0.833m ³ /S	1		
1,000	100PS 2.0m ³ /S	1	〃	〃
1,000	70PS 2.0m ³ /S	1	〃	〃
600	25PS 0.7m ³ /S	1		
300	22KW 0.167m ³ /S	2	〃	〃
2,500	350PS 2.1m ³ /S	2		

付表-6 (2) 排水機場

① 東部県土整備局(徳島)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
今切川	笹木野 排水機場	板野郡	松茂町	笹木野	TP±0.000
〃	広島 〃	〃	〃	広島	TP±0.000
大谷川	大谷川 〃	〃	〃	中喜来	
新池川	木津野 〃	〃	大津	木津野	

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数			
500 1,000	37KW 200PS	0.5m ³ /S 2.42m ³ /S	2 4	松茂町	松茂町 (088) 699-8718
500 900	37KW 150PS	0.5m ³ /S 1.75m ³ /S	2 2	〃	〃
1,000	75KW 150PS	2.0m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (松茂町に管理委託)	松茂町産業観光課 (088) 699-8714
500		0.667m ³ /S	1	鳴門市	鳴門市土木課 (088) 684-1166

付表-6 (2) 排水機場
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
蛭地川	蛭地川 排水機場	阿南市	桑野	蛭地	3.5
打樋川	打樋川左岸 "	"	津乃峰	新浜	0.6
"	打樋川右岸 "	"	"	長浜	0.6
派川那賀川	福村東 ポンプ場	"	向原	下ノ浜	
那賀川	楠根 救急排水機場	"	楠根	金石	
"	熊谷川 排水機場	"	上大野	尻谷	
"	楠根津越 排水機場	"	楠根町	津越	
桑野川	日開野団地 ポンプ場	"	日開野	宮原	
"	佃町立体交差 "	"	富岡	佃町	
"	富岡雨水 ポンプ場	"	富岡	トノ町	低段 -9.82 高段 0.36
派川那賀川	西路見 ポンプ場	"	西路見	堤外	
"	川原 排水機場	"	宝田	川原	
"	大津田 "	"	長生	平久保	
"	井関 "	"	宝田	井関	
"	上荒井 "	"	長生	下田尻	
橘港	戎山 "	"	津乃峰	戎山	
"	舳崎 "	"	"	戎山	
"	西分 "	"	"	中分	
中林漁港	中林第1 ポンプ場	阿南市	中林	大浜	
"	中林第2 "	"	"	"	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
1,000	230HP 2.0m ³ /S 200HP 2.0m ³ /S	2 1	徳島県(河川整備課) (阿南市に管理委託) (土木課)	桑野土地改良区 (0884) 26-0888
1,650	350KW 6.6m ³ /S	2	〃	阿南東部土地改良区 (0884) 22-0559 排水機場 (0884) 27-3318
1,500 700	320PS 5.0m ³ /S 45kw 1.0m ³ /S	3 1	〃	阿南東部土地改良区 (0884) 22-0559 排水機場 (0884) 27-3318
700 300	45kw*18p 1.0m ³ /S 15kw*6p 0.167m ³ /S	2 1	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (0884) 22-1596 まちづくり推進課
700	140KW 1.0m ³ /S	2	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
900	170KW 2.5m ³ /S	2	〃	〃
400	55KW 0.76m ³ /S	2	阿南市 (農地整備課)	阿南市(農地整備課) (0884) 22-1599
300 150	70PS 0.217m ³ /S 11KW 0.043m ³ /S	1 1	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (まちづくり推進課) (0884) 22-1596
250 250	48KW 0.11m ³ /S 非常68KW 0.11m ³ /S	2	徳島県 (道路整備課)	徳島県 (0884) 24-4230 南部総合県民局(直通) 県土整備部(阿南)
1,500 700 800 700	930KW 5.134m ³ /S 220KW 1.027m ³ /S 165KW 1.83m ³ /S 100KW 1.0m ³ /S	3 1 1 2	阿南市 (下水道課)	阿南市 (0884) 22-1796 下水道課
400 700	22KW 0.33m ³ /S 75KW 1.0m ³ /S	1 1	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (まちづくり推進課) (0884) 22-1596
700	90KW 1.25m ³ /S	4	国土交通省 (阿南市に操作委託) (土木課)	阿南市消防団宝田分団 阿南市土木課 (0884) 22-9596
1,350	240KW 5.0m ³ /S	2	国土交通省	那賀川河川事務所 (0884) 22-6592
300	15KW 0.15m ³ /S	2	〃	〃
400	18.5KW 0.3m ³ /S	2	国土交通省 (阿南市に操作委託) (農地整備課)	阿南市消防団 長生分団1班 (0884) 22-4187
1,200 400 1,200 400	110PS 2.66m ³ /S 22KW 0.33m ³ /S 120KW 3.42m ³ /S 22KW 0.33m ³ /S	1 1 1 1	〃	阿南市 (0884) 22-1596 まちづくり推進課
400 700	22KW 0.33m ³ /S 45KW 1.0m ³ /S	1 1	〃	戎山水利組合 (阿南市まちづくり推進課) (0884) 22-1596
1,200	2.85m ³ /S	1	阿南市 (農地整備課)	阿南市(農地整備課) (0884) 22-1599
250	22KW 0.167m ³ /S	1	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (まちづくり推進課) (0884) 22-1596
250	11KW 0.133m ³ /S	1	〃	〃

付表-6 (2) 排水機場
 ②南部総合県民局(阿南)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
大潟漁港	大潟第1 ポンプ場	阿南市	大潟		
福井川	大西 "	"	福井	大西	1.20
福井川 (準用河川古津川)	湊 "	"	福井	湊	0.95
桑野川 (準用河川古川)	井ノ口原 "	"	桑野	井ノ口原	
桑野川 (準用河川川西川)	大地(車ノ口) "	"	"	車ノ口	
太田川	太田川 "	"	那賀川	江野島	1.43
幾島川	野上 "	"	"	色ケ島	1.43
出島川	出島川 排水機場	"	"	中島	0.4
"	出島 ポンプ場	"	"	苧屋	
苧屋川	苧屋川 排水機場	"	"	苧屋	0.25
"	工地 ポンプ場	"	"	上福井	
橘港	新浜 "	"	津乃峰	新浜	

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
300	22KW 0.217m ³ /S	1	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市まちづくり推進課 (0884) 22-1596
500	30KW 0.5m ³ /S	2	阿南市 (土木課)	阿南市 (土木課) (0884) 22-9596
900	100PS 1.5m ³ /S	2	阿南市 (土木課)	阿南市 土木課 (福井消防団) (0884) 22-9596
500	22KW 0.5m ³ /S	1	〃	阿南市 (土木課) (0884) 22-9596
500	22KW 0.5m ³ /S	1	〃	〃
600 1,350	50HP 0.75m ³ /S 240HP 3.9m ³ /S	1 1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合
600	45HP 0.75m ³ /S	1	〃	〃
1,350	200ps 3.5m ³ /S	2	徳島県(河川整備課) (阿南市に管理委託) (土木課)	上福井土地改良区 (0884) 42-3246 排水機場 (0884) 42-2068
250	0.15m ³ /S	1	阿南市 (農地整備課) (上福井土地改良区に管理委託)	上福井土地改良区 (0884) 42-3246
800	69KW 1.5m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課)	徳島県 (直通) 南部総合県民局 (0884) 24-4230 県土整備部 (阿南)
300	0.22m ³ /S	1	阿南市 (農地整備課) (上福井土地改良区に管理委託)	上福井土地改良区 (0884) 42-3246
250	15KW 0.1m ³ /S	2	阿南市 (まちづくり推進課)	阿南市 (0884) 22-1596 まちづくり推進課

付表－6 (2) 排水機場
 ③南部総合県民局(美波)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
善蔵川	善蔵川 排水機場	海部郡	海陽町	大里	1.85
外磯川	奥潟川 "	"	美波町	奥河内字 櫛ヶ谷	1.00
主要地方道 日和佐小野線	寺前 "	"	"	奥河内字 寺前	4.23
新中村川	牟岐川 "	"	牟岐町	中村字 本村	1.14
中角川	宍喰川 "	"	海陽町	宍喰浦字 中角	2.00
海部川	海部川 "	"	"	奥浦	2.40

機 能				管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力		台数		
1,000	185PS	2.5m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (海陽町に管理委託)	海陽町建設課 (0884) 73-4159
700		1.0m ³ /S	1	徳島県 (河川整備課) (美波町に管理委託)	美波町建設課 (0884) 77-3618
100	3.7KW	0.813m ³ /S	3	徳島県 (道路整備課) (美波町に管理委託)	” ”
700		1.0m ³ /S	1	徳島県 (河川整備課) (牟岐町に管理委託)	牟岐町建設課 (0884) 72-3418
700		1.0m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課) (海陽町に管理委託)	海陽町 (建設課) (0884) 73-4159
500	45KW	0.5m ³ /S	2	”	海陽町 (建設課) (0884) 73-4159

付表－6 (2) 排水機場

④東部県土整備局(吉野川)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
飯尾川	飯尾川 排水機場	名西郡	石井町	藍畑字西覚円	AP+7.5
〃	新飯尾川 〃	〃	〃	〃	AP+7.8
神宮入江川	神宮入江川 〃	〃	〃	藍畑字第十	AP+5.8
〃	新神宮入江川 〃	〃	〃	〃	AP+5.800
江川	江川 〃	〃	〃	藍畑字西覚円	AP+8.00
蛇池川	蛇池川 〃	阿波市	吉野町	西条字大牛	AP+11.3
熊谷川	熊谷川 〃	〃	吉野町	柿原	AP+15.70
柿ノ木谷川	柿ノ木谷川 〃	〃	市場町	伊月	AP+17.50
指谷川	指谷川 〃	〃	土成町	郡	AP+17.00
桑村川	川島 〃	吉野川市	川島町	宮島字東中須	AP+18.80
学島川	学島 〃	〃	〃	桑村	AP+20.60
〃	学島川 〃	〃	〃	〃	AP+20.60
岩谷川	岩屋谷川 〃	〃	山川町	大塚	3.00
ほたる川	ほたる川 〃	〃	〃	中須賀	AP+24.800

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
1,500	331kW 5.0m ³ /S	4	国土交通省 (徳島県に管理委託)	東部県土整備局 (直通) 吉野川庁舎 (0883) 26-3730
2,000	846kW 10.0m ³ /S	2	〃	〃
1,000	184kW 2.5m ³ /S	2	〃	〃
1,500	441kW 5.0m ³ /S	1	〃	〃
1,500	485kW 5.0m ³ /S	2	〃	〃
1,500	360kW 5.0m ³ /S	1	〃	〃
1,500	346kw 5.0m ³ /S	1	〃	〃
1,500	257kw 5.0m ³ /S	1	〃	〃
1,500	353kW 5.0m ³ /S	1	〃	〃
1,400	154kW 4.0m ³ /S	2	〃	〃
1,350	199kW 4.0m ³ /S	2	〃	〃
1,800	620kW 9.0m ³ /S	2	〃	〃
1,200	121kW 3.0m ³ /S	2	〃	〃
1,800	478kW 7.0m ³ /S	2	〃	〃
1,100	150HP 2.6m ³ /S	2	徳島県 (河川整備課)	〃
1,350	262kw 5.0m ³ /S	2	国土交通省 (吉野川市に管理委託)	吉野川市 (0883) 22-2252

付表－6 (2) 排水機場
 ⑤西部総合県民局(美馬)管内

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)
		郡・市	町・村	字	
城の谷川	城の谷 排水機場	美馬市	脇 町	大字脇町	AP+38.500
吉野川	小山北 排水機場	美馬郡	つるぎ町	字小山北	AP47.00
貞光川	江ノ脇 排水機場	美馬郡	つるぎ町	字江ノ脇	AP48.78

機 能			管 理 者	代表連絡先 (TEL)
口径φ (mm)	出 力	台数		
800	430PS 2.0m ³ /S	2	国土交通省 (美馬市に管理委託)	美馬市 (0883) 52-1677
700	110kW 1.0m ³ /S	2	つるぎ町	つるぎ町危機管理課 (0883) 62-3111
300	22kW 10.0m ³ /M	2	つるぎ町	つるぎ町危機管理課 (0883) 62-3111

付表-6 (3) 排水ポンプ車

管理者	保管場所	所在地			処理能力 (m ³ /min)
		郡・市	町・村	字	
国土交通省	飯尾川排水機場ポンプ車庫	名西郡	石井町	藍 畑	150
	〃	〃	〃	〃	30
	西村中島ポンプ車庫	美馬市	美馬町	中島	60(30)
	蛇池川排水機場ポンプ車庫	阿波市	吉野町	西条大牛	60
	〃	〃	〃	〃	30
	百石須ポンプ車庫	板野郡	北島町	高房	30
	舞中島ポンプ車庫	美馬市	穴吹町	三島	60(30)
	熊谷川排水機場ポンプ車庫	阿南市	上大野町	尻谷	150
	排水ポンプ車庫(派川那賀川・左岸)	〃	辰巳町	—	(15)
	大野水防倉庫(那賀川右岸)	〃	下大野町	—	30
徳島県	排水ポンプ車格納庫(勝浦川左岸)	徳島市	雑賀町	東 開	30
	吉野川合同庁舎公用車車庫	吉野川市	川島町	宮 島	30
	南部総合県民局阿南庁舎公用車車庫	阿南市	富岡町	あ王谷	30
	南部総合県民局県土整備部海部詰所車庫	海部郡	海陽町	奥 浦	30

形 式	機 能		全揚程 (m)	ホース長 (m)	管理事務所
	口径φ (mm)	ポンプ台数			
水中モーターポンプ	400	30.0m ³ /min × 5台	8	50	徳島河川国道事務所
軽量水中モーターポンプ	200	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃
軽量水中モーターポンプ (高揚程型)	200	5.0m ³ /min × 12台	10(並列使用) 20(直列接続)	〃	〃
水中モーターポンプ	400	30.0m ³ /min × 2台	8	〃	〃
軽量水中モーターポンプ	200	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃
〃	〃	7.5m ³ /min × 4台	〃	〃	〃
軽量水中モーターポンプ (高揚程型)	〃	5.0m ³ /min × 12台	10(並列使用) 20(直列接続)	〃	〃
水中モーターポンプ	400	30.0m ³ /min × 5台	8	〃	那賀川河川事務所
軽量水中モーターポンプ(高揚程型)	200	5.0m ³ /min × 6台	10(並列使用) 20(直列接続)	〃	〃
軽量水中モーターポンプ	200	7.5m ³ /min × 4台	10	〃	〃
〃	200	5.5m ³ /min × 6台	〃	60	東部県土整備局 (徳島)
〃	〃	5.5m ³ /min × 6台	〃	〃	東部県土整備局 (吉野川)
〃	〃	5.5m ³ /min × 6台	〃	〃	南部総合県民局 県土整備部(阿南)
〃	〃	5.5m ³ /min × 6台	〃	〃	南部総合県民局 県土整備部(美波)

付表-7 (1) 県備蓄資器材

県民局 又は 県土整備局	設置場所 水防倉庫	河川名 海岸 港湾名	照明 器具	器具資材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
(単位)			個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
南 部	県土整備部阿南庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		7			28	14	7	20
	県土整備部那賀庁舎 水防倉庫	管内河川	5	20	2	4	17	10	5	15
	県土整備部美波庁舎 水防倉庫	管内河川 海岸、港湾	4	10	0	4	14	10	7	4
	” 海部地区水防倉庫	”		5	0	1	30	10	10	10
西 部	県土整備部美馬庁舎 水防倉庫	管内河川		6		1	20	3	10	
	県土整備部三好庁舎 水防倉庫	”		9	4	7	17	9	11	8
東 部	徳島市万代町東部県土 整備局(徳島)水防倉庫	管内河川 海岸、港湾		8	1	3	57	13	5	9
東 部 (鳴門駐在)	東部県土整備局(徳島) 水防倉庫	”		10	4	7	67	55	10	26
	” 大麻水防倉庫	”					17			20
東 部	東部県土整備局(吉野川) 水防倉庫	管内河川		4	3	4	31	1	4	10
	” 吉野地区水防倉庫	”		5		1	8	3		3
計	11		9	84	14	32	306	128	69	125

ンカ マー ヤ・ハ 類	土 の う 袋 類	ニ む し ろ シ ー ト	縄 ・ ロ ー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
5	1,600	2	150		3	120	40	50	50	65			
3	1,000	4	6			60	21	30	12				
10	6,100	2	8			250		12					
20	5,025	8	9			300		25					
5	2,500		6			40		2					
3	500		1			16	3	25				2	
8	1,200		191		59	700		80	50				
2	9,000	16	4		14	129		30		40			
	400				60	100		20					
5	6,500	93	92	40	200	60	24	5	100	1,000			
2	3,700	3	69	51		40	5	4					
63	37,525	128	536	91	336	1,815	93	283	212	1,105		2	

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材

① 東部県土整備局(徳島)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁
徳島市	上八万 水防倉庫	園瀬川		12		14	84	8		
	勝占 水防倉庫			5			22	2		
	福島 水防倉庫	住吉島川		35		13	74	8		
	大原 水防倉庫	勝浦川		12			84	8		
	多家良 水防倉庫	〃		3			10	2		
	今切危険物防災倉庫	今切川		12			82	8		
	西消防署 水防倉庫	〃		4		3	15	2		
	名東 水防倉庫	鮎喰川		12		2	48	11		
	不動 水防倉庫	〃		12		10	52	13		
	一宮(大日寺) 水防倉庫	〃		7			10	2		
	一宮(西丁) 水防倉庫	〃		2			10	2		
	入田 水防倉庫	〃		15			52	8		
	国府 水防倉庫	吉野川		3			10	2		
小計	13		0	134	0	42	553	76	0	0
小松島市	横須町 消防本部		8	6	7	6	42	13	6	10
	神田瀬町 第1分団	神田瀬川			2		3			
	前原町 第2分団	勝浦川	3	3	1	1	1	1	4	9
	芝生町 第3分団	芝生川 田野川		3	2		4		1	0
	金磯町 第4分団	金磯海岸		3	1		3			
	田浦町 第5分団	勝浦川		8	0		3	1	3	2
	田野町 第6分団	各河川		3	6	2	3	1	2	1
	中郷町 第7分団	〃					4		2	3
	江田町向江田 第8分団	〃		12	5	2	11	4	9	5
	日開野町 第9分団	〃	2	4			1		4	
新居見町 第11分団	〃	2	3	1		3		3	1	

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ニ ル シ ー ト ビ 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
26	3,892		7		230	390		260					200
5	825		2		7	57							34
19	7,101		4		270	646	26	268					251
18	3,020		8			451							150
4	780		2			40							20
18	2,320		7		143	491	90	89					209
4	676		1		4	40		114					90
16	1,324		6			473	114	103					108
16	2,560		5		99	279		100					100
4	780		2		17	40							250
4	780		2			40							20
19	1,150		7			331							210
4	397		3			45							22
157	25,605		56		770	3,323	230	934					1,664
9	850	130	4			120			4	5		40	
	50		3										
2	50		2		0	10							
	50		1					1					
				2									
0													
1	100							1					
	100												
3	460				30								
			3										
			7					1				10	

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材

① 東部県土整備局(徳島)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコ ップ 丁	ツル ハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁
小松島市	小松島町新港 第12分団	小松島港		1	2		9			2
	横須町 第13分団	〃	1				6	2		
	立江町 第14分団	立江川		4	1	1	4	1	5	6
	櫛淵町 第15分団	立江川 溜池	2	2	2		4			
	豊浦町 第16分団	赤石港		2	2	1	6	4	3	
	大林町 第18分団	中津川 石見川	2	3	1		3		2	1
	坂野町刈野 第19分団	和田島海岸		4	5		15	3	2	3
	和田島町山のはな 第20分団	和田島町 大手海岸	4	3		1	9	3	4	4
	坂野町田北 第21分団	北馬川	1	5	1		3	2	2	1
	坂野町目佐 第22分団	中津川		1	1		4		4	1
	坂野町天神東 第23分団	北馬川	2	3	1		5		2	1
	和田島町西浜手 第25分団	和田島海岸	1		1		3			
	小計	23		28	73	42	14	149	35	58
勝浦町	坂本 第1分団	坂本川	2	2			3	1		
	三溪 第2分団	〃	2	2			3	1		
	三溪 第3分団	〃	2	1			3	1		
	三溪 第4分団	婆羅尾谷川	2	1			3	1		
	棚野 第5分団	勝浦川	2	1			3	1		
	沼江 第6分団	〃	2	1			3	1		
	生名 第7分団	〃	2	1			3	1		
	星谷 第8分団	〃	2	1			3	1		
	沼江 第9分団	〃	2	1			3	1		
	久国 本部機動隊		2	10			20	5		
久国 役場水防倉庫									5	
小計	11		20	21	0	0	47	14	0	5

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ニ ル シ ー ト ・ ビ ニ ル シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
2													
1													
4				1		10			30				
1	30												
2													
4	70												
3	250							20					
	50						1						
32	2,060	130	20	3	30	140	1	23	34	5	0	50	0
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	50												
	500	17											
0	1,000	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材

①東部県土整備局(徳島)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具 個	器具資材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
上勝町	上勝町 役場倉庫	勝浦川	5	5	2	3	5			3
	上勝町 支所倉庫	〃	1	3	1	1	1			1
小計	2		6	8	3	4	6			4
佐那河内村	役場倉庫	園瀬川	2							
小計	1		2				0	0	0	0
神山町	神領字本野開 神山町役場	鮎喰川	2				5			5
	上分字川又西 上分公民館	〃	1				3			2
	下分字今井 下分公民館	〃	1				3			2
	鬼籠野字川東 鬼籠野公民館	鬼籠野谷川	1				3			2
	阿野字五反地 広野支所	鮎喰川	1				2			2
	阿野字地ノ平 阿川公民館	広石谷川	1							
小計	6		7	0	0	0	16	0	0	13
北島町	役場									
	出来須水防倉庫	旧吉野川 今切川 鍋川	36	30			20	4	10	
小計	2		36	30	0	0	20	4	10	0
藍住町	役場	各河川	10	30			30			
	徳命字新居須	吉野川		10		0	15	7		15
	徳命字小塚	〃		11		4	20	3		10
	東中富字大塚	〃	0	16		4	20	4		15
小計	4		10	67	0	8	85	14	0	40

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ニ ル シ ー ト ・ ビ ニ ル シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
	3	200											
	1	200											
	4	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,000											
	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	3,000											
	1	300											
		200											
		200											
	1	500											
		200											
	3	4,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													200
	10	2,000	50	25		40		250					
	10	2,000	50	25	0	40	0	250	0	0	0	0	200
	18	500		5				10					
	9	200		2				0					
		200		2	100			0					
	15	200		2	100			0					
	42	1,100	0	11	0	200	0	10	0	0	0	0	0

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材

① 東部県土整備局(徳島)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ グ レ チ ン 丁
鳴門市	市役所倉庫	市内各河川					20	20		
	市消防本部	〃	6	5	6		20	10		
	撫養地区 消防分団	撫養川 新池川	6	5	6	6	10	6		
	里浦地区 消防分団	撫養川 里浦海岸	3	5	3	3	6	3		
	鳴門地区 消防分団	瀬戸内海岸	5	5	5	5	4	5		
	瀬戸地区 消防分団	〃	5	5	7	5	3	5		
	大津地区 消防分団	旧吉野川 新池川	10	5	13	10	20	10		
	北灘地区 消防分団	折野川 瀬戸内海岸	5	5	10	5	27	5		
	大麻・堀江地区 消防分団	旧吉野川 樋殿谷川	8	5	8	8	16	8		
	大麻・板東地区 消防分団	〃	4	5	8	4	19	4		
	池高・松村 水防倉庫									
	小計	11		52	45	66	46	145	76	0
松茂町	松茂町 松茂水防倉庫	町内各河川	2				15			
	中喜来 第1分団消防倉庫	旧吉野川 大谷川	4	1	2	2	7			
	広島 第2分団消防倉庫	旧吉野川 今切川、鍋川	4	2	2	2	7			
	笹木野 第3分団消防倉庫	今切川	4	1	2	2	7			
	長原 第4分団消防倉庫	今切川 松茂海岸	4	2	2	2	7			
	福有 第5分団消防倉庫	旧吉野川 松茂海岸	4	1	2	2	7			
	津波防災センター	今切川 松茂海岸								
	小計	7		22	7	10	10	50	0	0
板野町	消防センター	町内各河川	5	10	4	20	50	4	1	0
小計	1		5	10	4	20	50	4	1	0
合計	19		188	395	125	144	1,121	223	73	108

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類	トビ ニール シート	むしろ・ 縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
	200	70	10			100						3	500
2	4,000												
6	6,000												
3	3,000												
5	5,000												
5	5,000												
10	10,000												
5	5,000												
8	8,000												
4	4,000												
48	50,200	70	10	0	0	100	0	0	0	0	0	3	500
4	500	1	2			300							
3	600												
3	100												
3	100												
3	100												
3	100												
	4,500												
19	6,000	1	2	0	0	300	0	0	0	0	0	0	2,000
3	4,000	100	10			10		20	10			15	
3	4,000	100	10	0	0	10	0	20	10	0	0	15	0
318	97,765	368	134	3	1,000	3,913	231	1,237	44	5	0	68	4,364

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ②南部総合県民局(阿南)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材							
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁	
阿南市	辰己町 阿南市消防本部倉庫	桑野川	3	27	7	20	76	22	33	31	
	桑野町 水防倉庫	〃					5			5	
	山口町 消防倉庫	〃		6	6	4	25	4	5	6	
	新野町馬場 水防倉庫	〃		6	6	2	10	1	4	3	
	上大野2班 消防倉庫	那賀川		3	4	1	20	4	4	7	
	楠根町 水防倉庫	〃		5	5	5	19	4	8	5	
	深瀬町 水防倉庫	〃		4	4	4	20	4	4	7	
	福井町大西 消防倉庫	福井川		6	7	4	20	5	2	7	
	椿3班 消防倉庫	椿川		4	2	1	21	4	8	6	
	大瀧町 水防倉庫	海岸		6	4	4	21	4	5	3	
	阿南市消防本部 南出張所	〃		1	4	2	10	33	7	6	10
	那賀川町赤池 赤池水防倉庫	那賀川 大手海岸			15		3	35	1	1	20
	羽ノ浦町 岩脇水防倉庫	那賀川			22	3		70	25	18	24
	阿南市消防本部 西出張所			1	6	2	11	31	7	8	12
小計	14		5	114	52	69	406	92	106	146	
合計	14		5	114	52	69	406	92	106	146	

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ル む し ろ ・ ビ ニ ー シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 ㎡	袋 入 土 砂 袋
43	6,800	10				370							
15	2,000					30						4	
10	1,800	2	2	20		70							
7	2,300	10	2			40							200
9	1,400	4	7			45							
6	2,000	10				50							1,500
9	1,600	4	3			100							1,500
9	2,000	3	3			60							
9	1,800	4	5			40							
6	1,600	4	3			60							
12	4,700	4	3			80							900
	1,200	1,000				40							
2	1,000		150	18		145		3				3	
12	5,000	10	6			80							
149	35,200	1,065	184	38	0	1,210	0	3	0	0	0	7	4,100
149	35,200	1,065	184	38	0	1,210	0	3	0	0	0	7	4,100

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ③南部総合県民局(那賀)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
那賀町	役場倉庫	那賀川 中山川・南川	6	10	2	2	50	4	3	
	朴野 消防倉庫	那賀川	7	2	4	1	2	2		
	大久保 消防倉庫	〃	8	2	4	1	2	2		
	吉野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	2	2		
	延野 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2		
	鮎川 消防倉庫	〃	5	2	4	1	1	2		
	平野 消防倉庫	谷内川	5	2	4	1	1	2		
	西納 消防倉庫	紅葉川	5	2	4	1	2	2		
	延野 消防倉庫	那賀川	7	2	2	1	2	2		
	桜谷 消防倉庫	正木谷川	2		1	1	5	1	1	
	小浜 消防倉庫	白ヶ谷川 菖蒲谷川	5		1	1	6	2	2	
	拝宮 消防倉庫	拝宮谷川	3		1	1	2	1	1	
	深森 消防倉庫	古屋谷川	2		1	1	3	1	1	
	平谷 消防倉庫	宮ヶ谷川 丈ヶ谷川	4		1	1	4	2	2	
	市宇 消防倉庫	林谷川	3		1	1	2	1	1	
	御所谷 消防倉庫	丈ヶ谷川 成瀬川	3		1	1	4	1	1	
	海川 消防倉庫	海川谷川	2		1	1	2	3	1	
	役場消防詰所	坂州木頭川 藤ヶ内谷川	2	3			5	2	5	
	役場木頭支所倉庫	那賀川	3	10					10	
	出原 分団詰所	〃	1	5					6	
和無田 分団詰所	〃	6	5					6		

カケヤ・ハン マケ類	土のう袋類 枚	むしろ・ビニール シート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋
3	300		2										150
1	50		1										
1	50		1										
1	50		1										
1	50		1										
1	50		1										
2	50		1										
2	50		1										
1	50		1										
	50												
	50												
	50												
	50												
	50						10						
	50												
	50												
	50												
3	400												
	200												
	200												
	100												

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ③南部総合県民局(那賀)管内

水防管理 団体名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
那賀町	南字 分 団 詰 所	那賀川	1	4						5
	西字 分 団 詰 所	〃	1	6						6
	折字 分 団 詰 所	〃	1	5						6
	北川 分 団 詰 所	〃	1	5						6
	助 分 団 詰 所	〃	1	5						5
小 計	26		94	74	40	18	96	34	68	0
合 計	26		94	74	40	18	96	34	68	0

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類 枚	むしろ・ビニール シート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋
	100												
	100												
	100												
	100												
	100												
16	2,500	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	150
16	2,500	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	150

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
④南部総合県民局(美波)管内

水防管理 団体名	設 置 場 所 水 防 倉 庫 (消 防 倉 庫)	河 川 名 海 岸 名 港 湾 名 (単位)	照 明 器 具 個	器 具 資 材						
				鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
牟岐町	牟岐町中村字本村 水 防 倉 庫	町内各河川	1	10	5	7	23	20	5	11
小 計	1		1	10	5	7	23	20	5	11
美波町	西の地字東地 由岐支所水防倉庫	木岐川				2	2		3	
	奥河内字弁財天 日和佐駅前水防倉庫	町内各河川					13	5	3	
	北河内本村水防倉庫	〃		5		2	4	2	5	
小 計	3			5	0	4	19	7	11	
海陽町	神野字神野前 川上水防倉庫	海部川		15			17	5	7	
	若松字大野 若松水防倉庫	〃		15			10	5	5	
	奥浦字町内 奥浦水防倉庫	〃	1	10			35	5	5	
	富田字五反田 富田水防倉庫	〃		12			6	5	8	
	中山字中屋敷 中山水防倉庫	槇山川		3						
	四方原字杉谷 川東地区水防倉庫	海部川 善蔵川					10			
	大字穴喰浦字三反田 役場水防倉庫	穴喰川					30		5	
小 計	7		1	55	0	0	108	20	30	0
合 計	11		2	70	5	11	150	47	46	11

マケヤ・ハン 類	土のう袋類 枚	むしろ・ビニールシート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹 本	丸太 本	くい 本	板類 枚	鉄線 kg	くぎ kg	かすがい 本	蛇籠 個	土砂 m ³	袋入土砂 袋
11	1,500		20		10		30	20	15	30	5		
11	1,500	0	20	0	10	0	30	20	15	30	5	0	0
2													
5	50		4		0	50		15					5
3	1,400	3	4					4					25
10	1,450	3	8		0	50		19					30
1	1,300		5		40	50		5	1				
	1,500					50							
11	1,300	500	2			200		2					
1	500	100	2			100							
	1,000					100							
	500												
2	800		2			50							
15	6,900	600	11	0	40	550	0	7	1	0	0	0	0
36	9,850	603	39	0	50	600	30	46	16	30	5	0	30

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ⑤ 東部県土整備局 (吉野川) 管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁
吉野川市	敷地唐谷 水防倉庫	飯尾川		10	1	1	4	2		2
	呉郷 水防倉庫	藤井谷川		6			3			1
	寺谷 水防倉庫	寺谷谷川		10			3	3		4
	西出目、学 水防倉庫	学島川	2	10	10	5	15	10		5
	翁喜台	吉野川 各河川	5	35	10	19	20	10	22	13
	町	川田川	2				15	15	5	10
	美郷庁舎倉庫	川田川 東山谷川	1	20	15	7	20	7	7	7
	吉野川市消防団美郷方面第1分団	東山谷川								
	吉野川市消防団美郷方面第2分団	川田川								
	吉野川市消防団美郷方面第3分団	〃								
	吉野川市消防団美郷方面旧第5分団	〃								
小計	11		10	91	36	32	80	47	34	42
阿波市	吉野 防災倉庫	旧吉野町内 各河川	35	3	3	4	15	3		15
	土成 防災倉庫	旧土成町内 各河川	35	3	3	4	15	3		15
	市場 防災倉庫	旧市場町内 各河川	35	3	3	4	15	3		15
	阿波 防災倉庫	旧阿波町内 各河川	35	3	3	4	15	3		15
小計	4		140	12	12	16	60	12	0	60

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類	む しろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト	縄 ・ ロ ー プ	竹	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	土 砂	袋 入 土 砂
丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m ³	袋
4	1,000		1			15		20					
2	400		1			50							
2	400		1			180							
10	2,000	30	5			70		20					
10	3,750	100	30		100	40			1	50			
10	200												
15	1,300		20					20	10	10			
	100												
	100												
	50												
	50												
53	9,350	130	58	0	100	355	0	60	11	60	0	0	0
5	2,000		10			80							
5	2,000		10			80							
5	2,000		10			80							
5	2,000		10			80							
20	8,000	0	40	0	0	320	0	0	0	0	0	0	0

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ⑥ 東部県土整備局 (吉野川) 管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁
石井町	西覚円水防倉庫	吉野川		10		15	25			40
	平島水防倉庫	〃		30	18	15	52	27		55
	第十水防警鐘台	〃	1							
	高原東水防倉庫	〃		19	7	15	30			47
	中須水防倉庫	〃								
	浦庄、上浦 消防詰所	立石谷川 瑞泉寺谷川					6			6
高川原 役場倉庫	町内各河川					10				
小計	7		1	59	25	45	123	27	0	148
上板町	井ノ内	吉野川								
	第十新田	〃			1		17	10	5	19
	松島橋	宮川内谷川		1		6	12	5		
	仁界	〃								
	古町	〃								
	橋東	〃								
	神ノ木	〃					10			
	殿宮	泉谷川								
七条(役場)	町内各河川			10	4	7	16	4	3	4
小計	9		0	11	5	13	55	19	8	23
合計	31		151	173	78	106	318	105	42	273

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	む し ろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
20	200		10		50	800							
15	3,000												
15						685							
	200												
	300								20				500
50	3,700	0	10	0	50	1,485	0	0	20	0	0	0	500
	2,500												
	1,000	25				10		250					
		10				50							
						20		250					
7													
7	3,500	35	0	0	0	80	0	500	0	0	0	0	0
130	24,550	165	108	0	150	2,240	0	560	31	60	0	0	500

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具 個	器具資材						
				鎌	斧	鋸	スコ ップ	ツル ハシ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
美馬市	脇町庁舎前 水防倉庫(ミライズ内含む)	市内各河川	24				5			
	拝原中(旧東2) 脇町第1分団	吉野川	1	2			2	1		
	拝原東(旧東3) 脇町第1分団	曾江谷川	5		1	1	2			4
	拝原北(旧東4) 脇町第2分団	〃	2				1	1		2
	拝北 脇町第2分団	〃	2	2	2	2	3	1	1	6
	落合(旧東7) 脇町第3分団	〃	2	15		2	7	4		4
	宮井(旧東8) 脇町第3分団	西俣谷	8	9	2	4	7	2		3
	清水(旧東9) 脇町第3分団	〃	1			1	1			1
	金川(旧東10) 脇町第4分団	東俣谷	3	5	4	2	3	1		4
	猪尻(旧中5) 脇町第5分団	吉野川 大谷川	2			1	3	1		
	庄(旧中6) 脇町第5分団	〃	2	2	1	2	2	3		2
	柴床(旧中1) 脇町第6分団	大谷川	2	1			2			1
	佐城(旧中3) 脇町第6分団	〃	4		4		3	2		3
	大谷(旧中8) 脇町第7分団	〃	3	1			5			
	新町(旧西1) 脇町第8分団	新町谷川	3	3	1	1	4	1		1
	岩倉(旧西3) 脇町第9分団	清谷 井口谷川	2	3	2	1	3			1
	別所(旧西4) 脇町第9分団	吉野川 井口谷川	2			2				1
	小星(旧西6) 脇町第10分団	野村谷川	4	2			1	1		1
	野村東(旧西7) 脇町第10分団	〃	2	1			3	1		4
	美馬庁舎水防倉庫 (庁舎内含む)	市内各河川	18	4			20	2		7

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	む しろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
丁	3,355	50											777
1	20		1										
2	450		1					20					
1													
5	1,200	5	5					20					
1	100												
1	500	20	2					30					
	30												
1			1					10					
1								10					
			1										
1		1											
2													
	300		1										
2	25		1										
1	400	20	1										
	50	1	1							2			
	500		1				1	1					
6	600	150	4										230

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具 個	器具資材							
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコ ップ 丁	ツル ハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁	
美馬市	銀杏木 美馬西部消防団 第1分団	吉野川 鍋倉谷川	3				1			1	
	天神東 美馬西部消防団 第2分団	吉野川 野村谷川	4				1				
	清美田 馬西部消防団 第3分団	野村谷川	2				1				
	沼美田 馬西部消防団 第2分団	吉野川 鍋倉谷川 中野谷川	5				1				
	宮美前 馬西部消防団 第3分団	高瀬谷川 中野谷川	5				2				
	葛美尾木 馬西部消防団 第4分団	鍋倉谷川	3				1				
	美馬市役所	市内各河川	12		1	1	63			1	
	三谷 穴吹第1分団	明連川 三谷川 一の谷川 吉野川	2				5	2			
	常盤 穴吹第2分団	穴吹川	1	1	1		9	3		3	
	西山 穴吹第3分団	〃	1	1		1	5	2		3	
	宮内 穴吹第4分団	〃	1	2			4	2		7	
	古宮 穴吹第5分団	〃	1			1	5	1			
	三島会館	明連川 吉野川			4	1	2	3	1	4	2
	木屋平総合支所倉庫	市内各河川	41		1		1	5	1	3	
	谷口 木屋平第1分団	弓道谷川 太合谷川 穴吹川	1		1			4		7	
	川井 木屋平第2分団	麻衣谷川 穴吹川	1		1			2		2	
	三ツ木 木屋平第2分団	今丸谷川 檜原谷川 穴吹川	1		1			3		1	
小計	37		176	62	20	25	192	33	21	59	

カケヤ・ハン マー類	土のう袋類 枚	むしろ・ビニール シート 枚	縄・ロープ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
1	300	1											
1	1,967	37											415
	730	4	1									2	
1	100	3	1										
1	100												
1	400	1											
	300												
2			20					2					
	400	20											100
	100												
	20												
	70												
32	12,017	313	42	0	0	0	1	93	0	2	0	2	1,522

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
 ⑥西部総合県民局(美馬)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明 器具 個	器具資材						
				鎌	斧	鋸	スコ ップ	ツ ル ハ シ	鍬	ジハ ヨグ レチ ン
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
つるぎ町	役場倉庫	町内各河川	10	12	1	4	20	10		20
	小野 7分団格納庫	〃	2	2	2	2	1	2		
	東久保 8分団格納庫	〃	2	2	2	2	1	2		
	日浦 9分団格納庫	〃	2	2	2	2	1	2		
	紙屋 13分団格納庫	〃	2	2	2	2	1	2		
	東浦 第15分団格納庫	貞光川	6	1	1	2	2	2	3	
	白村 第16分団格納庫	〃	3	1	5	2	3	3	2	3
	太田西 第17分団格納庫	〃	2	2	1	2	3	3		3
	皆瀬 第18分団格納庫	〃	1	1	1	2	1	2		
	平野 第19分団格納庫	〃	3	5	1	2	1	2		
	長瀬 第20分団格納庫	〃	2	2	1	1	2	2		
	役場倉庫	〃	10	20	10	30	30	10	5	10
小計	12		45	52	29	53	66	42	10	36
合計	49		221	114	49	78	258	75	31	95

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	む し ろ ・ ビ ニ ー ル シ ー ト 枚	繩 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 m ³	袋 入 土 砂 袋
5	300	30	10					20	5	8			200
1	100		1										
1	100		1										
1	100		1										
1	50		1										
1	100		1										
6	20		2						1				
1	60		1										
1	50		1										
1	30		1										
1	200		2										
5	500	20	5	10	10	20	100	10	10	100			200
25	1,610	50	27	10	10	20	100	30	16	108	0	0	400
57	13,627	363	69	10	10	20	101	123	16	110	0	2	1,922

付表-7 (2) 市町村の備蓄資器材
⑦西部総合県民局(三好)管内

水防管理 団体名	設置場所 水防倉庫 (消防倉庫)	河川名 海岸名 港湾名 (単位)	照明器具 個	器具資材						
				鎌 丁	斧 丁	鋸 丁	スコップ 丁	ツルハシ 丁	鍬 丁	ジハ ヨグ レチ ン 丁
三好市	三好市役所倉庫	吉野川 弥十柳川 鮎苦谷川 馬路川 松尾川	5	4	4	4	40	17	5	5
	三野支所倉庫	吉野川 河内谷川	2	5	5	5	5	5	3	3
	山城支所倉庫	吉野川 白川谷川 銅山川	7	4	2	3	15	20	5	20
	井川支所倉庫	井ノ内谷川	2	2	2	2	5	5	5	5
	西祖谷支所倉庫	祖谷川	3	10	3	3	15	15	5	
	東祖谷支所倉庫	〃	2	5	5	4	10	5		3
小計	6		21	30	21	21	90	67	23	36
東みよし町	東みよし町役場倉庫	吉野川 稲持谷川 加茂谷川 猪ノ谷川	4	25	13	12	27	25		23
	東みよし町役場 三好庁舎倉庫	小川谷川 黒川原谷川	3	6	2	4	6	4	3	2
小計	2		7	31	15	16	33	29	3	25
合計	8		28	61	36	37	123	96	26	61

マ カ ケ ヤ ・ ハ ン 類	土 の う 袋 類 枚	ル シ ー ト む しろ ・ ビ ニ ー 枚	縄 ・ ロ ー プ 束(巻)	竹 本	丸 太 本	く い 本	板 類 枚	鉄 線 kg	く ぎ kg	か す が い 本	蛇 籠 個	土 砂 ㎡	袋 入 土 砂 袋
10	2,800												
3	410												
4	400												
2	2,200					50							
	1,370												
2	400		5			50							
21	7,580	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0
6	1,500												
5	800												100
11	2,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
32	9,880	0	5	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100

付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	ビニール・アサ袋
東部県土整備局 (徳島) 管内	徳島市	鎌田産業	(088)625-8780	
		東邦セールス(株)	(088)641-1131	10,000
		(株)大野	(088)654-8111	
		(株)グラベル	(088)662-0245	
	小松島市	(株)メモリアルもり	(088)669-1115	
		中山建設(株)	(0885)32-5026	
		協同建設(株)	(0885)32-2252	
		今岡金物店	(0885)32-2328	10,000
	勝浦町	J A 東とくしま 勝浦支所	(0885)42-2521	1,000
		J A 東とくしま 生比奈支所	(0885)42-2531	500
		丸福製材所	(0885)42-2057	
	神山町	J A 名西郡 広野出張所	(088)678-0223	
		J A 名西郡 神山支店	(088)676-1144	
		佐藤金物店	(088)676-0071	1,000
		徳島中央森林組合神山本所	(088)676-0034	
	藍住町	藍住木材	(088)641-0619	
		ナイスウッドマナベ(有)	(088)641-1631	
		後藤金物建材店	(088)692-2532	
	北島町	大村金物店	(088)698-5851	500
		アモウ工業(株)	(088)698-5606	
		板野郡農協北島支所	(088)698-2511	
		町内土木業者		
	佐那河内村	(株)金剛	(088)637-1177	1,000
		J A 徳島市 佐那河内支所	(088)679-2221	
	鳴門市	J A 徳島北 板東支所	(088)689-1288	
		金澤(株)	(088)685-7435	
		三原船用工業(株)	(088)686-6001	
	松茂町	ダイキ(株)鳴門店	(088)685-7673	
		J A 大津松茂 松茂支所	(088)699-2511	
		東邦セールス(株)	(088)641-1131	7,000
		徳島防災(株)	(088)623-1731	必要量
		(株)コメリ北島店	(088)697-3401	必要量
	町内土木業者			
	板野町	J A 板野郡 板野支店	(088)672-1181	

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
30		50	200	
	100			
				土砂50ton
				土砂砂利必要量
				土砂砂利必要量
				土砂砂利必要量
			200	在庫中の資器材
500				
500				
	1,000			
30				
30				
50		3,000	2,000	
	200			
	200			
	200			
		75	1,000	
10	100		50	
	100		100	
				必要に応じて
				土砂等必要量
10				
必要量				
		必要量	必要量	
必要量		必要量	必要量	
		40kg	50kg	
25巻				
	必要量			
必要量		必要量	必要量	
	必要量	必要量	必要量	土砂、必要量
必要量				

付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			ビニール・ アサ袋
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	
東部県土整備局 (徳島) 管内	板野町	尾田木材 (有)	(088)672-0043	
		コメリハード&グリーン板野店	(088)672-7233	必要量
南部総合 県民局 (阿南) 管内	阿南市	黒田建材 (株)	(0884)27-2035	
		アグリ阿南本部	(0884)26-1811	
		大坂建材店	(0884)42-0237	
		J A 東とくしま 羽ノ浦支所	(0884)44-3120	
		林金物店	(0884)44-2110	
		ジャンボ児島	(0884)44-2712	
		春日木材	(0884)44-2764	
南部総合 県民局 (那賀) 管内	那賀町	J A 阿南 鷺敷支店	(0884)62-2008	100
		新居建材店(有)	(0884)62-1332	必要量
		J A 阿南 相生支店	(0884)62-0034	100
		坂口金物店	(0884)62-0017	
		平井製材店	(0884)62-1005	
		町内土木業者		
		J A 阿南 那賀西部支店	(0884)66-0011	400
		ゼネラルストアー共和	(0884)68-2134	
		新居金物店	(0884)68-2061	
		J A 阿南 木頭事業所	(0884)68-2111	50
		谷商事	(0884)69-2001	
		J A 阿南 木沢事業所	(0884)65-2211	
		(株) コメリ鷺敷店	(0884)64-0002	必要量
中泉商店	(0884)65-2025	200		
森本商店	(0884)65-2638			
南部総合 県民局 (美波) 管内	美波町	J A かいふ 由岐事務所	(0884)78-1144	1,000
		漁業協同組合 (町内6漁協)		
		木岐	(0884)78-1166	
		西由岐	(0884)78-0024	
		東由岐	(0884)78-1188	
		志和岐	(0884)78-1122	
		阿部	(0884)78-1180	
		伊座利	(0884)78-1185	
		豊田金物店	(0884)78-0322	
		悦田金物店	(0884)78-0132	
		野田産業有限公司	(0884)77-1215	
		大黒商店 (有) 金物	(0884)77-1239	500
	牟岐町	大二木材	(0884)72-0019	
		西沢建材店	(0884)72-1155	
		上村米穀店	(0884)72-0137	500
	海陽町	J A かいふ 海南支所	(0884)73-1216	400
		J A かいふ 川上事業所	(0884)75-2111	
		浅川漁協	(0884)73-1163	600
		西沢建材センター	(0884)73-1271	1,000

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
	必要量			
必要量	必要量	必要量	必要量	
				土砂等必要量
必要量				食糧必要量
10	200		50	
				食糧必要量
必要量		必要量	必要量	
必要量		必要量	必要量	
	必要量			
必要量	必要量	必要量	必要量	
10		必要量	必要量	
	100			
		必要量	必要量	土砂等必要量
				ナタ、ノコギリ
20		10	30	
				器材
50				器材
30		10	30	
500m*10				食糧品
必要量	必要量	必要量	必要量	
100m*10		5kg入*3	100m*3	燃料
			30	食糧品、燃料
250			500	
50			500	
			500	
	100			
30		70	500	器材
	600		100	角材400
必要量			100	
150	100		100	
100			50	
50			200	

付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	ビニール・ アサ袋
南部総合 県民局（美波） 管内	海陽町	徳島防災（株）	(088)623-1731	1,000
		（株）藤島	(088)663-1516	1,000
		高知建材店	(0884)73-1667	
		（株）中央防災	(088)631-6869	1,000
		長岡船具店	(0884)76-2169	
		宍喰漁協	(0884)76-3101	
		平岡林業	(0884)76-2067	
		佐川銘木	(0884)76-2011	
東部県土整備局 （吉野川）管内	石井町	J A 名西郡 本所	(088)674-2121	1,000
		加統金物店	(088)674-0829	200
		藍畑製材	(088)674-1266	
		岩西製材	(088)674-0113	
	上板町	木内金物店	(088)694-2136	200
		武市金物店	(088)694-2379	800
		藤井製材店	(088)694-2150	
	阿波市	大塚木材	(088)696-2254	
		市川木材店	(088)696-2203	
		J A 板野郡 一条支所	(088)696-2016	
		J A 板野郡 柿島支所	(088)696-2211	1,000
		柏原金物店	(088)696-4755	
		岸田金物店	(088)696-2885	
		佐々木建設（株）	(088)696-3121	
		上田組	(088)696-2201	
		森商店	(088)695-3166	
		藤井木材	(088)695-3097	
		徳島ポンプ	(088)622-2510	1,000
		武井商店	(0883)36-5701	1,000
		近藤製材所	(0883)36-2028	
		近藤製材	(0883)36-2714	
		関金物店	(0883)36-5770	
		筥井金物店	(0883)36-2239	
		坂本商店	(0883)36-3008	
		J A 阿波町 久勝支所	(0883)35-3151	必要量
		安田金物店	(0883)35-2119	
		J A 阿波町 愛農支所	(0883)35-2027	必要量
		三木金物店	(0883)35-2446	1,000
		J A 阿波町 林支所	(0883)35-2104	必要量
		牛田製材所	(0883)35-2064	
	丸若製材店	(0883)35-2718		
	東端金物店	(0883)35-4171		
	吉野川市	J A 麻植郡 本所	(0883)24-1137	
岡田製材所		(0883)24-2415		
岸田商店		(0883)24-2360	500	
J A 麻植郡 川島支所		(0883)25-2414	必要量	
船積金物店		(0883)25-2945	必要量	
住友木材		(0883)25-2254		

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
10				
10				
1			100	
10				
30				
30				
	150			
	150			
100				器具、必要量
20			30	器具、必要量
	100			角材、必要量
	100			角材、必要量
		10	必要量	
8	27	必要量	必要量	
	200			
	100			
	300			
50				
10				
		50	100	
		30	50	
				土砂等必要量
				土砂等必要量
100			100	
	100			
	200			
	100			
		50	100	
		150	500	
		500	200	
30				
		必要量	必要量	
30				
		必要量	必要量	
30				
		200		
		200		
30			必要量	
7				
	20			
			50	
必要量				
必要量		必要量	必要量	
	必要量			

付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力

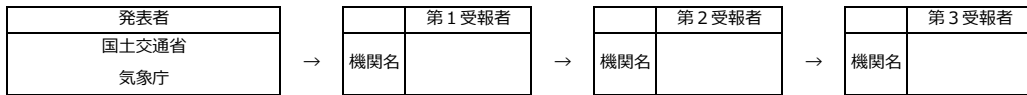
事務所名	購 入 及 び 調 達 先			
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	ビニール・ アサ袋
東部県土整備局 (吉野川) 管内	吉野川市	J A麻植郡 山川支所	(0883) 42-3117	
		原井木材	(0883) 42-3141	
		松田金物店	(0883) 42-2009	300
		安原金物店	(0883) 42-2027	300
		栗飯原金物店	(0883) 42-2136	300
		峰下製材所	(0883) 42-5485	
		長井金物店	(0883) 42-2202	300
		井上製材所	(0883) 42-2236	
		井原製材	(0883) 43-2151	
		河野商店	(0883) 43-2504	300
		川又商店	(0883) 43-2309	200
		イズミコンビニエンス	(0883) 43-2040	200
西部総合 県民局 (美馬) 管内	美馬市	脇町製材 (有)	(0883) 52-1053	
		脇川商事 (有)	(0883) 52-1090	1, 000
		西野商店 (有)	(0883) 52-1511	200
		長尾製材 (有)	(0883) 52-2095	
		黒石屋	(0883) 52-2090	300
		西條金物商店 (有)	(0883) 52-2128	600
		藤田豊吉商店 (有)	(0883) 52-1884	
		三宅商店	(0883) 52-1691	200
		J A美馬 美馬支所	(0883) 63-3181	500
		逢坂金物店	(0883) 63-3122	2, 000
		逢坂産業	(0883) 63-2528	
		藤原製材	(0883) 63-2040	
		J A美馬 穴吹支所	(0883) 52-3105	
		原惣木材店	(0883) 52-1787	
		片山木材店	(0883) 52-1369	
		大山木材店	(0883) 52-1050	
		蔭山金物店	(0883) 52-1306	必要量
		中酒屋金物店	(0883) 52-1312	必要量
		中山商店	(0883) 52-0318	
		中野商店	(0883) 68-2012	
	迎商店	(0883) 68-2022		
	原商店	(0883) 68-3024		
	J A美馬 木屋平支所	(0883) 68-2311	50	
	つるぎ町	J A美馬 半田支所	(0883) 64-2224	500
		(有) 浜口製材所	(0883) 64-2273	
		阿佐商店	(0883) 62-2010	1, 000
		森長庸光商店	(0883) 62-2701	200
		J A美馬 貞光支所	(0883) 62-2038	200
		J A美馬 端山事業所	(0883) 62-3196	200
		蔭西商店	(0883) 67-2544	500

購入可能品名及び数量				
縄	杭	釘	鉄線	その他
500				
	100			
			200	
			200	
			200	
	100			
			200	
	100			
	200			
200			200	
200			200	
100			100	ナタ、ノコギリ
	100			
20	必要量		750	杭4.5cm×100cm
150				
	100			
			500	
			600	
			200	
20				
50				
50				
	200		1,000	
	200			
必要量				
	必要量			
	必要量			
	必要量			
		必要量	必要量	
		必要量	必要量	
		必要量	必要量	
		15	300	
10				
		15	300	
10				
50	100	100	100	
50	200		500	
40		必要量	必要量	
10				
20				
10				
10				
10	20	必要量	100	

付表－ 7 (3) 資器材購入先及び能力

事務所名	購 入 及 び 調 達 先			
	市 町 村 名	組 合 又 は 商 店 名	電 話	ビニール・ アサ袋
西部総合 県民局（三好） 管内	三好市	青山金物店	(0883) 77-2502	
		中村製材所	(0883) 77-2367	
		J A阿波みよし 池田支店	(0883) 72-0139	
		平尾（株）	(0883) 72-0392	
		峯川製材所	(0883) 72-0163	
		西徳木材	(0883) 74-0911	
		山口製材所	(0883) 74-0119	
		サカタ（有）	(0883) 72-0425	
		田岡金物店	(0883) 72-1195	
		マナベ商事（株）	(0883) 72-2121	
		（有）原田食品	(0883) 72-0883	
		モリヤ	(0883) 72-1043	
		大野徳次商店	(0883) 86-1007	500
		三好西部森林組合	(0883) 84-1310	
		J A阿波みよし 井川支店	(0883) 78-2021	100
		佐々木工業（有）	(0883) 78-2212	
		阿波屋	(0883) 78-3782	100
		（株）山城もくもく	(0883) 86-2000	
		（有）日浦酒店	(0883) 72-0645	
	東みよし町	横田商事	(0883) 82-2667	2,000
		伊原製材所	(0883) 82-2030	
		讃和工業所	(0883) 82-2022	
		福田金物店	(0883) 79-2416	
		J A阿波みよし 本店	(0883) 79-3122	200
		山西製材所	(0883) 79-2313	
		中川木材センター	(0883) 79-2029	
クハラ（有）	(0883) 79-2293			

購 入 可 能 品 名 及 び 数 量				
繩	杭	釘	鉄 線	そ の 他
			60	
	200			
100				
	100			
	200			
	100			
	100			
			200	土のう袋等
			200	
			200	
				食糧品等
				食糧品等
必要量			500	
	500			
100			1,000	
	100			丸太100本
100			500	
200			2,000	
	100			
	100			
		20	300	
20				
	200			
	200			
	200			



正規

吉野川 氾濫注意情報

吉野川洪水予報 第〇〇号
洪水注意報（発表）
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
徳島河川国道事務所・徳島地方気象台 共同発表

(見出し)

吉野川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

吉野川の〇〇〇水位観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
吉野川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水 位)

吉野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇水位観測所 (〇〇市)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所		
	〇〇市		
レベル4 氾濫危険水位※	XX.X		
レベル3 避難判断水位※	XX.X		
レベル2 氾濫注意水位	XX.X		
レベル1 水防団待機水位	XX.X		
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇町から 右岸 〇〇市〇〇町 左岸 〇〇市〇〇町から 右岸 〇〇市〇〇町		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

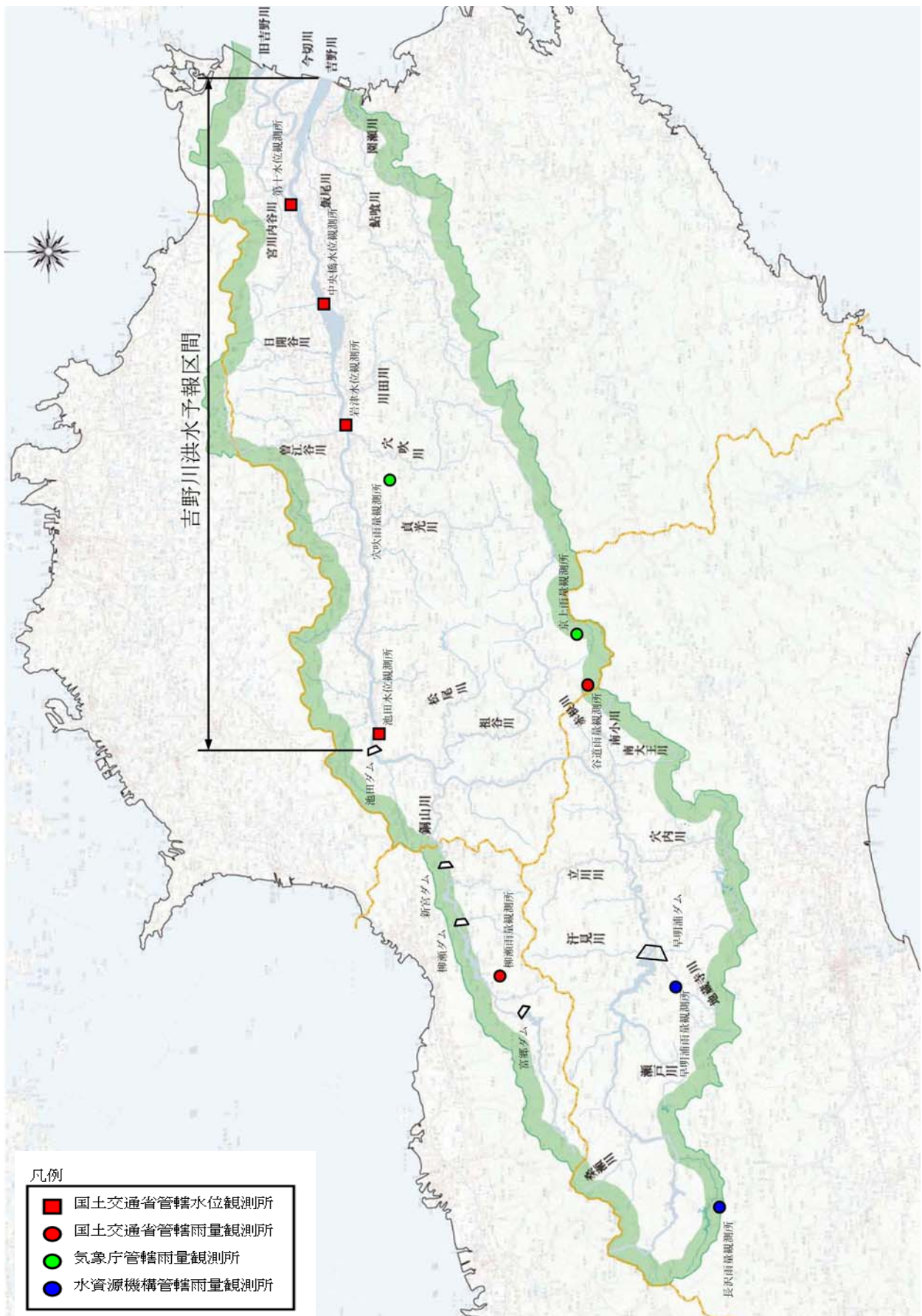
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

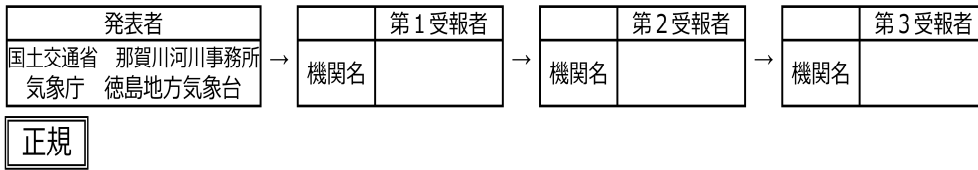
水位関係：国土交通省徳島河川国道事務所 河川調査課
気象関係：気象庁徳島地方気象台

電話：088-654-2211 (内線) 351
電話：088-622-3857

付図1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



付表－ 8 (2)



那賀川氾濫注意情報

那賀川洪水予報第〇号
洪水注意報 (発表)
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
那賀川河川事務所 徳島地方気象台 共同発表

(見出し)

那賀川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

那賀川の上流（古庄）水位観測所（阿南市）では、〇〇日 〇〇時 〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

那賀川の下流（古庄）水位観測所（阿南市）では、〇〇日 〇〇時 〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日 〇〇時 〇〇分～〇〇日 〇〇時 〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日 〇〇時 〇〇分～〇〇日 〇〇時 〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
那賀川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

那賀川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
古庄（上流） 水位観測所 （阿南市）	〇〇日 〇〇時 〇〇分の状況	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		
古庄（下流） 水位観測所 （阿南市）	〇〇日 〇〇時 〇〇分の状況	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		
	〇〇日 〇〇時 〇〇分の予測	*** -	■■■■	■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m³/s))

観測所名	古庄（上流） 水位観測所	古庄（下流） 水位観測所	
	阿南市	阿南市	
レベル4 氾濫危険水位※	5.80	8.80	
レベル3 避難判断水位※	5.40	7.90	
レベル2 氾濫注意水位	5.00	5.00	
レベル1 水防団待機水位	3.50	3.50	
受け持ち区間	那賀川 左岸 阿南市十八女町から阿南市楠根町 右岸 阿南市加茂町から阿南市吉井町	那賀川 左岸 阿南市羽ノ浦町から河口 右岸 阿南市上大野町から河口	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	徳島県阿南市加茂地区、 徳島県阿南市深瀬地区、 徳島県阿南市吉井地区、 徳島県阿南市熊谷地区、 徳島県阿南市楠根地区、 徳島県阿南市持井地区、 徳島県小松島市櫛淵地区 (萱原)	徳島県阿南市上大野地区、 徳島県阿南市中大野地区、 徳島県阿南市下大野地区、 徳島県阿南市上中地区、 徳島県阿南市柳島地区、 徳島県阿南市横見地区、 徳島県阿南市住吉地区、 徳島県阿南市宝田地区、 徳島県阿南市長生地区、 徳島県阿南市羽ノ浦地区、 徳島県阿南市那賀川地区、 徳島県阿南市富岡地区、 徳島県阿南市領家地区、 徳島県阿南市日開野地区、 徳島県阿南市学原地区、 徳島県阿南市西路見地区、 徳島県阿南市七見地区、 徳島県阿南市原ヶ崎地区、 徳島県阿南市出来地区、 徳島県阿南市黒津地地区、 徳島県阿南市向原地区、 徳島県阿南市福村地区、 徳島県阿南市豊益地区、 徳島県阿南市才見地区、 徳島県阿南市畷地区、 徳島県阿南市中林地区、 徳島県阿南市見能林地区、 徳島県阿南市津乃峰地区、 徳島県阿南市橘地区、 徳島県阿南市大瀧地区、 徳島県小松島市大林地区、 徳島県小松島市坂野地区、 徳島県小松島市和田島地区、 徳島県小松島市和田津開地区、	

	徳島県小松島市間新田地区、 徳島県小松島市赤石地区、 徳島県小松島市豊浦地区、 徳島県小松島市榑瀨地区、 徳島県小松島市立江地区
--	--

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

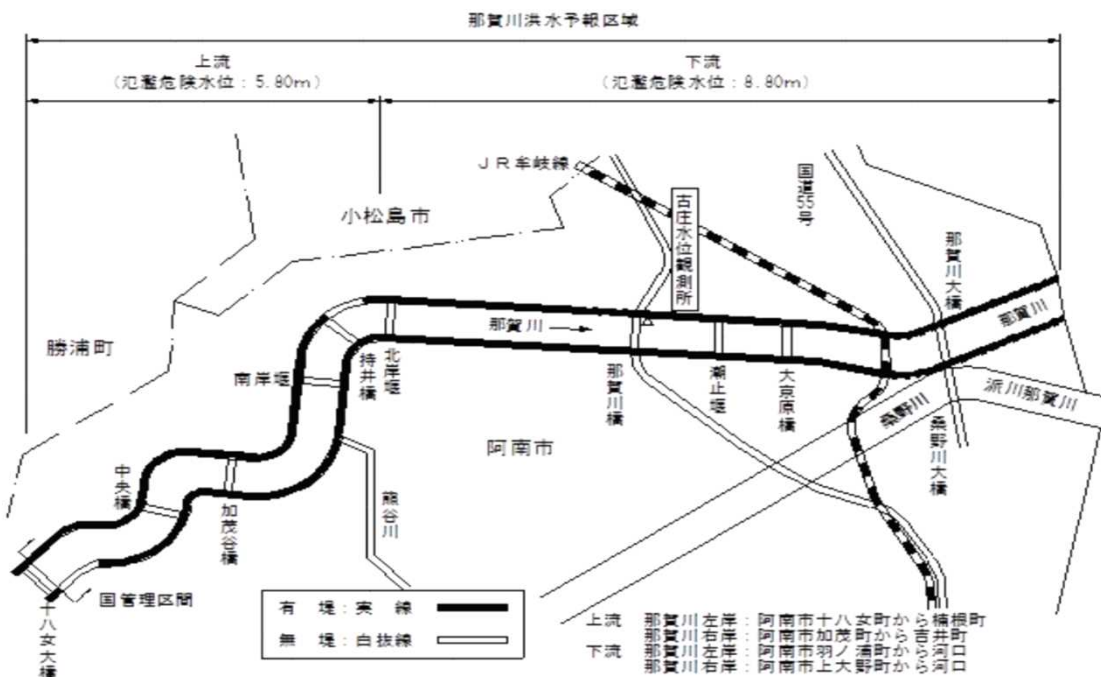
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461 (内線) 350

気象関係：気象庁 徳島地方気象台 電話：088-622-3857



勝浦川水系勝浦川氾濫警戒情報

勝浦川水系勝浦川洪水予報第〇号
洪水警戒報 (発表)
平成〇〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分
徳島県 徳島地方気象台 共同発表

(見出し)

勝浦川水系勝浦川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達する見込み

(主 文)

勝浦川の横瀬水位観測所（勝浦郡勝浦町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達する見込みです。

徳島市、小松島市、勝浦町では、勝浦川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
勝浦川上流域（横瀬上流域）	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水 位)

勝浦川水系勝浦川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m) 又は流量 (m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
横瀬 水位観測所 (勝浦郡勝浦町)	〇日〇時〇分の状況	3.10 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.30 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.40 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.50 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.60 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.90 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.80 -				
江田 水位観測所 (小松島市)	〇日〇時〇分の状況	3.50 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.70 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.80 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.90 -				
	〇日〇時〇分の予測	3.90 -				
	〇日〇時〇分の予測	4.00 -				
	〇日〇時〇分の予測	4.10 -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	横瀬 水位観測所	江田 水位観測所	
	勝浦郡勝浦町	小松島市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.20	4.70	
レベル3 避難判断水位※	3.60	4.10	
レベル2 氾濫注意水位	3.00	3.40	
レベル1 水防団待機水位	2.00	2.40	
受け持ち区間	勝浦川 徳島県勝浦郡勝浦町 三溪（横瀬橋）から 河口 徳島県勝浦郡勝浦町 三溪（横瀬橋）から 河口	勝浦川 徳島県勝浦郡勝浦町 三溪（横瀬橋）から 河口 徳島県勝浦郡勝浦町 三溪（横瀬橋）から 河口	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	徳島県徳島市、 徳島県小松島市、 徳島県勝浦郡勝浦町	徳島県徳島市、 徳島県小松島市、 徳島県勝浦郡勝浦町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

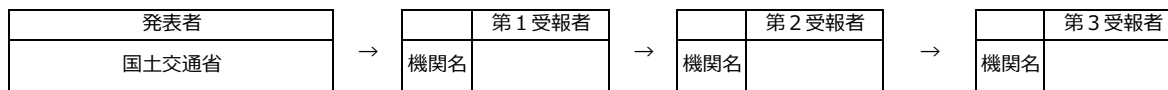
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
徳島県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www1.road.pref.tokushima.jp/ http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：徳島県 河川整備課 電話：088-621-2570

気象関係：気象庁 徳島地方气象台 電話：088-622-3857



正規

旧吉野川上流氾濫警戒情報

平成00年00月00日 00時00分
国土交通省 徳島河川国道事務所発表
(第0号)

【主文】

旧吉野川の大寺橋水位観測所（板野郡板野町）では、00日 00時00分頃に氾濫危険水位（2.85m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

旧吉野川 大寺橋水位観測所（板野郡板野町）

（受け持ち区間は 旧吉野川左岸：板野郡上板町佐藤塚から板野郡北島町高房、右岸：板野郡上板町第十新田から板野郡北島町高房）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	2.85m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	※※※	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.15m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-2211（内線）351

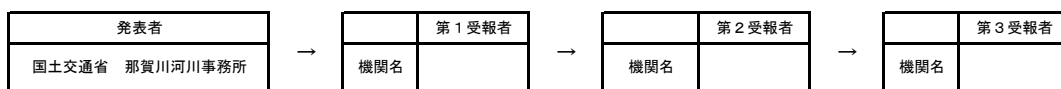
#REF!

（参考資料）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

様式例



正規

桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報

平成00年00月00日 00時00分
国土交通省 那賀川河川事務所発表
(第0号)

(主 文)

桑野川・派川那賀川の大原水位観測所(阿南市長生町)では00日00時00分頃に、避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位(有堤)6.10mに到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参 考)

桑野川・派川那賀川 大原水位観測所(阿南市長生町)

(受け持ち区間) 桑野川左岸：徳島県阿南市長生町諏訪の端28番地の2地先から派川那賀川合流点まで、
右岸：徳島県阿南市長生町権現池5番の1地先から派川那賀川合流点まで
派川那賀川左岸：幹川分派点から河口まで、右岸：幹川分派点から河口まで)

氾濫危険水位 (相当換算水位) 有堤:6.10m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
無堤:4.70m いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位 有堤:6.10m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位 4.15m 氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461 (内線) 350

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

()川	(上昇中・下降中)
	氾濫警戒情報 氾濫危険情報

平成 年 月 日
徳 島 県
()総合県民局
東部県土整備局()

【主文】

()川は、()時()分に、()観測所で、

○上昇中

レベル3である避難判断水位 ()mに達しました。
レベル4である氾濫危険水位

()観測所では、()時～()時の1時間に、
約()m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

○下降中

レベル3である避難判断水位 ()mを下回りました。
レベル4である氾濫危険水位

()観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な
注意をしてください。

《参考》 ()川 ()観測所 ()
(対象区間は ()地区～()地区)

レベル4	氾濫危険水位	()m
レベル3	避難判断水位	()m
レベル2	氾濫注意水位	()m
レベル1	水防団待機水位	()m

問い合わせ先
徳島県()総合県民局
東部県土整備局()
TEL : — —

正規

水防警報 (出動)

発表河川	基準水位観測所	発表番号
吉野川	池田(無堤)水位観測所	第0号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 徳島河川国道事務所発表

【現況】

吉野川の池田(無堤)水位観測所(三好市)の水位は、00日00時00分現在6.74mです。

吉野川の池田(無堤)水位観測所(三好市)の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

【発表】

水防機関は出動してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
池田(無堤)			○	
岩津(無堤)				
中央橋				
第十				
大寺橋				

(参考)

吉野川 池田(無堤)水位観測所(三好市)

(受け持ち区間は 吉野川左岸：三好市池田町から阿波市阿波町、右岸：三好市池田町から吉野川市山川町)

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-9611 (内線) 351

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報 (情報)

発表河川	基準水位観測所	発表番号
吉野川	池田 (無堤) 水位観測所	第0号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 徳島河川国道事務所発表

【現 況】

吉野川の池田 (無堤) 水位観測所 (三好市) の水位は、00日00時00分現在7.50mです。

【被災状況】

() 地先の () に () が発生しました。

【発 表】

水防機関は嚴重に警戒してください。

【特 記】

() 日 () 時現在の雨量は
早明浦 = (/ mm)、谷道 = (/ mm)
柳瀬 = (/ mm)、池田 = (/ mm) です。
池田地点の最高水位は () 日 () 時頃に起こると予想され
() m位に達する見込みです。
引き続き上昇しています。
池田地点の () 時間後の水位は () mと予想されま
す。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
池田 (無堤)	○			
岩津 (無堤)				
中央橋				
第十				
大寺橋				

(参考)

吉野川 池田 (無堤) 水位観測所 (三好市)

(受け持ち区間は 吉野川左岸：三好市池田町から阿波市阿波町、右岸：三好市池田町から吉野川市山川町)

問い合わせ先

国土交通省 徳島河川国道事務所 河川調査課 電話：088-654-9611 (内線) 351

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報 (出動)

発表河川	基準水位観測所	発表番号
那賀川	古庄水位観測所	第0号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 那賀川河川事務所発表

【現 況】

那賀川の古庄水位観測所 (阿南市) の水位は、00日00時00分現在5.00mです。

那賀川の古庄水位観測所 (阿南市) の水位は、氾濫注意水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は出動してください。

那賀川事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
古庄			○	
大原	○			

(参考)

那賀川 古庄水位観測所 (阿南市)

(受け持ち区間は 那賀川左岸：徳島県阿南市十八女町宮ノ前13番地先から河口まで、右岸：徳島県阿南市加茂町大西56番1地先から河口まで)

問い合わせ先

国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461 (内線) 350

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報 (情報)

発表河川	基準水位観測所	発表番号
那賀川	古庄水位観測所	第0号

平成00年00月00日 00時00分

国土交通省 那賀川河川事務所発表

【現況】

那賀川の古庄水位観測所（阿南市）の水位は、00日00時00分現在6.50mです。

【被災状況】

() 地先の () に () が発生しました。

【発表】

水防機関は嚴重に警戒してください。

【特記】

() 日 () 時現在の雨量は
 名古屋ノ瀬〔 () / () mm〕です。
 古庄地点の最高水位は () 日 () 時頃に起こると予想され
 () m位に達する見込みです。※計画高水位8.823m
 引き続き上昇しています。
 古庄地点の () 時間後の水位は () mと予想されま
 す。

那賀川事務所の水防警報発表状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
古庄			○	
大原	○			

(参考)

那賀川 古庄水位観測所（阿南市）

（受け持ち区間は 那賀川左岸：徳島県阿南市十八女町宮ノ前13番地先から河口まで、右岸：徳島県阿南市加茂町大西56番1地先から河口まで）

問い合わせ先

国土交通省 那賀川河川事務所 調査課 電話：0884-22-6461（内線）350

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

付表－8（9）

所 長	副 所 長 (河川)	副所長 (地域)	課 長	係 長

() 川
水防警報（津波） 第 ○ 号

平成 年 月 日 時 分
四 国 地 方 整 備 局
徳島河川国道事務所発表

1. 待 機	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 [徳島県] では () mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2. 出 動	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 [徳島県] では () mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は () 日 () 時 () 分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。</p> <p>-----</p> <p>() 日 () 時 () 分に [徳島県] に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、() 日 () 時 () 分に解除されました。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 [] から [河口] までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

付表－8（10）

所 長	副所長 (技術)改修	副所長 (技術)管理	課 長	係 長

那賀川（桑野川）

水防警報（津波） 第 ○ 号

平成 年 月 日 時 分

四 国 地 方 整 備 局

那 賀 川 河 川 事 務 所 発 表

1. 待 機	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 [徳島県] では () mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2. 出 動	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 [徳島県] では () mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は () 日 () 時 () 分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。</p> <p>-----</p> <p>() 日 () 時 () 分に [徳島県] に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、() 日 () 時 () 分に解除されました。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[] から [河口] までの水防団の出動を要します。 また、引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 [] から [河口] までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

付表－8（11）

<徳島県管理河川水防警報発表受報用紙>

（ ）川（ ）
水防警報第（ ）号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県

（ ）総合県民局・東部県土整備局（ ）

1 待 機	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、なお増水する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防団の待機を要します。
2 準 備	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、なお増水する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防団の準備を要します。
3 出 動	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mに達し、 氾濫注意水位(警戒水位)を（ ）mを超えており なお上昇のおそれがあるので、（ ）から（ ）までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mになり、引き続き減少する見込みです。 （ ）から（ ）までの水防警報を解除します。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

付表－8（11）

<徳島県管理河川水防情報発表受報用紙>

（ ）川（ ）
水防情報第（ ）号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県
（ ）総合県民局・東部県土整備局（ ）

No.	本 文
1	（ ）日（ ）時現在の雨量は、 （ ）{(/ mm)}, () {(/ mm)} （ ）{(/ mm)}, () {(/ mm)} です。
2	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分現在 （ ）mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分に （ ）水位を超えました。
6	（ ）地点の水位は、（ ）日（ ）時（ ）分最高水位 （ ）mに達しました。
7	（ ）地点の最高水位は、（ ）日（ ）時頃に起こると予想 され（ ）mに達する見込みです。
8	（ ）地点の（ ）時間後の水位は、（ ）mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	氾濫注意水位（警戒水位）を相当に上回る恐れがあります。
12	氾濫注意水位（警戒水位）を（ ）日（ ）時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	（ ）地点の（ ）に（ ）が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	（ ）

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

付表－８（１２）

<徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙>

（ ）川（ ）
 水防警報（津波）第（ ）号

平成 年 月 日 時 分

徳 島 県

（ ）総合県民局・東部県土整備局（ ）

津波に関する情報に十分注意してください。






1 待 機	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 []では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[]までの水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2 出 動	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 []では（ ）mの津波が予想されています。 津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、[]から[]までの水防団の出動を要します。 なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。</p> <p>-----</p> <p>（ ）日（ ）時（ ）分に[]に発表されていた（大津波警報・津波警報）は、（ ）日（ ）時（ ）分に解除されました。</p> <p>被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 []から[]までの水防団の出動を要します。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 []から[]までの水防警報を解除します。</p>

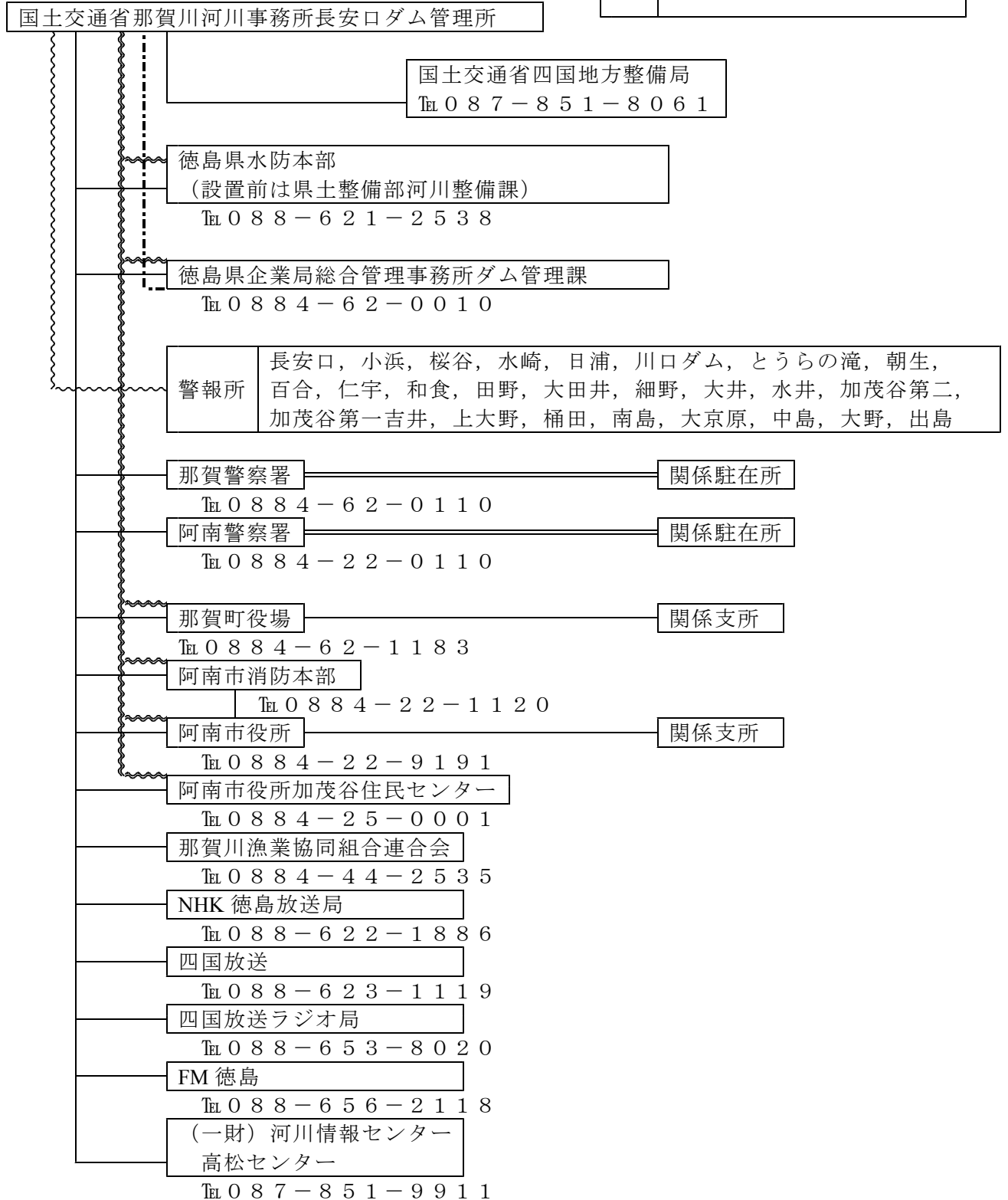
※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	平成 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	平成 年 月 日 時 分	受信者	

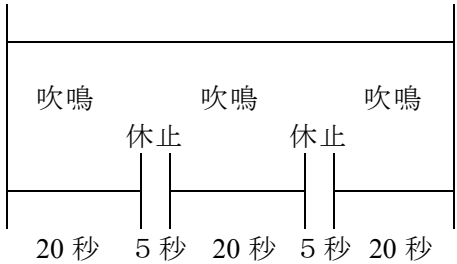
付表－9 ダム放流警報通信連絡系統

(1) 長安ロダム
イ 警報通信系統図

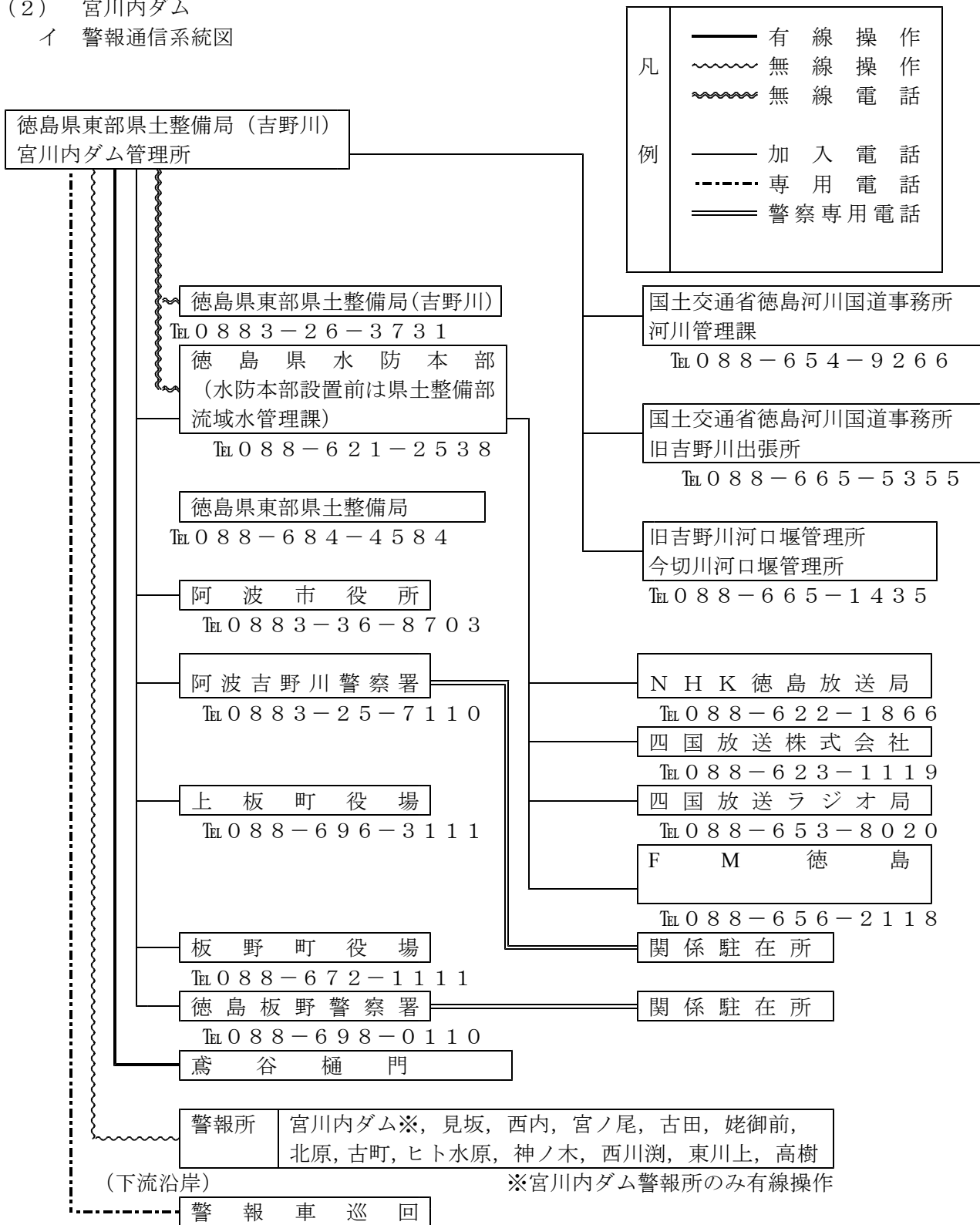
凡 例		無線操作
		無線電話
		専用電話
		加入電話
		警察専用電話



ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
予備放流	<p style="text-align: center;">1 サイクル</p>  <p style="text-align: center;">上記吹鳴を3回繰返して行う。</p>	<p>長安口，小浜，桜谷，水崎，日浦， 川口ダム，とうらの滝，朝生，百合，仁宇， 田野，和食，大田井，細野，大井，水井， 加茂谷第1，加茂谷第2，吉井，上大野， 桶田，南島，大京原，中島，大野，出島</p>
一般放流	上記吹鳴を1回行う。	同上
小放流	同上	長安口，小浜，桜谷，水崎，日浦

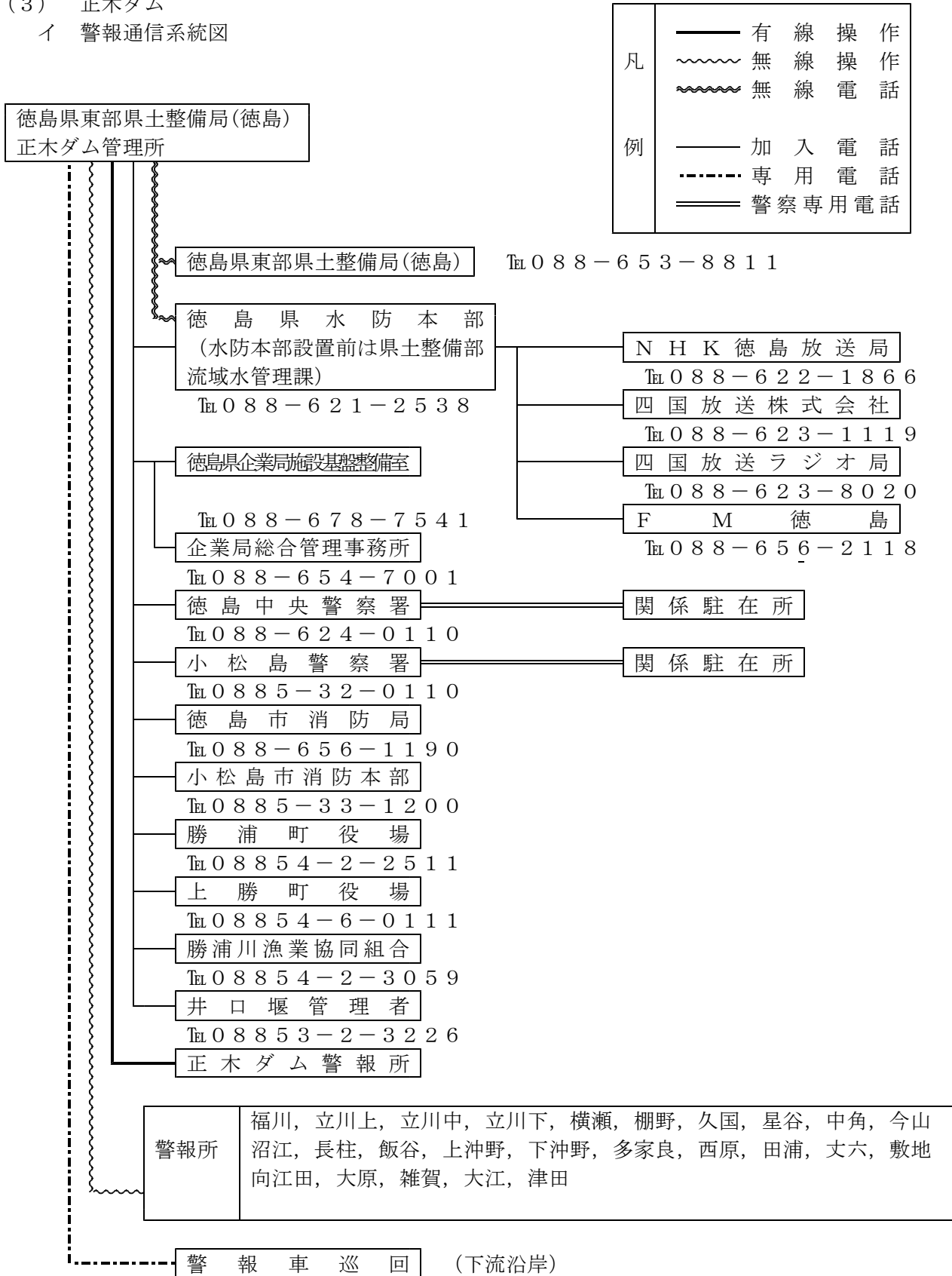
(2) 宮川内ダム
イ 警報通信系統図



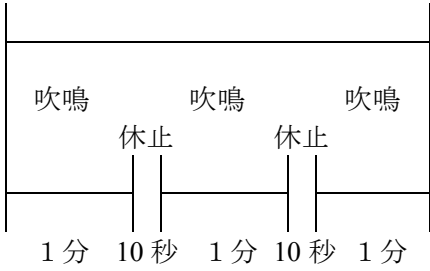
ロ スピーカーによる警報方法

区分	サイレンの吹鳴の方法	吹鳴箇所
・放流を行い下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき	吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴	宮川内ダム, 見坂 (疑), 西内 宮ノ尾 (疑), 古田, 姥御前 (疑)
・クレストゲートから放流を開始するとき	1分 10秒 1分 10秒 1分	北原, 古町 (疑), ヒト水原, 神ノ木 (疑) 西川淵, 東川上 (疑), 高樹 ※ (疑) は疑似音のみ

(3) 正木ダム
イ 警報通信系統図

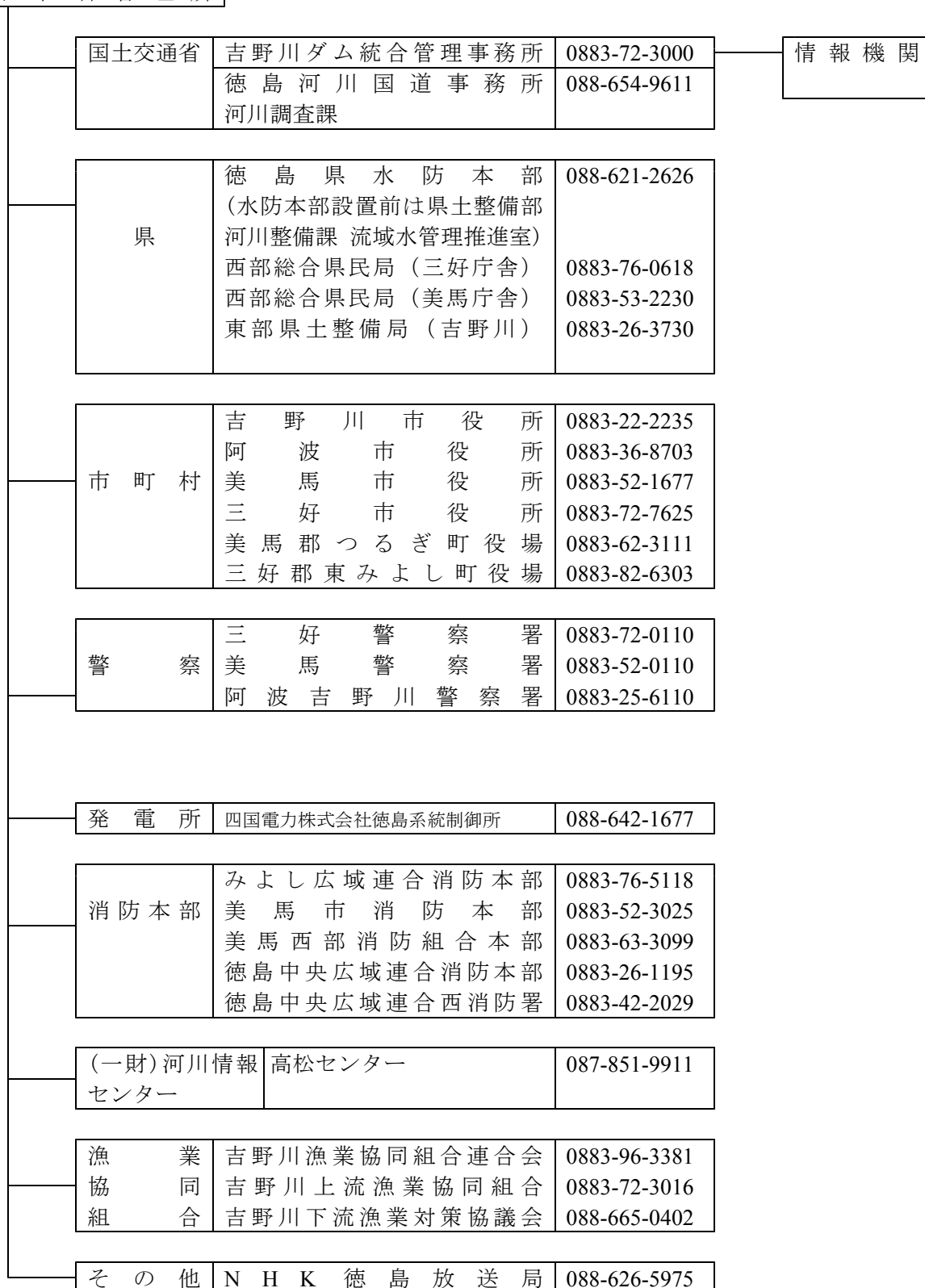


ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
予備放流	<p style="text-align: center;">1 サイクル</p>  <p style="text-align: center;">上記吹鳴を3回繰返して行う。</p>	<p>正木，福川，立川（上），立川（中）， 立川（下），横瀬，棚野，久国，星谷， 中角，今山，沼江，長柱，飯谷，上沖野， 下沖野，多家良，西原，田浦，丈六， 敷地，向江田，大原，雑賀，大江，津田</p>
一般放流	上記吹鳴を1回行う。	同上
一般放流 (微少放流)	同上	正木，福川，立川（上），立川（中）

(4) 池田ダム
イ 警報通信系統図

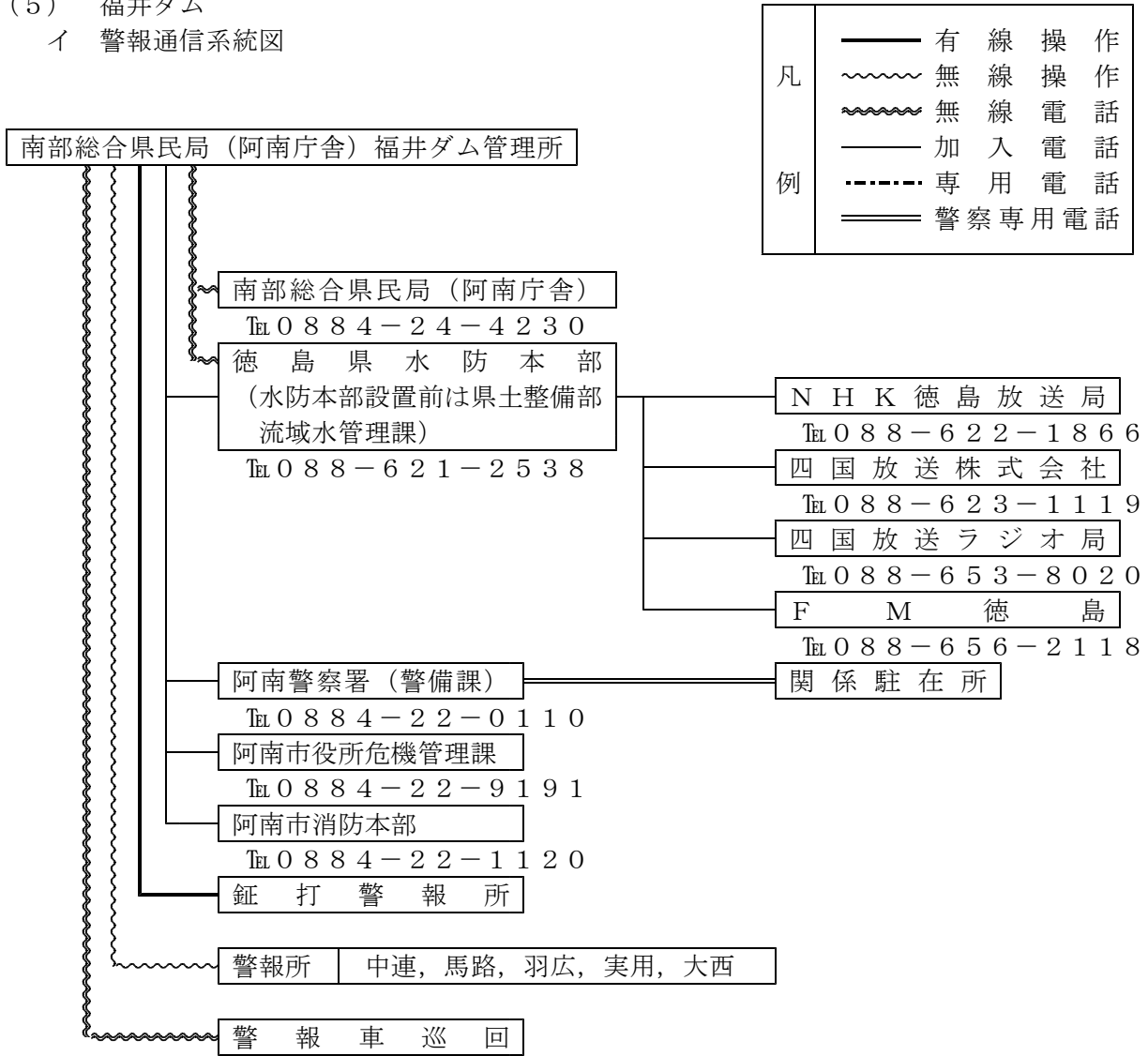
水 資 源 機 構
池 田 総 合 管 理 所



ロ サイレンによる警報方法

区 分	サイレン吹鳴の方法	吹 鳴 場 所
<p>放流量が500 m³/sを超えると予想される場合</p>	<p>ダム下流 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ - ○ 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒</p> <p>貯水池内 吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ 1分 15秒 1分</p>	<p>ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム</p> <p>貯水池内 山城, 板野</p>
<p>放流量が5,000m³/sを超えると予想される場合</p>	<p>ダム下流 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ - ○ - ○ 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒</p> <p>休止 吹鳴 休止 吹鳴 - ○ - ○ 5秒 15秒 5秒 15秒</p> <p>貯水池内 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ - ○ - ○ 1分 15秒 1分 15秒 1分 15秒 1分</p>	<p>ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム</p> <p>貯水池内 山城, 板野</p>
<p>ダムから放流を行うことにより, 下流に急激な水位上昇を生じると予想され場合, 又は放流量が11,100m³/sを超えると予想される場合</p>	<p>吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ - ○ - ○ 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒</p> <p>休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 - ○ - ○ - ○ - 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒</p> <p>吹鳴 休止 吹鳴 ○ - ○ 15秒 5秒 15秒</p>	<p>ダム下流 (供養地), 西井川, (佃), 辻, (滝下), 足代, (太刀野), 西庄, 芝生, (毛田), 半田, 西崎, 道万, 大原, 成戸, 池田ダム</p>

(5) 福井ダム
イ 警報通信系統図






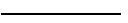
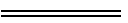
ロ サイレンによる警報方法

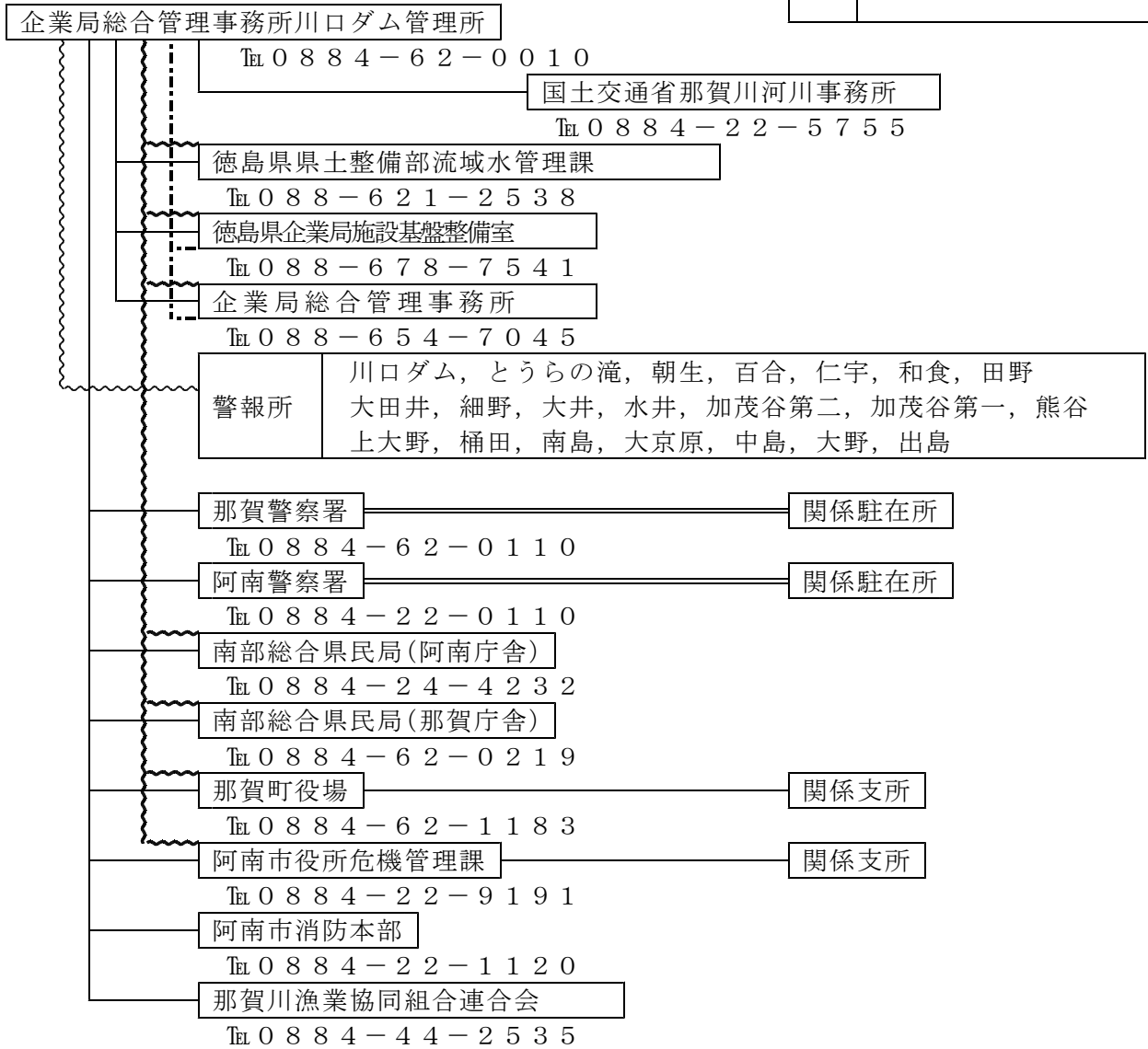
区 分	サイレンの吹鳴の方法	吹鳴箇所
・放流を行い下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき ・水位が、非常用洪水吐を超えると予想されるとき	吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 20秒 10秒 20秒 10秒 20秒	鉦打，中連，馬路，羽広，実用，大西

(6) 旧吉野川河口堰管理所防災本部伝達経路図



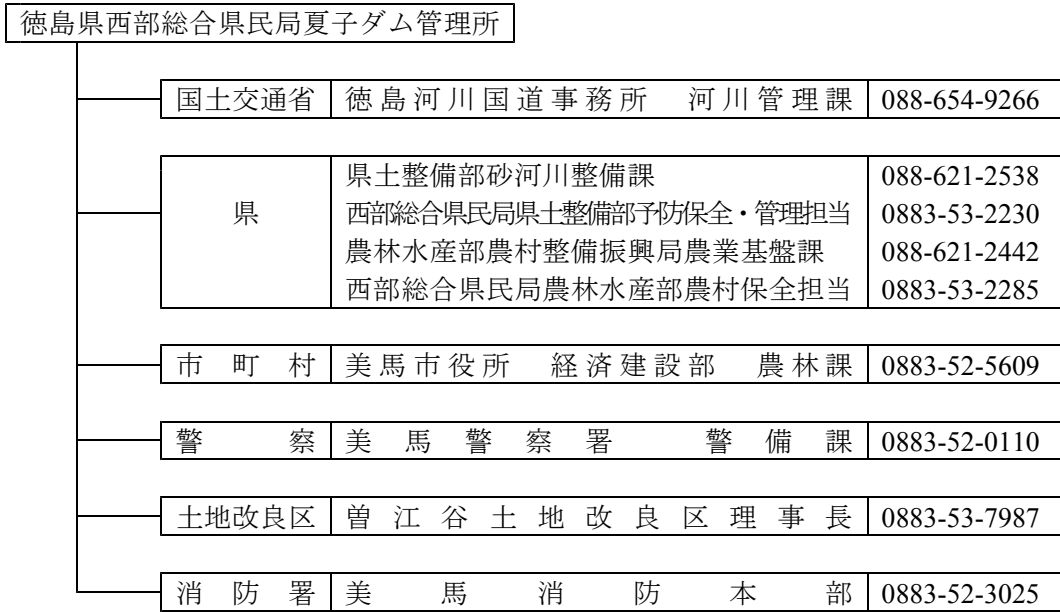
(7) 川口ダム
イ 警報通信系統図

凡例		無線操作
		無線電話
		専用電話
		加入電話
		警察専用電話



(8) 夏子ダム

イ 警報通信系統図



ロ スピーカーによる警報方法

サイレンの吹鳴の方法					吹鳴箇所
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴	脇町夏子ダム 脇町釜ノ池 脇町赤谷 脇町曾江 脇町共進
60秒	10秒	60秒	10秒	60秒	
←-----→ 3分20秒					

第1章 水防法

昭和24・6・4法律第193号
最終改正 平成25・6・21法律第54号
平成27. 5. 20法律第22号
平成29. 5. 19法律第31号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又

は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合にお

いては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府

- 県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
 - 3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。
 - 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

- 第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川（同法第4条第1項に規定する1級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

- 第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

- 第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しな

ればならない。

(洪水浸水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、前項の国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域同法第7条第3項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域同法第55条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
 - 6 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

- 第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

- 第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聞くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理団体は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第1項の規定による届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
 - 3 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第15条の10 都道府県の知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
 - 3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

- 第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第10条第2項、第1

1 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第 1 5 条の 1 2 河川管理者は、第 1 5 条の 6 第 1 項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第 5 8 条の 8 第 1 項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第 1 6 条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第 1 7 条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第 1 8 条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第 1 9 条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第 2 0 条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第 2 1 条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、第2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

第4章 指定水防管理団体の組織及び活動

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

- 第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
 - 3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。
 - 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

- 第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

- 第36条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
 - 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

- 第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
 - 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
 - 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 水防に関する調査研究を行うこと。
 - 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団との連携）

- 第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条の7第3項の規定に違反した者
- 二 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚位の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第20条第2項の規定に違反した者
- 三 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

徳島県防災会議水防部会設置要綱

最終改正 平成31年4月1日

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議を行うため、徳島県防災会議条例（昭和37年10月12日徳島県条例第29号）第4条第1項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）に水防部会（以下「部会」という。）を置く。

(委員)

第2条 部会に属する委員（以下「委員」という。）の定数は、15名とする。
2 委員には、会長が別表に掲げる職にある者を指名する。

(部会長)

第3条 部会長には、委員のうち、会長が政策監の職にある者を指名する。
2 部会長に事故があるときは、委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 部会は、委員の3分の1以上の出席を要する。
第5条 部会は、毎年度出水期前の5月又は6月に開く。
ただし、水害の発生その他の事由により、部会の必要が生じたときは、その都度開くものとする。
2 委員は、部会の必要があると認めたときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
第6条 部会長は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。
一 水防計画の内容に軽易な変更が生じ、早急に修正を要するとき。
二 緊急を要する事態が発生し、部会を開くいとまがないとき。
三 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。
2 部会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の部会にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、県土整備部河川整備課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度部会にはかって定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

機 関 名	職 名
四国地方整備局	局 長
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長
徳島地方气象台	台 長
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長
徳島県警察本部	本 部 長
徳島県	政 策 監
〃	県 土 整 備 部 長
徳島県市長会	会 長
徳島県町村会	会 長
徳島県消防協会	会 長
日本赤十字社徳島県支部	事 業 推 進 課 長
日本放送協会徳島放送局	局 長
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長
四国放送株式会社	報 道 制 作 局 長

第3 徳島県防災会議水防部会 構成員名簿

会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

令和元年5月27日現在

機 関 名	職 名	氏 名	備 考
四国地方整備局	局 長	平 井 秀 輝	
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長	赤 井 亨	
徳島地方气象台	台 長	明 田 川 保	
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長	今 井 俊 夫	
徳島県警察本部	本 部 長	根 本 純 史	
徳島県	政 策 監	福 井 廣 祐	部会長
徳島県	県土整備部長	北 川 政 宏	
徳島県市長会	会 長	遠 藤 彰 良	
徳島県町村会	会 長	後 藤 正 和	
徳島県消防協会	会 長	乃 一 一 夫	
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	玉 田 敏 彦	
日本放送協会徳島放送局	局 長	安 原 裕 人	
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長	高 瀬 直 輝	
西日本電信電話株式会社徳島支店	支 店 長	川 口 良 浩	
四国放送株式会社	報道制作局長	丸 山 隆 志	

第4の1 徳島県と徳島気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、徳島県内における防災対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、警報・注意報並びに気象及び地震に関する観測資料等（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

（装置等の設置）

第2条 甲は、乙が所有する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）を設置する。

（費用の負担）

第3条 通信装置の設置、運用及び維持管理費に要する経費は、甲が負担するものとする。

（設置場所の使用等）

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

（点検及び管理）

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検及び修理等の作業を実施するに当たり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有する計算機システムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は警報等の防災情報（以下「警報事項等」という。）をオンラインにより提供する。

2 甲及び乙は、前項に記載されたシステムによる警報事項等の伝達をもって、気象業務法第15条第1項、第15条の2第1項、水防法第10条及

び消防法第22条第1項に基づく法定通知事項の通知として取り扱うものとする。

(細目事項)

第8条 情報の提供及び交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙の協議の上定めるものとする。

第11条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」は廃止する。

平成28年3月31日

甲 徳島県

徳島県知事

飯 泉

嘉 門

乙 徳島地方気象台

徳島地方気象台長

間 宮

嘉 久

第4の2 徳島県と徳島気象台間の防災情報交換に関する細目協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の定めに基づき、提供及び交換する情報並びにその運用に関して、次のとおり細目を定める。

（甲から提供する情報）

第1条 甲から乙に提供する情報及びその範囲は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第2条 乙から甲に提供する情報及びその範囲は、別表2のとおりとする。

（警報事項等の通知及び確認方法）

第3条 乙から甲に提供する情報のうち、協定第7条第2項の法定通知事項は、別表3のとおりとする。

2 この法定通知事項の通知確認は、オンライン配信における通信手順での応答機能により実施することとする。

3 回線等の障害により、前項の法定通知及び通知確認を行うことができない場合は、別紙1により対応するものとする。

4 別表4に示す情報については、法定通知事項に準ずるものとし、通知及び確認等を行うものとする。

（第三者への情報提供及び発表）

第4条 甲及び乙は第1条及び第2条に定められた情報について、それぞれ別表5及び別表6の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有する徳島県総合情報

通信ネットワークシステムにおいても、甲の事務の一環として、各市町村及び住民に周知・啓発するため活用することができる。

3 甲が乙に提供した震度情報は、気象庁（乙及び気象官署を含む）が発表する地震情

報に含めることができる。

（情報の加工）

第5条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用するときは、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第6条 甲及び乙は、この相互交換により入手した情報を、防災目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（システムの接続方法）

第7条 甲及び乙は、甲の保有する徳島県総合情報通信ネットワークシステムと乙の保有する気象情報伝送処理システムを別紙2のとおり接続する。

(管理・運用責任者)

第8条 甲及び乙は、防災情報の相互交換を円滑に行い、また、防災情報の品質管理を行うため、このシステムの運用に関し、別紙3のとおり管理責任者及び運用責任者を置くものとする。

(管理・運用等)

第9条 システム運用、保守、点検、経費等に関する責任分界点は、別紙2のとおりとする。

2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。

3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により防災情報交換を停止する場合

には、事前に相互に連絡、調整するものとする。

4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が認められる場合は、直ちに運用責任者

に連絡するとともに、迅速な障害復旧に努めるものとする。

5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の防災情報交換の再開は、障

害の復旧後速やかに実施するものとする。

6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲

はその観測データをファクシミリ等の方法により乙に提供するよう努めるものとする。また、障害期間中に甲が観測した観測データは復旧後に伝送するものとする。

7 甲及び乙は、伝送方法及びデータフォーマットを変更する場合には、事前に管理

責任者と協議するものとする。

(その他)

第10条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第11条 この細目協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本細目協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「情報交換に関する細目協定」、「情報交換に関する運用細目」及び平成11年12月20日甲乙両者の間で締結した「気象警報等の通知に関する覚書」は、廃止する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

甲 徳島県危機管理部
とくしまゼロ作戦課長 坂東 淳

乙 徳島地方气象台
観測予報管理官 佐伯 亮介

第5 雨量観測資料の通報に関する覚書

徳島県(以下「甲」という。)と徳島地方気象台(以下「乙」という。)とは、甲が乙に雨量観測資料の通報を行う場合の方法について、次のとおり覚書を交換し、昭和63年3月31日から効力を生ずるものとする。

(観測所)

第1条 甲が管理している雨量観測所のうち、乙に雨量観測資料を通報するものは、次のとおりとする。

宮川内・鳴門・吉野・長安口・川島・阿南・大里・名古ノ瀬・正木

(通報基準)

第2条 次の各号に定めるいずれかに該当する雨量を観測したときは、甲から乙にそれ以降雨が降り終わるまでの間毎時通報する。

(1) 1時間雨量が20mmに達したとき。

(2) 雨が降り始めてからの積算雨量が70mmに達したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は可能な範囲で事後に通報する。

(1) 前条に定める観測所のうち長安口・名古ノ瀬・宮川内・正木については、休日・夜間及び河川法に基づくダム操作規則による洪水警戒体制時の場合

(2) 前条に定める観測所のうち鳴門・吉野・川島・阿南・大里については、休日及び夜間(徳島県水防計画に定める準備体制に入ったときは除く。)の場合

(通報方法)

第3条 通報は徳島県防災行政用無線電話によって行う。

(担当課)

第4条 この業務についての担当は、甲は土木部河川課、乙は技術課とする。

(通報期間)

第5条 雨量観測資料の通報期間は、原則として、6月1日から9月30日までとする。

(経過措置)

第6条 この覚書の交換に伴い、昭和48年10月5日両者の間で交換した「雨量観測資料の通報に関する覚書」は、昭和63年3月30日にその効力を失う。

(疑義等の決定)

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和63年3月29日

甲	徳島県		
	徳島県知事	三木申三	
	徳島県企業局長	小原靖之	
乙	徳島地方気象台		
	徳島地方気象台長	松本久	

第6 ダム、堰、排水機場操作規則

1 長安口ダム操作規則

平成19年4月1日施行

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 貯水池の水位等(第3条～第9条)
- 第3章 貯水池の用途別利用(第10条～第12条)
- 第4章 洪水調節等(第13条～第19条)
- 第5章 貯留された流水の放流(第20条～第26条)
- 第6章 点検、整備等(第27条～第29条)
- 第7章 雑則(第30条)
- 附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 長安口ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 長安口ダムは、洪水調節、かんがい及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒2,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月15日から10月31日まで
- 二 非洪水期間 11月1日から翌年6月14日まで

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高225.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高225.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高195.0メートルとする。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位は、次の各号に定めるところとする。

- 一 台風の場合は、標高219.7メートル
- 二 台風以外の場合は、予備放流水位の最低限度は、標高219.7メートル

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節は、標高219.7メートルから標高225.0メートル

までの容量最大1,096万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第11条 かんがい用水の供給は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大4,349.7万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大4,349.7万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 那賀川河川事務所長(以下、「所長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から那賀・勝浦地方で大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集に関すること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 台風以外の場合において、洪水調節計画を立て、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合において、台風の場合は第9条第一号及び台風以外の場合は前条第三号の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、下流に支障を与えない範囲で、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒2,000立方メートルを超え毎秒2,500立方メートルに達するまでは、流入量に等しい量の流水を放流すること。
- 二 流入量が毎秒2,500立方メートルから毎秒6,400立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 2,500) \times 0.744 + 2,500\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
- 三 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 2,500) \times 0.744 + 2,500\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

第17条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても洪水調節容量がある場合に限り調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第20条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流することができる。

一 水位が常時満水位、サーチャージ水位をこえるとき。

二 第15条の規定により予備放流を行なうとき。

三 第16条の規定により洪水調節を行なうとき。

四 第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。

五 第23条の規定によりかんがい用水の供給のため放流を行なうとき。

六 第27条の規定によりゲート又は放水管バルブの点検又は整備を行なうため特に必要があるとき。

七 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第21条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第22条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から日野谷発電所の使用水量(毎秒60立方メートル以内)を控除した量を超えないようにしなければならない。

一 第20条第一号、第四号の場合においては、流入量に相当する量

二 第20条第二号、第六号又は第七号の場合においては、毎秒500立方メートル。ただし、同条第二号の場合において、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒2,000立方メートル

三 第20条第三号又は第五号の場合においては、第16条又は次条の規定による放流量

(かんがい用水の供給のための放流)

第23条 所長は、かんがい用水の供給のため必要があると認めるときは、必要量を放流することができる。

(放流量等の決定)

第24条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、日野谷発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第16条の規定により洪水調節を行う場合を除き、あらかじめ、徳島県企業局総合管理事務所長の意見を聴かななければならない。

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 所長は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておくものとする

(ゲート等の操作)

第26条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第27条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び計測を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第28条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第29条 所長は、ゲート等を操作し、第27条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則)

第30条 この規則を実施するために必要な細則は、四国地方整備局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

2 宮川内ダム操作規則

昭和45年9月18日
徳島県規則第73号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第10条)
第3章	貯水池の用途別利用(第11条・第12条)
第4章	洪水調節等(第13条—第20条)
第5章	貯留された流水の放流(第21条—第26条)
第6章	ゲート及び放水管バルブの操作(第27条・第28条)
第7章	点検、整備等(第29条・第30条)
第8章	記録等(第31条—第33条)
第9章	雑則(第34条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 宮川内ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 宮川内ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

一 洪水期間 6月15日から10月31日まで

二 非洪水期間 11月1日から翌年6月14日まで

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、5月15日から9月30日までとする。

(水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高130.6メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行なう場合及び第十八条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 貯水池のサーチャージ水位は、標高135.0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高117.8メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第10条 予備放流水位の最低限度は、標高124.2メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高124.2メートルから標高135.0メートルまでの容量最大95万立方メートルを利用して行なうものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高130.6メートルから標高135.0メートルまでの容量最大45万立方メートルを利用して行なうものとする。

(かんがいのための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、標高117.8メートルから標高130.6メートルまでの容量最大77万立方メートルを利用して行なうものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第13条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定められるところにより洪水の発生が予想される時。

2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 局長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 局長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高120.8メートル未満である場合又は標高133.3メートル以上である場合で、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、水位が標高125.8メートルに達するまでの間においては、自然放流とすること。
- 二 前号に規定する操作の実施後、水位が標高125.8メートルに達した後においては、毎秒200立方メートルの流量を限度として放流すること。
- 三 前号に規定する操作の実施後、放流量が毎秒200立方メートルに達した後においては、流入量が減少し始めてから毎秒200立方メートルに等しくなるまでの間は、毎秒200立方メートルの流量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 局長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行つた後にあつては前条第二号又は第三号に規定する方法による操作における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行つた後にあつては毎秒100立方メートルの流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 局長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても、調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- 四 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- 五 第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 六 第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 七 第24条の規定により下流既得用水のための放流を行うとき。

- 八 第25条の規定によりかんがい用水の供給のため放流を行うとき。
- 九 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 局長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行なう場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

- 一 第21条第一号、第二号又は第六号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第21条第三号、第九号又は第十号の場合においては、毎秒100立方メートル
- 三 第21条第四号、第五号、第七号又は第八号の場合においては、それぞれ第16条、第17条、第24条又は第25条の規定による放流量

(下流既得用水のための放流)

第24条 局長は、下流既得用水のため必要があると認める場合においては、毎秒0.3立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は、流入量の範囲内とする。

(かんがい用水の供給のための放流)

第25条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0.514立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 局長は、ダムにから放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第6章 ゲート及び放水管バルブの操作

(ゲートの操作)

第27条 ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。
- 二 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

(放水管バルブの操作)

第28条 放水管バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。
- 二 次条の規定により放水管バルブの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第29条 局長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行なわなければならない。

- 一 ダム本体
- 二 ゲート及び放水管バルブ(以下「ゲート等」という。)
- 三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- 四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- 五 監視のため必要な船舶
- 六 警報のため必要な車両
- 七 第三号から前号までに掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、メートル等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行なわなければならない。

(調査又は測定)

第30条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行なわなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第31条 局長は、第15条及び第17条の規定により放流を行なつたとき、第16条の規定により洪水調節を行なつたとき、並びに第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第27条各号の一又は第28条各号の一に該当する場合には、おいてゲート等进行操作したときは、その状況を同項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第32条 局長は、第29条の規定により点検及び整備を行なった結果並びに第30条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第33条 局長は、知事が別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第34条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和45年9月20日から施行する。

2 宮川内ダム操作規則(昭和39年徳島県訓令第304号)は、廃止する。

附 則(昭和53年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第30号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第三十条関係)

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天 気 気 圧 気 湿 風 量 降 水 蒸 発 積 雪
貯 水 池	水 流 入 流 放 水 取 水 水 堆 位 量 量 量 温 度 砂
ダ ム	揚 圧 漏 水 力 量
効 果	洪 水 調 節 か ん が い

3 正木ダム操作規則

昭和53年4月1日
徳島県規則第36号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第11条)
第3章	貯水池の用途別利用(第12条—第14条)
第4章	洪水調節等(第15条—第22条)
第5章	貯留された流水の放流(第23条—第29条)
第6章	ゲート及び低水管理用バルブの操作(第30条—第34条)
第7章	点検、整備等(第35条・第36条)
第8章	記録等(第37条—第40条)
第9章	雑則(第41条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 正木ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 正木ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、工業用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一 洪水期間 6月1日から10月15日まで

二 非洪水期間 1月1日から5月31日まで及び10月16日から12月31日まで

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高183・0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高185・0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高169・3メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給のために確保すべき水位(以下「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあつては、それぞれ当該各号に定める水位とし、基準日以外の日にあつては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位とから等差的に算出される水位とし、第17条、第26条又は第27条の規定により放流する場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

一 1月20日 標高163・0メートル

二 2月 5日 標高163・0メートル

三 4月10日 標高158・0メートル

四 4月30日 標高158・0メートル

五 5月31日 標高162・0メートル

六 6月20日 標高158・0メートル

七 7月 5日 標高169・3メートル

八 8月10日 標高164・0メートル

九 9月5日 標高167・0メートル

十 10月10日 標高158・0メートル

(最低水位)

第10条 貯水池の最低水位は、標高158・0メートルとする。

(予備放流水位)

第11条 洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルとする。

2 非洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルを最低限度として、第16条第4号の規定により定める水位とする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第12条 洪水調節は、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1100万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては、水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1,100万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高183・0メートルから標高185・0メートルまでの容量最大130万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び工業用水のための利用)

第13条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルのうち85万4千立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第14条 発電は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置を採らなければならない。

一 県土整備部流域水管理課、徳島地方気象台、企業局総合管理事務所その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

三 洪水調節計画を立てること。

四 非洪水期間である場合においては、前号の洪水調節計画に基づき、予備放流水位を定めること。

五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置を採ること。

(予備放流)

第17条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 局長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれによらないことができる。

一 流入量が毎秒500立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒{(流入量-500)×0.35+500}立方メートルを限度として、放流すること。

二 流入量が最大に達した後は、毎秒{(最大流入量-500)×0.35+500}立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

三 次条の規定によりダムから放流を行つている場合において、流入量が毎秒500立方メートルを下らず、かつ、水位が制限水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなつたときから毎秒{(当該等しくなつたときの放流量-500)÷0.

35+500} 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。

四 流入量が前号に規定する毎秒{(当該等しくなったときの放流量-500)÷0.35+500}立方メートルに等しくなったときから以後は、第一号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、濁水対策上特に必要があると認める場合においては、利水に支障を与えない範囲で、制限水位以下に水位を低下させることができるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。
- 五 第17条の規定により水位を予備放流水位に低下させるとき。
- 六 第18条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第26条の規定により流水の正常な機能の維持のため必要があるとき。
- 十 第27条の規定により工業用水の供給を行うとき。
- 十一 第35条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十二 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第24条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる流量から勝浦発電所(以下「発電所」という。)の使用水量(毎秒10・0立方メートル以内)を控除して得た流量を超えないようにしなければならない。

- 一 第23条第一号、第二号、第四号又は第八号に該当する場合においては、流入量に相当する流量
- 二 第23条第三号、第五号又は第十一号に該当する場合においては、毎秒300立方メートル。ただし、同条第五号に該当する場合において特にやむを得ないと認めるときは、毎秒500立方メートル
- 三 第23条第六号、第七号、第九号又は第十号に該当する場合においては、それぞれ第18条、第19条、第26条又は第27条の規定により放流する流量
- 四 第23条第十二号に該当する場合においては、必要最小限度の流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、次の各号に掲げる期間に応じて、それぞれ当該各号に定める流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

- 一 1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 毎秒1・00立方メートル
- 二 5月1日から5月31日まで 毎秒2・70立方メートル
- 三 6月1日から6月15日まで 毎秒4・40立方メートル

四 6月16日から9月30日まで 毎秒3・43立方メートル
(工業用水の供給のための放流)

第27条 局長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0・8立方メートルの流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第28条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合、第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせる場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、企業局総合管理事務所長の意見を聴かななければならない。

(放流に関する通知等)

第29条 局長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

2 知事は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知する方法をあらかじめ定めておくものとする。

第6章 ゲート及び低水管理用バルブの操作

(ゲートの操作の方法)

第30条 ゲートの操作によるダムからの放流は、コンジットゲートの操作によつて行うのを原則とし、これによつて所要の放流ができないときは、クレストゲートの操作によつて行うものとする。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第31条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 第35条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(クレストゲートの操作)

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(低水管理用バルブ等の操作)

第33条 低水管理用バルブ及びその予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定により低水管理用バルブ又はその予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 その他必要があるとき。

(表面取水ゲートの操作)

第34条 表面取水ゲートは、常に一定の水深を保つよう操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要があると認める場合及び次条の規定により点検又は整備を行う場合においては、これによらないことができる。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第35条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 ダム本体

二 ゲート及び低水管理用バルブ(以下「ゲート等」という。)

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

五 監視のため必要な船舶

六 警報のため必要な車両

七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

らない。

(調査又は測定)

第36条 局長は、別表の上欄に掲げる事項に関し、それぞれ同表の相当下欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第37条 局長は、第17条及び第19条の規定により放流を行ったとき、第18条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動の状況

三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第31条第1項各号及び第2項各号、第32条各号並びに第33条各号の一に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第38条 局長は、第35条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第36条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第39条 局長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第40条 局長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 第18条の規定により洪水調節を行ったときの状況

二 その他必要な事項

第9章 雑則

(細則への委任)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 正木ダム工事中操作規則(昭和52年徳島県規則第40号)は、廃止する。

附 則(昭和57年規則第30号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する

附 則(平成20年規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する

附 則(平成21年規則第33号)抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する

附 則(平成22年規則第26号)抄

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第34号)抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第33号)抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第46号)抄

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第34号)抄

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第33号)抄

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第28号)抄

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第36条関係)

事 項	項 目
気 象	天 気 気 湿 風 向 風 速 降 水 蒸 発 気 圧 温 度 風 量 風 速 量 量
貯 水 池	水 流 放 入 取 流 水 水 堆 たい 水 質 位 量 量 量 温 度 砂 質
ダ ム	揚 圧 力 た わ み 漏 水 量
効 果	洪 水 調 節 か ん が い 工 業 用 水 発 電

4 池田ダム操作規則

昭和50年3月26日
水公規程昭和50年第24号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条―第10条)
第3章	貯水池の用途別利用(第11条―第13条)
第4章	洪水調節等(第14条―第20条)
第5章	貯留された流水の放流(第21条―第26条)
第6章	ゲートの操作(第27条)
第7章	点検、整備等(第28条・第29条)
第8章	記録等(第30条―第32条)
第9章	雑則(第33条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 池田ダムの操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 池田ダムは、洪水調節、吉野川の流水の正常な機能の維持、吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめること並びに発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒5,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(かんがい期間及び非かんがい期間)

第4条 かんがい期間及び非かんがい期間は、次の各号に規定する期間とする。

一 かんがい期間 5月21日から10月10日までの間

二 非かんがい期間 10月11日から翌年5月20日までの間

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム地点に設けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高88.1メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第7条 貯水池の洪水時満水位は、標高90.7メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(取水のための水位)

第8条 吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめるための貯水池の水位は、標高87.5メートル以上とする。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高87.5メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第10条 予備放流水位の最低限度は、標高87.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高87.5メートルから標高90.7メートルまでの容量最大4,400,000立方メートルを利用して、必要に応じ予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高88.1メートルから標高90.7メートルまでの容量最大3,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

(吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用)

第12条 吉野川の流水の正常な機能の維持は、早明浦ダムの操作と併せて標高87.5メートルから標高88.1メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、第8条の規定による吉野川北岸用水及び香川用水の取水のための水位の確保並びに第11条第1項の規定による洪水調節及び前条の規定による吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えない範囲内で、標高87.5メートルから標高88.1メートルまでの容量最大800,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 池田総合管理所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から徳島県三好地方、高知地方気象台から高知県中部地方及び松山地方気象台から愛媛県東予地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。
- 二 国土交通省吉野川ダム統合管理事務所長(以下「統管所長」という。)から指示があったとき。
- 三 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 吉野川開発局、国土交通省吉野川ダム統合管理事務所、国土交通省徳島工事事務所、四国電力株式会社吉野川電力区(以下「発電所」という。)その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、及び予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

(予備放流)

第16条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合において、水位が前条第三号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒5,000立方メートルに達したときから流入量が最大に達するまでの間における放流量が最大流入量から最大毎秒200立方メートルを控除した量に等しくなる時まで、流入量を超えない量の流水を放流すること。
- 二 前号の規定による放流量が最大流入量から最大毎秒200立方メートルを控除した量に達した後は、当該量の流水を、流入量が当該量に等しくなる時まで放流すること。

2 所長は、統管所長から洪水調節について指示があったときは、前項の規定に関わらず、当該指示に従って洪水調節を行わなければならない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位が洪水時満水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。

- 三 第16条の規定により予備放流を行うとき。
- 四 第17条の規定により洪水調節を行うとき。
- 五 第18条の規定により洪水調節等の後に水位を低下させるとき。
- 六 第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 七 第24条の規定により吉野川の流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。
- 八 第28条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 九 その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から魚梯流量及び発電所の使用水量を控除した量を超えないようにしなければならない。

- 一 第21条第一号、第二号又は第六号の場合においては、流入量から香川用水及び吉野川北岸用水の取水量を控除した量
- 二 第21条第八号又は第九号の場合においては、毎秒500立方メートル
- 三 第21条第三号、第四号、第五号又は第七号の場合においては、それぞれ第16条、第17条、第18条又は次条の規定による放流量

(吉野川の流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、吉野川の流水の正常な機能の維持のために必要な流量として、かんがい期間にあつては次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる流量、非かんがい期間にあつては毎秒15.0立方メートルを放流しなければならない。

- 一 5月21日から5月31日までの間 毎秒40.0立方メートル
- 二 6月1日から9月10日までの間 毎秒43.0立方メートル
- 三 9月11日から9月20日までの間 毎秒29.0立方メートル
- 四 9月21日から9月30日までの間 毎秒27.0立方メートル
- 五 10月1日から10月10日までの間 毎秒20.0立方メートル

2 前項の規定に関わらず、所長は、貯水池からダム下流の既得水利のための取水が行われている場合においては、前項に規定する流量から当該取水量を控除した流量を放流しなければならない。

3 第1項の規定による放流は、統管所長から指示又は必要な情報の提供を受けて行うものとする。

(放流量等の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、吉野川北岸用水及び香川用水の取水量並びに発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量の決定をしなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水調節等の後に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ、発電所の長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 前項の実施について必要な事項は、別に定める。

第6章 ゲートの操作

(ゲートの操作)

第27条 ゲートは次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 次条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第28条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- 一 ダム本体
- 二 ゲート
- 三 ゲート进行操作するために必要な機械及び器具
- 四 魚梯
- 五 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備
- 六 監視のために必要な船舶
- 七 警報のために必要な車両

- 八 第二号から前号までに掲げるものの操作のために必要な資材
- 2 所長は、前項の規定するもののほか、ゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。
(調査又は測定)
- 第29条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について、調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲートの操作の記録)

第30条 所長は、第17条の規定により洪水調節を行ったとき、又は第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定するもののほか、第27条の規定によりゲートを操作したときは、その状況を前項の規定に準じて記録しておかななければならない。

(点検、整備等の記録)

第31条 所長は、第28条の規定による点検及び整備の結果並びに第29条の規定による調査又は測定の結果を記録しておかななければならない。

(管理年報の作成)

第32条 所長は、別に定めるところにより、管理年報を作成しなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第33条 この操作規則を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

別表(第29条関係)

事 項	項 目
気 象	天 気 気 相 対 湿 度 風 向 速 度 風 降 量 降 積 雪
水 象	水 流 位 量 貯 水 位 量 流 入 量 放 水 量 取 水 温 度 水 質 水 堆 砂

5 福井ダム操作規則

平成7年6月22日
徳島県規則第52号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第6条)
第3章	貯水池の用途別利用(第7条・第8条)
第4章	洪水調節等(第9条—第13条)
第5章	貯留された流水の放流(第14条—第18条)
第6章	点検、整備等(第19条—第21条)
第7章	雑則(第22条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 福井ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 福井ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒70立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高43.5メートルとする。
(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高56.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高43.5メートルから標高56.5メートルまでの容量340万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高39.0メートルから標高43.5メートルまでの容量60万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第9条 徳島県南部総合県民局長(以下「局長」という。)は、徳島地方気象台から降雨に関する警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 局長は、洪水が予想されるとき(前項の場合を除く。)は、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 県土整備部流域水管理課、徳島地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第19条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒3.9立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 局長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(バルブの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のバルブの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 局長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第20条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第21条 局長は、バルブを操作し、第19条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則への委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第60号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第33号)抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第26号)抄

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第34号)抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第33号)抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第46号)抄

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第34号)抄

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

- 附 則(平成29年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年規則第28号)抄
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

期 間	ダム地点放流量	大西地点流量
4月21日から4月25日まで	毎秒0.290立方メートル	毎秒0.130立方メートル
4月26日から4月30日まで	0.447	0.130
5月 1日から5月 5日まで	0.407	0.311
5月 6日から5月10日まで	0.407	0.455
5月11日から8月31日まで	0.407	0.419
9月 1日から翌年4月20日まで	0.093	0.130

6 旧吉野川河口堰等に関する操作規則

昭和51年6月23日 水公規程昭和51年第33号
平成14年3月29日 水公規程第22号改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 ゲートの操作（第6条～第11条）
- 第3章 洪水警戒体制等（第12条～第14条）
- 第4章 点検、整備等（第15条・第16条）
- 第5章 記録等（第17条～第19条）
- 第6章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（施設の使用）

第2条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰は、洪水の疎通機能を確保すること並びに海水の遡上を防止することにより、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持すること並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめることをその用途とする。

（操作に関する基本事項）

第3条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作は、河川流量及び堰下流部の潮位の状況に応じ、洪水の安全な流下を図り、海水の遡上を防止し、及び堰上流部の水位を調節することにより取水の安定を図るように行うものとする。

2 前項の操作に当たっては、堰上流部の排水に十分配慮するものとする。

（水位の測定）

第4条 旧吉野川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ旧吉野川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により、今切川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ今切川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により測定するものとする。

（危害防止のための通知等）

第5条 旧吉野川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第2章 ゲートの操作

（海水の遡上の防止の操作）

第6条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持し、並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめるため、海水の遡上を防止する操作を行うものとする。

（水位保持及び内水排除の操作）

第7条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持するため、次の各号に定めるところにより、ゲートの操作を行うものとする。

- 一 毎年3月1日から9月末日までの間においては、原則として、5日間を周期とし、このうち3日間は、従前の農業用水の取水等が可能となるように堰上流部の水位をおおむね一定に保つ操作を行い、2日間は、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。
- 二 毎年10月1日から翌年2月末日までの間においては、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。

（操作の方法）

第8条 第6条の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より高い場合において、すべてのゲートを全閉しておくことにより行うものとする。

2 前条第一号の規定による堰上流部の水位を保つための操作は、堰上流部の水位をおおむねT. P. +0.7メートルに保つように、調節ゲート及び制水ゲートを開閉することにより行うものとする。ただし、堰下流部の水位がT. P. +0.7メートルより高くなるものと予想される場合において、堰上流部の水位を一定に保つことが困難となると認められるときは、堰上流部の水位をおおむねT. P. +0.7メートルとなるようにするため、あらかじめ、堰上流部の水位を低下させることができる。

3 前条第一号の規定による堰上流部の水位を低下させる操作及び同条第二号の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より低くなった場合において、調節ゲート及び制水ゲートを開くことにより行うものとする。

(除塩操作)

第9条 所長は、第7条に定めるもののほか、遡上した海水を除去して流水の正常な機能を維持するため必要があると認められるときは、除塩操作を行うものとする。

2 前項の除塩操作は、調節下段ゲート及び制水ゲートを操作することにより行うものとする。

(洪水の疎通機能の確保)

第10条 所長は、第6条から前条までの規定にかかわらず、洪水の疎通機能を確保する必要があると認められるときは、すべての制水ゲート及び調節ゲートを全開しなければならない。

2 所長は、前項の操作をしようとするときは、堰下流部に急激な水位の変動を生じないように配慮するものとする。

(閘門ゲート等の操作)

第11条 閘門ゲート及び魚道ゲートの操作については、別に定めるところによる。

第3章 洪水警戒体制等

(洪水警戒体制)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 徳島地方気象台から徳島県徳島・鳴門地方又は徳島県美馬北部・阿北地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の整備状況の確認その他堰の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第4章 点検、整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 旧吉野川河口堰

二 今切川河口堰

三 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰を操作するために必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備

五 監視等のために必要な船舶及び車両

六 前各号に掲げるものの管理のために必要な資材

2 所長は、前項に規定するもののほか、ゲート、予備電源設備等を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第16条 所長は、別表第2の左欄に掲げる事項に関し、同表の右欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第5章 記録等

(ゲートの操作の記録)

第17条 所長は、ゲート（閘門ゲートを除く。以下この条において同じ。）を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに堰上流部及び堰下流部における水位の変動

三 第5条の規定による危害防止のための通知等に関する事項

四 その他特記すべき事項

(点検、整備等の記録)

第18条 所長は、第15条の規定による点検及び整備の結果並びに第16条の規定による調査又は測定の結果を記録しておかななければならない。

(管理年報の作成)

第19条 所長は、堰の管理に関し必要な事項について、管理年報を作成しなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第20条 この操作規則を実施するために必要な細則は、別に定める。

附則

この規程は、昭和51年7月1日から実施する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

別表第1 (第13条関係)

洪水警戒体制をとったときに連絡すべき関係機関

区 分	関 係 機 関
水資源開発公団	吉野川開発局
国土交通省	徳島工事事務所
徳島県	徳島県 徳島市 鳴門 宮内 徳島市 北松 松鳴

別表第2 (第16条関係)

調査又は測定項目

事 項	項 目
気 象	天気 風 風降 水 気温 向 速 量
水 象	堰上流部及び堰下流部の水位 堰流水量 大寺橋水水位 第十樋門における水位及び流量 塩素イオン濃度 水質
堰 本 体	沈下 変位 量
そ の 他	堰上流部及び堰下流部の深淺測量

7 川口ダム操作規程

昭和45年8月11日
徳島県企業管理規程第十一号

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 ダム及び貯水池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法(第9条～第12条)

第2節 放流の際にとるべき措置等(第13条～第18条)

第3章 洪水に対する措置に関する特則(第19条～第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、川口ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダム及び川口貯水池(以下「貯水池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 総合管理事務所に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者一人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

一 ダム

イ 高さ 30メートル

ロ 堤頂の標高 97メートル

ハ 越流頂の標高 81.4メートル

ニ 洪水吐ゲート

(1) 個々のゲートの規模及び数 高さ13.8メートルで幅13メートルのもの6門

(2) 個々のゲートの開閉の速さ 1分につき0.3メートル

ホ 計画洪水流量 毎秒8000立方メートル

二 貯水池

イ 直接集水地域の面積 616.7平方キロメートル

(間接集水地域の面積 40.6平方キロメートル)

ロ 湛たん水区域の面積 0.87平方キロメートル

ハ 最大背水距離 6.9キロメートル

ニ 計画洪水位 標高95メートル

(水位計による表示1.5メートル)

ホ 常時満水位 標高95メートル

(水位計による表示1.5メートル)

ヘ 予備放流水位 標高94メートル

(水位計による表示0.5メートル)

ト 最低水位 標高93.5メートル

チ 有効貯水容量 95万立方メートル

三 最大使用水量 毎秒70立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において、「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒600立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生している時間をいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において、「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位(以下「貯水位」という。)は、川口貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。
2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終る時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム及び貯水池の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯水池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流(以下「ダム放流」という。)は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

- 一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- 二 前条の規定を守るため必要があるとき。
- 三 第20条第二号及び第21条第一号の規定により貯水池から放流するとき。
- 四 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- 五 その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 貯水池からの放流は、第21条第一号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによつてしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートの操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」、「第5号ゲート」及び「第6号ゲート」という。

2 ダム放流をする場合においては、原則として、ゲートを次の順序によつて開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によつてするものとする。

第5号ゲート

第4号ゲート

第6号ゲート

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.5メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るためやむを得ないと認められるとき、及び漂流物等によりゲート操作に支障をきたすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 一のゲートを開閉した後引き続き他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートの動きが止んだ時から少なくとも10秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、流入量が急激に増減している場合においては、一のゲートの開閉を開始したときから10秒以上経過した後他のゲートを始動させることができるものとする。ただし、4門以上のゲートを同時に開閉してはならない。

6 ゲートは、ダム放流、浮塵を流下さすための決遮しや板の操作又はゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第二節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム放流(ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによつて下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。)の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄及び(二)欄(貯水池からの最大放流量が毎秒120立方メートル未満のときは、同表(一)欄に定めるところにより行うものとする)。

2 前項の通知をするときは、四国地方整備局長に対しても別表第1(三)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 川口発電所の放水口からの放流によつて下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合にお

いて、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から阿南市那賀川町中島地点まで(貯水池からの最大放流量が毎秒120立方メートル未満のときは、ダム地点から那賀郡那賀町田野地点まで)の那賀川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行なうものとする。

一 サイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始時の30分前に1分間

二 警報車の拡声器による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における那賀川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分以前

3 川口発電所の放水口からの放流によつて下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

一 操作の理由

二 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻及びこれを終えた時におけるその開度

三 ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量

四 ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

六 法第48条の規定による通知(第13条第2項の規定による通知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行なうものとする。

2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、四国地方整備局長に対し、別表第1(三)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具並びに資材の点検並びに整備を行なうこと。

三 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 四国地方整備局長及び徳島県知事に対し、別表第1の例により、法第46条第1項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- 二 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。
 - イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量(貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量)の流水を貯水池から放流すること。
 - (1) 流入量が毎秒70立方メートルになる時以前においては、流入量に相当する流量
 - (2) 流入量が毎秒70立方メートルになった時から流入量が毎秒600立方メートルになるまでの間においては、第11条の規定に適合する放流量
 - (3) 流入量が毎秒600立方メートルになった時以後においては、毎秒600立方メートル
 - ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下つているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- 三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第三号及び第四号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最少限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
 - ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が毎秒200立方メートルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ニ ハに規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。
- 二 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- 三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

附 則(平成18年企管規程第3号)

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年企管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

8 夏子ダム管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条～第8条)
- 第2章 ダム等の管理の原則
 - 第1節 ダムからの放流等の方法(第9条～第12条)
 - 第2節 ダム放流の際にとるべき措置等(第13条～第19条)
- 第3章 洪水時における措置に関する特則(第20条～第21条)
- 第4章 取水施設の管理(第22条～第24条)
- 第5章 記録等(第25条～第26条)
- 第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、夏子ダム(以下「ダム」という。)の操作方法のほか、ダム及び夏子貯水池(以下「貯水池」という。)の管理並びに取水の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の緒元)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

ア、高さ	43.8 m
イ、堤頂の標高	219.8 m
ウ、越流頂の標高	213.5 m
エ、越流堤長	70.0 m
オ、洪水吐	
(ア)形式	自由越流式(洪水吐ゲート無)
(イ)越流幅	70.0 m
(ウ)最大水深	4.8 m
カ、放流及び取水設備	
(ア)取水塔	多孔式取水塔取水ゲート φ 450mm×5門
(イ)導水管	φ 800mm
(ウ)流量測定設備	1号超音波流量計 φ 800mm
	2号超音波流量計 φ 250mm
(エ)放流管ゲート	
ジェットフローゲート	φ 250mm, 1門
開閉に係る開度変化量	1分間につき 0.1m
最大放流量	0.54 m ³ /s
(オ)取水管ゲート	
制水弁	φ 500mm, 1門
開閉に係る開度変化量	1分間につき 0.2m
最大取水量	0.248 m ³ /s

キ、設計洪水流量 1.370 m³/s

(2) 貯水池

ア、集水地域の面積	
直接集水面積	26.7 km ²
イ、湛水区域の面積	0.135km ²
ウ、最大背水距離	2.37 km
エ、設計洪水位	標高 218.3 m
(水位計による表示)	218.3 m
オ、常時満水位	標高 213.5 m
(水位計による表示)	213.5 m
カ、最低水位	標高 206.0 m
(水位計による表示)	206.0 m
キ、有効貯水容量	800,000m ³

(3) 最大取水量

ア、最大取水量

6月1日～9月30日 0.248 m³/s

10月1日～5月31日 0.124 m³/s

(貯留期間及びかんがい期間)

第4条 貯留期間及びかんがい期間は、次のとおりとする。

貯留期間 1月1日から12月31日まで

かんがい期間 1月1日から12月31日まで

(洪水及び洪水時)

第5条 この規程に置いて「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が60m³/sec以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第6条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、洪水警報又は大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、夏子貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における放流管からの放流量及び洪水吐からの越流量（以下「ダム放流量」という。）並びに取水量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

3 前第1項及び第2項による方法によって流入量が正確に算定することができない場合は、相平水位観測所地点における曾江谷川の流量に1.265を乗じて得た流量を流入量とするものとする。

4 前項の曾江谷川の流量は、相平水位観測所において測定した曾江谷川の水位に基づいて算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法

(放流管ゲートの操作)

第9条 放流管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に操作することができる。

一 第11条に規定する貯留を開始及び終了する時。

二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。

三 その他やむを得ない必要がある時。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第10条 放流管からの放流は、やむを得ない場合を除き、下流の水位の急激な変動を生じないように努めなければならない。

(取水管ゲートの操作)

第11条 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、操作することができる。

一 かんがい期間において取水する必要がある時。

二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。

三 その他やむを得ない必要がある時。

(貯留制限流量)

第12条 貯水池における流水の貯留は、貯水池への流入量が次に掲げる貯留制限流量をこえる場合に限り、そのこえる部分の範囲内においてすることができるものとする。

期 間	貯 留 制 限 流 量
1月 1日～ 5月20日及び 10月11日～12月31日	0.15 m ³ /sec
5月21日～ 9月10日	0.37 m ³ /sec
9月11日～10月10日	0.27 m ³ /sec

第2節 ダム放流の際にとるべき措置等

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定により行う関係機関に対する通知は、放流管からの放流及びダム洪水吐からの越流（以下「ダム放流」という。）により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合に、ダム放流開始（ダム放流の途中におけるダム放流量の著しい増加を含む。）の少なくとも1時間前に、別表第1に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、ダム放流の日時のほか、ダム放流量の見込みを示して行うものとする。（放流の際の一般に周知させるための措置）

第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から吉野川合流地点までの曾江谷川の区間についてとるものとする。

2 前項の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約3分20秒間

(2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約3分20秒間

(3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

（ダムの操作に関する記録の作成）

第15条 ダムの取水管ゲート又は放流管ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。ただし、その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項に限るものとする。

一 操作の理由

二 開閉したゲートの名称、各回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

三 ゲートの各回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、取水量及びダム放流量

四 ダム放流に係る最大ダム放流量が生じた時刻及びその最大ダム放流量

五 取水量の変更（取水の開始及び終了を含む。）があつたときは、その時刻並びにその直後における取水量

六 第12条の規定による通知及び第13条第2項の規定による警告の実施状況

2 洪水吐から越流している場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

一 毎時の貯水位及び越流量

二 最大越流量が生じた時刻及び最大越流量

三 前項第六号に定める事項

（観測及び測定等）

第16条 ダムの管理及び操作に必要な事項については、別表第3に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

2 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

3 前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

（点検及び整備）

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（地震発生後のダムの臨時点検及び報告）

第18条 気象官署において発表された震度階4以上である地震が発生したときは、発生後において直ちに、別表第4の1の事項について臨時点検を行い、別表第1（二）欄により通報するとともに、別表第4の2により報告書を提出しなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見された場合には、直ちに、別表第1（二）欄によりその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水時における措置に関する特則

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 ダムを管理するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、別表第1の通報施設、別表第2のサイレン及び警報車、別表第3の観測施設、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

三 徳島県知事に対し別表第1による法第46条第1項の規定による通報をすること。

四 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。

五 ダム管理に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、前条第三号及び第五号までに掲げる措置のほか、曾江谷川において洪水による被害の発生が予想される場合及び被害が発生した場合には、その時刻及び内容並びに別表第5の1に掲げる事項について、別表第1（二）欄により通報するとともに、別表第5の2に準じて15日以内に報告書を提出しなければならない。

第4章 取水施設の管理

（取水量）

第22条 取水量は、次に定めるところによるものとする。

期 間	11/1～ 4/30	5/ 1～ 5/31	6/ 1～ 9/30	10/ 1～10/31
最 大 取 水 量	0.124m ³ /s	0.124m ³ /s	0.248m ³ /s	0.124m ³ /s
1日最大取水量	5,300 m ³	10,100 m ³	21,400 m ³	10,100 m ³
年間総取水量	2,060,000 m ³			

（取水量の算定）

第23条 取水量の算定は、1号超音波流量計の測定により測定した値から2号超音波流量計により測定した値を減じたものとする。

（取水施設の操作に関する記録）

第24条 取水バルブ及び取水ポンプを操作した場合においては、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作した施設の名称
- (2) 操作の理由
- (3) 操作した日・時
- (4) 取水量
- (5) その他特記すべき事項

第5章 記録等

（管理日誌）

第25条 管理主任技術者は、別に定めるところにより、ダム管理日誌を作成しなければならない。

（記録の報告）

第26条 水利使用規則第12条に規定する測定事項のうち、別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に（管理月報）、又別表第6の下段に掲げるものを含めては年ごとに（管理年報）、その結果をとりまとめて河川管理者（国土交通省及び徳島県）に報告しなければならない。

2 別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に（管理月報）吉野川ダム統合管理事務所長に報告しなければならない。

第6章 雑則

（雑則）

第27条 管理主任技術者は第13条に規定する連絡については連絡すべき事項、期間及び通報系統について予め各関係機関と協議しておくものとする。

2 洪水警戒体制時における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項は予め、定めておくものとする。

附則

この規程は、平成25年2月21日から施行する。

9 排水機場操作要領

(目的)

第1条 この要領は、知事が管理する排水機場のうち河川法（昭和39年法律第157号）第14条の規定に基づき、操作要領を定めなければならない排水機場以外の排水機場の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水機場の用途)

第2条 別表の排水機場の欄に掲げる排水機場は、それぞれ同表の担当地区欄に掲げる地区を水害から守ることをその用途とする。

(水位の測定及び異常水位)

第3条 別表の河川の欄に掲げる河川の水位及び地区の欄に掲げる地区の内水位は、各排水機場に取り付けられた水位計により測定するものとし、その内水の異常水位は、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる水位以上とする。

2 別表の地区の欄に掲げる地区の内水位は、やむを得ない場合を除き、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる異常水位以上に上昇させないものとする。

(水防警戒体制)

第4条 排水機場の管理者又は管理者から管理を委託された者（以下「管理者等」という。）は、次の各号の1に該当する場合においては、水防警戒体制をとるものとする。

1. 徳島地方気象台から降雨若しくは高潮に関する注意報又は警報が発せられたとき。
2. その他異常水位が発生すると予想される時。

(水防警戒体制における措置)

第5条 管理者等は、前条の規定により水防警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとるものとする。

1. 徳島県県土整備部、排水機場を管理する東部県土整備局（徳島）、徳島地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
2. 排水ひ門並びに排水機の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他排水機場の操作に関し必要な措置をとること。

(排水ひ門の操作)

第6条 排水ひ門は、異常水位の発生が予想され、かつ、外水位が内水位より高い場合に限って閉鎖するものとし、その他の場合は全扉開放しておくものとする。

(排水機の操作)

第7条 排水機は、排水ひ門の開放状況、内水位及び外水位の差、流下水量、排水能力等を

十分考慮し、効果的な運転を行なうものとする。

(予備電源の操作)

第8条 予備電源は、外部からの送電が断たれた場合でも排水機場の全能力を発揮できるように操作するものとする。

(操作上の注意)

第9条 各機器及び設備の操作については、運転に先だち各部について十分点検及び確認を行なった後始動し、運転中においても各機器の発熱、振動、音響に特に注意するものとする。

(点検及び整備)

第10条 各機器については、少なくとも毎月1回以上取扱説明書に基づき入念に点検及び整備を行ない、周到な注意を払って試運転を行なうものとする。

2 水路その他の附属設備については、円滑な排水ができるよう維持するものとする。

(操作記録)

第11条 管理者等は、第6条及び前条の規定により排水機等の操作を行なったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

1. 排水を行なったときの状況
2. 気象及び水象の状況
3. ひ門及び排水機の操作の理由、操作したひ門及び排水機の名称、操作の開始及び終了の年月日及び時刻並びに内水位及び外水位の変動
4. その他特記すべき事項

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、排水機場の操作に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、排水機場操作規則（昭和42年徳島県規則第106号）廃止の日（昭和55年8月1日）から施行する。

別 表 (第2条、第3条関係)

排水機場	地 区	河 川	異常水位 (m)	排水能力 (m^3/S)
多々羅川排水機場	徳島県徳島市雑賀町、西須賀町、大松町、 勝占町、丈六町及び渋野町	多々羅川	2.20	15.00
冷田川排水機場	徳島県徳島市八万町沖須賀二丈、川南、 橋本及び大坪	冷 田 川	2.20	8.00
打樋川排水機場	徳島県徳島市論田町及び大原町	打 樋 川	2.00	13.40
新堀川排水機場	徳島県小松島市小松島町馬場ノ本	新 堀 川	2.00	4.00
豊ノ本川排水機場	徳島県小松島市中郷町及び前原町	豊ノ本川	2.50	2.00
田野川排水機場	小松島市田野町	田 野 川	1.40	9.00
太田川排水機場	小松島市和田島町及び坂野町	太 田 川	1.10	5.50
新池川排水機場	徳島県鳴門市撫養町木津及び齊田発並びに 大津町大代、段関、備前島、木津野及び吉 永	新 池 川	2.10	8.50
大谷川排水機場	徳島県板野郡松茂町中喜来	大 谷 川	3.024	4.00
蛭地川排水機場	徳島県阿南市桑野町及び内原町	蛭 地 川	3.50	6.00
打樋川排水機場	徳島県阿南市大潟町、津乃峰町、見能林町 才見町、日開野町、学原町、西路見町、畷 町及び領家町	打 樋 川	0.60	29.20
善蔵川排水機場	徳島県海陽町大里及び四方原	善 蔵 川	1.85	2.50
岩屋谷川排水機場	徳島県吉野川市北島及び村雲	岩 谷 川	3.00	5.20
外磯川排水機場	美波町奥河内櫛ヶ谷	奥 潟 川	1.00	1.00
新中村川排水機場	牟岐町中村字本村	牟 岐 川	1.14	1.00
中角川排水機場	海陽町宍喰浦字中角	宍 喰 川	2.00	2.00

第7 水防工法の説明

1 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備考	
				古来	現在		
越	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土俵, くい 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒	応急かさ上げ工	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	くい, 板, くぎ	鋼製支柱, 軽量鋼板	応急かさ上げ工	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	竹あみ, 蛇かご, 玉石むしろ	鉄線蛇かご, 玉石, 防水シート	応急かさ上げ工	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう, 板など入手困難)	—	既製水のうポンプ, 鉄パイプ	応急かさ上げ工	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ, 半割竹	—	応急越流堤工	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ, 竹の入手困難)	—	防水シート, 鉄筋ピン, 軽量鉄パイプ, 土のう	応急越流堤工	
漏	川裏対策	釜段工 (釜築止)	裏小段, 裏のり先平地に円形に積み土俵にする	一般河川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒, ビニールパイプ	漏水緩和工
		水マット式釜段工	裏小段, 裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のうポンプ, 鉄パイプ	漏水緩和工
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段, 裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	鉄板, 土のう, パイプ, 鉄パイプぐい	漏水緩和工
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, パイプ, 鉄筋棒	漏水緩和工
		水マット月の輪工	裏小段, 裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のう, くい, 土のう, ビニロンパイプ	漏水緩和工
		たる伏せ工	裏小段, 裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる, むしろ, 土俵	たる, 防水シート, 土のう	漏水緩和工
		導水むしろ張り工	裏のり, 犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水少ない箇所)	むしろ, 丸太, 竹	防水シート, 丸太, 竹	漏水緩和工

原因	工法	工法の概要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備考	
				古来	現在		
漏水	川表対策	詰め土のう工	一般河川 (構造物のあるところ, 水深の浅い部分)	土俵, むしろ, くい, 竹ぐい	土のう, 木ぐい, 竹ぐい	漏水止め工	
		むしろ張り工	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ, 竹, 土俵, 竹ピン	—	漏水止め工	
		継ぎむしろ張り工	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ, なわ, くい, ロープ, 竹, 土俵	—	漏水止め工 表のり決壊防止	
		シート張り工	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	—	防水シート, 鉄パイプ, くい, ロープ, 土のう	漏水止め工	
		たたみ張り工	一般河川 (水深の浅いところ)	古たたみ, くい, なわ, 土俵, 鉄線	土俵の代わりに土のう	漏水止め工	
洗堀	洗	むしろ張り工, 継ぎむしろ張り工, シート張り工, たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗堀防止
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木, (青竹), 土俵, なわ, 鉄線, くい	立木, 土のう, ロープ, 鉄線, くい	洗堀防止
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	洗堀防止
	堀	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土俵, 石俵, 石	土のう, 石, 異形コンクリートブロック	洗堀防止 断面確保
		竹網流し工	竹を格子状に結束し土のうをつけてのり面を被覆する	緩流河川	竹, くい, なわ, 土俵	竹, くい, ロープ, 土のう	洗堀防止
決壊	決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉牛わく, 鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み, 石俵, 蛇かご	わく組み, 石俵, 鉄線, 蛇かご	洗堀防止
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防, 他の工法と併用	くい, 割竹, 板, 土俵, くぎ	くい, 割竹, 板, 土のう, くぎ	断面確保
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし, かや, よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹, なわ, わら, かや, 土俵	竹, なわ, ロープ, わら, かや, 土のう	洗堀防止

原因	工法	工法の概要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備考	
				古来	現在		
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, ロープ	き裂防止
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい, 鉄線	くい, 鉄線	き裂防止
	天端 ↓ 裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, なわ, ロープ, 鉄線	き裂防止
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	き裂防止
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	—	くい, 金網, 鉄線, 土のう	き裂防止
裏のり 崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹, なわ, 鉄線, 土俵	竹, なわ, ロープ, 鉄線, 土のう	き裂防止
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	—	くい, ロープ, 土のう, 丸太	き裂防止
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき, のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹, 土俵	竹, 土のう	き裂防止
		力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい, 土俵	くい, 土のう	すべり面に沿い滑動するとき
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち, 竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	滑動防止
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	竹網蛇かご, 詰め石, くい, そだ	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, そだ	裏のり補強
		くい打ち積み土俵工	裏のり面にくいを打ち並べ, 中詰めに土俵を入れる	砂質堤防	くい, 布木, 鉄線, 土俵	くい, 布木, 鉄線, 土のう	裏のり補強
		土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい, 土砂, 土俵	竹ぐい, 土砂, 土のう	裏のり補強

原因	工法	工法の概要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備考
				古来	現在	
裏のり崩壊	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい, 土俵, 布木, 鉄線, 土砂	くい, 土のう, 布木, 鉄線, 土砂	裏のり補強
	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土俵	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土のう	裏のり補強
	築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい, さく材, 布木, 土俵	くい, さく材, 布木, 土のう	裏のり補強
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹, とび口	長尺竹, とび口	水位低下
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	—	指揮車, 無線車	機動性の發揮

2 水防作業上の心得

水防作業に従事する者は、次の点について留意すること。

ア 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

イ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

ウ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。

エ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。

オ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

カ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

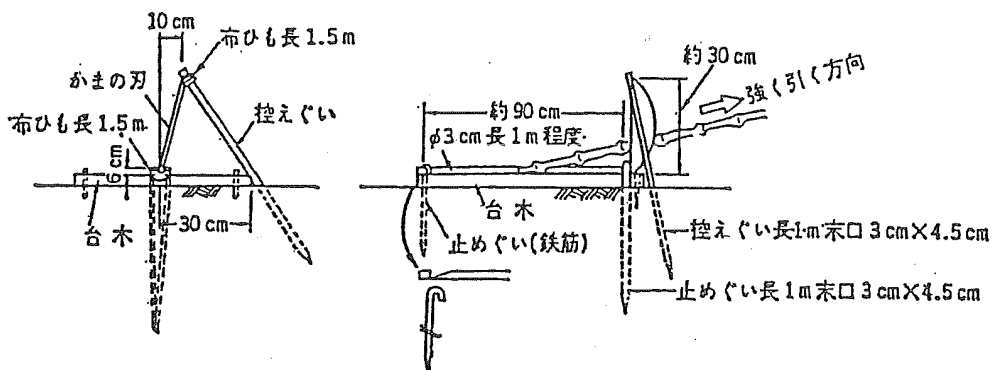
3 水防工法説明

(1) 準備工法

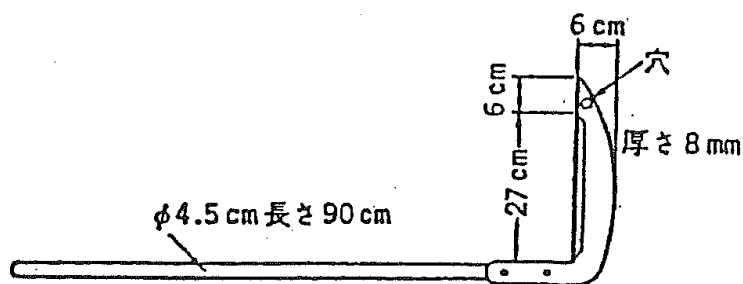
1. 竹尖げ

用 途…五徳縫い工，折返し工，控え取り工などに用いる。

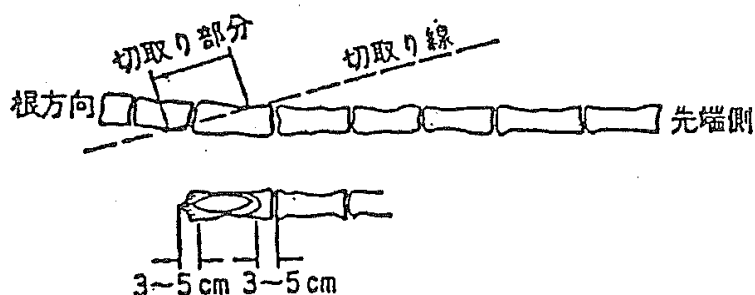
手 法…竹の直径の五倍ぐらいの間を一面だけをとがらせ尖端には竹が裂けないように節を残しておく。竹とげ専用の鎌（竹とげ鎌）を用いるのが良い。



竹とげ鎌を地面と台木に固定する方法



竹とげ鎌の一例



竹とげ完了図

2. 杭ごしらえ

用 途…水防用資材

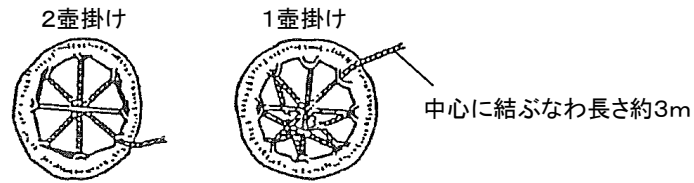
手 法…水防工法に合わせて適当な長さに切断された丸太を準備し，尖端をとがらせ杭とする。

3. 土俵，土のうづくり

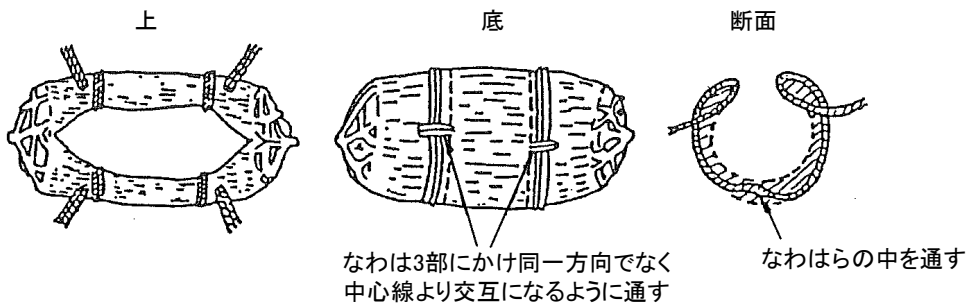
用 途・・・水防用資材

手 法・・・棧俵を一壺がけ（八つがけ）または二壺がけに取り付け，腹部を鎌で縦に切り開き，土砂を50kg程度詰め，二重まわしのなわで俵の胴を2～3箇所強く締め付けて土俵を作り上げる。

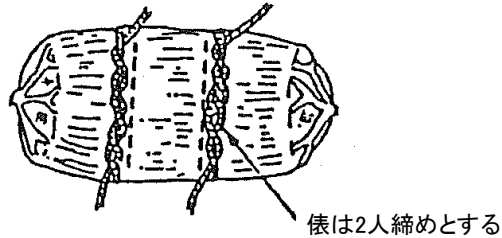
1) 棧俵のあて方



2) 俵へ土を入れる直前

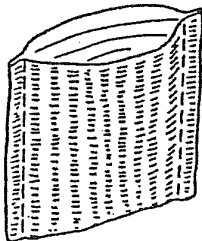


3) なわの締め方

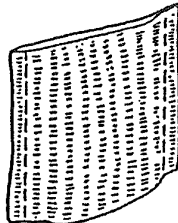


土俵（俵使用）

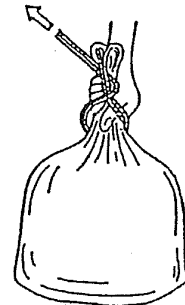
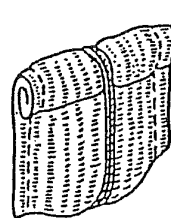
①かますに土を入れる直前



②土を入れた直後



③なわで結んで完了



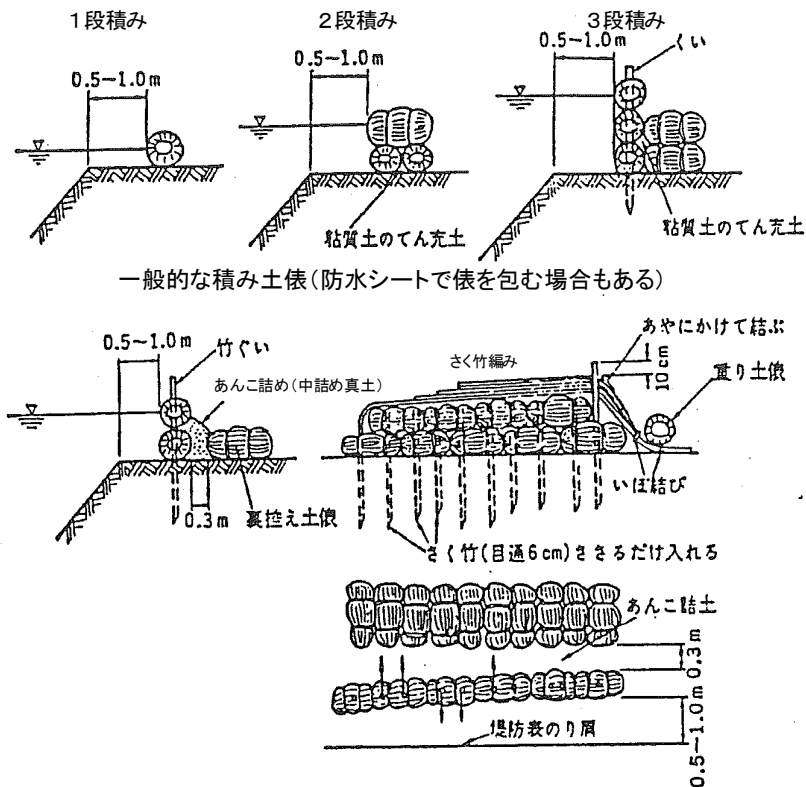
土俵（かます使用）

(2) 越水防止工法

増水する速さが著しく、越水する恐れがあるとき、堤防天端に施工する水防工法で、最も基本的で重要な工法であるが、部分的、局地的な対策に用いられるもので、その対策延長が長い場合には適さない。

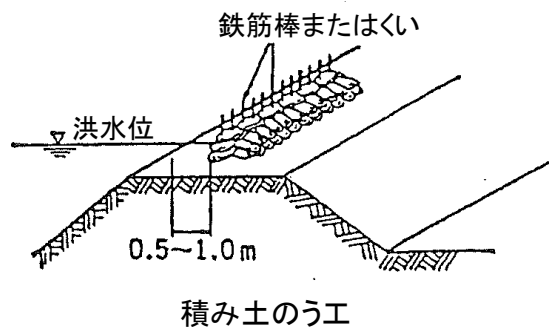
1. 積み土俵、積み土のう工

越流水深に応じて1段積み、2段積み、3段積みがあり、それぞれ図に示す。土俵と土俵との継ぎ目から水が漏れないように、間隔に粘土または粘質土を詰め踏み固める必要がある。また、最近では流水や波浪により、てん充土が流されないように防水シートを土俵の下に敷き、積み土俵をすし巻にし、くいや鉄棒で止めることもある。



[さく竹の編み方]

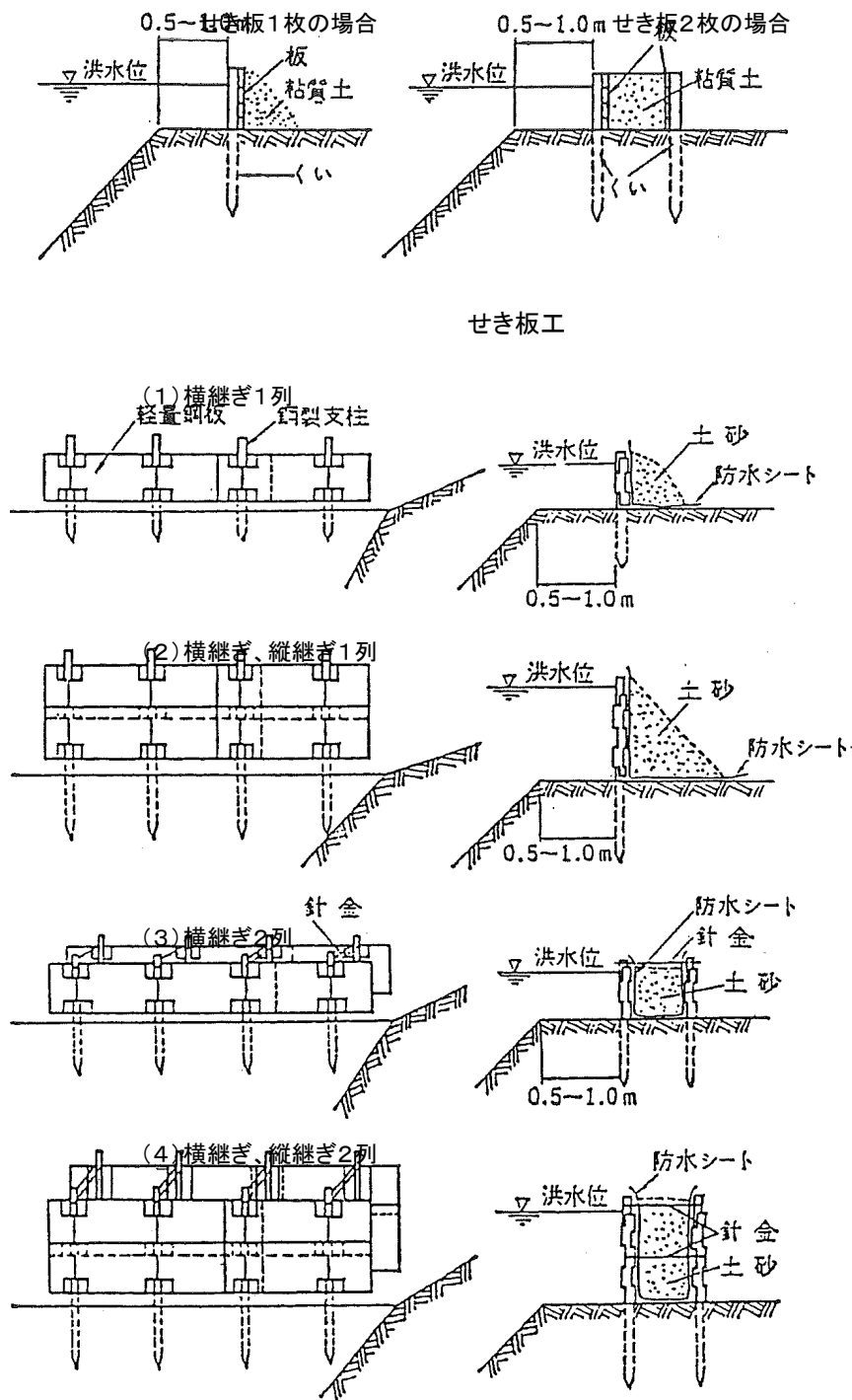
矢印の方向へ2本、2本、1本を同時に引き最初の1本に足を掛けて軽く押して弓なりに曲げ、竹の先を引っ張りながら折り曲げる。この要領で順次折り曲げて最後の1本を残して折り曲げた竹を結束し、結び目より10cmくらいで切り捨て、折り曲げた竹の端をいぼ結びにして重り土俵をのせて完了する。



2. せき板工

俵、かます、多量の土砂の入手が困難な地域で、板の入手が比較的容易な市街地などに適する。板の代わりに水防資材として備蓄が可能な軽量銅板が用いられる場合もある。

堤防天端の表のり肩から0.5~1.0m程度後退して杭を打ち、その前面に板をくぎ付けし、その背後に粘土や土砂を置き十分踏み固める。時間的に余裕がある場合には、せき板を2枚とし、その間に粘土または、土砂を詰めると、相当な効果がある。

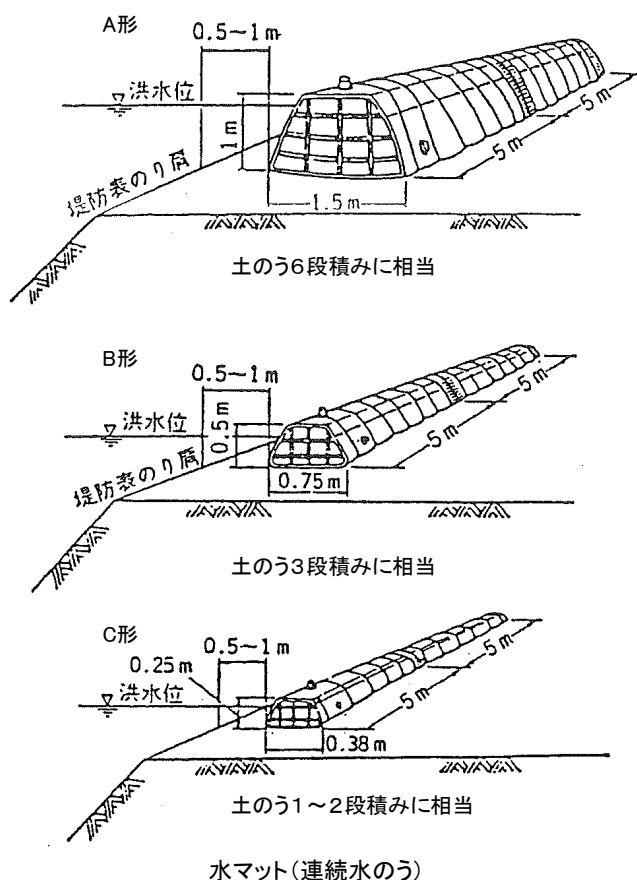


3. 水マット工

連結水のう工法ともいい、ビニロン帆布製水のうを堤防天端に置き、ポンプで水を注入し、堤防状にして越水を防ぐ工法である。

既成水のうには、A型（土のう6段積み相当）、B型（土のう3段）、C型（土のう1～2）の3種類あり、越流水深に応じて使い分ける。

まず、施工箇所の設置面を平坦にし、その上に帆布製水のうをたるみなく敷き、水のう排水口を漏水のないように固く縛り、ポンプによって、水を水のうに注入する。

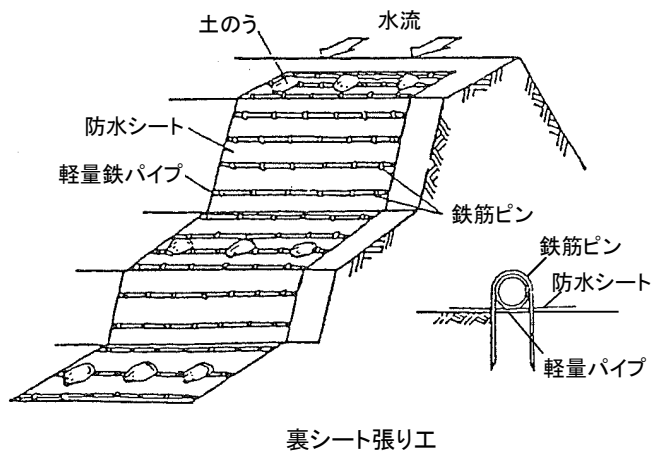


4. 裏シート張り工

洪水が堤防天端を越流し、天端、裏のり、裏小段、犬走りなどが、洗掘、崩壊するのを防ぐ場合や、積み土俵などからの漏水が多いときなどに積み土俵工と併せて使用される。

まず、堤防裏のりの最も低い部分から防水シートを敷きはじめ、重ね合わせ部（15cm程度）と中間部に鉄パイプを固定するために、50cm程度の間隔で鉄筋ピンでとめる。

材料は、緊急水防時に利用できるものなら何でもよく、シートの代わりにむしろ、古い絨毯、鉄パイプの代わりに半割竹等でもよい。



(3) 浸透防止工法

浸透による被害を防止する工法として大別すると、

- ①漏水を発見時より大きくさせないために堤防側に池を作って、浸透水の噴出、土砂の噴出を押さえる。
- ②堤防川側から吸入口を捜し、直接押さえる。
- ③親等により堤防裏のり面に入ったクラックやのり崩れの拡大を防止する。
- ④浸透水のほか雨水によって堤防天端付近に入ったクラックを拡大させない。

という工法に分類される。

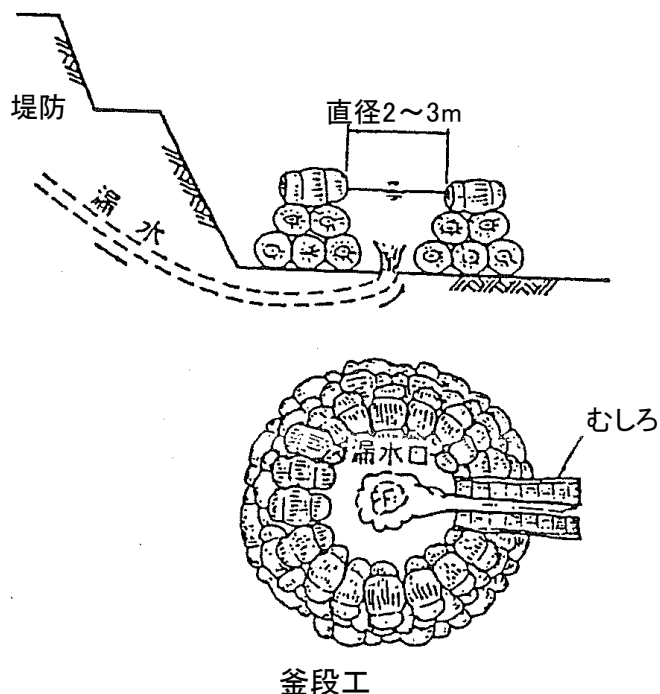
これらの対策工で特に注意を要するのは、吸い込み口の閉塞は当然であるが、漏水の噴出口、吐き出し口を絶対に閉じてはならないことである。

1. 釜段工

裏小段のり先、堤防近くの平地などに漏水が生じた場合、その周囲を円形に土俵や土のうを積み上げて漏水の噴出を水圧によって滅殺する工法である。土俵や土のうの積み方は、積土俵工と同様であるが、釜段の水密を高める必要もある。また、漏水した水の逃げ口、排水口は、むしろ、シートなどを地面に敷き、洗掘防止に心がける。

注意すべきことは、漏水の箇所をあわてて土やむしろで詰めたり、あるいは、土俵を漏水の水位より高く積み上げないことである。

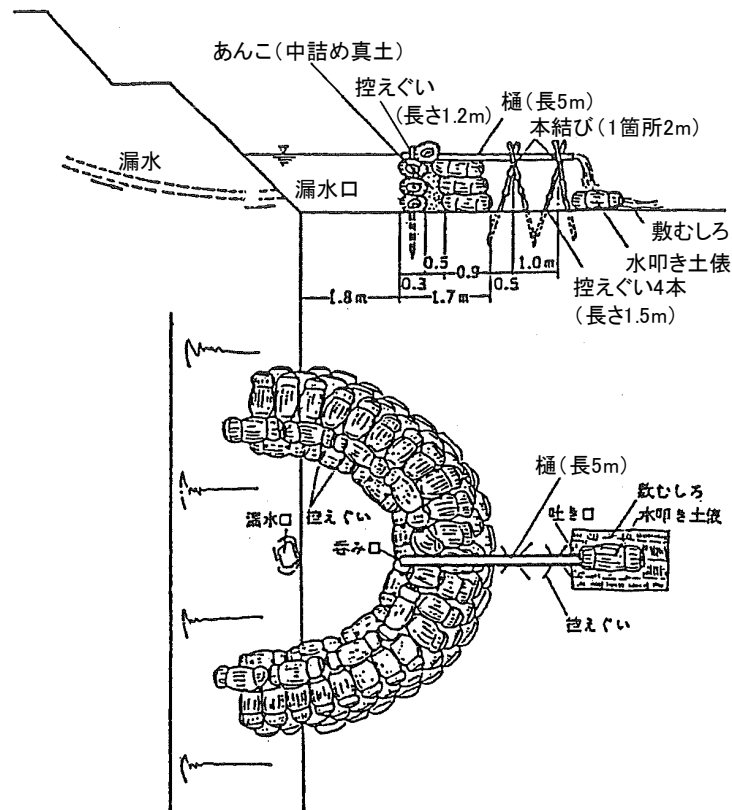
材料入手の関係で、水マット式、鉄板式等がある。



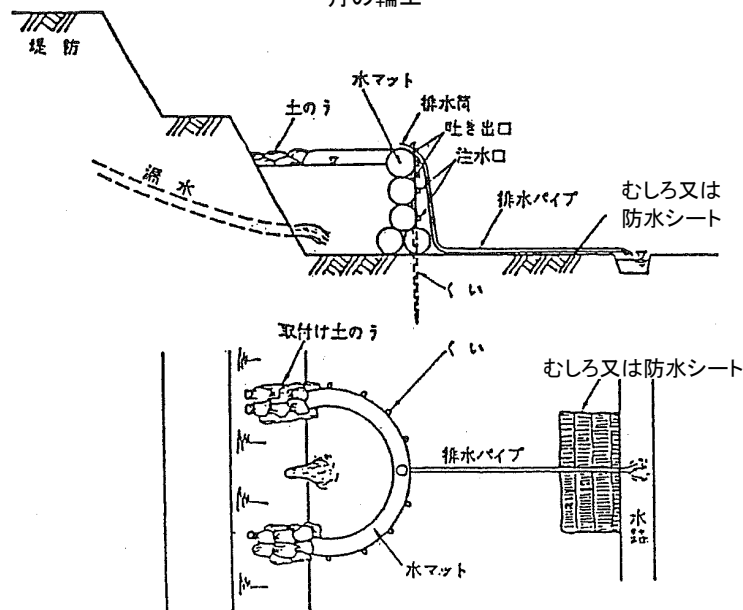
2. 月の輪工

堤防の裏のり面やのり尻から漏水が生じている場合、堤防のり面に応急対策の土俵堤がかかる半径型の土俵積みで、この内部に漏水を貯留し、水圧により、堤防土砂の流出を防止する工法である。

この工法は、漏水量が徐々に増加し、かつ濁りが加わっている場合に施すものである。注意点としては、釜段工と同様であり、また、材料入手の関係で、水マットを使う場合もある。



月の輪工



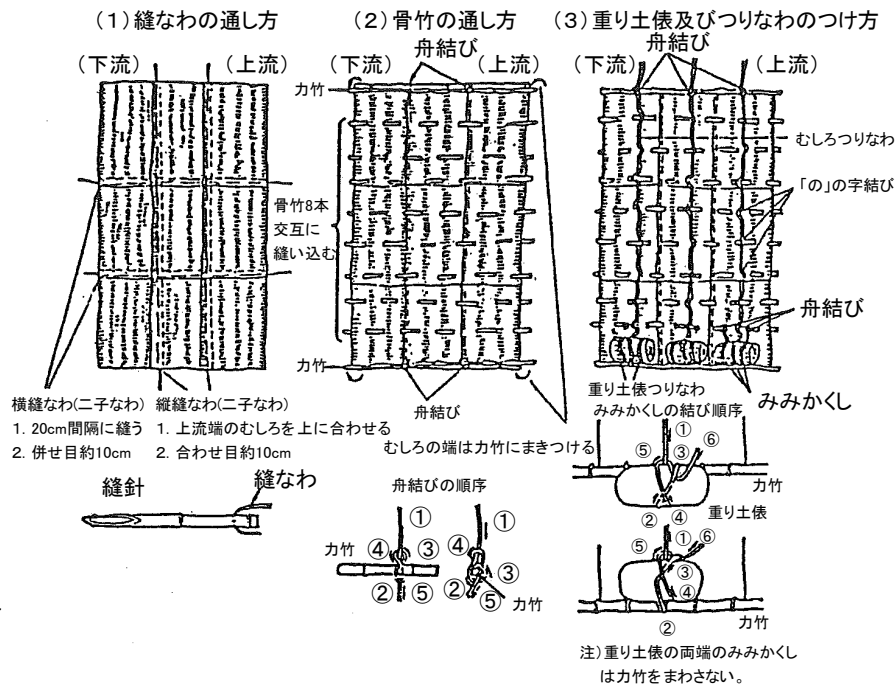
水マット月の輪工

3. むしろ張り工

この工法は、漏水吸い込み口の位置が判然としていない、または、吸い込み口が隣接して数箇所にわたるような場合に、堤防表のり面にむしろを何枚か縫い継ぎし、力竹を通し、これを竹ピンでのり面にさし、場合によっては重り土俵をのせ漏水を防止するものである。

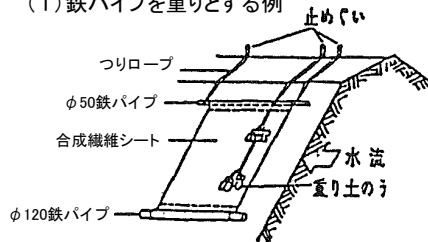
最近では、むしろ、竹などの入手が困難になってきているので、防水シート、鉄パイプ、鉄筋のピンなどが用いられるようになっている。（シート張り工）

この工法は、直接洪水の中で作業をしなければならないので、水防団員などの安全対策には十分なる配慮が必要である。

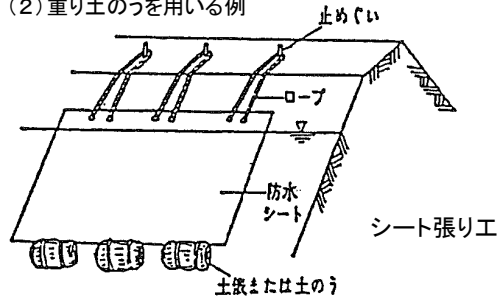


継ぎむしろ張り工詳細図

(1) 鉄パイプを重りとする例



(2) 重り土のうを用いる例

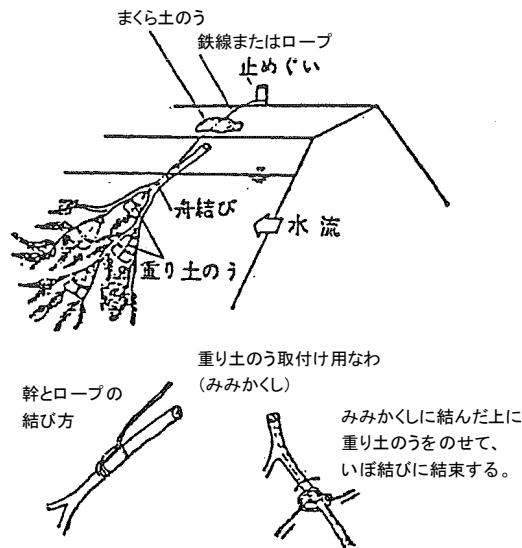


(4) 洗掘防止工法

1. 木流し工（竹流し工）

主として急流河川において堤脚や護岸のり面が激流により洗掘された場合に有効な工法である。

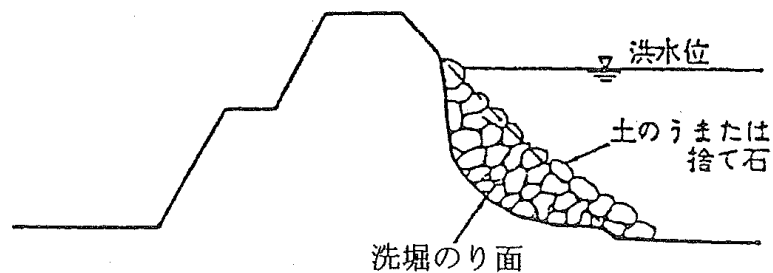
洪水中に枝葉のついた樹木に土のうや石袋をつけて鉄線やなわで堤防天端の止め杭にとめ、流勢を緩和し、洗掘による堤防決壊の拡大を防止する。投入した樹木や竹が決壊した場所に十分当たるようにすることが重要である。



木流し工

2. 捨て土のう工，捨て石工

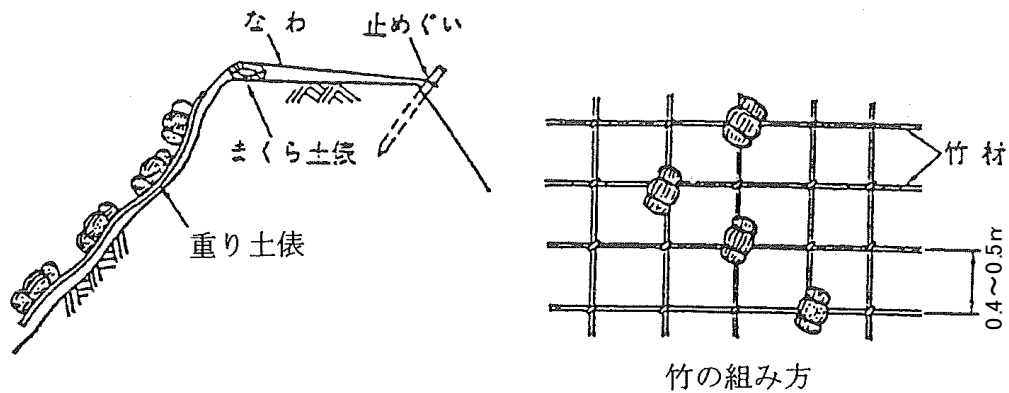
急流河川における決壊箇所の応急対策として用いられる工法で、流勢に流されない大きさのしっかりした土のう，砂利俵，石などを決壊箇所に投げ込むもので、投入材全部が効果的に働くことにはならないので、かなりの無駄がであることを覚悟しなければならない。



捨て土のう，捨て石工

3. 竹網流し工

表のり面の決壊防止を目的として太めの竹を格子状に結び、その格子を骨に竹格子の中を鉄線やなわで格子をつくり、大きい網状にし決壊したのり面に押しあて、網の上に土のうや石のうを投入し、のり面の洗掘を防止する工法である。



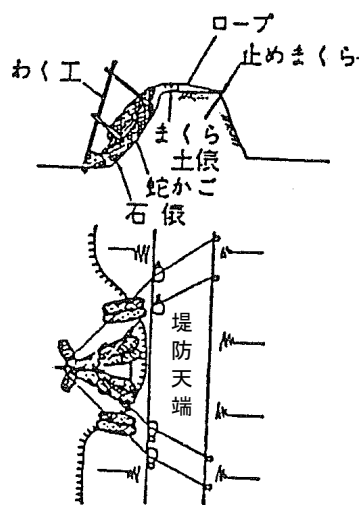
竹網流し工

4. わく入れ工

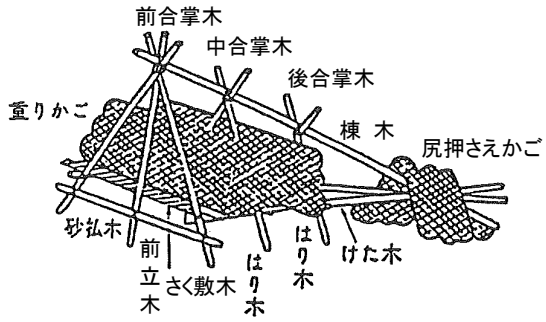
急流河川において、流水を緩和し堤脚洗掘面の拡大を防止するときに用いられる工法で、洗掘箇所に丸太を使用した川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。

施行箇所は、むな木を河岸とは直角より少し上向きにし、頭部を河岸側におき、逆にして水中に入れる。予定の箇所に沈めると同時に、作業員がこの上にのり、合掌木の浮上を防ぎながら石俵や重り蛇かごをのせる。わくを水中に入れるときは、要所要所を鉄線でつなぎ裏のり肩に打った止め杭に結び、予定箇所に沈める。

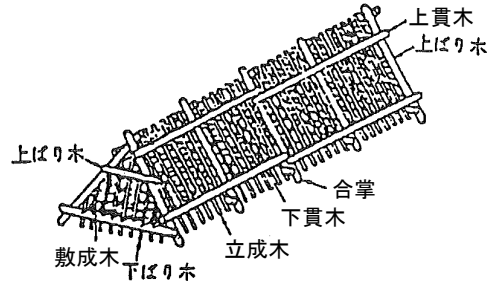
また、2基以上のわく工を投入する場合には、上流端から施行するのがよい。さらに、わく工は、流れに対し少し上向き～直角に投入する。



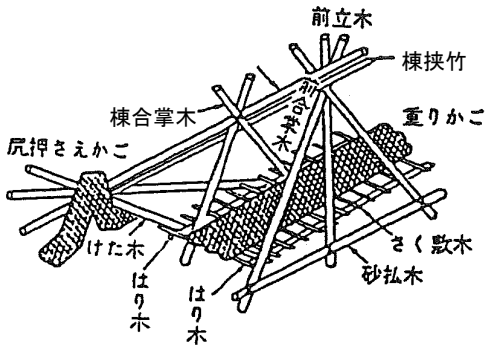
わく入れ工



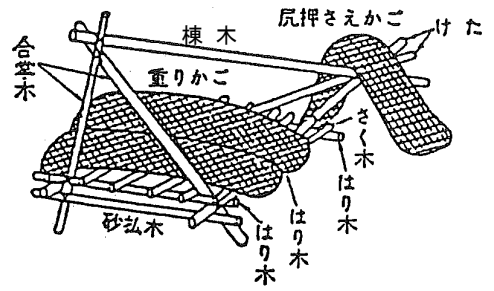
大聖牛



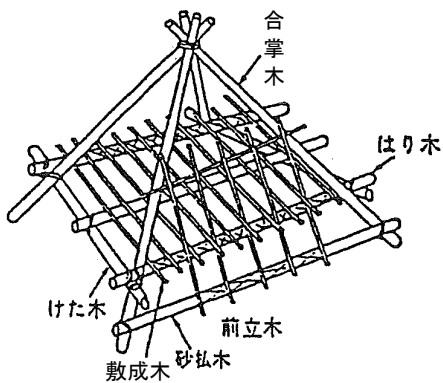
合掌わく



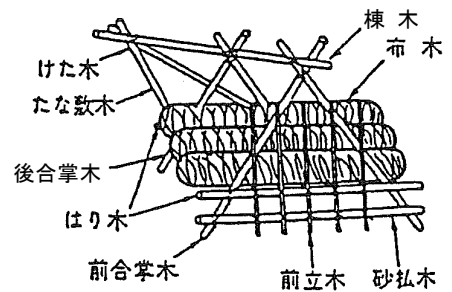
川倉



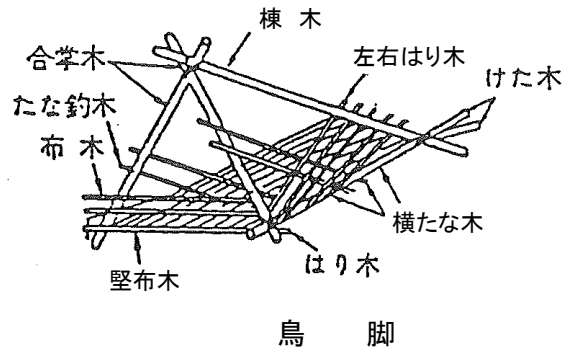
牛わく



菱牛



笈(きゆ)牛

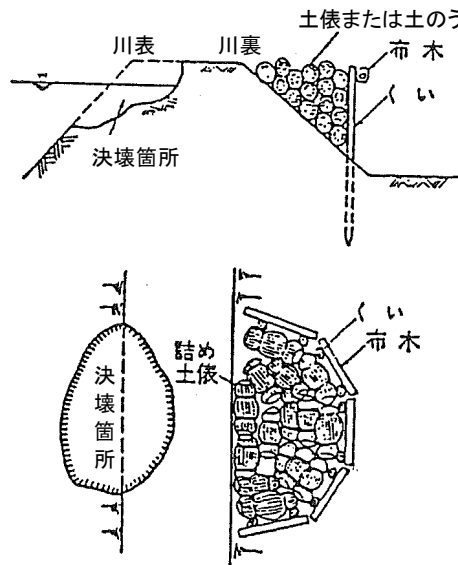


鳥脚

5. 築きまわし工

川表のり面の決壊は、洪水の程度によって、あるところまで洗掘が進むとそれ以上の決壊が止まることがあり、この場合でも漏水によって破堤することがあるので、堤防断面の不足を補うために裏のり側に土のうなどを積み上げ堤防を補強する工法である。

決壊した堤防の裏のり側に、杭を打ち、竹しがら編みや板さくを設け、その内部に土俵または土のうを長手にし、芋継ぎを避けて踏み固めながら積み込んでいく。

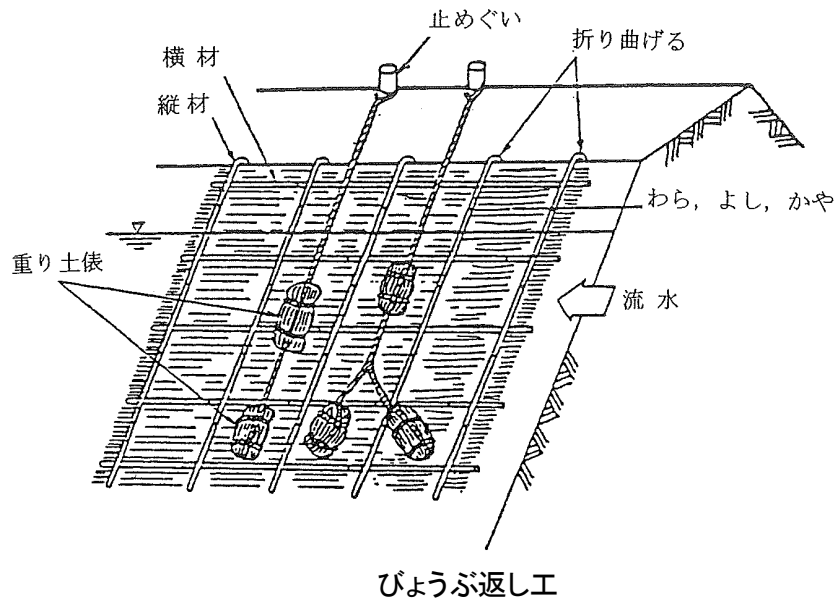


築きまわし工の一例

6. びょうぶ返し工

波浪や流水により川表側が欠け込んだ場合、その拡大を防止し、かつ漏水防止工法としても採用される。

竹を骨として使用し、わら、あし、よし、かやなどをあて「びょうぶ」のようなものをつくり、これを竹材の根元から折り曲げて川表のり面に倒し、洗掘面を覆う。



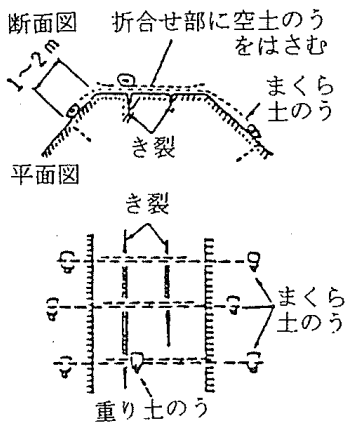
(5) き裂防止工法

き裂の浅いものは、掘り返しを行い、良質土で十分固めながら埋め戻しを行う。き裂の深く、かつ拡大する様子が見られる場合は、地面をしぼるようになる「地しぼり工法」によって防止する。また、き裂内に雨水が流れ込まないように、流入防止の対策を講じねばならない。

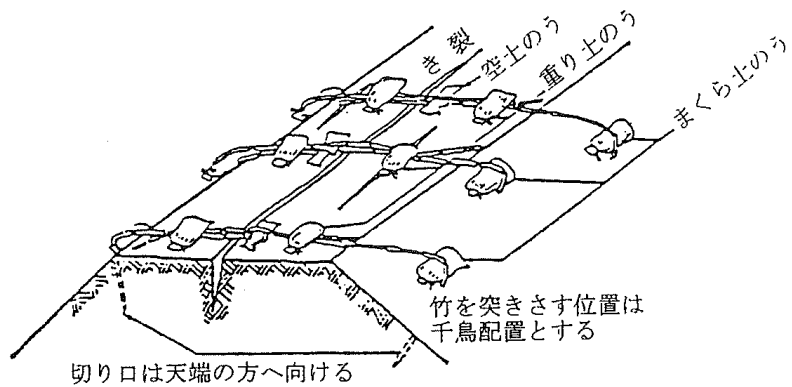
1. 折り返し工

堤防天端に、き裂が生じた場合に、拡大防止を目的として施工される工法で、表のり、裏のりの適当な場所に土俵または土のうを置き、その下側に竹を突きさし、土俵、土のうをまくらに折り曲げ、堤防天端で双方の竹を折り返し、二子なわで結束する。き裂の部分には土を埋め戻しする。

竹の立て囲み位置を必ず千鳥配置とし、竹の立て込みによってのり面にき裂が生じないようにしなければならない。



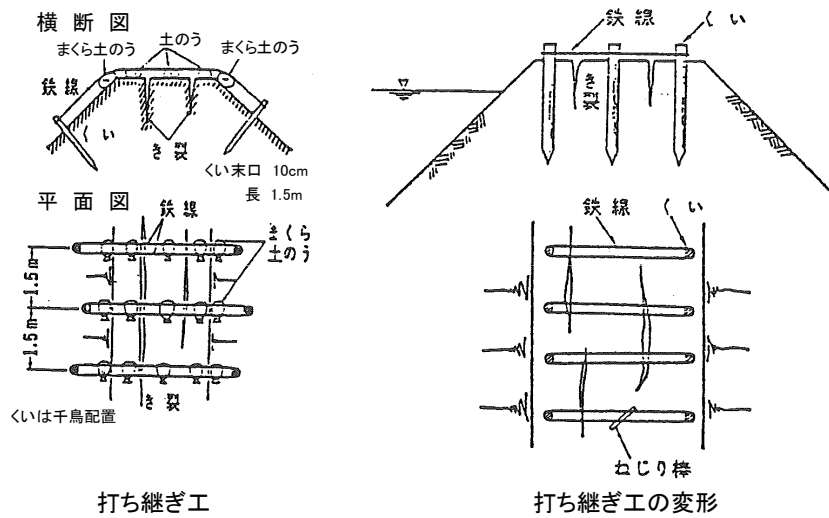
折り返し工



折り返し工の詳細図

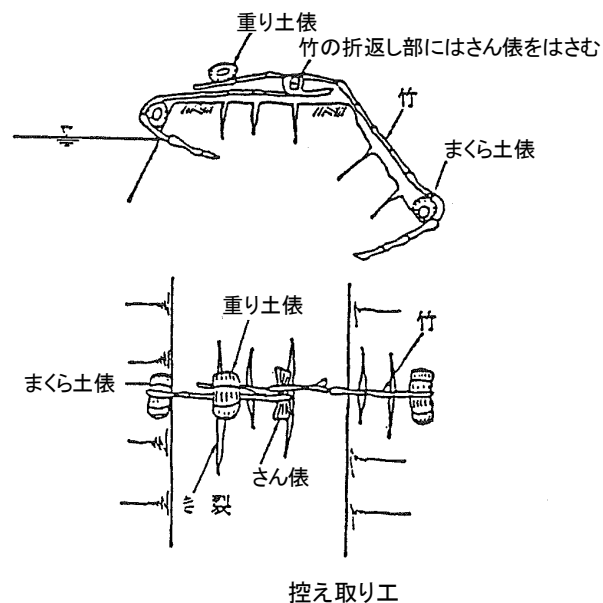
2. くい打ち継ぎ工

竹の入手に困難な地域において折り返し工と同様，堤防天端のき裂拡大を防止するために用いられる工法で，き裂の面側に，杭を打ち込み鉄線でつなぐ。



3. 控え取り工

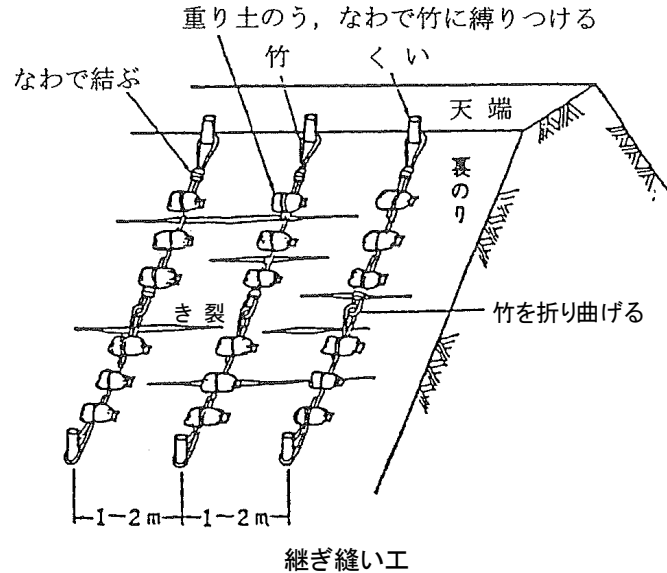
堤防天端から裏のりにかけて，き裂が生じた場合，拡大を防止する工法である。堤防川裏のり尻に土俵または土のうを長手にかつ堤防に平行になるようにならべ，これに細竹を突きさし，蛇腹縫いにして一体化を図るか，あるいは小ぐいを打ち地盤に固定させる。これに隣接した堤防側に竹をさし込み，これに対応するように表のり面にも竹を立て，その根元にまくら土俵，土のうを置き，双方の竹を折り曲げ堤防天端で双方の竹を折り返す。折り返し曲部には栈俵などを当て連結，補強し，なわまたは鉄線で結束する。



4. 継ぎ縫い工

控え取り竹の代わりに杭を用い、引張り材として竹を用いて、竹が手近にない場合には鉄線を用いて、き裂の拡大防止を図る工法である。

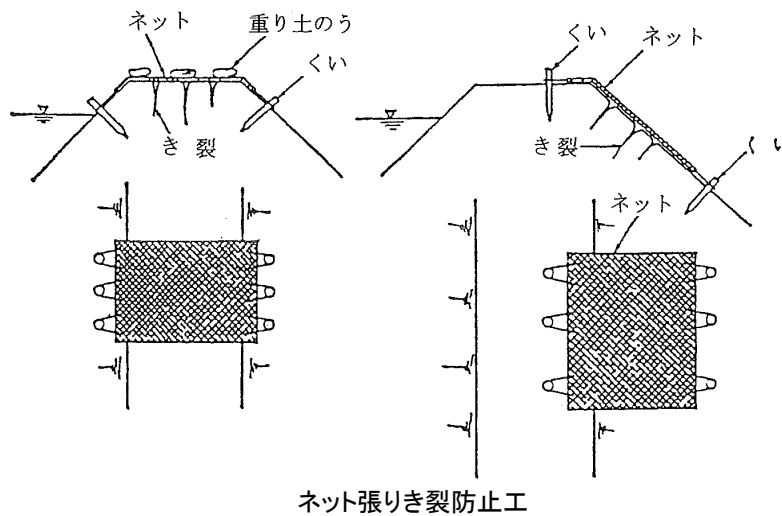
施工にあたり、控え杭の打ち込み位置は一直線にならないよう、できるだけ千鳥状の配置になるように打ち込み、また、杭によるき裂が生じないようにしなければならない。



5. ネット張りき裂防止工

堤防天端および裏のり面にかけて、き裂が生じた場合、き裂拡大を防止するため、き裂の両側に杭を打ち込み、き裂箇所をネットで覆う工法である。

杭は堤防のり面に直角に、また打ち込み深さは最大き裂深さの2倍以上の根入れがあるように打ち込む。ネットの上には、重り土のう、コンクリートブロックなどをのせ、安定させる。

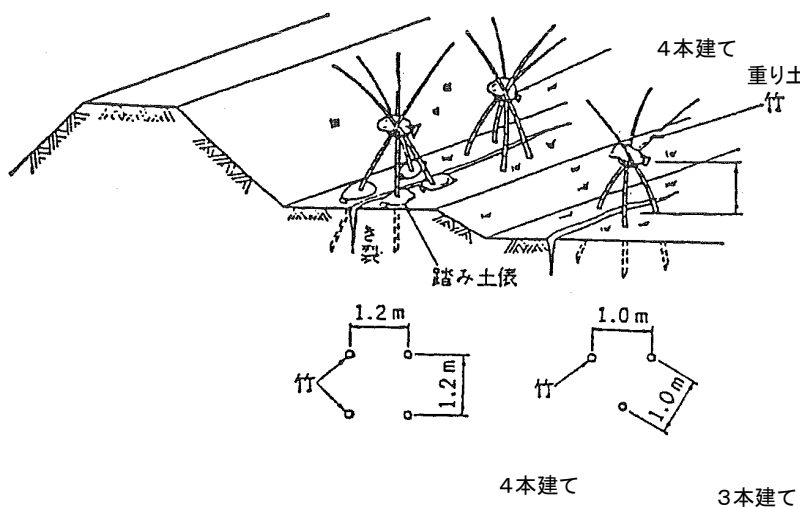


(6) 川裏崩壊防止工法

洪水継続時間が長い、あるいは長期にわたる降雨のために、堤体が飽和状態になったとき、堤体土の含水量が増加し土のせん断抵抗力が低下するために、小段または、のり面にき裂が生じる。

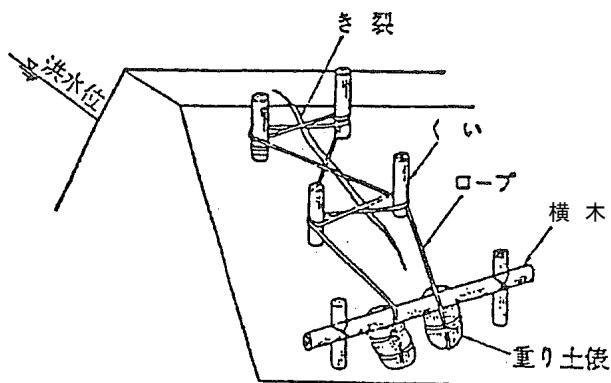
1. 五徳縫い工（竹利用）

裏のりまたは裏小段におけるき裂の拡大を防止する工法で、き裂をはさんでこれを縛るように竹3～4本を地中深く一辺が1 m程度の正三角形または正方形になるようにさし、地上1.2m～1.5mくらいのところで一組づつなわ、鉄線で結束し、その交点上に重り土俵、土のうをのせるものである。



2. 五徳縫い工（くい打ち）

木ぐいをき裂箇所の両側に4本程度対称または千鳥に打ち込み、このうち2本の杭に丈夫なロープを縛り、他の杭に靴ひものようにかける。このロープの先端に十分重い土俵、土のうを吊す。

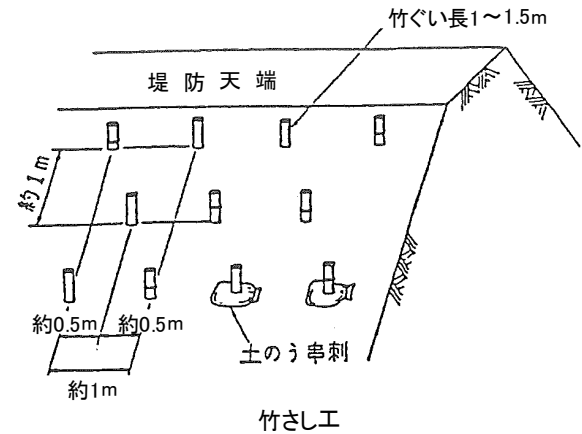


五徳縫い工(くい打ち)

3. 竹さし工

五徳縫い工を簡単にしたもので、竹を堤体深くに突きさし、深い土と浅い土を一体化させて、のり面をすべらないようにする工法である。

この工法は、五徳縫い工と併用すれば、さらに効果が上がる。

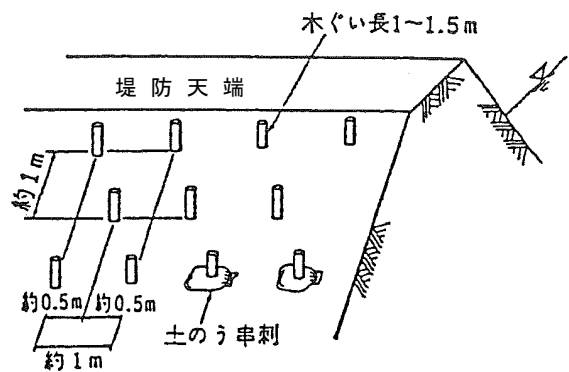


竹さし工

4. 力ぐい打ち工

竹さし工の竹に代えて、木ぐいを使用するものである。

のり面が軟弱な場合は、土俵または土のうを置いて、その上から杭を打ち込む。

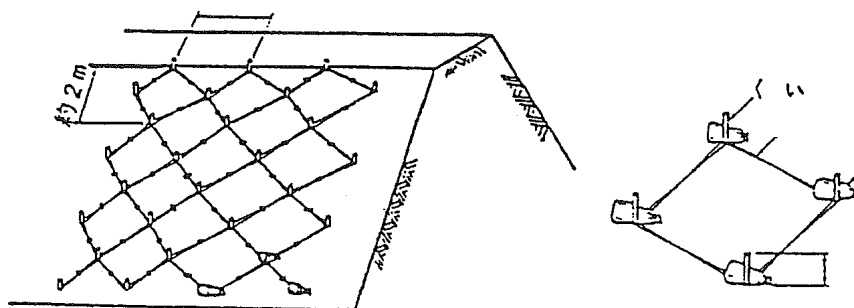


力ぐい打ち工

5. かご止め工

堤防のり面が崩壊しそうな箇所の対策として採用される工法である。力ぐいを数列打ち込み、各ぐいの根元を鉄線や割竹で相互に緊結する。

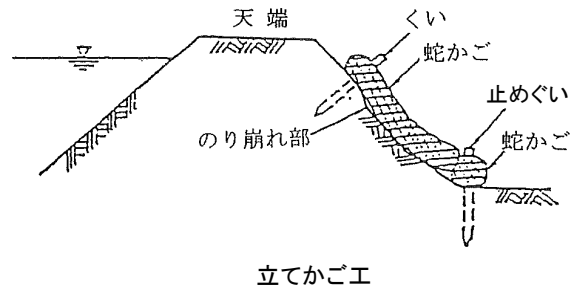
また、川表側のり面にき裂が生じたときに用いられることがあり、この場合は、のり面にそだを敷き、杭ごとに重り土俵を置いてのり面の崩壊を防止する。



6. 立てかご工

浸透水による堤防裏のりの崩壊を防ぐ工法である。

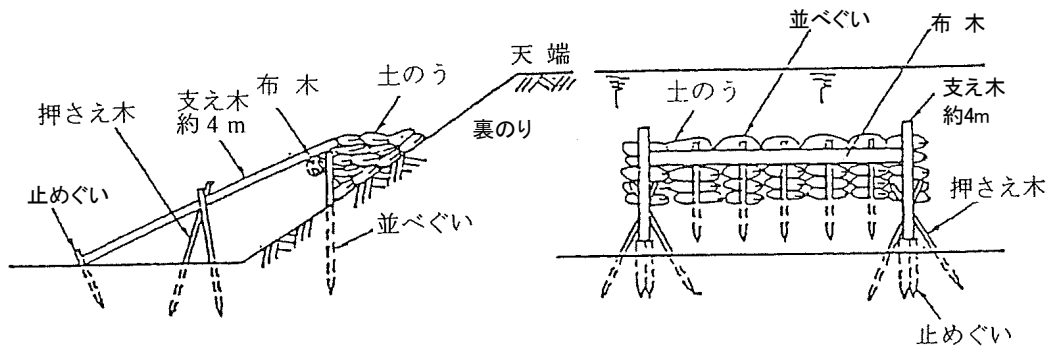
裏のり先沿いに蛇かごを1列敷設し、止め杭を打ち、これを基礎として蛇かごを縦に敷設するか、または立て蛇かごだけを施工し、これに数本の止め杭を打ちのり面の崩壊を防ぐものである。



立てかご工

7. くい打ち積土俵工

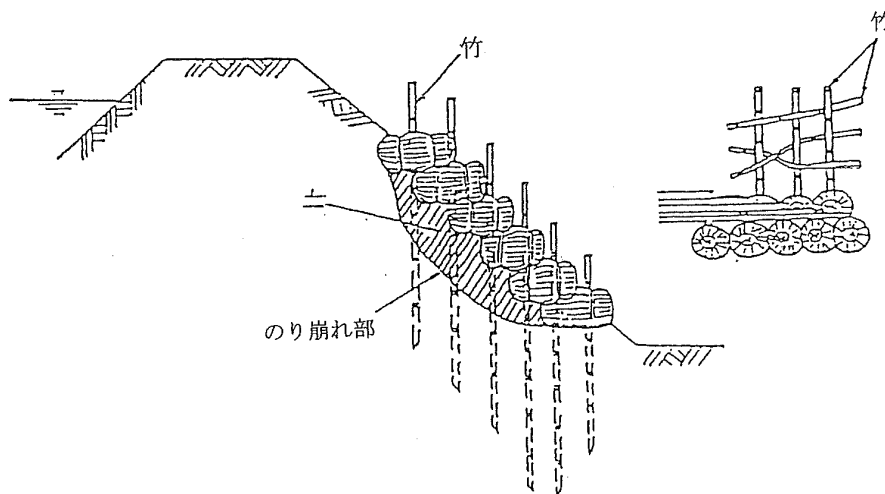
堤防裏のり面が崩れ、または、そのおそれがある場合に、その下部に杭を打ち込み、これに積み土俵を行い対策とする工法である。



くい打ち積み土俵工

8. 土俵羽口工

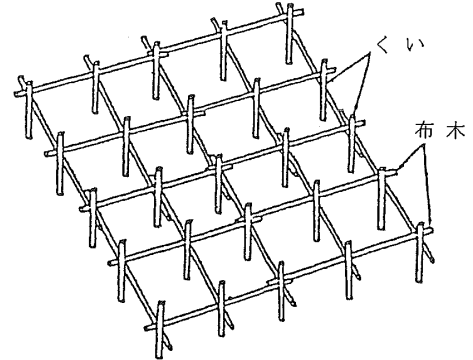
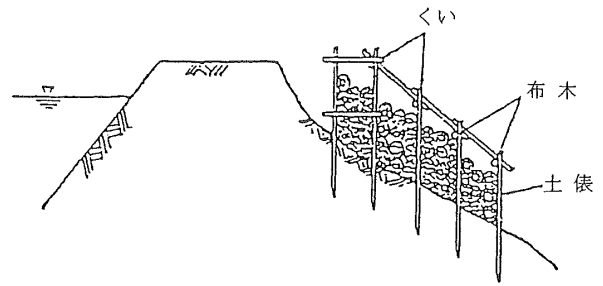
川裏、川表のり面が崩壊したとき、堤防断面の補強、または崩壊拡大を防止するため、崩壊した部分の下部のほうから、土俵、土のうを小口にならべ積み上げる工法である。



9. つなぎくい打ち工

裏のりの崩壊した部分に木ぐいを数列ならべて打ち、これを連結してその中に土俵または土のうを詰め込み堤防断面の補強を図る工法である。

くい間に土俵や土のうを詰める際、杭や布木丸太に損傷を与えないように注意するとともに、詰め土俵は手継ぎにならないようにする。



継ぎくい打ち工

10. さくかき詰め土俵工

崩壊の程度によって、その最下部から天端と平行に数列の杭を打ち、その各列に竹やそでで柵を作って詰め土俵を行い、堤防を補強する工法である。

この工法は、小河川が破堤した場合に仮締切りとして採用される。この場合には、川表と川裏ののり先付近に各2列の杭をうち、これに竹さくを設け、各さく、くい間は鉄線および丸太で連結し詰め土俵間を土砂で充てんする。

